

平成30年

第2回北杜市議会定例会会議録

平成30年6月12日開会

平成30年6月28日閉会

山梨県北杜市議会

平成 3 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 2 日

平成30年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成30年6月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 平成29年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第3号 平成29年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成29年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第8 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第9 承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第10 承認第3号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第11 議案第56号 北杜市営就業者向け定住促進住宅条例の制定について
- 日程第12 議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第59号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第60号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第61号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第62号 字の区域の変更（大泉町寺所）について
- 日程第18 議案第63号 字の区域の変更（高根町箕輪）について
- 日程第19 議案第64号 字の区域の変更（白州町鳥原）について
- 日程第20 議案第65号 動産の取得について（小学校スクールバス）
- 日程第21 議案第66号 市道路線の認定及び廃止について

- 日程第22 同意第1号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第23 同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第24 同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第25 同意第4号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第26 同意第5号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第27 同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第28 請願第2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

2. 出席議員（22人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 栗谷真吾 | 2番 池田恭務 |
| 3番 秋山真一 | 4番 進藤正文 |
| 5番 藤原尚 | 6番 清水敏行 |
| 7番 井出一司 | 8番 志村清 |
| 9番 齊藤功文 | 10番 福井俊克 |
| 11番 加藤紀雄 | 12番 原堅志 |
| 13番 岡野淳 | 14番 相吉正一 |
| 15番 清水進 | 16番 野中真理子 |
| 17番 坂本静 | 18番 中嶋新 |
| 19番 保坂多枝子 | 20番 千野秀一 |
| 21番 内田俊彦 | 22番 秋山俊和 |

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

1番 栗谷真吾
3番 秋山真一

2番 池田恭務

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
政策調整参事	櫻井順一	企画部長	小松武彦
市民部長	篠原直樹	福祉部長	浅川辰江
生活環境部長	仲嶋敏光	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	土屋裕	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	小尾民司
明野総合支所長	清水博樹	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	小澤隆二	小淵沢総合支所長	中山晃彦
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
政策秘書課長	小澤章夫	総務課長	宮川勇人
企画課長	加藤寿	財政課長	清水市三
林政課長	浅川知海		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山内一寿
議会書記 平井伸一
" 進藤修一

開会 午前10時00分

○議会事務局長（山内一寿君）

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る5月30日に開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、秋山俊和議員、清水進議員に議員在職15年以上の表彰状を授与されました。

ここで、中嶋議長から表彰状の伝達を行います。

中嶋議長、表彰された皆さまは演台の前にお進みください。

（表彰状・伝達）

おめでとうございます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

自席のほうへお戻りください。

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

平成30年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

市内の水田では、ほぼ田植えも終わり、緑が鮮やかな田園風景となってまいりました。今年も秋の収穫期の豊作を願っているところであります。

安倍内閣は今国会において国民の一人ひとりの意思や能力、そして個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とする働き方改革関連法案の成立を目指しております。

職場においてワーク・ライフ・バランスの取り組みが一層進み、労働生産性の向上による日本経済のさらなる成長とともに国民の誰しもうもが職場、家庭、地域で活躍でき豊かに暮らせる社会の実現を期待するところであります。

また、地方分権改革の進展に伴い市議会の役割と責任が高まる一方、わが国の人口減少と高齢化が加速し、議員のなり手不足は町村に留まらず、小規模な市などにおいても重大な問題となっています。

総務省は今後の市町村議会のあり方について研究会を立ち上げ検討を進めていますが、全国市議会議長会においても議会への多様な人材の参画や議会の権能を強化する制度改革など、この問題解消に向けた取り組みについて、国へ提案・要望をしております。

北杜市議会としましても、全国市議会議長会と連携しながら国への働きかけを行うとともに市議会自らが自己改革に取り組み、より一層市民に身近な議会となるよう努め、住民福祉の向上につなげてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました諸議案について慎重、公正なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成30年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、執行部 織田総務部長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

最初に諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告5件、承認3件、議案11件、同意6件であります。

次に監査委員から、平成29年12月から平成30年3月まで実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、4月20日に山梨県市議会議長会第259回定期総会が北杜市において開催され、私と副議長が出席いたしました。

また、4月24日に関東市議会議長会第84回定期総会が群馬県で、また5月9日に第46回全国自治体病院経営都市議会協議会総会が東京都で、5月24日に山梨県南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会総会が南アルプス市で、5月30日に第94回全国市議会議長会定期総会が東京都でそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

次に、5月9日に山梨県リニア中央新幹線期成同盟会総会が昭和町で開催され、副議長が代理出席をいたしました。

また、5月14日から23日までの10日間、第29回米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、議会代表の齊藤功文議員が訪問団の団長として参加いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告があります。

峡北広域行政事務組合議会議長 福井俊克君、報告をお願いいたします。

○10番議員（福井俊克君）

それでは、峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

平成30年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

平成30年第1回議会臨時会が5月28日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、清水敏行議員、井出一司議員、原堅志議員、岡野淳議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

はじめに、韮崎市の高添秀明議員の辞職の報告および甲斐市の横山洋介議員、赤澤厚議員、有泉庸一郎議員、山本英俊議員の4名の選出の報告がありました。

次に、前副議長、甲斐市選出 三浦進吾議員の任期満了に伴い、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦により甲斐市選出の赤澤厚議員が副議長に指名され、当選いたしました。

提出された議案は報告案件1件、契約案件2件、人事案件1件の計4案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、報告案件についてであります。

報告第1号 事故繰越し繰越し計算書について（常備消防特別会計）であります。

平成29年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算について、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、峡北広域行政事務組合旧庁舎解体工事撤去工事であり、当初設計の既存フェンス復旧に対し、隣接の韮崎市からフェンスの嵩上げの要望があり、高尺フェンスの納期に不測の日数を要したため、3,799万2千円を繰り越すものでした。

次に、契約案件についてであります。

はじめに、議案第15号 高規格救急自動車購入契約の締結についてであります。

この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるので、この案件を提出するものであります。

内容については、葦崎消防署に配備する高規格救急自動車で、指名競争入札で行われ、契約相手方は甲斐日産自動車株式会社、契約金額は2,851万2千円でありました。

次に、議案第16号 救助工作車Ⅱ型購入契約の締結についてであります。

この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるので、この案件を提出するものであります。

内容につきましては、北杜消防署に配備する救助工作車Ⅱ型で、指名競争入札で行われ、契約相手方は帝商株式会社、契約金額は1億1,415万6千円でありました。

次に、人事案件についてであります。

議案第17号 峡北広域行政事務組合監査委員の選任についてであります。

峡北広域行政事務組合監査委員 有泉庸一郎氏の任期が平成30年4月30日をもって満了となったため、後任者の選任について議会の同意を得る必要があるので、この案件を提出するものであります。

新たに、山本英俊氏を監査委員に選任したものであります。

以上4案件、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で平成30年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

1番議員 栗谷真吾君

2番議員 池田恭務君

3番議員 秋山真一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から6月28日までの17日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月28日までの17日間とすることに決定いたし

ました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 報告第2号 平成29年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第27 同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの25件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん、改めましておはようございます。

平成30年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の春は暖かく桜の花とともに足早に過ぎ、今、ふるさと北杜は山々が深緑に輝き、田植えを終えた水田も緑が色濃くなり、万物が躍動する季節を迎えております。

本市の肥沃な大地とおいしい水、抜群の日照時間という「お宝」がおいしい農産物という新たな「お宝」を生み出してくれます。

この夏には、J A 梨北の取り組みで、都内ホテルにおいて北杜市産を含む「梨北ブランド」の食材のみを使った料理を提供するイベントが行われると聞いております。

関係機関と連携を深めながら、引き続き北の杜フードバレープロジェクトを推進し、「安全・安心 日本の台所 北杜市」を広くアピールすることにより、食と農による地域活性化を図ってまいります。

はじめに、去る4月11日、大分県中津市内で民家の裏山が崩落し、6名の尊い命が失われました。その状況を見るにつけ、急峻な箇所が多い北杜市でも例外ではないと感じていた中、4月25日の夜間に、須玉町江草地内の主要地方道葦崎増富線沿線土地で崩落が発生いたしました。

幸いにもケガ人がなく、現在、県による応急対策工事が進められており、平行して本復旧に向けた設計調査を行っているところであります。

一方、今回避難された方の中には、高齢者で身体の不自由な方もおり、総務部や建設部だけでなく、市民部や福祉部なども加わり、迅速に対応をいたしました。

こうした対応をできるだけ速やかに行う上で、市役所内の連携体制を構築することの重要性を感じたところであります。

高齢者や障がい者、そして小さい子どものいる家庭など、いわゆる災害弱者も安全・安心に暮らせる地域づくりのため、今回のこうした教訓も生かしながら、今後とも防災体制の強化に努めてまいります。

さて、4月29日に平成30年春の叙勲の受章者が発表され、本市においても大勢の方が受章されました。

須玉町の八巻睦さんが旭日小綬章を、大泉町の井上卓さんが瑞宝小綬章を、小淵沢町の進藤勇さんが旭日単光章を、白州町の小林町子さんが瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。

同日、警察や消防、自衛隊など危険性の高い業務で貢献した人を対象とした第30回危険業

務従事者叙勲の受章者も発表され、須玉町の黒沢邦一さんが瑞宝双光章を受章されました。

このたびの受章は、長年にわたる功労をたたえるものであり、受章した皆さまに心から敬意とお祝いを申し上げます。

一方、北杜の未来を担う高校生たちも活躍しております。

4月29日に開幕された第70回山梨県高等学校総合体育大会兼関東大会予選において、帝京第三高等学校サッカー部が優勝し、今月2日に開催された関東大会へ出場いたしました。

先月9日に開催された第70回山梨県高等学校総合体育大会・登山では、北杜高等学校スキー・山岳部男子が優勝を果たし、8月に三重県で開催されるインターハイへ出場することになりました。

また、今月2日に開催された第10回山梨県高等学校溶接競技会において、韮崎工業高等学校2年生の白州町の山口朱音さんが最優秀賞に、須玉町の岩崎結友さんが優秀賞に選ばれ、2人は来年4月に開催される関東甲信越高校生溶接コンクールに出場いたします。

皆さまの日頃からの地道な努力と指導に当たっている先生方に対し敬意を表するとともに、心からのエールを送り今後の活躍を期待したいと思います。

次に、市政の状況について、「お宝いっぱい健幸北杜」の取り組みから申し上げます。

はじめに、子育て支援の充実についてであります。

保護者の皆さまに安心して就労していただくため、保育園や放課後児童クラブの施設整備に計画的に取り組んでいるところであります。

いずみ保育園建設事業については、本年4月から仮設園舎での保育を開始しております。新園舎の建設については既存園舎解体後、本年9月ごろ工事に着手し、来年8月の完成を目指してまいります。

また、昨年度から工事を進めております高根東放課後児童クラブの整備事業については、今月中に工事が完了する見込みであります。

今後も、本市の未来を担う子どもたちが安心して安全に利用できる環境整備に取り組んでまいります。

次に、子育て世代包括支援センターについてであります。

昨年4月から市保健センター内に、妊娠準備期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを開所しております。利用者数は、開所からの1年間で1万3千人余りとなっております。

引き続き子どもの声が響くまちを目指し、安心して子どもを生み育てることができる地域づくりに向け、子育てママたちとの連携を図り、適切な運営に努めてまいります。

次に、健康長寿社会創造プロジェクト事業についてであります。

この事業は、本年度から3年間の計画で各種事業に取り組んでまいります。初年度においては、健康づくり・介護予防を応援するWebサイトの構築、人生100年時代を生き抜くためのマネジメント講座などを実施いたします。

市民・ボランティア団体・サービス提供事業者等と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりの実現を目指してまいります。

次に、雇用創出についてであります。

国からの委託により、北杜市雇用創造協議会が実施している実践型地域雇用創造事業において、昨年度は事業主を対象とした雇用拡大セミナーや合同就職面接会などが開催され、200人

余りの雇用が創出されました。

本年度も協議会と連携し、さまざまな事業を開催して北杜市で働く魅力を高め、雇用の拡大と地域産業の活性化を図ってまいります。

次に、高根統合小学校整備事業についてであります。

高根地区の3小学校の統合により新たに誕生する高根東小学校は、来年4月の開校に向けて準備を進めているところであります。

こうした中、屋内プール棟が完成いたしました。夏の水泳シーズンを前に今年14日、児童や保護者など学校関係者が出席し、竣工式ならびにプール開きを行う予定であります。積極的な活用により、子どもたちの体力の向上等が図られるものと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿地の誘致についてであります。

本年3月、本市とフランスバレーボール協会との間において、ビーチバレー競技の事前合宿地に関する協定を締結いたしました。

フランス、ビーチバレーチームが東京オリンピックにおいて活躍できるよう、事前合宿を受け入れるための準備をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

これを機に、ビーチバレーが市民の健康増進や子どもの体力向上につながる新たなスポーツとして、親しまれるよう取り組んでまいります。

次に、まなびの杜パスポート制度についてであります。

市民の皆さまに、生涯学習の各種講座や文化・スポーツ教室などへ参加していただく上で目標を持って取り組んでもらうため、本年4月からパスポート制度を開始いたしました。

参加するごとに1ポイントを付与し、年間の取得ポイントに応じたゴールド、シルバー、ブロンズの各マスターの認定証を授与することで、各種生涯学習講座等へ楽しく参加していただけるものと考えております。

次に、若者世代からの健幸づくりプロジェクト事業についてであります。

若者世代から現役世代を対象とし、健康に対する意識をより高めるため、市民と企業と行政が協働して、健康づくりの取り組みを考えるためのワークショップを開催いたします。

それぞれの立場での意見を伺いながら、実現可能な対策を考え、来年度からの市民協働型の健康づくり事業に向けて準備してまいります。

昨年度、「お宝いっぱい健幸北杜」を宣言いたしました。市内社会体育施設においては、地域の皆さまがヨガ教室や3B体操など、健康づくりを自主的に取り組んでおります。

また、「いいことチャレンジ健幸北杜」の取り組みも毎年行っているところであり、健康づくりや体力の向上に関心を寄せる方々が増加しております。

私たちも毎日体を動かし、それぞれの体力に合った健康づくりに取り組み、元気に過ごしてまいりたいと考えております。

続いて、8つの杜づくり等にかかる取り組み状況について申し上げます。

はじめに、環境保全基金活用事業についてであります。

環境保全基金は、企業をはじめ個人の皆さまからのご寄附と、ふるさと納税制度と合わせて積み立て、市民による提案型の環境保全活動など「森を育て、水を守る」をテーマとした多彩な環境保全事業に活用しております。

本年度は、市民による提案型の環境保全活動17事業、環境保全事業、環境教育事業など市実施事業30事業を実施いたします。

環境保全活動のためにご支援、ご協力を賜りました企業をはじめ、多くの皆さまに感謝申し上げます。

次に、減災力の強いまちづくり事業についてであります。

自然災害は、いつ起こるか分かりません。突然の災害に日ごろの備えや心構えを持つことで災害発生時の被害をできるだけ減らす「減災」という概念が近年注目されております。

この事業では、専門家が地域へ出向いて指導を行う出前塾の開催や地域減災リーダーの育成に取り組み、いざという時に機能する自主防災組織の創設と強化を図ってまいりたいと考えております。

先月27日には、フレンドパークむかわにおいて、山梨県水防訓練が開催されました。北杜市消防団をはじめ中北建設事務所峡北支所、峡北消防本部、北杜警察署、北杜市赤十字奉仕団、峡北地区建設業協会など多くの皆さまにご参加いただきました。皆さまが真剣に訓練する姿に大変、心強さを感じたところであります。

次に、飲酒運転の根絶についてであります。

山梨県が昨年度、人口10万人当たりの飲酒運転による交通事故件数で全国ワースト1位であったことを受け、本市では4月6日に「飲酒運転根絶宣言」を行いました。

市民と関係団体が一体となり、飲酒運転を断じて許さない地域社会実現のため、取り組みを進めてまいります。

次に、水道施設マイクロ水力発電所についてであります。

本市では再生可能エネルギーを推進するため、水道施設を活用したマイクロ水力発電設備の設置を検討してまいりました。

昨年度、建設候補地の地点調査を実施したところ、峡北地域水道企業団の須玉第2減圧槽が最適地であるとされました。

今後は建設に向けて、関係機関と協議を進めてまいります。

次に、中部横断自動車道長坂・八千穂間についてであります。

4月28日に、長野県の八千穂高原インターチェンジから佐久南インターチェンジまでの区間が開通し、開通式に出席してまいりました。

中部横断自動車道は、太平洋と日本海を結ぶ「命の道」として、一日も早い完成が待たれております。本市といたしましても引き続き、自然環境や景観に配慮した早期整備の着手に向け、関係機関に働きかけてまいります。

次に、「きぼうの桜」についてであります。

4月26日の市政報告会に合わせ、「花伝説・宙へ！」のプロジェクトリーダーの長谷川洋一さんをお迎えし、ご講演いただきました。

このプロジェクトは、日本三大桜である山高神代桜をはじめとする日本各地の種などを国際宇宙ステーション「きぼう」に乗せ、宇宙を旅するものであります。

この桜の種をきっかけに、日本各地との交流を創出するきぼうの桜計画の取り組みについて、「きぼうの桜 千年の継の物語」と題し、お話いただきました。

また、先月20日には「第2回きぼうの桜サミット」が淡路島において開催され、本市を含む苗木と「きぼうの桜」を植樹した福島県楡葉町などの被災地との交流が図られました。引き続き、一日も早い被災地の復興を願うところであります。

次に、国際交流についてであります。

国際姉妹地域であるアメリカケンタッキー州マディソン郡へ、齊藤功文議員を団長とする北杜市代表団14名に、先月14日から23日までの10日間の日程で訪問していただきました。

マディソン郡滞在中は行政機関への表敬訪問、現地企業の視察を行い、歓迎式典等を通じてマディソン郡の方々との交流を図られてきました。

また、文化交流員については先月26日まで滞在し、現地の小中学校にて尺八の演奏および指導による日本の伝統音楽の披露をしていただきました。

今後も、マディソン郡との実りある交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産についてであります。

昨年度、長野県と山梨県が連携し、八ヶ岳山麓を中心とした「星降る中部高地の縄文世界」を申請したところ、先月24日に文化庁から認定証が交付されたところでもあります。

本市では、梅之木遺跡や金生遺跡などが日本遺産の構成要素に含まれており、今後も八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンなどとの連携を図りながら、文化資源の活用を進めてまいりたいと考えております。

一方、4月27日に開園した梅之木遺跡公園は、ゴールデンウィーク期間において1千人を超える見学者を数えたところでもあります。

今後は、日本遺産の取り組みも見据え、各種の体験学習会などを開催してまいります。

次に、山梨県馬術競技場についてであります。

3月29日に、山梨県馬術競技場厩舎等竣工式が開催されました。本馬術競技場の改修整備は、体育・スポーツ振興などの拠点として大いに期待しているところでもあります。その思いを込めて、竣工記念に「きぼうの桜」の植樹を行いました。

本年8月には、待望の全日本ジュニア障害馬術大会の開催のほか、日本ならびに海外の主要大会が開催される予定と伺っております。おもてなしの心で大会を盛り上げていただきたいと思いますと考えております。

「きぼうの桜」の名のとおり、希望に満ちた素晴らしい施設として、本馬術競技場がさらに充実するとともに、山梨の馬事振興が図られることを願っております。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件5件、承認案件3件、条例案件5件、補正予算案件1件、その他案件5件、同意案件6件の合計25案件であります。

はじめに、報告第2号から報告第5号までの4案件につきましては、地方自治法施行令の規定により継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書をそれぞれ議会に報告するものであります。

次に報告第6号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

次に承認第1号から承認第3号までの3案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第56号 北杜市営就業者向け定住促進住宅条例の制定についてであります。

市内外の就業者を対象とした住まいを提供することにより、市内への定住を推進するため、就業者向け定住促進住宅の設置および管理について定める必要があることから、条例を制定するものであります。

次に議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第58号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第59号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、利用者負担額を引き下げることから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第60号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の基礎資格を拡大すること等から、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第61号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

農産物の高品質化・高付加価値化・低コスト化など、産地の競争力の強化を図るため、須玉町仁田平地内に進出する農業生産法人に対し、国の強い農業づくり交付金事業を活用した助成を行うこととし、所要の経費を計上しております。

また、生産コストの削減および養鶏規模拡大に地域一体となって取り組む、山梨養鶏クラスター協議会に対し、国の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業を活用した助成を行うこととし、所要の経費を計上しております。

また、北杜市営住宅総合活用計画および北杜市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営武川団地および下笹尾団地の改修などを行い、市民の安全・安心な生活を確保するため、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は11億4,434万8千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ289億4,131万6千円となります。

次に、その他案件をご説明いたします。

はじめに、議案第62号から議案第64号までの3案件につきましては、区画整理工事の実施に伴い、行政遂行上および土地の維持管理上支障があることから、新字界を定める必要があるため、字の区域の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に議案第65号 動産の取得について（小学校スクールバス）につきましては、動産を取得することについて、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第66号 市道路線の認定及び廃止についてであります。

中央自動車道を跨ぐ横針橋について、老朽化による撤去工事が完了したことに伴い、市道路線の連絡性を図るため、市道路線の認定および廃止を行う必要があることから、道路法第8条第2項および第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第1号から同意第6号までの財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、財産区管理委員会委員の死去、辞職および任期満了に伴い、新たな財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております25件のうち承認第1号から承認第3号、議案第57号から議案第60号、議案第62号から議案第64号、議案第66号は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれら11件についての総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号から承認第3号、議案第57号から議案第60号、議案第62号から議案第64号、議案第66号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に日程第3 報告第2号 平成29年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件および日程第4 報告第3号 平成29年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第5 報告第4号 平成29年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件、日程第6 報告第5号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件、日程第7 報告第6号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定）、以上5件について順次、内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

はじめに報告第2号 平成29年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

平成29年度に継続費として予算計上いたしました高根東放課後児童クラブ建設事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき繰越状況を報告いたします。

高根東放課後児童クラブ建設事業は、平成29年度から平成30年度までの2カ年継続事業として高根統合小学校の開校に向け、平成30年度に完成する予定となっております。

この事業のうち平成29年度内に支出が終わらなかった経費、358万6,940円を逓次

繰越するものでございます。

続きまして報告第3号 平成29年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

平成29年度に繰越明許費として予算計上いたしました24事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越状況を報告いたします。

24事業の内訳としまして、当初で繰越明許費を予算計上したものが2事業、9月補正で予算計上したものが2事業、12月補正で予算計上したものが10事業、2月補正で予算計上したものが8事業、3月に追加補正で予算計上したものが2事業であり、当該繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したものであります。

内訳でございますが2款総務費、1項総務管理費、市民バス運行事業は市民バス購入について1,087万3千円の繰り越し。

3款民生費、1項社会福祉費、北の杜聖苑改修事業は1億1,890万1千円の繰り越し。同款2項児童福祉費、いずみ保育園建設事業は4,001万8千円の繰り越し。

6款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業は2億2,150万円。同項団体営土地改良事業は4,500万円。同項県営土地改良事業は1億1,015万2千円。同項地産地消関連施設整備事業は3億4,450万円の繰り越し。

7款1項商工費、観光PR事業は356万4千円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業は1億8,474万円。同項防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）は5,289万9千円の繰り越し。

次のページをお願いいたします。

同項防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）は4,940万円。同項社会資本整備総合交付金事業（改築）は1,400万円の繰り越し。

同款4項住宅費、市営住宅等改修事業は、サンコーポラス長坂2号棟改修および武川団地改修について7,537万6千円。同項就業促進住宅整備事業は3億4,623万5,180円の繰り越し。同款5項都市計画費、空き家等対策事業は略式代執行による特定空き家の解体工事について601万円の繰り越し。

9款1項消防費、消防施設整備事業は県道拡幅工事に伴う防火水槽の撤去工事費について156万6千円の繰り越し。

10款教育費、2項小学校費、小学校施設等中長期保全化事業は5億8,180万8,800円。同項白州小学校施設整備事業は2,268万円。同項高根統合小学校整備事業は7,117万4,600円の繰り越し。同款3項中学校費、中学校施設等中長期保全化計画策定業務委託は1,544万4千円の繰り越し。同款4項社会教育費、史跡梅之木遺跡整備事業報告書作成業務委託は228万2,040円の繰り越し。同款5項保健体育費、須玉総合体育館非構造物改修事業は6,745万円の繰り越し。

次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業は1千万円の繰り越し。同項林業施設災害復旧事業は1,124万円の繰り越しであります。

翌年度繰越額の総額は24億681万3,620円となっております。

続きまして報告第4号 平成29年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件でございます。

今回繰り越した事業1件につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告いたします。

事業の繰越理由は一番右端の説明欄に記載しておりますが、避け難い事由により年度内に支出が終わらなかった経費について、翌年度に繰り越して使用するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業につきまして7,300万円の繰り越しとなっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

報告第5号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件につきまして、ご報告申し上げます。

平成29年度に継続費として予算計上いたしました、清里南部処理場統合整備事業（長寿命化工事）につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越状況を報告いたします。

清里南部処理場統合整備事業（長寿命化工事）は、平成29年度から平成31年度までの3カ年継続事業として、高根町清里地区の下水道処理場の統合に伴い清里南部処理場の長寿命化工事を平成29年度から着手し、平成31年度に完成する予定となっております。

この事業のうち平成29年度内に支出が終わらなかった経費、8,823万5千円を逐次繰越するものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について報告いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告するものでございます。

提案理由も同様であります。1枚おめくりください。

今回の専決処分は、公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定によるものであります。

専 決 処 分 日 平成30年3月23日

損 害 賠 償 の 額 2万4,602円

損害賠償の相手方 長野県諏訪郡富士見町在住の男性です。

損害賠償の理由 平成30年1月23日午後1時15分ごろ、北杜市長坂町長坂上条2575番地19の長坂総合支所駐車場において、相手方の車両が後退してきたことから、市の職員が運転する公有自動車が、衝突を回避しようとしたところ、相手方の車両と接触し、破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、負担割合に応じて公益社団法人 全国市有物件災害共済会から支払われます。

以上、専決処分の報告となります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号から報告第6号までの5件の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

日程第20 議案第65号 動産の取得について（小学校スクールバス）を議題といたします。

内容説明を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

議案第65号 動産の取得について（小学校スクールバス）であります。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、動産の取得にかかる契約を締結したいので、議会の議決を求めるものであります。

取得する動産 スクールバス（3台）

取得金額 4,104万円

取得目的 車両の老朽化に伴う更新および高根東小学校の開校に伴いスクールバスを取得するものであります。

契約の相手方 山梨県甲府市酒折一丁目2番10号

山梨日野自動車株式会社 代表取締役 飯室允敬であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第65号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

次に日程第22 同意第1号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第27 同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第1号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の死去に伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市須玉町下津金2231番地、名越聖一、昭和13年2月22日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の辞職に伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸4002番地、小池明智、昭和18年5月5日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の辞職に伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸4002番地、小池明智、昭和18年5月5日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

同意第4号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町8277番地、進藤敏夫、昭和25年1月8日生まれ。北杜市小淵沢町6797番地、新海洋雄、昭和17年12月12日生まれ。北杜市小淵沢町6138番地1、進藤璋久、昭和19年8月8日生まれ。北杜市小淵沢町5101番地、小林定次、昭和22年3月20日生まれ。北杜市小淵沢町7047番地3、清水輝隆、昭和23年11月26日生まれ。北杜市小淵沢町1094番地、萱沼鉄男、昭和20年2月1日生まれ。北杜市小淵沢町1037番地7、小松一仁、昭和22年7月17日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

同意第5号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、

北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町上笹尾2909番地、今井保彦、昭和22年1月26日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾1959番地、新海和彦、昭和28年6月29日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾1026番地、中山宏樹、昭和30年3月8日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾380番地、坂本悟郎、昭和17年6月1日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾2816番地、今井悟、昭和48年11月12日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾853番地2、中沢征秀、昭和53年1月18日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾2538番地79、今井英樹、昭和60年9月4日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものがあります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理条例委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに財産区管理条例委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により北杜市長坂町大八田13番地1、平嶋寛策、昭和17年1月20日生まれ。北杜市長坂町小荒間902番地、清水長治、昭和21年6月5日生まれ。北杜市長坂町白井沢2945番地、今井政明、昭和18年2月25日生まれ。北杜市長坂町大八田4859番地、小澤徳男、昭和21年3月22日生まれ。北杜市小淵沢町6138番地1、進藤璋久、昭和19年8月8日生まれ。北杜市小淵沢町7047番地3、清水輝隆、昭和23年11月26日生まれ。北杜市小淵沢町1037番地7、小松一仁、昭和22年7月17日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第1号から同意第6号までの6件は質疑・討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第1号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理条例委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理条例委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第4号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第28 請願第2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15番議員、清水進君。

○15番議員(清水進君)

請願第2号を朗読をもって説明、提案させていただきます。

請願第2号

2018年6月4日

北杜市議会議長 中嶋新殿

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
山梨県北杜支部 支部長 中川量機
北杜市長坂町小荒間298-4
0551-32-5994
紹介議員 清水進

「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願
請願趣旨

戦前、天皇制政治のもとで主権在民をとらえ、侵略戦争に反対したために治安維持法で逮捕され、拷問による虐殺・獄死と言う多大な犠牲を多くの国民が受けました。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間で、学者・宗教者・文化人など、逮捕者は数十万人、検挙された人6万8,274人、虐殺された人93人以上、拷問・虐待などによる獄死は400人余りにのぼっています。北杜市での治安維持法犠牲者は、跡部典、川久保文作、篠原貞夫、進藤一六、山本保清などです。

日本がポツダム宣言を受諾した後治安維持法は、政治的自由と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされました。しかし日本政府は、いまだにその犠牲者に対し謝罪も賠償もしていません。

ドイツでは、連邦保障法でナチス犠牲者に謝罪し賠償をしています。イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給しています。アメリカ・カナダでは、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し大統領が謝罪し、賠償をしています。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、年金を支給しています。

1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として・・・その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘し、補償を求めています。

以上のような国内外の動きは、治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の正当性と必要性を証明しています。

つきましては、同じ過ちを繰り返さない立場から、地方自治法第99条の規定により国会及び政府に対し、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に対して1日も早く謝罪と賠償を行なうことを要望する意見書を提出していただきたくお願いいたします。

請願の項目

国会と政府に対し、治安維持法犠牲者の名誉回復を図るとともに、謝罪と賠償を行なう「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書を提出してください。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議案となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時32分

平成 3 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 6 日

平成30年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成30年6月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 秋山真一君
ともにあゆむ会 野中真理子君
公明党 内田俊彦君
日本共産党 清水進君
明政クラブ 坂本静君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（46人）

市 長	渡辺英子	副 市 長	菊原 忍
政策調整参事	櫻井順一	企 画 部 長	小松武彦
市 民 部 長	篠原直樹	福 祉 部 長	浅川辰江
生活環境部長	仲嶋敏光	産 業 観 光 部 長	丸茂和彦
建 設 部 長	土屋 裕	教 育 長	堀内正基
教 育 部 長	井出良司	会 計 管 理 者	中田二照
監査委員事務局長	上村法広	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小尾民司
明野総合支所長	清水博樹	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋 智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	小澤隆二	小淵沢総合支所長	中山晃彦
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
政策秘書課長	小澤章夫	総 務 課 長	宮川勇人
企 画 課 長	加藤 寿	財 政 課 長	清水市三
総務課人事室長	水石正幸	地 域 課 長	大芝 一
税 務 課 長	中山和彦	管 財 課 長	進藤 聡
市 民 課 長	平島長生	介 護 支 援 課 長	伴野法子
健康増進課長	堀内典子	福 祉 課 長	八巻弥生
子育て応援課長	中田治仁	ほくとっこ元気課長	三井ひろみ
障害者総合支援センター課長	中田はるみ	環 境 課 長	小泉雅人
農 政 課 長	小澤永和	商工・食農課長	平井ひろ江
まちづくり推進課長	植松宏夫	道 路 河 川 課 長	小澤 茂
教育総務課長	三井喜巳	生 涯 学 習 課 長	小尾正人
学校給食課長	河手 貴	増富出張所課長補佐	津金胤寛

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山内一寿
 議 会 書 記 平井伸一
 // 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部、織田総務部長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、90分。2番 ともにあゆむ会、75分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 明政クラブ、30分。6番 ほくと未来、30分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜クラブを代表して質問いたします。

質問に入る前に、去る6月18日に発生した大阪北部地震にて、犠牲となられました方々にお悔やみを申し上げます。

多くの被害を受け、不安な日々を過ごしている皆さまに対し、一日も早い復興と平穏な日々が戻ることを希望します。

それでは質問に入ります。

渡辺市政も2回目の予算編成を終え、市民生活の安定化と利便性を高めるため、さまざまな施策を打ち出されています。

中でも従来から進められてきた第2次北杜市総合計画、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向け、教育、産業、安全、基盤、環境、交流、品格、連帯感にまとめられた8つの杜づくりを推進させるとともに、一生健康で暮らせることと市民一人ひとりの幸福度を上げることを目指した「お宝いっぱい健幸北杜」を宣言されました。

市民、地域、企業、行政が力を合わせ子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つの点に着目した事業が展開されています。

人が生活する上で何よりも大切な幸せな生活は、健康な体からという点を最重視された教育現場と人を育てる仕事をしながら女性として、母として家庭を守ることを両立させてきた北杜市長ならではの施策方針だと思います。

「お宝いっぱい 健幸北杜」の中に子育て世代は安心して子どもを産み、健やかに育てる環境整備を図るとともに、誰もが健康で元気に充実した生活を送ることができるまちづくりを推進させることに重点を置いた子育てと福祉の政策があります。

中でも安心して子どもを産める環境づくりは、少子化対策として最も重要な点です。産婦人科、助産院の整備は今後とも前向きに推進していただきたいと思いますが、甲陽病院で婦人科が受診できるようになったことは大きな前進と考えます。

出産、育児についての相談には子育て支援センターの運営に期待がかかりますが、長年続けられている母子愛育会のご尽力を忘れてはいけません。「あの子どもこの子どもみんなの子」をテーマに声掛け、見守り、資料の提供など年間をとおしてさまざまな活動をされています。

特に親もとから離れて暮らす若い夫婦にとって、気軽に相談に乗ってもらえる愛育会の皆さまの存在は心の拠りどころと思います。地域の子どもは地域で協力して育てるという、素晴らしい理念をお持ちの会員がそばにいるからこそ、市民は安心して出産を迎えることができるのだと思います。

このように多方面にわたり、多くの市民の皆さまのご協力の上で行政が順調に機能していることを忘れてはいけません。

これからも市民に添った行政サービスを安定的に実行していくためにも市民、行政、議会と力を合わせ推進していかなければならないと考えます。

まずは、子育てに関係する政策についてお伺いします。

はじめに、コウノトリ事業について。

現在、北杜市はコウノトリ事業として不妊症などさまざまな相談を受け、状況に合った補助金や支援活動を展開しています。無事に出産を迎えられる方もいますが、結婚の高齢化やさまざまな要因により、不妊の悩みを抱えている方が増えてきていると言われてしています。

不妊症は痛みも不快感もなく、検査しても原因の特定が難しいとされ、医学的に解明されていないことが多く、改善されるまでには時間も費用も多くかかってしまいます。そして社会的にも理解されにくいことから他人に相談することも難しく、精神的負担も大きいとされています。しかし少子高齢化が進む中、北杜市ばかりではなく日本において子どもは希望であり宝だと考えます。悩みを抱えている方には、勇気を出して相談していただきたいと思います。

この事業に対し、いくつか質問いたします。

- ①相談するためには、どのような方法があるのでしょうか。
- ②安心して相談できるために、プライベート性の配慮はされているのでしょうか。
- ③相談員の人数、資格や経験はどのようになっているのでしょうか。
- ④より多くの方に認知されるよう、PRの工夫はされているのでしょうか。

次に、子育て世代包括支援センターについて。

妊娠準備期から子育て期の子育て家庭のサポート体制ですが、北杜市では、ほくところ元気課をつくり、ワンストップで子育ての相談ができるようにと子育て世代包括支援センターが開設され、1年が経過しました。

オープン当初から多くの子育て中の親子が利用し、さまざまな活動や相談を受けてきたと思います。この広い北杜市において、行政サービスが公平に行き渡りにくい状況の中、職員の方々は十人十色の家庭に対し真摯に向き合い、可能な限り声をかけ足を運び、北杜市の子育て環境を改善していただいていることに子育て世代の一人として感謝いたします。このセンターを核

とし、北杜市に多くの子どもたちの声が響き渡ることを希望し、いくつか質問いたします。

- ①これまでの利用者は、延べ何人程度でしょうか。
- ②個別相談以外に、どのような活動を展開しているのでしょうか。
- ③新たな取り組みなど、あるのでしょうか。

「お宝いっぱい健幸北杜」の中に次世代を担う子どもたちの夢や希望を実現させるため、心身ともに健やかな学習環境の充実を推進することに重点を置いた教育の政策があります。平成29年度12月定例会において可決された小学校施設等中長期保全計画、エアコン設置計画も子どもたちの学習環境の充実という点においては、共通の理念だと思います。

教員として働いていた渡辺市長は、社会における学校という存在価値や人を育てることの大切さを十分理解しているからこそその政策だと考えます。

素晴らしい環境で子どもたちが成長し、大人になったとき自分も北杜市で子育てがしたいと思えるような教育環境を整えることは、未来の北杜市を明るく照らす希望の光となることでしょう。

しかし、近年は地域内でのコミュニケーション不足や助け合い精神の欠如、SNSなどでの一方的な個人的意見の拡散やバッシングなど、相互理解への努力のなさが社会問題となっています。人はさまざまな性格の他人と接し、協調しながら生活していくものです。今こそ世代を越え、相手を思いやる交流が重要と考えます。

そこでこの教育に関係する政策について、お伺いします。

教育支援センターについて。

生徒一人ひとりに適した環境を準備できれば良いのですが、行政サービスでは100%対応することは難しいのが現実です。公立の小中学校だけではなく、民間の多様な教育方針の各団体と協力しあい、子どもの気持ちを尊重した体制づくりを進めるべきと考えます。

特に、不登校になってしまった児童についてのケアは重要です。不登校になってしまった原因はさまざまであり、時間をかけて慎重に解決しなくてはならないケースも見受けられます。児童一人ひとりに真剣に向き合い、すべての子どもが笑顔で暮らせる社会を確立しなければなりません。

今年度予算には今まで北杜市にはなかった、不登校児対策に特化した教育支援センターの開設準備事業も盛り込まれています。旧日野春小学校の児童館に設置予定で現在、設備計画の設計がなされています。

この教育支援センターについて、いくつか質問いたします。

- ①交通の利便性がよいとは思えず、利用者は親の送迎が必要になるのではないのでしょうか。
- ②自立を目指すのなら、生徒個人で通える環境がよいのではないのでしょうか。
- ③対応できる人数や職員の人数は。
- ④保育園児や高齢者など、他世代と交流できるプログラムなどはあるのでしょうか。
- ⑤この施設を作るにあたっての基本理念は。

次に、放課後児童クラブなど子どもの見守りについて。

子育てをしながら働いている親にとっては、仕事が終わる時間まで子どもを預けられる放課後児童クラブの存在は、とても重要です。市内各小学校には放課後児童クラブが設置され、運用されています。高根西小学校では、去年まで全学年の希望者が預けられていましたが、今年の春より受け入れ人数などの問題により、高学年の利用はできなくなりました。施設の規模は

決められ、簡単に増員などできないことは理解できます。しかし、下校途中の小学生が犠牲となってしまった事件も記憶に新しく、北杜市内においても不審者情報が報告されています。子どもが犯罪に巻き込まれることは、絶対に避けなければなりません。

長坂小学校に続き高根東小学校も統合され、教育環境の充実は図られました。しかしスクールバスで通う子どもたちは決められた時間にバスで下校し、親の帰りを待っています。犯罪者は子どもが1人になるときを狙っています。これから夏休みになると、子どもだけで朝から留守番をしなくてはいけない状態も予想されます。大切な子どもの安否を考えると、仕事を控える親も出てくると思います。雇用や女性の活躍を推進している北杜市にとって、このような事態は早急に改善するべきと考えます。

このことを踏まえ、いくつか質問いたします。

- ①市内の小学校において、利用できない児童や利用を控えている児童の数は把握されているのでしょうか。
- ②高根西小学校について、対応策などは検討されているのでしょうか。
- ③夏休み期間中の対応策などは、検討されているのでしょうか。
- ④子どもを危険から守るためにも1人での時間をなくし、閉校になり使用していない小学校の児童館や空いている公共施設を有効に利用し、子どもの集える場所を提供することはできないのでしょうか。
- ⑤登下校時の子どもたちを見守る取り組みは、どのようなものがあるのでしょうか。

次に、高齢化社会に対応した学習プログラムについて。

現在、日本は人生100歳時代の到来といわれています。100歳以上の高齢者数は1970年には300人程度で、平均寿命は男性69.31歳、女性74.66歳でしたが2015年では6万1,500人を超え、平均寿命は男性80.75歳、女性86.99歳となっています。まさに長寿化の一途をたどり、60歳で仕事を終えてしまうなど、もったいない状況となっています。

定年を迎え第2の人生を送る方に対し、滋賀県では100歳大学というユニークな取り組みがなされています。第2の義務教育、老いを生き切るための教育を提唱し、健康づくり・生きがいづくり・福祉の現状・地域の課題・幸せづくりを基礎科目とした授業が展開されています。大学といっても地域の公民館やコミュニティセンターを利用し、週に一回、3年程度を基本とした学習ペースになっています。

老いについて学びながら同年代の仲間をつくり、地域の一員として生きていくことを目標とした素晴らしい取り組みだと思います。現在、北杜市でもさまざまなセミナーなどが行われていますが、行政が連携役となり、連続的な学習プログラムができれば新たな可能性が生まれるのではないのでしょうか。

このことを踏まえ、いくつか質問いたします。

- ①新規事業の中に人生100年時代のマネジメント講座がありますが、事業内容はどのようなものなのでしょうか。
- ②この事業の中に高齢者向けの税金、相続、保険、福祉などを学習できるプログラムはあるのでしょうか。
- ③健康体操など体を動かす取り組みは数多く行われていますが、趣味や知識を広げるような取り組みは、どのようなものがあるのでしょうか。

④高齢者と若者が一緒に学べる連続的学習プログラムのような、持続性のある取り組みや事業予定はあるでしょうか。

健康寿命日本一とされている山梨県ですが、平成24年の国民健康栄養調査において、塩分摂取量において男性ワースト4位、女性ワースト5位。1日平均歩数において、男性ワースト14位、女性ワースト15位と不名誉な結果も出ています。このような点にも着目し、改善を図ることも「お宝いっぱい健幸北杜」の狙いと考えます。

山梨県の中でも特に北杜市は健康寿命の長さで注目され、元気な高齢者がさまざまな分野で活躍されています。このことは少子化傾向が叫ばれ、生産人口の減少に直面している現状において経済活動を支える重要な要素の1つと考えます。

定年を迎えられた方も多くの経験と知識を活用できる仕事であれば再就職、再雇用など率先して進めるべきです。年齢に関係なく活躍の場を創出し、生涯現役を目指しながら地域の人々と協力・協調しあい生きていける社会を整備するためにも、行政の役割はとて大きいと考えます。健康な体で活躍してもらうために大切なことは、日々の健康管理にあると考えます。そこで重要となるのは、保健行政サービスの充実化と安定化です。この保健サービスについて、お伺いします。

若者世代からの健康プロジェクト事業について。

市長が打ち出した「お宝いっぱい健幸北杜」は、健康で日々を過ごすことの大切さを市民一人ひとりが改めて考えることが基本理念だと思えます。

自らの健康に関心を持ち、よりよい健康状態を保つためには、定期的な健康診断が大切になります。しかし受診率は横ばいで、特に40代、50代の受診率が低い傾向が見られます。働き盛りのこの年代は生活習慣病の発生が多いとされ、万が一、病気になってしまったときのリスクもほかの世代に比べ、大きいものになってしまいます。

生活習慣病の増加は深刻で、年々増加している国民医療費は、平成25年度には40兆円を超え、約3分の1は生活習慣病に関するものとなっています。しかし生活習慣病は、生活習慣の改善により予防可能なので、健康な生活を営み、医療費の増加を抑え、健康保険制度を守るためにも、病気を未然に防ぐための努力、生活習慣の改善に若者世代から取り組む必要があるのです。

そこで健康づくりの意識向上を図るため、若者世代からの健康づくりプロジェクト事業が計画されていますが、内容などについて質問いたします。

- ①北杜市における全体と年代別の受診率は、どの程度でしょうか。
- ②県全体の状況や他市と比較した状況は、いかがでしょうか。
- ③若者世代からの健康づくりプロジェクト事業の内容は。
- ④この事業のスケジュールは、どうなっているのでしょうか。
- ⑤この事業を行うことにより、どのような効果を期待しているのでしょうか。

次に、介護保険事務処理システムの誤りについて。

先日、介護保険給付額減額措置について、期間が正しく算定されず自己負担額が誤って請求されていた事案が発生いたしました。膨大な量の事務処理作業ですので、民間企業に委託することは仕方ないと考えますが、介護保険料として市民の皆さまから大切なお金を集めているわけですから、しっかりとしたチェック体制の確立、安心できる運営方法を確立しなければなりません。今回の誤りは、介護支援体制への不安感を感じさせてしまう重大な事案だと思えます。

今後このようなことのないよう、もう一度運営体制をしっかりと見直すべきと考えます。

このことを踏まえ、以下の点を質問いたします。

- ①何名の方が、どの程度の算定誤りが生じたのでしょうか。
- ②この誤りによって、介護サービスが滞ることはなかったのでしょうか。
- ③算定誤りによって生じた自己負担額の誤差の返還は、どのように進めるのでしょうか。
- ④再発防止に向け、どのような対策を取られているのでしょうか。

最後に、国民健康保険事業について。

国民健康保険とは、他の医療保険に加入していないすべての人を対象とした国民皆保険制度です。今年度より山梨県が市町村とともに国民健康保険の運用を担い、そのことにより、より安定的な財政運営や効率的な事業の展開などが担保されることになりました。市では資格管理・保険給付・保険事業の実行など、今まで以上にきめ細かく対応できる状態になったと思います。

市の業務の中でも重要なのは、保険料率の決定です。県内の市では、従来の4方式から3方式の保険料の算定方法の変更が進められています。

4方式とは所得割、総所得金額から基礎控除額を引いた額に料率を掛けた額。資産割、固定資産税額に料率を掛けた額。均等割、加入者数を考慮した1人当たりの額。平等割、加入世帯数を考慮した1世帯当たりの額を合計したものです。

3方式とは資産割を抜いた所得割、均等割、平等割を合計したものとなります。

言葉では項目が減るわけですから保険料が安くなるような気もしますが、保険料全体の徴収金額は慎重に検討しなくてははいけませんので、資産割で賄っていた分を補てんするため、所得割、均等割、平等割に掛けられる料率を上げなくてはなりません。そのため、固定資産税額の多かった方は保険料が減り、固定資産税額の少なかった方は保険料が上がることとなります。算定方式を見直すことは必要であると考えますが、保険料の増加を伴う家庭には影響を与えてしまいます。

県内には今年4月より3方式に変更した市もありますが、北杜市は算定方式変更前後の対応なども十分に検証してからとの考えもあり、今年4月からの変更は見送りました。

今まで堅実に保険事業運営を行ってきた経緯もあり、国保財政調整基金は約5億円余り確保されています。新しく変わる保険料算定方式をスムーズに移行することを念頭に、以下の点を質問いたします。

- ①県内で、すでに3方式を導入した市は何市でしょうか。
- ②北杜市での3方式変更へのスケジュールは、どうなっているのでしょうか。
- ③県に財政安定化基金が設立され、財政の安定化は県の役割とされ、市の負担は大きく減りました。不測の事態に備え、保有していた市の国保財政調整基金の今後の取り扱いは。
- ④3方式変更への影響を最小限にするため、一時的・段階的にでも基金の活用はできないのでしょうか。
- ⑤国民健康保険事業は、医療給付以外に医療情報から健康状況や健康課題について分析を行い、課題を抽出し生活状況の改善、生活習慣病の予防などの事業に取り組むことが定められています。市では第2期データヘルス計画を策定しましたが、具体的にはどのような取り組みをされるのでしょうか。

以上を北杜クラブの代表質問とします。ご答弁、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターについて、いくつかご質問いただいております。

はじめに、利用状況についてであります。

子育て世代包括支援センターは保健師、栄養士、助産師、臨床心理士、保育士等の専門職が常駐し、妊娠準備期から子育て期にわたる、切れ目のない支援をワンストップで実施しているところでもあります。

センター内には、いつでも親子が集える場として、つどいの広場を開設しており、センター内は毎日多くの子どもの明るく元気な声が響いております。このような中、昨年度の利用者は延べ1万5,140人でありました。

次に、新たな取り組みについてであります。

「お宝いっぱい健幸北杜」の事業として、今月から、つどいの広場利用者と地域の高齢者が集う、つどいの広場三世代交流事業を始めたところでもあります。

本事業については、地域の食や文化の伝承などを通じて、地域の子育て支援と高齢者の自主的な健康づくり活動のきっかけになることを期待しております。

また、本年度は市内の高等学校に出向き、社会人を目印とした高校2、3年生を対象に食の大切さを知ってもらう食育教室を実施してまいります。

これからも安心して妊娠・出産・子育てできる地域づくりに取り組み、市民の皆さまに親しまれるセンターを目指してまいります。

次に、教育支援センターについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保護者の送迎の必要性についてであります。

不登校となった児童生徒の支援を行う（仮称）教育支援センターについては、旧日野春放課後児童クラブの建物を活用することとし、来年4月の開設に向け、現在準備を進めております。

開設場所については、市が所有する既存の建物で、かつ通所する児童生徒の精神的な負担にも配慮が必要なことから、通所することにストレスを感じる事が低いと思われる施設として検討を進めてまいりました。

こうした中、規模や必要な学習環境を備える施設として、旧日野春放課後児童クラブを適地としたところでもあります。

なお、教育支援センターへの通所については基本、保護者の責任において行っていただくこととなります。

次に、自立を目指す環境についてであります。

この施設は、木のぬくもりが感じられ、心に安心感を保てる施設であると捉えております。通所に関しては、保護者に頼らず児童生徒自ら通える条件が整っていることは重要ですが、今後、通所への支援策については、検討してまいりたいと考えております。

次に、他世代との交流プログラムについてであります。

多くの方と触れ合う機会や交流は、通所する児童生徒が将来の自立を目指していく上で、大切であると捉えておりますので、隣接する保育園や障害者支援施設等とも連携を図りながら、

通所する児童生徒の精神的な負担にならない範囲で、学習プログラムに取り入れていくことも必要であると考えております。

次に、施設の基本理念についてであります。

教育支援センターの基本的な目的は、多様な相談・適応指導を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立に資するとともに、学校への復帰を支援することとしております。児童生徒一人ひとりに向き合ったケアができるセンターとして、運営してまいります。

次に、若者世代からの健幸プロジェクト事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、若者世代からの健幸づくりプロジェクト事業の内容とスケジュールについてであります。

市では健診を健康の入口として健診の受診勧奨を行い、未受診者対策を強化してまいりましたが、生活習慣病の発症が多いとされる若者世代の受診率が低いことから、健康づくりへの意識向上を図るため、この事業に取り組むことといたしました。

事業の実施年度は、本年度から平成33年度の4年間を予定しております。本年度は健康に関する講演会を実施するほか、市民・企業・行政による健康づくりワーキンググループを設置し、それぞれの立場で意見を出し合うワークショップを3回開催するとともに視察研修を行います。

ワークショップでは健康意識の向上に向けた課題の検証と、今後どのような活動が効果的なのか検討し、10月を目途に健康づくりメニューについて、具体的な提案をいただきます。

また、来年度からは提案されたものの中から実現可能な事業を実施してまいります。

次に、事業実施により期待される効果についてであります。

豊かな長寿社会の実現のためには、健康寿命を延ばすことが不可欠であり、そのためには若い世代からの健康意識の持ち方や健康づくりが重要であります。

若い世代から積極的に健康づくりに取り組むことで、健診受診率の向上や健康意識の向上、病気の早期発見が図られ、健康で働けることにより家族が安心して暮らせ、社会貢献や地域の活性化へつながるものと期待するところであり、ひいては、医療費の削減や介護予防にもつながるものと考えております。

一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を目指し、健幸づくり事業を実施してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

教育支援センターにおける、対応できる人数および職員数についてであります。

山梨県教育委員会が示す「教育支援センター整備における基本的な考え方」では、児童生徒10人に対し、少なくとも2人程度の指導員の配置が望ましいとされております。

また、いわゆるひきこもり対策といたしまして訪問指導も重要であると考えておりますので、これらを考慮する中で、現状においては定員を15人程度、指導員については4人程度を考えております。

次に、放課後児童クラブなど子どもの見守りにおける、登下校時の取り組みについてであります。

児童の登下校時には、交通事故防止や防犯対策も含め、学校周辺の巡回と通学の指導を行うスクールガードリーダーや専門交通指導員を委嘱しているほか、各地区においては民生・児童委員による登下校時の見守り活動や青色パトロール、パトロールボランティア、子ども見守り隊など多くの方々にご協力をいただき、見守り活動を行っていただいております。

また、防災行政無線による小学校下校時の見守り放送を行い、地域住民の皆さまにも声かけや見守り等と呼び掛けているところであります。

このような地域の方々のボランティアによる見守り活動が、子どもたちの安全につながっているものと考えております。

引き続き、地域による子どもたちの見守りをお願いしてまいります。

次に、高齢化社会に対応した学習プログラムについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、趣味や知識を広げる取り組みについてであります。

高齢者を対象とする趣味や知識を広げる取り組みの1つとして、ふれあい大学や生涯学習教室などの事業を実施しており、手芸や俳句、料理などの趣味を広げる教室や講習会、また防災や介護予防など身近な話題をテーマとした講演会を開催しているところであります。

また、社会教育委員が中心となって知識を広げ、学ぶ楽しさを提供することを目的として北杜ふれあい塾を開催し、歴史講座や大学との連携による講座などを行っております。

次に、高齢者と若者が一緒に学べるような持続性のある取り組みについてであります。

市教育委員会では、生涯学習の機会を通じ、高齢者と若者、子どもたちがふれあいながら学んでいただく、また一人ひとりが意欲と目標を持って参加していただけるよう、本年度、新たな取り組みとして、「まなびの杜パスポート制度」を創設いたしました。

この制度は、市教育委員会が実施する各種講座や教室などに参加した回数がポイントとなり、ポイントに応じたゴールド、シルバー、ブロンズのマスター認定を授与するもので、4月以降、高齢者や子どもを含む約300名の方の登録をいただき、個人の目標へ向け、ポイントが貯まる楽しみも実感しながら取り組んでいただいております。

市教育委員会では、市民の皆さまが学習意欲を持って、学ぶことによる幸せを実感していただけるよう、引き続き関係部局との連携も図りながら、工夫を凝らした取り組みに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢化社会に対応した学習プログラムについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人生100年時代のマネジメント講座の事業内容についてであります。

この事業は人生100年時代を生き抜く知恵や備え、さまざまな社会の課題の解決策などを学び、目標と計画を持って生き、充実した日々を送るための人生マネジメントを考える学習の機会を提供する事業であります。

内容については、健康長寿のための運動や栄養、仕事や生きがいに関すること、資産の管理などに関する講座を予定しております。

講座数は、全6回で初回は9月ごろを予定しており、全講座に継続して参加できる方を50名募集する予定であります。

詳細等が決まりましたら、市広報紙や市ケーブルテレビ等でお知らせいたします。

次に、高齢者が学習できるプログラムについてであります。

本年度、相続や税金などに関する資産管理の講座を予定しております。

今後、参加者へのアンケートで要望等をお聞きする中、人生マネジメントに必要なさまざまな内容について学習の機会を提供できるよう、生涯学習事業とも連携し、来年度に反映してまいります。

この講座をとおして100年を生きることと向き合うことで、健康長寿の大切さについて再認識していただきたいと考えております。

次に、若者世代からの健幸プロジェクト事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の受診率であります。

国民健康保険被保険者の特定健診受診率は、昨年度の暫定で46.9%となっております。また、年代別の受診率については40歳代33.8%、50歳代41.4%、60歳代49.7%、70歳から74歳までが51.4%であります。

次に、県全体の状況や他市との比較についてであります。

平成28年度の本市における特定健診受診率は48.1%で、県全体の43.8%を上回っておりますが、県内13市の中では6番目であります。特に、働き盛りの男性の受診率が低いことから、なお一層の受診勧奨が課題と考えております。

次に、介護保険事務処理システムの誤りについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、算定誤りの影響についてであります。

このたびの算定誤りにより、3名の方が1カ月分多く給付制限の対象となったことから、介護給付費の利用者負担額の過払いと高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の不支給額が生じ、その合計金額は23万9,975円でありました。

内容については介護給付費が17万2,030円、高額介護サービス費が3万1,415円、特定入居者介護サービス費が3万6,530円でありました。

次に、介護サービスへの影響についてであります。

給付額の減額措置は保険給付率等が制限され、一定期間、自己負担額が増加するものであり、介護サービスの利用が制限されることはありません。このため、3名の方については、減額措

置期間中においても、従前と変わらぬ介護サービスを利用していただいております。

次に、自己負担額の返還方法についてであります。

3名の被保険者の方には、すでに詳細なご説明をさせていただいております。還付および追加支給については、市から山梨県国民健康保険団体連合会へ過誤申請を行い、サービス事業者にご協力をいただく中で、介護給付費および特定入所者介護サービス費の再請求と利用者への還付などを行っていただき、高額介護サービス費については過誤が確定後、市から追加支給を行います。

次に、再発防止に向けた対策についてであります。

今回の件は委託業者のプログラム設計の誤りが原因であり、委託業者に対し万全な対策を講じるとともに、迅速な報告・対応を行うよう申し入れを行いました。

今後、再発防止に向け市の担当者が複数で確認作業等を行うなど、チェック体制の強化に努めてまいります。

次に国民健康保険事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県内の3方式の導入状況についてであります。

本年度から都道府県内において統一的な方針のもとに、国民健康保険事業の運営がなされることとなり、国民健康保険税の算定方式の平準化を視野に県が各市に示した方式が所得割、均等割、平等割の3方式であります。

このことにより、昨年度には県内13市中5市が3方式でありましたが、本年度から4市が4方式から3方式に変更したため、13市中9市が3方式を採用しております。

次に、3方式への変更スケジュールについてであります。

国保税の改正については、北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮ることとしております。

今後の医療費の伸びによる県への国民健康保険事業納付金の見込みや被保険者数の推移などを的確に見込んだ試算をお示しし、方式および税率の変更についてご意見を伺い、年内には答申をいただきたいと思いますと考えております。

なお、県内他市の状況を踏まえて、来年度を目途に新しい方式と税率により課税できるよう進めてまいります。

次に、市の国保財政調整基金の取り扱いおよび、算定方式の変更にかかる基金の活用についてであります。

医療給付の急激な増加や国保税の収納不足など国保財政の健全な運営に資するため、基金を保有してまいりましたが、本年度からは、制度改正により医療費の支払いは県からの保険給付費等交付金ですべて賄われることとなります。

一方、国保税の算定方式を4方式から3方式に変更した場合には、資産割として課税していた金額をどう補っていくのかが大きな問題となります。

基本的には所得割で補うことが考えられますが、基金を財源として所得割の増額を抑制し、さらに平等割や均等割を見直すなど、負担増が見込まれる被保険者を最小限に抑えるための検討を行ってまいります。

次に、第2期データヘルス計画での取り組みについてであります。

第2期データヘルス計画の実施計画は、本年度から平成35年度の取り組みとしており、健康診査の結果やレセプトなどから得られる情報により健康状況や健康課題に取り組むべき、目

標値を設定し事業を行うものであります。

具体的な内容としては健診・保健指導の受診率の向上事業、糖尿病性腎症等の重症化予防事業、健診異常値未治療者への受診勧奨事業、重複・頻回受診適正化指導事業、ジェネリック医薬品差額通知事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

このとり事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、相談の方法についてであります。

このとり支援事業は子どもを授かることを望んでいる夫婦に対し、特定不妊の治療に要する費用の一部を助成するものであります。

この事業の相談窓口は、子育て世代包括支援センター内ほくとっこ元気課で医学的・専門的な相談や心の悩みなどについて保健師、助産師が電話相談、面接相談等に応じております。また、県においても不妊専門相談センター「ルピナス」を開設し、専門医師や心理カウンセラーが電話相談、面接相談等に応じております。

次に、安心して相談できるための配慮についてであります。

不妊治療は治療期間が長くなる場合もあり、周囲の理解が得られないなど精神的、身体的な負担が多いことから、相談に当たっては相談者の気持ちに寄り添い、プライバシーには十分配慮できるよう、個別の相談室において対応しております。

次に、相談員についてであります。

相談には特定の資格等は必要ありませんが、経験豊富な保健師、助産師の6名が当たっており、専門性の高い相談等もあることから研修等を受講し、相談員のスキルアップに努めております。

次に、本事業のPRについてであります。

周知についてはすでに市ホームページ、市広報紙、子育てガイドブック等で行っておりますが、さらに医療機関等との連携を図る中で、多くの人が目に付くような場所にパンフレット等を設置してまいります。

次に、子育て世代包括支援センターにおける個別相談以外の取り組みについてであります。

個別相談以外の取り組みとして乳幼児健診、ママパパ学級、乳幼児訪問等の母子保健事業とベビーマッサージ、セルフケア体操、離乳食クッキング等の妊娠・出産支援事業として各種教室と子育て支援拠点事業のつどいの広場も実施しております。また、保育園・学校等に出向いた事業も実施しているところであります。

次に放課後児童クラブなど子どもの見守りについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後児童クラブを利用できない児童数等についてであります。

放課後児童クラブは保護者の就労や傷病などにより、放課後や夏休みなど保護者が家庭にいない児童を預かり、保護者が安心して働くことができる環境を提供するため実施しております。

本年4月現在、定員730人に対し703人の利用希望があり、定員は下回っている状況で

ありますが、高根西放課後児童クラブ高学年施設において、定員40人に対し64人の利用希望があり、施設の面積基準により既存施設での対応ができないことから5年生、6年生24人に待機をお願いしている状況であります。

なお、施設の利用意向調査等を行っておりませんので、自主的に利用を控えている児童については把握しておりません。

次に、高根西小学校における対応策についてであります。

待機となっている児童については、審査基準に基づく優先順位により入所可能となった場合は順次受け入れる体制を取っておりますが、「児童の下校が心配」との保護者からの相談を受け学校の空き施設が活用できないか調整を行ってまいりました。

その結果、高根西小学校のパソコン教室が利用可能であることから、臨時的に受け入れを行うことといたしました。受け入れについては、待機児童24人に利用希望調査を行ったところ、7人の児童から希望がありましたので、今月20日から対応を開始したところであります。

次に、夏休み期間中の対応策についてであります。

夏休み期間中は、多くの子どもたちに児童館や図書館などを利用していただいておりますが、放課後児童クラブにおいても、午前8時から午後6時までを基本保育時間として児童の受け入れを行っております。

なお、高根西小学校のパソコン教室については、臨時的な対応であるため、夏休み期間中の受け入れは考えておりません。

次に、小学校や公共施設の有効利用についてであります。

市では、子どもたちの安全な居場所づくりを目的として放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室を設置し、児童の受け入れを行っております。

一方、NPO法人や地域の活動団体が、子どもたちが集える事業を公共施設の有効利用により実施する場合には課題もありますので、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ご答弁ありがとうございました。

まず、このとり事業について再質問いたします。

相談方法は理解できましたが、具体的にどのような支援が受けられるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

このとり支援事業の具体的な支援内容はという、ご質問でございます。

この事業は、不妊に悩む方の経済的な負担の軽減を図ることを目的に事業を実施しております。事業の具体的な内容ですけれども、対象者は市内に1年以上住所を有し、婚姻をしている

夫婦で治療初日の妻の年齢が43歳未満とし、所得制限は夫婦合算の所得額730万円未満であり、医療機関で不妊症と診断され、体外受精・顕微授精を行った方となります。

1回の助成額は、県も助成事業を行っておりますので、その県の助成を差し引いた残りの治療費の2分の1とし、10万円を上限に通算6回まで60万円を助成しております。

なお、治療の初日の妻の年齢が40歳から43歳未満の場合は、助成回数が3回までとなるものでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。再々質問はせずに、次に教育支援センターについて再質問いたします。

人員体制について、引きこもりのはじまりの2割が不登校からという統計も出ていますので、このひきこもり対策まで見据えた人員を確保していただき、ありがとうございます。

再質問ですが、学校の復帰について、状況によっては通学していた学校とは別の学校へ転入を希望された場合、対応は可能でしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

教育支援センターについての問題で、不登校になった児童生徒、保護者が別の学校への通学を希望した場合の対応についてであります。

不登校の児童生徒や保護者から、学校復帰にあたって別の学校へ通学したい旨の申し出があるような場合につきましては、相談に応じながら指定校変更や区域外通学の手続きを取りながら、その意向に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。次に放課後児童クラブなどの子どもの見守りについて、2点再質問いたします。

まず夏休み期間中の対応策についてですが、高根西小学校の周りには児童館はありません。他の小学校にある児童館を利用できるのであれば選択肢は広がると思いますが、いかがでしょうか。

2点目として登下校時の見守りについてですが、先日の阪神北部地震の際には、幼い児童と

通学支援の方が犠牲となってしまいました。学校施設や通学路の安全点検は、どのように行われているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

それでは、高根西小学校の児童が他の町の児童館が利用できるかというご質問であります。

市内には4カ所の児童館がございます。児童館は放課後や休日、夏休みなどの長期休暇の居場所として設置しております。児童館の利用については事前に申請する必要がなく、18歳までのすべての子どもが利用することができます。ご質問にあった高根西小学校の児童も利用することが可能となっておりますので、ぜひご利用していただきたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁はありますか。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

登下校時の見守りということで、先に発生しました大阪北部地震を受けての通学路、学校施設の点検についてご質問をいただきました。

まず、学校施設のブロック塀や落下物等の点検につきましては、すでに点検を済ませたところであります。結果としまして、市内の2つの小中学校においてブロック塀があるのが確認されたところでございます。

今後、これにつきましては、危険度の判定等も専門家に依頼をしまいたいというふうに考えてございます。

また、通学路における危険箇所等につきましては、現在、学校の協力もいただきながら調査を進めているところでありまして、今週中には報告がいただけるというような状況でございます。また危険箇所があった場合については、教育委員会として再度、現地確認するなど対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。それでは次に、高齢化社会に対応した学習プログラムについて再質問いたします。

連続した学習プログラムについてですが、新しくスタートした学びの杜パスポート制度は魅力的で、私も参加したいと思います。

今後、この事業の中に高齢者向けのプログラムや世代間交流を目的とした取り組みは予定されているのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

高齢化社会に対応した学習プログラムについて、高齢者向けのプログラムや世代間交流を目的とした取り組みが今後、計画されているかについてであります。

本年度におきましては、高齢者事業としまして交通事故に遭わないための交通安全や認知症予防などの身近な話題をテーマにした講習会などを予定しているほか、手作りチーズ教室や民謡・歌謡教室など、趣味を広げる各種教室なども予定しているところでございます。

また、高齢者、若者等の交流する機会としてアンサンブルコンサート、ふれあい寄席、囲碁ですとか太鼓などの文化、芸術教室なども予定しているところでございます。

こうした機会をつくりまして、多くの方々に参加していただき、楽しみながら学べる機会、交流機会の創出に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。最後の項目の国民健康保険事業について、2点再質問いたします。

まず3方式の変更による場合、所得や家族構成による負担の公平性をどのように確保することができるのでしょうか。

次にデータヘルズ計画について、増加が懸念されている生活習慣病の対応策、対策などについて、どのような事業を予定されているのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

国民健康保険事業ということで、2点ご質問をいただきました。

まず1点目の、3方式の変更による負担の公平性をどのように確保するかというご質問でございますが、4方式から3方式に変更した場合は、個々の世帯におけます国保税の影響についてですが、所得ですとか市内に保有する固定資産税の状況、さらに家族構成等によりまして、それぞれ違った形で表れるというふうに思っております。

一概には言えませんが、総論的に言いますと資産を持たない所得のある方は負担増になる可能性があるというふうに思っております。逆に資産を持っていらっしゃる方が、所得が比較的低い方については、負担が明らかに減ってくるだろうというふうに考えられます。このため、負担増が見込まれる世帯への影響をどれだけ抑制できるかが3方式変更への課題だというふうに考えております。

基金を活用して所得割によります負担増の抑制を図ることによりまして、応能応益の balan

スという視点からいいますと、応能割としての平等割、均等割を下げるということが可能になってくるといようなことも考えられますので、負担増が見込まれます世帯を最小限に抑えるための検討を行ってまいりたいと考えております。

次にデータヘルス計画についての生活習慣病に対する事業ということでございますが、本市の疾病別の医療費統計によりますと患者数では1位に高血圧性の疾患、2位には糖尿病と生活習慣病が占めております。このため、糖尿病性腎症等の重症化予防事業や健診の異常値の未治療者への受診勧奨事業により対象者を特定いたしまして、適切な受診行動や生活習慣の改善に向けた行動がとられるよう、個別に指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

秋山真一君の再々質問を許します。

○3番議員（秋山真一君）

それでは最後に1点だけ、再々質問をさせていただきます。

所得の低い方や家族の多い方への影響が心配されるのですが、このような方に対し負担の軽減などは検討されているのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

3番、秋山真一議員の再々質問にお答えいたします。

国民健康保険では所得の低い方の税負担を軽減する制度というのがございまして、軽減判定の基準額によりまして平等割、均等割を7割、5割、または2割軽減するものでありまして、軽減判定や軽減額についても所得とともに家族の人数も考慮される仕組みとなっております。

本年度も国の制度改正によりまして、軽減判定のための基準額を引き上げることとされたことから、本市におきましても条例改正を専決処分し、承認を求める議案を本定例会に提出しているところでございます。

なお、この軽減によります税金の減収分は国、県および市で補うこととなっておりますので、他の被保険者への影響はなく税金は確保される制度となっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

これで秋山真一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

今定例会の、ともにあゆむ会の代表質問を5項目にわたって行います。

1項目めは、行政文書についてです。

今、国においては森友学園、加計学園の関連文書、自衛隊の日報など行政文書の作成、保存、管理のあり方が大きな問題となっています。しかし、それは国だけのことでしょうか。北杜市も同じように問題を抱えているのではないか、そのような懸念を持って、この項目を立てました。

国の情報公開制度は、情報公開法に基づき行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有する、その諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公平で民主的な行政の推進に資することを目的として制度を定め、公文書管理法は公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、途中略しますが行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに国および独立行政法人等の有する、その諸活動を現在および将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、制度を定めています。

以下、これら国の制度と北杜市文書管理規程および北杜市情報公開条例に基づき質問いたします。

まず、総論として2点伺います。

1. 北杜市情報公開条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨にのっとり、途中略します。市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、もって市民の的確な理解と批判の下に公正で透明な市政の推進に資することを目的としていますが、北杜市の情報公開制度は、国と同様に行政活動についての国民、市民への説明責任の履行と国民、市民の的確な理解と批判の下に公正で民主的な行政の推進を目的としていると解してよろしいでしょうか。
2. 北杜市においては、公文書管理条例は制定されていませんが、北杜市においても国と同様に公文書等が健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、主体的に利用し得るものであることにかんがみ・・・行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、その諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする、その必要があるのは同じではないか。

すなわち、行政活動が適正かつ効率的に運営されるようにするために、いわゆる文書主義によって遂行されるべきこと、およびその文書が保存・管理され、説明責任を果たすため情報公開請求に応じて開示されるべきではないのかと考えますが、このことについて市の見解を伺います。

各論としては、次の8点について伺います。

1. 北杜市情報公開条例は、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものをいうとしていますが、この「公文書」は公文書管理法の行政文書、すなわち行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうと同一範囲の文

書を指すものでしょうか。違ふとすれば、それはどこでしょうか。

2. 起案文書には、関係書類を添付して起案の理由及び経過を明らかにすることが文書管理規程において必要とされていますが、これらのことが遵守されているのでしょうか。
3. 文書管理規程では、所管課に配布された文書及び直接所管課に到達した文書について文書は直ちに開封し、当該文書の余白に收受印を押す・・・とありますが、遵守しているのでしょうか。また、所管課が文書の收受を拒否するなどということはあるのでしょうか。
4. メールで受信した文書の收受について文書管理規程どおりに行われているのでしょうか。
5. 收受印を押す意味はなんのでしょうか。
6. 所管課に配布された文書及び直接所管課に到達した文書、電子メールシステムの利用により受領した文書等は、北杜市文書管理規程にある文書は、その定義から北杜市情報公開条例の対象文書になると考えられますが、市の見解を伺います。
7. 実施機関の職員が職務上・・・取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとは、どのようなものと考えているのでしょうか。これに該当しないものには、どのようなものがあるのでしょうか。それは誰が判断するのでしょうか。これに該当しない場合、どのように取り扱っているのでしょうか。廃棄しているのでしょうか。
8. 北杜市情報公開条例では、法人その他の団体について、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるものは非開示となります。

団体が市の要請を受けて会計の原本を提示した場合、その資料は情報公開の対象になるのでしょうか。

2項目めは、増富地方創生事業についてです。

1. 増富地方創生事業の中止、つまり平成29年度北杜市一般会計補正予算（第5号）における増富地方創生推進交付金に関連する事業費約3,500万円の減額は、大変重要な事案ですが、中止に至った経過については口頭で受けたとして、根拠理由を明らかにする文書が存在しないのはなぜでしょうか。これは、行政が文書主義によって遂行されるべきものからすれば極めて大きな問題と考えますが、この責任は一体誰にあるのでしょうか。
2. 事業中止について、国から交付金の使い勝手が悪いからやめますでは理由にならないといわれ、市はその部分を削除して団体から自立について強い意向が示された国に報告していることが開示された資料から分かっています。では、このことを裏付ける団体の意向や中止理由を示す文書は存在しているのでしょうか。
3. 国への報告（平成30年3月7日付け文書）に本事業の実施状況については、北杜市ふるさと創生会議および平成29年第3回北杜市議会定例会において、委託契約に基づく団体からの報告書等も踏まえ、平成28年度および本年度前半の取り組みを報告、検証しました。本年度までの事業の効果・検証については、本年3月開催予定の北杜市ふるさと創生会議において実施することとしておりますとありますが、検証結果を改めて伺います。
4. 平成28年度会計に関する平成30年3月議会以降の動きは、どのようなものなのでしょうか。
5. この増富地方創生事業は、北杜市が作成した増富地域再生計画に基づいて実施されたもので、目標の設定もプロジェクトの立案も事業主体としての北杜市が行い、事業運営の最

終責任も市であることが明記されています。市は、この地方創生推進交付金事業が中止になったことをどのように受け止め、計画立案の責任や目標数値の妥当性、官民協働のあり方をどのように検証したのでしょうか。

6. 増富地域再生計画の計画年度は平成30年度までですが、増富地域の地域再生を図るための平成30年度の市の取り組みを伺いたいと思います。

3項目めは、施策決定の経緯や経過説明についてです。

総務課人事室新設の経緯と経過は、どのようなものでしょうか。また、そのことをどのように文書に残しているか伺います。

高根北小学校校舎の今後の活用について、経緯と経過、また結果はどのようなものでしょうか。このことについても、どのように文書に残しているか伺います。

4項目めは、第2次北杜市環境基本計画と関連施策についてです。

1. 計画の政策区分は、環境に働きかけを行う人間を中心にとらえ、空間の広がりでも整理していますが、北杜市の地域の特性、強みは市長巻頭あいさつにあるように豊かな自然に恵まれ、多種多様な生きものたちが暮らす美しい風景・・・自然環境に恵まれ山紫水明の地であることではないでしょうか。基本方針に豊かな自然を守り育てていく、つまり自然環境の保全を掲げようという議論はなかったのでしょうか。

2. 計画策定事業の予算は884万6千円ですが、このうち概要版作成費用はいくらでしょうか。概要版は情報量が少なく、これでは市民に内容を伝えることは難しいと感じましたが、市民からの感想はどうでしょうか。

3. 69件寄せられたパブコメの多くが、太陽光発電設備や森林に言及しています。計画に取り入れられなかった意見も多くありますが、個別施策の中で市民の声をどのように生かしていくのでしょうか。

例として県有林・市有林・財産区有林・私有林のそれぞれについて、森林の更新がどのように進んでいるか、近年の伐採実績と植林計画を踏まえて北杜市の見解を公表していただきたいというコメントに対しての具体的回答を伺いたいと思います。

4. 新しい環境課題が出てきた場合、どのように計画に取り込み、施策を実施していくのでしょうか。最近、柔軟剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤、合成洗剤などの強い香りを伴う製品による健康被害、香りの害、香害がクローズアップされるようになりました。生活環境における、この香害などの新しい問題を例に、施策実施するまでの具体的道筋を示していただきたいと思います。

5. 計画を策定するにあたり、地域意見交換会が開催されましたが、これを継続・発展させていく考えはあるのでしょうか。

6. 環境施策は幅が広く、専門的な知見も必要と思います。計画を推進するにあたり、環境審議会および庁内会議は、具体的にどのように行われるのでしょうか。

7. 北杜市環境基本条例第8条に、市長は環境の現況ならびに環境の保全等に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し公表するものとするがありますが、実施状況について伺います。

8. 計画を踏まえた年次報告は、どのようなものになるのでしょうか。

最後、5項目めは太陽光発電等再生可能エネルギーについてです。

1. 本年4月、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）が改訂され、努力義務を怠った場合には指導・助言を行う可能性がある旨が記載されました。このことを受けた市の対応について伺います。
2. 遵守すべき法令に違反する案件がある場合は、地方自治体等が当該法令に基づく指導、助言、命令等を行った際に経済産業省に対し当該情報を共有することになっています。市が今までに行った指導、助言、命令等と経済産業省に報告した件数および内容はどのようなものでしょうか。
3. 説明会の開催等について、国は地域との関係構築は各事案によって事情がさまざまであることから、国が画一的に決定するのは適切ではないとしています。各自治体の姿勢が大事になるわけですが、市は実効性のある取り組みとしてどのようなことを考えているのでしょうか。
4. 須玉町内の県道法面が突然崩落する災害が起りましたが、土砂災害の危険性がある警戒区域など、太陽光発電等の設置に適さない立地が北杜市には多数存在します。このことを踏まえて、市としてはどのような対策を考えているのでしょうか。
5. 検討委員会で協議が続けられていますが、市としては条例化の見通しとスケジュールをどのように考えているのでしょうか。
6. 風力発電についても、騒音等の問題が地域で発生したと聞いています。市として情報収集や対応をどのように行ってきたのでしょうか。また、今後に向けてどのような対策を取るのででしょうか。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えします。

施策決定の経緯や経過説明について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総務課人事室の新設についてであります。

人事の専門部署設置の経緯と経過については、市役所の全体的な機構改革の中で検討してきましたが、人事部門においては、人事評価制度や会計年度任用職員制度など、早急に対応しなければならないさまざまな課題があることから、総務課人事室を設置したものであります。

なお、総務課人事室の設置については、北杜市行政組織条例の改正が必要なものではなく、職員人事異動と併せて進めたことから、経緯に係る文書はありませんが、北杜市行政組織規則等の一部改正により、必要な手続きは行っております。

次に、高根北小学校校舎の今後の活用についてであります。

高根地区の小学校統合により、廃校となる2つの小学校の跡地利用については、本年3月の定例教育委員会において施設の概要等の説明を行いました。

その際、学術課から高根北小学校施設を資料館収蔵庫として活用したい旨の提案がありました。これに対する教育委員の皆さまのご意見を伺ったところであります。

廃校となる2つの学校施設の活用策については、5月に北杜市公共施設有効活用庁内検討会を開催し、施設概要等の資料に基づく検討を始めたところであります。

現在、結果は出ておりませんが、引き続き庁内検討会において検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、教育委員会で説明した資料等については、北杜市教育委員会会議規則に規定するところの議事録要旨と併せて会議資料として保存をしているところであります。

その他につきましては、副市長、担当部長および担当総合支所長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。

7番、井出一司君は体調不良により午後の会議を欠席する旨の届け出がありました。

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

行政文書について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、情報公開の目的と開示についてであります。

北杜市情報公開条例は、「市民の的確な理解と批判の下に公正で透明な市政の推進に資すること」を目的としており、この条例によって、市民は誰でも市の保有する公文書の公開の請求を権利として行うことができます。また市はこれに応じて、公文書を請求した市民に対して原則公開することとしております。

次に、文書の範囲についてであります。

平成21年に制定された公文書等の管理に関する法律で規定する行政文書とは、公文書等の一部であり、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものであります。

一方、平成16年に制定した北杜市情報公開条例における公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであります。

市条例の制定が公文書管理法よりも前であり、当該法律に基づいたものでないこと、規定内容が完全に一致していないことから、両者が同一範囲の文書を指すものであるとは考えておりません。

また、両者の違いについては、個々の文書に関して両規定に照らし、該当の有無を確認することを通じて、明確になるものと考えております。

次に、起案文書についてであります。

北杜市文書管理規程において、第18条は起案に当たっての注意、第19条は起案用紙に関する規定であり、準拠法令などの根拠理由が明らかになるよう記載するほか、必要に応じて起

案の理由および経過を明らかにする資料を起案文書に添付することとしております。

このため、起案に当たっては、これらの点について起案者をはじめ決裁者が確認することを通じて、当該規程に沿った事務処理がなされるよう努めているところであります。

次に、文書の收受およびメールの受信についてであります。

本市に到着した文書は、各所管課において收受されるものであり、これまでに收受を拒否するような事例は承知しておりません。

また、電子メールシステムの利用により受領した文書については、文書管理規程において当該文書を出力し、通常の文書を同様に処理することとしております。

しかしながら、すべてのメールを出力することは労力的にも経済的にも多大な無駄が発生することや、メール受信後に追って通常の文書が送られるケースがあることなどから、出力するものは必要な範囲に限られております。

なお、文書等の收受についても当該規定に沿った事務処理がなされるよう努めてまいります。

次に、收受印を押す意味についてであります。

收受印は、所管課が收受した期日を明確にすることを目的に押印するものであると考えております。

次に、情報公開の対象となる文書、公文書についてであります。

文書管理規程第3条で、文書の定義については、北杜市情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいうとされており、文書管理規程に基づく取り扱い文書は、情報公開条例で規定する公文書であると考えております。

また、情報公開条例の公文書とは、第2条の規定のとおりであると考えており、該当しないものについても、同条ただし書きのとおりであると考えております。

このほか該当の有無に関する判断は、文書を收受する所管課の責任者が行っており、該当しない場合には、その必要性に応じて廃棄しております。

次に、非開示情報についてであります。

市の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるものについては、情報公開条例第5条に基づき、非公開とすることが適当であると考えております。

次に、増富地方創生事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業の検証結果についてであります。

当該事業については、平成30年3月に開かれた北杜市ふるさと創生会議において検証しました。

目標にかかる達成状況について、若者世代の社会増減数を平成30年度に増減ゼロとの目標に対し、平成27年度が156人減少であったものが、平成28年度には77人減少に改善されるなど、一定の成果があったと報告したところであります。

次に、交付金事業が中止になったことをどのように受け止め、官民協働のあり方をどのように検証したかなどについてであります。

事業中止に至ったことは大変遺憾ではありますが、計画策定に当たっては、初めて取り組む事業であったことから、国・県の指導をその都度仰ぐ中、行われたものであり、その目標数値に関しても妥当なものであったと考えております。

地域の協議体等からなる団体に事業を委託する場合には、地域の自主性を重視する中で、これまで以上に細やかなサポートおよび指導体制を構築していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えをいたします。

第2次北杜市環境基本計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画の施策区分の基本方針にかかわる議論についてであります。

計画の策定に当たっての北杜市環境審議会の議事録には、「自然環境の保全」という文言はありませんが、この計画は北杜市環境基本条例に定める環境の保全に関する基本理念の実現に向け制定されたものであることから、「自然環境の保全」を中心として議論されたものと考えております。

次に、計画策定事業の概要版作成費用と市民からの感想についてであります。

第2次北杜市環境基本計画策定に要した作成費は、基本計画書および概要版合計で799万2千円となっております。

概要版作成費用としては、印刷製本費のみであり79万3千円となっております。

なお、概要版に対する市民からの問い合わせ等は、これまでに寄せられておりません。

次に、パブリックコメントの個別施策への反映についてであります。

パブリックコメントでいただいた意見に関しては、所管部署の検討課題とするなど、検討をさせていただいております。

県有林・市有林・財産区有林・私有林にかかる更新についてのパブリックコメントに対しましては「個別施策を推進する上で検討してまいりたい」との回答をしたところであります。

次に、香害などの新しい環境問題に対する計画への反映についてであります。

香害など健康に関係する課題については、関係部局と協議を行いながら、必要に応じて今後の計画策定時に北杜市環境審議会で検討するものと考えております。

次に、地域意見交換会の今後についてであります。

今回の計画策定に当たり、北杜市の環境像実現に向けた意見交換会から貴重なご意見をいただきました。

この意見交換会は、本計画策定のため組織されたものであり、今後については必要に応じ検討したいと考えております。

次に、環境審議会および庁内会議についてであります。

北杜市庁内会議は、庁内関係部局間における環境施策の調整・検討などを行うこととなっております。

北杜市環境審議会においては、年次報告書の審議のほか計画の見直しなどについてご提言をいただいております。

次に、年次報告の実施状況についてであります。

現時点では、目標および指標が数値化されておらず、目標設定が困難であったことから実

施状況を公表しておりませんが、今後は可能なものは数値化を行い、これに基づいた管理を行い公表してまいります。

次に、計画を踏まえた年次報告についてであります。

基本方針1から基本方針5までについて、13項目の数値目標を設け、その実施状況を毎年報告いたします。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

次に、土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電等再生可能エネルギーについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国の事業計画策定ガイドライン改訂に対する市の対応についてであります。

今回改訂された国の事業計画策定ガイドラインの内容については、発電事業者において理解しているものと考えておりますが、今後も国、県の方針を注視しながら北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱、北杜市景観条例および県のガイドラインと連携して対応する中で助言・指導を行ってまいります。

次に、市が行った指導等と経済産業省に報告した件数および内容についてであります。

FIT法における遵守事項違反については196件を確認し、国に対し情報提供したところであります。

今後も引き続き、確認および情報提供を行ってまいります。

次に、実効性のある取り組みについてであります。

説明会の開催等は、法的な拘束力を持たせることは難しいものと考えておりますが、事業実施に当たっては、市の指導要綱においても事業者の責務として掲げておりますので、今後も指導を行ってまいります。

次に、太陽光発電等の設置に適さない立地への対策についてであります。

関係法令によって制限できない土地においては、設置が可能ですが、発電事業者から事前相談や届け出があった場合には、市の指導要綱や県のガイドラインにおいて、事業区域内で適正な措置を講ずるよう指導しております。

次に、条例化の見通しとスケジュールについてであります。

現在、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会において、太陽光等再生可能エネルギー発電設備にかかる推進と規制について条例化も踏まえ、ご議論していただいているところであり、提言が出されたのち、その内容を踏まえ検討をしてみたいと考えております。

次に、風力発電についての情報収集や対応の状況、また今後の対策についてであります。

市内にある風力発電の設置状況については、資源エネルギー庁から公表されていますFIT法の認定情報をもとに、現地を確認しております。このほか、市に問い合わせが寄せられた場合は、速やかに状況の把握に努めているところであります。

なお、関係法令等に違反している恐れがある場合については必要な措置を講じてまいります。

今後については、現在、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員

会において、風力発電施設についてもご議論いただく中で、提言がなされたのちに、その内容について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

増富地方創生事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、増富地方創生事業の中止の根拠を示す文書が所在しないのはなぜか、また責任は誰にあるのかについてであります。

事業中止に当たっては、所管課の責任の下、起案においてその根拠を明らかにするための契約解除の理由書を作成・添付しております。

次に、団体の意向や中止理由を示す文書は存在しているのかについてであります。

事業中止決定に至る過程において、増富地域再生協議会から今後の増富地区の地域活性化は地域住民による自主的な取り組みにより実現する旨の意思表示がなされており、その内容は契約解除の理由書に示されております。

次に、平成28年度会計に関する平成30年3月議会以降の動きについてであります。

市では、平成28年度の交付金事業執行に係る交付金返納額の確定および会計検査院による会計検査を受検するに当たり、関係諸帳簿の整備および提出を増富地域再生協議会に再三依頼をしております。

本年4月に協議会から諸帳簿が整った旨の連絡があり、6月に協議会および市職員立会いの下、関係諸帳簿等の整備状況の確認を行いました。これらを確認した中で、備品台帳などの整備がされていないことを確認しました。

今後、7月中を目途に内容を精査するとともに、協議会に対し関係諸帳簿の提出要求を行ってまいります。

次に、平成30年度の市の取り組みについてであります。

増富地域の振興は重要施策の一つであり、温泉など特色ある資源を生かし、地元の皆さまが力を遺憾なく発揮できるよう連携を図りながら今後も鋭意、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

答弁漏れの指摘があるんですが。

○議長（中嶋新君）

発言を許します。

○16番議員（野中真理子君）

副市長がご答弁なさるべきことだと思いますけれども、まず行政文書について、この4分の2ページのところの、②北杜市における文書管理についてのご答弁がなかったかと思っておりますけれども、それについてははっきりとお答え願いたいと思います。

それから同じく行政文書についての4分の4ページですけれども、非開示情報についての総論はお答えいただきました。しかし、団体が市の要請を受けて会計の原本を提示した場合、その資料は情報公開の対象になるのかという、個別の質問に対しての答えがありませんでしたので、ぜひお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中議員のご指摘でございます。答弁漏れにつきまして、再度回答させていただきます。

②の北杜市における文書管理の質問でございますけれども、この中で、最終で示してあります情報公開請求に応じて開示されるべきではないのかというご質問でございますけれども、これは先ほどの答弁によりまして、市はこれに応じて公文書を請求した市民に対して原則公開することとしておりますというふうに答弁させていただきました。

2点目でございます。非開示情報で、団体が市の要請を受けて会計の原本を提示した場合、その資料は情報公開の対象になるのかというご質問でございます。

これにつきましては、会計の原本を提示したということでございますので、提供ではないということでもありますので、情報公開の対象外でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁漏れはありませんので。

野中真理子君の再質問ですか。

○16番議員（野中真理子君）

いや、再質問ではなくて答弁漏れの再度指摘なんですけれども、行政文書の2ページの②のところ、情報開示請求に応じての前に文書主義によって遂行されるべきこと、およびその文書が保管・整理され説明責任を果たすという、この文書主義によって遂行されるべきことについて、市の見解を伺いたいんです。

○議長（中嶋新君）

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中議員のご指摘にお答えいたします。

文書主義についてのご質問でございますけれども、原則、事案の処理は文書で行うこととしておりますけれども、口頭で行った事案等につきましては、後刻書面により処理をすることとなっております。いわゆる復命書でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それではすみません、太陽光発電等再生可能エネルギーについての再質問から行いたいと思

います。よろしいでしょうか。

まず、この項目の2番目、法令違反についての市の指導、助言、命令、経産省に報告した件数ということで、196件というご報告をいただきましたけれども、例えばフェンスや掲示板の未設置は目視ではっきりと分かることです。検討委員会で私も傍聴いたしましたけれども、かなりの数がされていない。そういうことに対して、どの程度のことのできているのか。大変大きな数字を言われたと記憶しておりますので、そのへんのことをもう一度、ご答弁願いたいのと、それから1番と3番に関係することですけれども、今年の4月の事業計画策定ガイドラインの改正の一番のポイントは、努力義務を怠った場合には指導、助言を行う可能性がある。まさしくこのことだと思います。今、発電事業者が理解しているだろうというようなご発言でしたけれども、実はこれは非常に市にとってはチャンス、今までは国が動かないととか、法律がないと言っていらした、そのことに対して、努力義務でも怠った場合はその指導・助言の対象、さらにそこから認定取り消しというのにもつながる可能性が出てきたわけですから、ここは市として最大限に生かすべきだと思うんです。そのへんについての覚悟というか、そちらを伺いたかったんですけども、今一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

2点いただきました。まず、1点目でございますけれども、遵守事項違反の報告の件数、196件とお答えいたしましたけれども、その内容でございます。細かい内容でございます。

ご存じのとおり4月以降、フェンス、それから標識につきましては設置しなければならないということになりまして、市では4月以降、改めましてそれらの確認をしてございます。

確認件数につきましては、4月、5月の段階で5町確認、392件の確認を行いました。そのうちの違反件数が196件ということでございます。

なお、内容でございますけれども、フェンス、標識のないものが51件、それから標識がないものが145件ということございました。また、この平成30年の3月以前につきましては、参考というか、市のほうでパトロールを行った段階で確認してございますけれども、そのときの確認件数は588件ということでございます。

今回、そのうちの392件を確認し、また月別にまとめて経産省のほうに情報提供しておりますので、今後も継続して行い、情報提供のほうをしてまいりたいということでございます。

それから2点目でございますけれども、ガイドラインの努力義務を怠った場合には指導・助言の対象となるという改定のことにつきましてでございますけれども、こちらにつきましては、市の指導要綱におきましても、努力義務として事業者の責務について謳っているところでございます。引き続き、指導要綱に基づいた指導・助言をしっかりと事業者に対して行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

この点について、再々質問はありますか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

このガイドラインの改正によって、例えばインターネットをひきますと太陽光オーナーが知っておくべき変更点のまとめみたいなサイトに、周辺住民や環境への配慮等、自治体との調整がより重要になるというふうに事業者側に言っている、アナウンスしているわけです。そういうことは最大限に本当に利用していただきたいですし、これを受けて、市は事業者との間で説明会の開催、それから周辺住民や環境への配慮について、どのような調整、さらなる調整を行うのか、今一度答弁をお願いできればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

国のガイドラインにおきましても、地域への説明は重要視されているところでございます。地域との関係構築につきまして、地域の実情に応じたコミュニケーションをとるべきだというガイドラインの内容でございますので、市におきましても指導要綱で地域とのコミュニケーションをしっかりとっていただくというふうに定めてございますので、地域住民からさまざまな意見をいただく中で、適切な対応をするようにということでございます。

また、説明会は効果的な手法であるということは間違いございませんけれども、戸別訪問であるとか、その他の方法で行うことも併せて事業者のほうには指導している状況でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、第2次北杜市環境基本計画と関連施策について再質問をさせていただきます。

1番のところについてなんですが、部長のご答弁では自然環境の保全は当然入っているというような内容であったと思います。もちろん、これが入っていないということは申し上げませんけれども、例えば第2次北杜市総合計画の中では、第5条の環境日本一の潤いの杜づくりのところ、1番として自然保護および環境美化の推進ということで、自然環境の保全とか森林環境の保全を大きく取り上げているわけです。そういうことに比べると、この環境基本計画の中での自然保全のあり方、自然保全をするんだというのが非常に中に埋もれてしまって、見えにくくなっているなというのを感じたんですけれども、そのへんについてのご答弁をもう一度お願いしたいのと、また国では今年の4月7日に閣議決定した第5次環境基本計画というのがあると思いますが、それについても今回、基本方針の中に地域循環共生圏の創造ということで、各地域がその特性を生かした強みを発揮、環境で地方を元気にというようなフレーズが出てきます。北杜市の強みというのは、まさしく市長の巻頭言にあるように山紫水明の地、自然保全することによって生まれてくるのかなということもありますので、ぜひそのへんのところが、計画はこれ、今、できましたけれども、今後どういうふうに、庁内とかそういうことで進められているのか伺いたい。

それからあと5番の意見交換会についてですけれども、大変おもしろい試みであったし、それから北杜市には地域に人材が本当に豊富にいらっしゃいます。そういう方たちのぜひ協力を得ながら、いろんな環境施策を充実していただきたいなという思いも込めて、この地域意見交換会について、今一度お聞きしたいと思います。

それから年次計画、年次報告についてなんですけれども、今、たしかにおっしゃったように今後、データみたいなものを蓄積していくというようなお話だったと思うんですが、中には年次報告として大変立派なものを出されている市町村もあります。ほとんど、これを見れば市の要覧というか、市政が分かるというような。ただ、いきなりそういうことは無理でしょうし、そこに、体裁とかにこだわるつもりはありませんが、環境のものというのは非常に数値、データが大事になってくるといいますので、データベース的なものを徐々に充実させて、誰もが閲覧できる、公表するというようなことを含めて、この環境年次報告を広く考えていただきたいと思いますので、そのへんのお考えをもう一度、伺いたいと思います。

それから新しい生活環境に及ぼす影響ということで、ここで香りの害というのを取り上げさせていただきましたけれども、これについては、最近、本当に多くの方が実はこれに悩まされている、苦しんでいるという声があがってきた。それから朝日新聞や毎日新聞には大きく企業広告として出されたりというような経緯もありまして、この香害というものがだんだん認知もされてきましたし、それから広く知られて、問題として取り上げなければいけないということが広まってきたと思います。もちろん、いろんな新しいことをやるには大変かとは思いますが、例えば一番声をあげられないのは子どもたちかなというふうに思うんですが、例えば学校とか保育園とかにチラシを配布するとか、警鐘を鳴らす、チラシを配布するとか、そういうことがどの程度できるかなということを含めて、ご答弁を願えればありがたいです。

○議長（中嶋新君）

5点、再質問がございます。

順次、答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

16番、野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

5点ほど、いただいかと思います。

まず、1点目の北杜市環境基本計画について自然保護のあり方、また自然保護についてということの中で、意見をどういうふうに反映しているのかということかと思えます。

これにつきましては、基本計画の中ではあくまでも基本事項ということで、今回つくらせていただいたというところでございます。そういった自然保護のあり方とか、そういうものにつきましては、今後、関係部局におきまして、そういった自然保護のあり方につきましては、施策に生かしていきたいというふうに考えております。

2点目の自然の特性を生かした部分での関係を、どういうふうに進めていくのかというような質問かと思えます。

庁内におきましては、各関連担当におきまして連携をしながらそういった部分も、観光的な部分も生かしながら特性を生かして進めてまいりたいというふうに考えております。

3番目の、意見交換会での人材活用というような再質問かと思われまます。

これにつきましては、今回、意見交換会をした中でも地域委員の方々、それから区長会の方々

等にもご協力いただいた中でのご議論をいただきました。その中で地域懇談会の意見をそのまま今回の基本計画の中でも生かさせていただいた部分がございますが、そういった、非常に見識の高い市民の方も多く入られてきているということがございますので、今後もその意見交換会によって、次のまた計画、あるいは改定等もまた予定されておりますので、それらにつきましても、今後も活用をさせていただきたいというふうに考えております。

4つ目の、年次報告についての質問かと思えます。

年次報告につきましては、たしかに他市、例えば小千谷市の例も参考に見ましたが、たしかに長年の蓄積のデータがございます。それらを表記しながら環境の変動等についてお示しをしながら報告をしているというようなことでございますが、私どもも今後そういったデータの蓄積を進めながら、報告、それから内容につきましても他市の関係も確認をしながら、充実したものに努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に香害、香りの害という点でございますが、香りの害につきましては、議員ご指摘のとおり、アレルギー体質や中毒的な症状を悪化させるような一因になっているということも現在あるというところでございますので、市では市民が体調不良に対する、そういった化学物質過敏症ということになるかと思えますが、そういったところで相談があった場合は、健康増進課でございます、化学物質過敏症相談窓口などを通じて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

再質問5点について、答弁がありました。

野中真理子君、再々質問はございますか。

野中真理子君の再々質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

この関連施策について、ちょっと香害のことなんですけれども、例えば学校は、すでに文科省が化学物質に関する通達みたいなものを出していると思うんですけれども、その関連でこういう香りの害についてのチラシ等を啓発活動としてやっていただけないかどうか、教育委員会に伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁できますね。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

香害に関係しまして、学校でチラシ等の配布が可能かのご質問かと思えます。

香害、私どもまだ、耳にして日が浅いような状況で、チラシ等を学校教育現場に配る中で勘違いがあってはいけない部分もあるかと思っています。体臭については、対象にしないというような一文もたしかあったかと思うんですけれども、そういう部分では子どもたちが勘違いしないような取り組みということも必要になりますので、関係部局ともしっかり連携した中で、チラシ等の配布は慎重に検討していく必要があるというふうに思っています。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

16番、野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

保育園等で、香書のチラシを配布することができないかというご質問だと思います。

現状について、保育園には保育士等がおります。また健診等で保健師等もおりますので、現場が実際、今、どうなっているのかということ把握する中で、対応方法等については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかの項目で、再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、行政文書について再質問をさせていただきます。

ご答弁をいただきましたけれども、例えば各論の2の起案文書について、決裁者が確認ということは、その文書が付いているか、付いていないか、それからこれでは足りるか、足りないかということは、最終的には、起案がずっとされていて、市長ということになるわけですが、その決裁者の意味ですね、誰がこの書類に対してのOKを出していくのかという過程の中で、もう少しこの責任、それから明らかにすることが遵守されているかどうか伺いたいと思います。

それからメールの受信ですが、出力をいちいちする、收受印を押す、たしかに難しいことだと思いますけれども、これがメールの受信、メールで受信したものが公文書であるということは、別に出力しなくても残っているわけですし、收受印を押されなくても、そういうことになるのではないかと思いますけれども、そこについての見解をお願いいたします。

それで6番に情報公開の対象となる文書のところ、また7番の公文書のところ、なかなか個別の対応になるというようなことであつたんですけれども、基本的には文書管理規程の第3条にある定義のところ、はっきりと北杜市情報公開条例の定義、公文書とはということで、イコールになっているわけですから、そのところはやはり公文書として考えていかなければいけないのではないかと思います、そこをはっきりとさせていただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。起案文書、起案する中で、その決裁過程における責任者、また起案文書に書類が添付されているかどうかということでございますけれども、これにつきましては、起案に当たりまして添付書類等の不備があつた場合には、仮定でございますけれども、万が一、不備があるような場合には文書管理規程に基づきまして、適正な処理をするように指導をしております。また、その中で決裁者、決裁責任者でございますけれども、それはそれぞれ

の決裁規程に基づく上司になっております。

続きまして、2番目のメールの受信につきましてでございますけれども、たしかにメールにつきましては、今、かなり情報が錯そうというか、たくさん来ております。その中でメール自体はそれぞれ発信者、また日付、日時等が示されておりますので、あえて出力しなくても公文書の扱いということになりますけれども、出力するにしても、やはり先ほど答弁しましたように多大な労力等がありますので、そのへんは臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、3番目の質問でございますけれども、情報公開の対象となる文書、また公文書の扱いにつきましては、それぞれ先ほど答弁させていただきましたけれども、それぞれの規程、または条例に基づく文書であるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君、再々質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

それではちょっと飛びますけれども、施策決定の経緯や経過説明について、総務部人事課の新設の経緯と経過について市長からご答弁がありましたけれども、要するに、これいつ、どういうふうにやったかというのは、先ほどのご答弁ではまったく分かりませんでした。

私たちが思いますのは、ともにあゆむ会として思いますのは、3月14日の代表質問で人事課の創設が必要ではないかと言っているわけです。そのときは今後考えていきたい、検討したいとしか答えられていないのにもかかわらず、人事異動とともに3月22日に人事室が新設されるというのが分かったわけです。その間、1週間程度しかないわけですが、その前から当然、そういう話し合いもあったし、決められたのではないかと。だから、そういう過程があるのであれば、当然、説明責任を果たすという意味でも答弁とかそういうことで、はっきりとさせなければいけないのではないかと私たちは思うんですけども、それについてどう思っているか伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

今回設置したのは、人事室でございます。以前から質問をいただいておりますのは人事課ということで、課の新設となりますと機構改革を踏まえなければならないというふうに思っておりますし、今回、人事室を設置するにあたりましては、総務課の人事担当、あるいは人事室の人事担当ということで、それぞれ検討を進めていく中で、異動の内示の時期も迫ってまいりましたので、今回は人事室の人事担当という形で検討させていただきました。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、増富地方創生事業についての再質問に移りたいと思います。

この通告の④平成28年度会計に関する平成30年3月議会以降の動きはということ、およびその関連について、私自身が3月議会以降に入手した資料も使いながら質問をさせていただきたいと思います。

まず1つは、倉庫の誤発注による交付金の返還額というのは38万9千円、これはもう3月議会の段階で確定しているというご答弁をいただきました。にもかかわらず、事務処理が滞っているのはなぜでしょうか。これが1点目。

それから2点目は、この文言の使い方なんですけども、「不適切」と「不正」についてです。これ、平成30年の2月2日の市の文書によれば、市の見解です、この倉庫に関する。本件について、市としては団体が意図的に差額を生じさせたかのような報道は事実と異なり、また当該差額についても事業に必要な物品購入に充てたものとする。一方、結果として市の会計処理に照らすと不適切な処理と考えるとあります。そして、今年の2月1日、その前の市の職員が国にあてたメールの中にこんなメールがあるんです。用語の使い方など、いわゆる表現振りについては、内部決裁において趣味的に少し修正があるかもしれない。どういう意味か分かりませんが、趣味的に少し修正が。何しろ書いてあります。それで時系列的には、平成30年2月26日に議員に配布された全員協議会の資料は、不適切な会計ではなくて、タイトルが不正な公金支出についてになっていたんです。このへんの経緯をしっかりとご答弁いただきたいというのが2点目。

それから3点目です。平成30年6月19日の全員協議会で配られた資料、先ほど支所長の答弁にもありましたけども、備品台帳は未整備だと書いてありますし、言われました。しかし住民監査請求に対する監査結果、これは公告とされて公表されていますけども、備品台帳も整備され、しっかりと監査結果が出ています。監査というのは当然、独立はされていると思いますけれども、市の職員も、担当者が呼ばれてそこで一緒に見ているはず、それから言っているはずなんです。この備品台帳について、しっかりとご答弁を願いたいのが3点目。

4点目は、これは市の姿勢を問いたいですけれども、増富再生協議会との委託契約書、第10条には検査および引き渡し、そして第12条に委託料の支払いがあります。要するに10日間の検査、しっかりそういうことを市がやった上で確定し、委託料も支払われた結果がある。それから再生協議会の会計事務処理については、市は常に日常的に相談に乗り指導していたはずで、そして監査委員は住民監査請求を棄却しておりますし、その後の住民訴訟は行われていない。そして委託契約解除の際、損害賠償は求めないことにした。この4番目に言ったことは倉庫の誤発注が発覚以降に、今年の2月に締結したことです。これらの姿勢というものど今の市の対応というのが非常に矛盾していると思います。ですから、この今言ったことをどういうふうに改めて考えているのかということをお答え願いたいのが4点目。

そして5点目ですけれども、この6月19日の全員協議会で配られた資料ですね、倉庫の誤発注については、交付金の返金にかかわる事務処理については全然進展していない。その報告がされているんです。けども、そのほかは会計の確認作業の報告です。これをやった、これをやった、会計検査のためにこれをやった。そのところで何も結果が出ていないにもかかわらず、タイトルが不正な公金支出にかかわる、まるで印象操作を、不正があったというのを、議員あてに印象操作をされているような、私は印象を受けました。このことについて、5点目、

まず答えていただきたいんです。

私は、この市の姿勢を改めて問いたいんですけれども、不適切、国には不適切、それを不正というふうに議会向けの資料は文言を変えているんです。それから、あるはずの備品台帳をないと報告しているんです。本当に市が不正を印象付けているとしか、私は思えないんですけれども、そこについてご答弁を願いたいと思います。

そしてそういう、市が、せつかく地方創生、この推進交付金事業をやるために官民協働として、増富地方再生協議会と一緒にやっていこうということをアピールしながら、こういうような非常に苦しい立場に協議会を追い込む資料を作ったり、文言を使ったりしながら、一方で再生協議会の中止の理由を示す資料は、文書不存在としてこちらには出てこないわけです。昨年12月と今年3月議会で、公文書かどうか問題になった平成29年9月の再生協議会の臨時総会資料があります。これは事業中止に至った、外からの圧力や介入の実態が非常に詳しく書かれています。これは本当に公文書にならないんでしょうか。市は市を代表する者として再生協議会のメンバーに入っていますし、その内容は当然、庁内で情報共有されたはずなんです。これについては、どなたか、支所長でしょうか、支所長が総会に出席されて、そこでもらってきた資料、このことを私、去年の12月議会のところで問題にしました。そうしたら即刻、総務部の次長です。次長はこのことについての答えを言った。当然、情報共有されているんだなと思いました。これは組織的に使った資料と私は言えると思います。そこについて、はっきりと答えていただきたいと思います。

それで地方創生推進交付金事業が中止になった理由が口頭でしか言われなくて、文書が存在しないというのは、私は文書主義に基づく行政からすれば大変大きな問題だと思います。さらにあるはずの文書を不存在とするのは、もっと大きな問題になると思います。

以上の点について、数かなりありますけれども、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

5点の再質問でよろしいですか。

○16番議員（野中真理子君）

最初は5点です。そのあと文書のことをさらに言っていますので。

○議長（中嶋新君）

7点ですね。計。失礼いたしました。

答弁を求めます。

順次でいいです。7点あります。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まず1番の38万9千円、3月議会で確定したではないかというふうなご質問でございますが、今回、書類等も整備されたというようなことの中で、その金額の確定をしたいと考えており、書類等を精査したいと、そんなふうに考えております。

あと「不正」と「不適切」というふうな、言葉のことでございますけれども、不正という言葉を使ったことにつきましては、公金支出が正しく行われていなかったというようなことで不正という言葉を使わせていただいております。

あと備品台帳の未整備でございますが、6月4日の日に職員のほうで協議会立ち合いのもと

行った作業の中では、備品の一覧というふうなものはございましたが、備品台帳につきましては、一つひとつのものが1枚の中に備品台帳として、整備されているのが備品台帳と考えておりますので、その確認はできなかったというふうなことでございます。

あと委託契約の検査後にお金が、委託金が支出されているというふうなことでございますが、これにつきましては、内容等を精査した中でその後にそういった事実が発覚したと思われまので、それについて精査をしているというふうな状況でございます。

不正という言葉のことでございますけども、操作等はしてございません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

これで5点。次にほかの。答弁漏れが2点あります。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中議員のご質問にお答えいたします。

9月14日の総会の資料のことでございますけども、これが公文書にならないかということでございますけれども、これは公文書、組織として共有しているという意味では公文書でございます。ただし、現在は非開示の対象の文書でございます。

2点目でございますけれども、中止理由の文書がないというご質問でございますけれども、口頭であれ文書であれ、協議会の意思というか意向が表されておりまして、それが契約解除の理由書に記されておりますので、文書主義の文書として扱っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

7点の答弁が終わりました。

野中真理子君の再々質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

では再々質問をいたしますけれども、まず再生協議会の臨時総会の資料、今、公文書というふうにはっきりとおっしゃったと思います。非開示の公文書だと。しかし、増富再生協議会から提出された資料ということを経営公開したときに、非開示の理由は不存在ですよ。全然、今のご答弁と違うんじゃないですか。不存在と、ないということと、あるけれども、これはこういう理由で出せないというのとは全然違いますよ。そのへんを明確に、まずしてください。

それと支所長のご答弁、いろいろいただきました。不正、不適切、それから備品台帳の一覧表はあるけども、台帳としてはないと。これ、この増富再生計画を市がつくったわけですよ。そのときに官民協働、増富再生協議会とも協働ということが大きく特徴として、それをアピールして国からこの補助金をもらったはずですよ。そういうパートナーとしての再生協議会に対して、不適切という言葉と不正という言葉は非常に大きな差があるんです。国には不適切な会計として言っています。それで、この不適切な会計としてずっと、私たちにも説明されたって全然問題ないことではないですか。それを趣味的に文言を修正しますというようなメールもあって、それが不正に、時期的に見ればそういうふうに変っていることのあると思うんですけれども、そんなことを、そのパートナーである再生協議会にするんですか、市は。そういう態度こそ、私は本当に問題だと思います。

備品台帳の一覧表も、一覧表はある。ただ、市のフォーマットとしての備品台帳にはなっていないけれども、これは再生協議会の独自の、市の、別に団体、市の所管、市がすべてをやっている団体ではないわけですよ。独立した団体ですよ。それについて、市のフォーマットとしての備品台帳でなければいけないということがあるんでしょうか。やっぱり善意で、パートナーであるという再生協議会の立場を考えるとすれば、一覧表はありますという報告をするのが、私は市としての姿勢なんではないかと思えますけれども、そこをご答弁願いたいと思います。

それと増富再生協議会が事業を中止した理由ですけれども、これは先ほどメールは公文書だというふうにおっしゃいました。私が情報開示をしたときは、増富再生協議会とのやりとりということで、情報開示をしましたけれども、市からはその情報は出てきませんでした。

しかしメールはやりとりされている、これは私、ここにメールを持っているんですけれども、ここに書いてあるんです。再生協議会側は北杜市にメールを送り、この資料を添付しているわけですけれども、この事業中止の理由について、増富再生協議会の委員ではない現職の議員の方と元議員の方が介入してきたと。介入してきたことによって事態は一変した。この両名があるコンサルタントを増富の交付金事業で起用するよう迫りました。そのコンサルタントは健康科学大学との意見交換会をはじめとする事業について、即刻取り止めるよう事務局に激しい口調で迫りました。

10月26日、理事会が開催され、北杜市副市長をはじめ複数の市の職員の方が出席されました。その席で協議会より副市長に対し、現市議会議員と元市議会議員の執拗な事業への介入を理由とし、事業の中止を決断した旨、報告いたしました。

副市長はそのような事由であれば、無理に継続をお願いすることもできない。事業は中止ということで承知した旨、返答した。ここには書かれています。これは市に宛てた文書です。先ほどのご答弁から言えばメールは公文書、本当は私が開示請求をしたときに何らかの答えを付けて、これは返してこなければいけなかった文書だと思いますけれども、そのことも含めて大きく3点と、この3番目については、経緯についてお話し願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

不正につきましては、先ほども答弁いたしましたが、公金支出が正しくはないということで不正という言葉を使わせていただいております。

また備品台帳の件でございますが、備品台帳につきましては、備品一つひとつに台帳を整備するものでございまして、会計検査でも求められる資料と思われまますので、整備につきましては指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、情報開示についての書類の回答が不存在ということでございますけれども、不存在ではなくて非公開ということで、その根拠理由につきましては、情報公開条例の第5条の第3号のアによりまして、非開示とした結果でございます。

続きまして、2点目でございます。メールが公文書等々のご質問でございますけれども、メールにつきましても、ただのあいさつ文とか、そういったものについては当然、公文書ではございません。時と場合によりまして公文書の扱いになるか、ならないかということは、そのものを照らし合わせてみて判断するものだというふうに捉えております。

また、事業中止の理由でございますけれども、協議会からはあくまでも総会で一度決定したことであって、交付金に頼らずに自立してやっていきたいという理由を伺っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で、野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

太陽光発電等再生可能エネルギーについての、関連質問をさせていただきます。2点、させていただきます。

先ほどのご答弁の中で、すでに4月から事業計画策定ガイドラインが改正された中での市内の調査をした中で392件の調査をし、そのうちの196件の違反があったということでご答弁がありましたけれども、すでに市内では1,500を超える施設が導入されているかとは思いますが、単純に今の数字に照らし合わせると1,500件のうちの約半分が、もしかしたら法律違反の設備になる可能性もあるのかなというふうに思っています。

そうした中で、1,500あるうちの約400しか、まだ調査ができていないというのが、僕はすごくスピード感が足りないように感じているんですけども、その状況を市としてどのような考えを持っているのか、見解を伺います。

それともう1点が、市として違反等があるところに対して指導・助言など対応していくという答弁がありましたけれども、実際どのようにして市内の事業者の情報などの現状を把握しているのでしょうか。例えば発電事業の転売ですとか、発電事業地に看板の表示がなくて事業者が分からないケースもあるかと思うんですが、それらのケースに対してどのように把握をした上で指導・助言をしていくのか、こちらの2点のほう、お答えをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の関連質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、先ほど申し上げましたFIT法、遵守事項の情報提供の件数の件でございますけれども、こちらにつきましては、猶予措置として本年3月31日まで

にフェンスおよび標識を付けなさいという規定になってございます。市ではそれ以前、昨年度以前からフェンスおよび標識のないものについては順次確認してございまして、それが先ほど申し上げました3月末現在の588件を確認してございます。そのうちの392件について、再調査という形で3月中にフェンスの設置、また標識の設置等あるケースもございまして、4月以降、再確認で重点的に588件を確認しまして392件を確認したということでございます。違反が196件ということでございますので、半分以上がFIT法の遵守事項に違反しているということは、ちょっと考えてございませぬ。

それから転売等、所有者が代わった場合の違反の取り扱いについてでございますけれども、たしかにおっしゃるとおり、どんどん所有権移転であるとか権利を移転した場合、なかなか市のほうで把握は難しいとは思いますが、そういった案件につきましては、国および県とも連携しまして、国のほうに情報提供なり、また相談する中でしっかりと対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許可いたします。

○1番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございます。ちょっと僕の質問の仕方が悪かったかもしれないんですけども、その1点目の質問で、要は1,500件もすでに導入されているのに対して、昨年3月、およそ600件ということで、要はまだ3分の1ぐらいしか調査できていないということに対してのスピード感がないのではないかというふうに僕は考えるので、その点の市の見解を伺いたいという質問です。

それと事業者がなかなか把握できないということでしたけれども、では仮に例えば強風とかでパネルが飛ばされたりですとか、火災が起きたりといったトラブルが起こる可能性も考えられると思うんですが、ではもしそういった事態が起こったときに、その発電事業地の事業者が特定できないという場合に、では市としてどのような対応、または責任を取っていくのか、その点の見解を2つ、併せてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

栗谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、市内に設置済み1,500何件かは、市のほうで本年の3月31日までに一通りパトロールしてございます。そのうち違反と見なされるものが588件あったということでございます。ちょっと言葉が足りずに申し訳ございませんでした。ですから、一度はパトロールは済んでいるという状況でございます。

それから2点目でございますけれども、災害あるいは突発的な事故等の対応の場合でございますけれども、そちらにつきましては、行政といたしましてできる限りの対応を取っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で、栗谷真吾君の関連質問を終わります。

ほかに関連質問はありますか。

岡野淳君の関連質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

先ほどの増富地方創生事業について、1点質問させていただきます。

昨年の9月定例会で、ともにあゆむ会の代表質問、この件でいたしました。そのとき、市の答弁は、事業はおおむね順調であるというふうに、たしか答弁していると思います。それからわずか1カ月経つか経たないかのうちに事業の中止が決定されていますね。その理由というのが、これからは増富は自立できるんだということになっているわけなんですけど、このおおむね順調であるという答弁が本当であれば、それからわずか1カ月後で自立ができるなんていうふうに状況が変わるものなのか、非常にそれを納得しろというのは難しい話であります。

もし、そうだとすると、この9月定例会で、ともにあゆむ会の代表質問をやっている、まさにその真っ最中にこの事業中止を検討していたと。再生協議会がですね。そういうタイミングになるのではないかなと思います。そうするとこの事業がおおむね順調にいつているだろう、それからこういう計画が今後あるよという、そういう答弁にはならないと思うんですね。逆に、もしこの時点で市が本当に順調にいつているんだというふうに思っていたとしたら、協議会はこの時点ではまだ事業中止、まして自立できるなんていうことを考えていなかったのではないかなというふうにさえ、これは僕の推測ですけども思われます。そこらへんのご見解をもう一度、確認のために聞かせていただきたい。

それからもう1点は、当初、野中議員の通告にもありますけども、事業の中止は交付金の使い勝手が悪いんだということになっていて、これは理由にならないと国から突っ返されています。それではということで、団体から自立について強い意向が示されたというふうに理由を変えているんですよ、市は。後付けで。そうすると、ここでも、本当にこの時点で、増富再生事業に関わっている人たちが、私たちはこれから自立できるんだなんていうふうに思ったのかということになる。まして、今、野中議員の再々質問で副市長が、こういう理由だったんじゃないですか、それだったらしょうがないですね、納得されたようなことも今、伺いました。そういうことを考えていくと、本当の事業中止の理由というのは別にあるんじゃないかというふうに感じるんですが、その点、見解をお聞かせください。

○議長（中嶋新君）

2点ですね。当局の答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、9月の時点で事業のほうはおおむね順調であるという答弁をさせていただいたわけですが、それはその時点での現状を語ったまででございます。

また中止の理由につきましても、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、あくまでも再生協議会としては、一度総会で中止を決めたということもありますし、またその理由といたしましては、交付金に頼らずに自立してやっていきたいという意向を示しておりますので、それを私たちとしては尊重してきたわけでございます。

2点目でございますけれども、表現の問題でございます。交付金の使い勝手が悪いという表現は、私どもが使った表現ではございません。これはあくまでも国の担当者のほうから、そういった表現でメールがきたということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連質問はありますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時ちょうどいたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

公明党を代表いたしまして、代表質問を4項目について行います。

持続可能な財政運営について。北杜市の産業創出と地域経済活性化について。ヘルプカード・ヘルプマークの活用について。中部横断自動車道（長坂～八千穂）について。以上4項目につきまして、代表質問を行わせていただきます。

まずはじめに、持続可能な財政運営についてお尋ねいたします。

平成16年11月合併以来、前白倉市長は財政の健全化を一丁目一番地と称し、12年間、財政健全化に向けた取り組みを行ってまいりました。職員数適正化計画に基づき、約800名の職員を約600名に、58歳定年制による早期退職をOB職員の皆さまには受け入れていただいた経緯がございます。

小学校の統合計画により増富小学校は須玉小学校に統合、長坂4小学校は長坂小学校に統合、高根地区は4小学校が2小学校に来年度統合等、人件費、物件費の削減に努めてきたところでございます。

合併特例債をはじめ有利な起債の発行により、実質的な財政の健全化に向けた取り組みと国の経済対策による補助金交付金の獲得により事業を前倒しに実施、本来、年度当初に予算計上すべき事業を国の補正事業に組み込み、支出の抑制を行い、抑制分を繰上償還に充ててきた現

実がでございます。地方交付税の減額や合併特例債、過疎債の現状は今後一層厳しく、北杜市の財政に影響を来たすことは明白であります。

支出の削減と税収増の対策は今後の重要な課題であり、持続可能な財政運営が望まれているところでございます。

鑑みますと、すでに今回、第1号補正をしているわけですが、この補正の中でも合併特例債を公共事業の起債に振り分けた、こういう現実もあります。また、平成29年度の第6号最終補正におきましても、国の補正事業に取り組みまして、それは合併特例債は扱わず補正起債という有利な起債を盛り込み、本来であれば当初に盛り込む事業を補正という前年度、ただしこれ前年度事業として明許繰越を今回もしているわけでありまして。

そういったことを鑑みますと、そういったことを実は北杜市はずっとやってきまして、今の財政運営が成り立っているということになっています。

北杜市においては、経常収支比率は80%の後半台を決算カードによると推移するところでありまして、3割自治といわれるように、これが約70%であれば財政の弾力性により、いろいろな事業展開が非常にやりやすい現実があると思います。

そこで、今の現状を踏まえながら質問をさせていただきます。

最初にですが、合併特例債の今後の運用についてお伺いをするところでございます。

合併特例債、50億円を切ってまいりました。いくら合併特例債の期間が伸びたといっても、刻んでいけば1年ぐらいいたしますと7億円くらいしか使えないという現実が、もう迫っているわけでございますので、今後の運用についてお伺いするところでございます。

続きまして、過疎債の今後の運用についてもお伺いいたします。

過疎債についても同様でございます。これは金額というよりも、これは期限もでございます。また須玉、白州、武川という地域性という問題もあります。また過疎計画という計画との問題もでございます。それらについて、お伺いをするところでございます。

3番目といたしまして、公共施設管理計画の個別計画と廃止施設の利活用についてでございますが、これは廃校される小学校も含みながらご答弁いただきたいわけでございますが、やはり人件費、そして物件費、これらが経常収支比率には大きく影響してくるわけございまして、これらをどうやって抑えるのか、しかし抑えながらどうやって政策に反映していくかということにつきましては、この公共施設の管理計画、特に個別計画は今後、期待をするところでございます。

4番目でございますが、税収増に向けた政策についてでございます。

北杜市の今、置かれている環境はどうやれば税収が上がるか。北杜市の税収内訳を考えてみますと約42億円が固定資産税、20億円が市民税ですね、住民税でございます。そしてあとの10億円がたばこ税ですとか、軽自動車税ですとか、それらもろもろを含めまして約10億円くらい、大体年間72億円でございます。地方交付税は約110億円ぐら이가例年の推移になっております。これらを考えますと税収増は考えていかなければならない施策の1つであると思います。

5番目としまして、市民サービスと財政課題についてでございます。

お金が本当に持続可能な運営ができるのであれば、それが見越すのであれば、やはりサービスは高止まり、またそれはさらにサービスをしていけるのかもしれませんが、今の現状を踏まえたときに、それをどうしていくかということについては、財政課題と一緒にこれは併用した

考えをしていかなければならないので、そのお考えについてお伺いをするところでございます。

2番目といたしまして、北杜市の産業創出と地域経済活性化についてお伺いをするところでございます。

国は地域経済の発展ならびに事業継承のため、成長産業分野の後押しと地域の事業者の事業継承に向けた支援策の取り組みを行う地域未来投資促進法の施行を29年度、30年度と予算措置を行ったところでございます。経済産業省は、産業構造の変化と課題解決に向けた取り組みを行い、地域未来投資促進法、地域の魅力発見発信事業、中小企業事業継承の推進、中小企業の生産性の向上、地域中小企業のIoT等の活用推進、働き方改革の推進を柱として地域経済の発展を展開する予定であります。

今、国のおかれている状況は2025年までにプライマリーバランスの収支を安定にしているという施策のもとで今回、この施策が大きく打ち出されているところでございます。これは税法にも関わりまして、今回、われわれが審議をする固定資産等の状況の中にも反映がしているわけでありまして、市はこの施策を参酌いたしまして、それに今から飛び込もうとしている状況でございます。

そこで以下、質問させていただきます。

1. 北杜市として地域経済発展のため、国の政策にどのように取り組むのか、お伺いをするところでございます。

2番目といたしまして、北杜市の今後、予想される成長産業分野についてお伺いするところでございます。

3番目といたしまして、中小企業の後押しをするため、各種補助金の取り組みについてお伺いをいたします。

そして、ここが非常に大事なことになるわけでございますが、地域経済を支え、また地域の皆さまと密着している、そして本当に慣れ親しんでいるというのは、地域の小さな事業主の皆さんでございます。この方たちはおそらく商工会に多くの方が入っております。そこで商工会との連携について、お伺いをするところでございます。

多くの施策を実現しようとしても、それを受けてくれる受け皿、ここには商工会は欠かせないものだと思いますので、よろしく願いをいたします。

5番目といたしまして、北杜市単独事業とのマッチングについてでございます。

北杜市は企業ガイダンスをはじめ多くの事業を、要するに雇用主側に対しても、また雇用される側に対しても、また地域に対してもマッチング事業をしています。これは農業であれ、これも産業でございますし、多くの分野でそれらは考えられるところでございます。よろしく願いいたします。

3項目めでございます。ヘルプカード・ヘルプマークの活用について、お伺いをするところでございます。

すでにご承知のとおり、3月に進藤議員も代表質問を行ったわけでございますが、本年5月1日よりヘルプカード・ヘルプマークの配布が始まったところでございます。内容は広報ほくと8ページに掲載されまして、今後の周知と活用を期待するところでございます。

ヘルプマークは、県内ほかの自治体に先駆けた取り組みとして全国で統一された規格、ならびにデザインであり、東京オリンピック・パラリンピックにはその効果が非常に期待をされておりまして、東京都はヘルプマーク・ヘルプカードにつきまして、非常に力を入れているとこ

ろでございます。

そこで以下、質問するところでございます。

1番目といたしまして、ヘルプカード・ヘルプマークの周知をどのように今後、図っていくのか。基本的には、この周知というのは広報だとか、ホームページというのが基本ではありますが、やはりこれはそればかりではやはり、何らか障がいがある方がこういうことを助けていただきたい。また、ここだけを助けていただきたい。車の乗り降りが大変な人は車の乗り降りが大変。あまり耳が聞こえなかったら、耳が聞こえないので、これはどういうふうに言っているんでしょうかと、こういうことも聞ける。一人ひとり千差万別であります。そして老人の方が多く北杜市にはお住まいでございますので、そういった方たちにもこの周知をしていくべきではないかと思うわけでございます。

2番目について、ヘルプカード・ヘルプマークの活用についてでございますが、これらについても担当課につきましては、おそらくかなりこれらについて、先進的に考えられていると想像いたしますので、よろしく願いするところでございます。

次に4項目めでございますが、中部横断自動車道（長坂～八千穂）についてお伺いをするところでございます。

中部横断自動車道は防災、減災、安全・安心、地域経済の発展と地域間交流による新たな地域圏の創出と生命をつなぐ道としての、その全線開通に期待がされているところでございます。

本年4月28日には、佐久～八千穂間が開通をしたところでございます。南部区間においても開通の目途が立っているところでございます。静岡県には、わずか1時間余りで行けるようになり、今後の北部区間を含め全線開通の機運の高まりを感じるところでございます。

中部横断自動車道につきましては、基本計画区間長坂～八千穂ということで、たしか昭和60年だったと思いますが、もうすでに30年が基本計画から経っているところでございます。多くの自治体の組長さん、また担当職員と、また議会、また住民の皆さまもこれまで何度となく関係機関に要望、陳情をしているところでございます。北杜市長も国土交通大臣にも何度か要望活動をしておりますし、また地域の皆さん、地域では意見交換会もあり、いろいろな形の中でこれは必要という方がたくさん、多うございます。

ここにつきましては、計画段階評価という全国で、当時としてはたしか3カ所くらいの指定だったわけでございますが、計画段階評価を取り入れまして、計画的に、その工事に向けて会議等が開かれているところでございます。今現在は山梨県側1キロ、そして長野県側1キロというルート帯の中で、今後これらがどのようになっていくのか、注目をされているところでございます。

そこで3点、お伺いをするところでございます。

1点目といたしまして、環境アセスメントの進捗についてお伺いをさせていただきます。

2番目といたしまして、長坂～八千穂間、長野側3キロ帯の今後についてお伺いをするところでございます。

3番目といたしまして、長野県ならびに沿線自治体の今後の連携について。

以上3点をお聞きいたします。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

持続可能な財政運営における、税収増に向けた政策についてであります。

持続可能な財政運営を行うためには、一般財源である市税の増収はとても重要であります。市税の中にあっても固定資産税は安定的な収入を見込むことができますが、市民税については景気の動向がそのまま税収に反映されることから、景気に影響されない、安定した市民税を確保するためには人材の育成と雇用の確保、そして市内企業を活性化する施策が大切になります。

特に、平成26年の経済センサスによりますと山梨県内の企業の99.9%は景気に影響を受けやすい中小企業であり、市内においても同様の状況であることから、市では平成27年に北杜市総合戦略を策定し、計画の中に市内企業への就労支援や企業誘致等の推進、企業の競争力強化支援を掲げ、市内企業へのきめ細やかな支援を行っているところであります。

本年度においても、女性起業家活躍支援事業を展開しているところであり、起業支援・企業誘致を積極的に推進し、市内企業の経営基盤の強化を図るために、国が進める中小企業を応援する各種施策を活用しながら、北杜市商工会と連携して市内企業の育成・強化を支援し、税収増に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）における長野県、ならびに沿線自治体の今後の連携についてであります。

中部横断自動車道の長野県側については、去る4月28日に八千穂高原インターチェンジから佐久南インターチェンジ間が開通し、これにより八千穂高原インターチェンジから佐久小諸ジャンクションまでの佐久北部地域の区間が開通しました。

山梨県側については、昨年3月に増穂インターチェンジから六郷インターチェンジまでの区間が開通し、以降、本年度から順次、六郷インターチェンジから新清水ジャンクション間の開通を目標に、全線にわたり工事を進めていると伺っております。

長坂から八千穂までの区間については、平成27年4月の計画段階評価の対応方針の決定以降、県と連携して各町地域委員会の皆さまや各種団体との意見交換、沿線自治体と連携した国への要望活動などに取り組み、市民の皆さまからいただいた声を国および関係機関に届け、早期着手への要望を行ってまいりました。

今後も山梨・長野の両県、南牧村をはじめとする南佐久郡6町村と連携を強化し、情報交換を行うとともに要望活動等を通じて、国に対し早期着工を強く働きかけてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

持続可能な財政運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、合併特例債の今後の運用についてであります。

合併特例事業債については、本年4月に発行期限を5年間延長する合併特例債延長法が可決され、平成37年度末まで発行期限が延長されたところであります。

6月補正後の合併特例事業債の残額は約45億円と残り少ない状況となっており、普通交付税の算定において、元利償還金の7割が基準財政需要額に算入される有利な起債であること、充当できる事業の範囲も広いことから今後、合併特例事業債の活用については、さらに慎重かつ有効に活用していく必要があります。

具体的には、合併特例事業債の運用について、今後予定される事業を把握しながら、一般財源や基金の繰り入れを回避し、合併特例事業債でなければ借り入れできない事業に充当することや将来的に持続可能な財政運営を目指し、後年度の交付税措置額への影響を緩やかにするため、5年間延長されたことを有効活用して、発行期限の平成37年度末まで計画的に借り入れを行ってまいりたいと考えております。

また、今回補正において合併特例事業債を公共事業等債へ振り替えたように、他の起債を活用することも検討する必要があると考えております。

次に、過疎債の今後の運用についてであります。

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を目的として、過疎地域で実施される事業の財源として充てることができる起債であります。

加えて充当率100%、後年度の交付税措置は70%と合併特例事業債と並び、有利な起債であり、須玉町・白州町・武川町で実施される公共事業に充当するだけでなく、建物の維持・補修などのソフト事業に活用できることから今後も過疎地域自立促進計画に則り、有効的に事業に充当していく予定であります。

しかし、過疎地域自立促進法は、現行では平成32年度末までの時限立法であり、東日本大震災の復興促進や東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設需要の増大により、建設単価や労務単価の高騰などが全国的に発生しているため、計画に沿って事業が進捗できないことが危惧されております。

このことを踏まえて、引き続き過疎対策事業債を円滑に活用できるよう県選出国議員や国に対して要望活動を実施してまいります。

次に、公共施設管理計画の個別計画と廃止施設の利活用についてであります。

本市の公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を定めたものであります。

昨年度は、本市の現状と課題や本計画の概要について説明するため、市民説明会を開催したところであります。

今後はこの計画を着実に推進するため、施設分類ごとの具体的な再編・再配置や複合化・多機能化等といった方針を盛り込んだ個別計画の策定を進めることとし、本年度は市民ワークショップの開催等、市民の皆さまのご意見を幅広く拾い上げていきたいと考えております。

また、施設の再編・再配置等により用途廃止となる施設の利活用については、地域や民間事業者による活用策を模索することも検討する必要があると考えております。

なお、高根地区の小学校統合に伴い閉校となります高根北小学校と高根清里小学校につきましては、庁内で活用策を検討する中で地域のご意見も伺ってまいりたいと考えており、活用計画がない場合には、普通財産として広く利用者を募ることとしております。

次に、市民サービスと財政課題についてであります。

本市の財政状況については、市債や基金の残高、実質公債費比率や将来負担比率など、合併以来、支出の抑制や繰上償還など財政健全化に取り組んできた成果が表れております。

しかし、今後の財政は、普通交付税が段階的に縮減されることや特別会計を含めた市民1人当たりの市債残高が依然として県内の市の中で最も多い状況にあること、第4次行財政改革アクションプランにおける中長期財政見通しでは、平成35年度から実質単年度収支の赤字が見込まれ、財政状況が非常に厳しくなることなどの課題があります。

こうした中であって、市民サービスの維持向上を図るために、今後も財政の健全化に取り組み、人口減少など市が抱える諸課題に対応できるよう各種施策を実施する中で、歳入面では国の動向を注視し、有効に活用できる補助金等の獲得や収増に取り組み、歳出面では事業の選択と集中を図り、重点的かつ効率的な予算配分を行い、将来的に持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ヘルプカード・ヘルプマークの活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、周知についてであります。

ヘルプカード・ヘルプマークについては、本年5月1日より福祉課、各総合支所、障害者総合支援センターかざぐるまにおいて配布を始めました。

これまでに市広報紙や市ホームページ、新聞等への掲載を行ったほか、北杜市民生委員児童委員協議会や北杜市赤十字奉仕団の総会において、普及・啓発を行ったところであります。

今後は公共交通関係者等にも広く周知をし、活用を図ってまいります。

次に、活用についてであります。

防災訓練など多くの市民が集まる会場において、ヘルプカード・ヘルプマークの周知を行うことは、災害時の避難所などにおいても、一見健康そうに見える方でも見えない障がいの存在を伝えることができ、周囲のちょっとした手助けや思いやりの行動が安心につながるなど、支援を受ける方・支援を行う方、双方の意識啓発に大きくつながるものと考えております。

現在、カード28枚、マーク21個を配布しておりますが、多くの市民が実物を見て、触れて、知ることにより、災害などの緊急時に迅速な対応が可能となります。

日常的にはもちろん、緊急時や災害時においても非常に有効と考えますので、関係部局と連携しながら、活用方法の周知に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

北杜市の産業創出と地域経済活性化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域経済発展のため国の施策にどのように取り組むのかについてであります。

国は中小企業者の生産性向上を推進するため、今後3年間で集中投資期間とし、市町村が作成する基本計画に基づき、中小企業者が行う設備投資に対して、固定資産税の課税の特例措置を講じることなどを柱とする生産性向上特別措置法を今月から施行しております。

本市においても、少子高齢化や人手不足、働き改革などへの対応という厳しい事業環境に直面している中小企業者の経営基盤を強化するとともに、積極的な設備投資を促進するため、中小企業者の税負担を軽減する特例措置の創設を、北杜市税条例等の一部改正案として今議会にご審議をお願いしているところであります。

このほか、地域未来投資促進法に基づく企業の設備投資に対する支援や地域経済を活性化する創業者への支援、地域産業の継続を図る中小企業者の事業承継支援など、国が推進する経済政策に的確に対応することとし、地域産業を支えている中小企業者をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、今後予想される成長産業分野についてであります。

市内には生産用機械、電子機械など世界に誇る技術を持った製造企業が多数立地しており、この中でも自動車や鉄道などの分野で、今後さらに需要が高まることが期待できる燃料電池や蓄電装置、高齢化社会の進展によりニーズが高まると予測される医療機器関連産業などが成長性の高い産業分野であると考えております。

このほか、本市の地域資源である地下水や農畜産物などを活用して製造されている酒類、ミネラルウォーター、菓子類などの飲料・食品製造業、企業型農業生産法人等による野菜や果物などの生産は安全・安心な食品を求める消費者ニーズに対応した商品開発を行うことにより、今後の成長がさらに見込める分野であると考えております。

また、来年度の完成を目指している中部横断自動車道山梨・静岡間の開通により、今後、本市の物流環境は大きく改善すると見込まれ、利便性を生かした、ものづくり産業の成長も期待できる分野であると考えております。

次に、中小企業への各種補助金に対する取り組みについてであります。

中小企業が生産性向上を目的とした設備投資を行う場合には、先端設備等導入計画を市が認定することが補助金の優先採択のために必要なスキームとなっております。

市の認定により試作品開発や設備投資などを支援するものづくり・商業・サービス補助金や業務の効率化や、売り上げ拡大に向けたITツール等の導入を支援するサービス等生産性向上IT導入補助金など、国の補助制度が採択されやすくなります。

このことから、市では中小企業者の先端設備等導入計画策定の相談に応じ、経営改善に向けた取り組みを後押ししてまいりたいと考えております。

次に、商工会との連携についてであります。

北杜市商工会は現在、1,700を超える商工業者が加入する県内でも有数の会員数を誇る組織で、商工業者の経営上の問題に対する経営指導をはじめ、金融や税務などの専門的な相談や講習会の開催など、会員に寄り添った活動を行っております。

新たに創業する者に対して支援する創業促進支援事業においては、商工会・市内金融機関・やまなし産業支援機構などと連携し、北杜市創業支援ネットワークを構築して、商工会には創業相談のほか経営や財務、販路開拓などの知識を付与する創業サークルを開催していただい

おります。

このほか、商工会には販路開拓などの取り組みを支援する小規模事業者持続化補助金における小規模事業者と一体となった経営計画の作成、国が推進する事業承継における後継者がいない等の悩みに応じた事業引き継ぎ支援事業や、事業承継後の取り組みを支援する事業承継補助金などの相談窓口として対応していただいているところであります。

地域の産業を活性化するため、今後は商工会とさらに連携を深め、市内の商工業者を支援してまいりたいと考えております。

次に、市単独事業とのマッチングについてであります。

市では、人口減少で縮小傾向にある国内市場から新たな市場を求めて事業展開する中小企業者を支援する海外販路開拓支援事業や、市内で新たに事業を起こす経営者を支援する創業促進支援事業などの市単独事業を展開するとともに、商工業者の経済安定化を図るための融資資金の利子補給においては、助成対象者を拡大し、地域の産業の活性化と新たな雇用の創出を支援しております。

また、中小企業の人材不足に伴う求人を支援するため、従来年1回であった就職ガイダンスを平成28年度から年4回に増やしたところであります。さらに、昨年度から開催時期等の見直しや就活女子会を行って市内企業と求職者のマッチングを図った結果、参加者数・内定者数ともに増加となったところであり、本年度は女性の活躍社会の実現を目指し、女性起業家活躍支援事業により、市内での起業を後押ししてまいりたいと考えております。

今後も中小企業者が直面している課題を解決するため、関係機関とも連携する中で支援ニーズの情報を共有して、最善の支援策の対応に努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、環境アセスメントの進捗についてであります。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）については、平成27年4月に概略ルート等が決定されたところであります。

平成27年4月に決定された概略ルートについては、長野県側は3キロメートル幅であることから、昨年9月に国、長野県および沿線町村が1キロメートルのルート帯やインターチェンジの概略位置についての会議を開催し、検討を進めていると国から聞いております。

今後の環境アセスメントについては、長野県側の1キロメートルのルート帯やインターチェンジの概略位置が検討されたのち、方法書の手続きに着手していく予定と伺っております。

市としても中部横断自動車道（長坂～八千穂）は、安全・安心の向上、交通のアクセス性の向上による観光客の増加等のためにも必要な道路であります。環境や景観への懸念を持たれる意見もいただいております。

本市の魅力である景観や自然環境に配慮した道路整備を図るため、市でも引き続き地域の方々との対話を行うとともに、国・県に対し環境影響評価手続きにおいて、地域の方々のご意見を伺いながら、しっかりと検討していただけるよう働きかけてまいります。

次に長坂～八千穂間、長野側3キロ帯の今後についてであります。

長坂～八千穂間の長野県側については、平成27年4月の計画段階評価における対応方針により長野県側が3キロメートル帯、山梨県側が1キロメートル帯として決定しております。

昨年9月に国、長野県および沿線町村が1キロメートルのルート帯やインターチェンジの概略位置について検討を行う会議を開催し、検討を進めていると国から聞いております。

市としても国・県・沿線自治体と連携し、長野県側の進捗を注視しながら、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

1項目ずつ再質問を行わせてもらいますので、よろしく願いいたします。

まずはじめに、持続可能な財政運営について再質問を行うところでございます。

先ほどの市の状況、また今後、向かう方向はお示しをいただきまして、よく理解ができたところでございますし、現在の起債についても努力をしていると。それは如実に、実際、予算書に反映されているということで評価したいと思っております。

その中で、非常に2番目の過疎債については、平成32年、これは過疎債の計画というか、法律によるものなのですが、これについて、先ほどの答弁の中でもあったわけでございますが、これにはやはり延長を、北杜市としても要望していくべきではないかと思っております。方法等については、先ほど要望していくということでございますが、やっぱり過疎債につきましても、たしかに今の状況は全国的に見て、多くの震災等があったわけでございまして、国はお金もかかるわけでございますが、そもそも過疎地域であるゆえに過疎債をわれわれは、その指定を受けているわけでございまして、まだまだこの地域への基盤整備は必要というふうを考えるわけでございますから、今後、統廃合をせねばならない公共施設等もあるわけでございまして、これは要望していくべきと思っておりますが、その点について、まず1点をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

過疎債の延長の要望ということで、ご質問をいただきました。

過疎債の延長につきましては、先日、実は東京のほうで過疎対策の理事会がありました。その席に私も出席しまして、県出身の国会議員をまわって延長の要望もしてきたところであります。さらに今後につきましては、市町村の要望等を県がまとめて国へ出すといったような機会もあります。また市長会もあるわけなんですけども、ただ、全部の市の足並みがそろっているような状況ではありませんので、そういったところでも可能な限り要望していきたいと、そのように考えています。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

そういたしますと、やはり今後、要望活動をしていくと、延長に向かって。そうすれば当然、また新しい過疎計画等もつくっていかねばならない現実があるわけでございます。過疎計画につきましては、法に基づいてつくるわけですが、本当に多くの計画をいっぱいつくって、その中に逆に言うとか当て込むことができるものについて過疎債が適用になりますから、たしかに計画を、どうしても大きくつくっておかなくてはならない現実があるわけでございますから、それは今後、また要望とともに検討もして、そのときがくれば出せるようにしておかなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

今後、過疎計画の延長ということを見据えた中で、新たな計画には幅広く計画を盛り込んでいくべきではないかといったご質問だと思います。

これまでも過疎計画、その都度、第2次、第3次というような形で新たに計画を更新してきているところであります。当然、その計画の中では、すべての事業が計画に基づいて達成されているというような状況ではありませんので、今後の新たな計画につきましても、地域の事情をしっかりと汲み取った中で、幅広く事業が推進できるような計画にしていきたいと、そのように考えています。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは2項目めの、北杜市の産業創出と地域経済の活性化について、お伺いするところでございます。

先ほど部長の答弁の中では、国の施策に順応して、また素早く呼応して対応していくということが全体の答弁の中で、そのように私は聞こえています。それはそれとして、していくべきだと思います。

その中で、1つだけお聞かせください。

北杜市が単独事業のマッチングについて、企業の皆さんとガイダンスとか、就職についてのマッチング、また仕事探しのマッチングを別でやっているわけでもございまして、これらというのは、やはり今後、北杜市に住まわれる方、また就職、仕事というか雇用を求める方にとっては、非常に今後、期待がされるところでございます。それらについて、今後さらにおそらく推し進めていくと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。
丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

この間、23日に今年度、第1回目の就職ガイダンスを甲府で行ってきました。ただ、今、売り手市場ということもあって、去年に比べるとやはり若干、下がってしまった。しかし、企業の皆さんはかなりの数、来ていただきました。やはり雇用という問題で一生懸命なっております。

今回、たしかに参加者は少なかったですけども、去年の就活女子会なんかを見ると、女性が非常に社会進出していこうという意気込みが感じられます。好評だった。今年度も11月には、同じようにやりたい。それから女性の創業ということも今、考えております。いずれにしても、うちのほうでは、この雇用の問題について、就職について、今後も今まで以上に積極的にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。
内田俊彦君の再々質問を許します。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問を行わせていただきます。よく分かりました。

次ですが、北杜市、本当に中小というよりも本当に小さい規模の方たち、商工会にもたくさんいらっしゃいます。要するに事業継承の問題があったりして、一人親方の方もいらっしゃったり、しかし非常に技術ですとか信用ですとか、そして地域への貢献度というのが高い方がたくさんいます。しかし跡取りがないから、もうちょっとやめようかと、こんなことも考えている人もいるのではないかと思います。しかし、その方たちにテコ押しをしていくというのは、私はすごく必要だと思います。それは、もしかしたら親戚の方が事業継承をするかもしれない。他人の方もかもしれない。でもそういったことの相談は、今後していくべきかなと思います。それらについて、おそらく商工会を中心にやっていかれるようになるのか、市がやっていくようになるのか、いずれ連携をしていかなければならない現実があると思います。それらについて、お考えがあればお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。
丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに中小企業以上に小規模事業者、一人親方の方、たくさんいらっしゃいます。やはり引き継ぎといいますか、後継者という問題が大きな課題になっております。国の施策の中にも引き継ぎ事業という、いわゆるマッチング。親族ではないけれども、別の方が入ってやるというふうな方法も今、進めております。いずれにしてもこういったものは、本当に寄り添ってつなげていくということが大事になりますから、商工会には今まで以上にこういった国の補助制

度も活用する中で、どんどん小規模事業者にも情報提供してやっていってもらえるような体制づくりもしていかなければいけないと思っています。市としても商工会と全面的に協力して推進してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

では3項目めのヘルプカード・ヘルプマークについて、お伺いするところでございます。

先ほど周知のことについては、公共交通の皆さん方にもご協力をいただいと、非常にいいと思います。でも、また回覧板等も使ったりしたほうが、私はいいのかなと思います。この周知につきましては、そういった実際、ものが見えないと分からない部分もありますし、何かチラシ等を作りながら、たしかにホームページ等もよろしいかと思いますが、高齢者もかなり対象になりますので、そこらへんについてはそういった形で配慮していくのがいいかと思いますが、いかがお考えか。また活用について、先ほど防災訓練というようなことがございましたけども、やはりこれは防災訓練も含め、消防団とか消防関係者の皆さんにもこれはこの活用、また周知ということも図っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

21番、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、回覧板等というご提案がありました。お話にあったとおり回覧板等とか、広報紙等ではなかなか実物が見えないということがありますので、実物を実際見ていただけるように、秋には健康福祉大会等もございませう。また防災訓練の中では、消防団の団員等も参加することになりますので、そのような中で周知を徹底していきたいと考えております。

それから先日なんですけれども、窓口に実物のヘルプマークを携帯している市民の方もいらっしゃいました。多く配布することによって、より市民の目にとまるということで、関心も高まるというふうに考えておりますので、引き続き周知に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の再々質問ですか。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは最後の項目になりますが、中部横断自動車道（長坂～八千穂）について、お伺いするところでございます。

これは、すでに多くの皆さんが周知のような話があって、いろいろな答弁がございました。実際、今は配慮書が終わったけども、環境アセスメントにつきましては、方法書に移っていな

い現実があります。先ほど部長答弁の中でも、長野県側では1キロ帯にすべく努力を今、されているということでございます。

そういたしますと、北杜市といたしまして今後、この早期実現に向けて環境アセスメントの配慮書に向けた活動等も今後していかなければならない現実が今後、長野県側の状況によってはしていかなければならないこともあるのではないかなど。さらに連携もとっていかなければならない。また、さらにまだまだ国等に働きかけもさらにしていかなければならない環境があるかと思えます。それらについて、これが長野県の事情もあると思えますので、いつというわけにはいかないかなと思えますが、来たるべき時がくれば、それらを北杜市としての何らかの活動をしていかなければいけないのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

再質問の答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

長野県側の進捗状況にもよりますけれども、今後、国に強い働きかけをしていかなければならない時期がくるというふうに捉えております。また、その際には議会の皆さまともお願いしながら、しっかり市として取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

○21番議員（内田俊彦君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時5分といたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時05分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問を行います。

大阪北部地震に被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

さて6月12日、米朝首脳会談が開催され、米朝両国が平和と繁栄を望む両国民の願いに従って、新しい米朝関係を樹立し朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を構築することを宣言した。朝鮮半島の非核化と平和体制構築を進め、両国関係を敵対関係から友好へと転換させるため努力することで合意したことに対して、私たちは心から歓迎を表明するものであります。

質問の第1項目に、出生数の減少について、市の受け止め等についてお伺いをいたします。

2017年の日本の子どもの出生数は94万6,060人で、過去最少を更新したことが厚生労働省の統計で分かりました。少子化に歯止めがかからないどころか、転換の兆しも見えません。子どもを産んで育てたいと願っても、それが実現できない社会からの脱却できないことは日本の未来に関わる大問題であります。

安倍晋三政権は2015年秋に一億総活躍社会を掲げ、25年度に希望出生率1.8を目指すといい出しましたが、その達成は困難視されております。安倍政権は来年10月からの消費税増税の一部を使い、保育や教育の無料化を打ち出しましたが、規模が小さく、保育無償化では範囲の線引きを持ち出し、国民の不信を募らせております。待機児童ゼロ達成も先送りしています。総活躍などの掛け声の政治でなく、大儲けする大企業に応分の負担を求めるなど財源を確保し、無料化をはじめ子育ての経済的負担を大幅に軽減する施策等の充実へ踏み出す政治への転換が必要であります。

安倍政権が今国会成立を狙う働き方改革一括法案は、子育て社会の土台を掘り崩すものであります。今でも長時間労働で仕事と家庭の両立が厳しい人がいるもとの、労働時間を撤廃する残業代ゼロ制度導入や過労死水準までの残業時間を合法化するなどの大改革案は、子育てが困難な異常な日本社会の実態に拍車をかける逆行そのものであります。

8時間働ければ普通に暮らせる社会にすることは、安心の社会の基盤をつくるためにも焦眉の課題です。

そこで以下2点について、見解を伺います。

①市内での出生数の減少が続いております。どのように考えておりますか。

②現状打開する国の政治転換が必要と考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

第2に子どもの貧困の調査、そして貧困対策推進計画の策定、このことについて見解を伺います。

2013年、子どもの貧困対策法が成立、貧困と格差の広がりによって親の失業や低収入、病気、離婚など家庭の経済状況の悪化に伴い、子どもの貧困が深刻となっております。子どもの6人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が貧困状態に置かれております。

①中央市では子どもの貧困の現状を把握し、行政や学校、支援者で横断的な支援体制を築くために子どもの貧困対策推進計画を作成しております。アンケート調査を行い、経済状況、受けさせたい教育など市民の声を聞き、支援事業に指標、そして目標値を定めております。

市独自に貧困調査を行っていますか。また計画の策定の状況は。そのことの進捗状況をお伺いいたします。

②地域で働く歯科医や歯科衛生士から口腔崩壊が進んでいる、経済格差が子どもたちの口の中にも表れている、こうした指摘があります。多数のう蝕、視力の異常、肥満など子どもの

事象に気づく教員、学校とスクールソーシャルワーカーなど支援機関の連携が必要であります。子どもの貧困を見逃さないための仕組みづくりの現状と今後の対策について見解をお伺いいたします。

第3には、学校給食費の無料化についての考えをお伺いいたします。

山梨県内では、この4月から市川三郷町で小学生の給食費の無料化を実施いたしました。身延町は小学生、中学生の給食費の無料化となっております。

群馬県では、この4月から県内35市町村のうち小・中学校の給食費を完全無料化する市町村が9自治体に増えております。

衆議院と参議院議長宛てに地方議会から学校給食費の無料化、助成、国の財政支援を求める意見書提出は、2017年1月1日から2018年3月23日までに27の自治体が行っております。

学校給食費の無料化の考えは子どもの貧困対策、少子化対策、義務教育は無償の憲法理念、食育の充実、子育て支援等々、さまざまな受け止めにより実施をしております。

北杜市での学校給食費の早期無料化の実施、このことについての見解をお伺いいたします。

そして第4に、スーパーやまとに代わる店舗の再開についてお伺いをいたします。

昨年12月、急な倒産によりスーパーやまと閉店を行っております。地域の方は不便な買い物状況にあります。

須玉店は他事業者が7月より再開する、このように報道をされています。長坂・小淵沢・武川店の動向について、どのように進んでいるのか現状の報告を求めます。身近な店舗の再開は、市民にとって関心の高い問題でもあります。生鮮食料品を扱う商店、スーパーやまとに代わる店舗の早期再開を求めています。市の対策についての見解を求めます。

併せて、買い物難民を生まないために区長など意見を聞き、対策を検討すると今まで、この議会で答弁をしまいましたが、そのことについての経過報告についても見解を求めます。

最後、第5に県道横手日野春停車場線の整備について、お伺いをいたします。

多くの方が利用する県道、危険をはらんでおります。早急な整備を、市民をはじめ利用する方から要望が出されています。以下、3点について具体的にお伺いをいたします。

1. 樹木の繁茂で道幅が狭くなっております。水路には木の葉が入り、道路に水があふれる状態が続いております。早期の整備について、お伺いをいたします。

そして2点目として、通称、野猿返し部分の隧道(トンネル)撤去と道路の拡幅整備の計画について、進捗状況について、お伺いをいたします。

3番として、前市長や元議員、現議員も含め地元区長など参加して、このことは県に要望しておりますが、横手にある駒城橋の改修計画について進捗状況を併せてお伺いをいたします。

よろしくお伺いをいたします。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

出生数の減少について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内での出生数の減少についてであります。

出生数の減少に伴う急速な人口減少は、経済や社会保障の問題に留まらず、国や社会の存立基盤にかかわる大きな問題であると考えております。

本市においては、出生数が平成18年に297人とはじめて300人台を割り込んで以降、昨年には205人と減少傾向にあり、このまま少子化が進むと地域にさまざまな影響が懸念されます。

こうしたことから、本市では子育て支援に積極的に取り組んでおり、平成28年度には子育てに多くの予算を割いている市町村として、全国1位となっております。

引き続き、積極的かつ効果的な子育てに関する施策・環境づくりを進めてまいります。

次に、国の政治転換に対する市の考えについてであります。

現在、国においてさまざまな子育て支援事業を展開しております。国の施策を注視しながら、活力あるふるさと北杜を築くため、市民・企業・団体・行政の協働により効果的な施策を展開し、少子化対策に取り組んでまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

学校給食費の無料化の考えについてであります。

本市においては、子育て支援や地産地消の推進を目的に年間2,800万円余りを賄い材料費に助成しており、町村合併以降、学校給食費を値上げすることなく据え置いている現状にあります。

一方、北杜市要保護および準要保護児童等援助費により支援を要する方々の給食費については実費額が支給されております。このことから、給食費の無料化の実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子どもの貧困の調査・貧困対策推進計画の策定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市独自の貧困調査と計画の策定についてであります。

県と市町村が共同で行った調査により、おおむねの動向を把握していることから、市において独自の調査は行っておりません。

市では現在、子どもの貧困対策として、学習支援に取り組むとともに調査による課題の整理を行っているところであります。

子どもの貧困対策推進計画の策定については、先進事例や近隣の動向に注視してまいります。当面、実施の考えはありません。

次に、子どもの貧困を見逃さないための仕組みづくりについての現状と今後の対策についてであります。

市では、教育委員会を含めた庁内関係部局による北杜市子どもの貧困対策連絡調整会議において、各課で実施している関係事業の情報共有と意見聴取や調整を行い、より効果的な支援につなげていきたいと考えております。

また、県で行う地域ネットワーク形成事業における地域コーディネーター養成研修への参加や子どもの貧困対策広報事業によるリーフレット「やまなし子どものサポート情報」を保育所や学校などを通じて配布する予定であります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

スーパーやまとに代わる店舗の再開について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の対策についてであります。

スーパーやまとの撤退後、須玉店には大手のスーパーの出店が決まり、現在7月のオープンに向けて、準備が進められているところであります。

一方、小淵沢店においては、6月上旬に出店希望者を対象とした現地説明会が開催され、出店に向けた動きが進んでおりますが、武川店、長坂店については現在のところ具体的な出店希望はないと聞いております。

店舗の誘致は地域経済の活性化には必要なことから、今後も情報収集に努め、動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査後の経過についてであります。

市では、スーパーやまとの撤退を受け、本年4月に行政区長や班長を対象に行政区内に買い物をする場所があるか、移動販売車の巡回を希望するかなど、市内の買い物環境を把握するためのアンケート調査を実施したところであります。

調査結果では、移動販売車が巡回していない行政区等のうち、約半数で移動販売を希望していることから、今後は移動販売に必要な情報を収集するため、希望があった地域へ聞き取り調査を実施し、移動販売事業者等へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

県道横手・日野春停車場線の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに樹木の繁茂対策、水路の整備への対策についてであります。

県道の通行に影響を及ぼす沿線の樹木については、地区からの要望や通行者からの情報等により現場状況を確認し、木の所有者への枝払い等の指導を県に要請しております。

また、水路への落ち葉については、上流からの流入もあるため、水利組合等の受益者による清掃など、機能管理についてご協力を得ているところであります。

次に、隧道撤去と道路の拡幅の整備計画についてであります。

野猿返しの隧道については、以前から普通車両のすれ違いが困難な状況であり、早期の改善

を望んでいるところでありますが、いまだ実施に至っておりません。

大型車両の通行により隧道の前後で渋滞が発生することも多いため、拡幅整備等について引き続き県に要請してまいります。

次に、横手駒城橋の改修計画についてであります。

駒城橋については、昨年度から現地測量および地質調査に着手し、現在、予備設計を行っているところであります。

業務の進捗に合わせて、説明会等を開催すると伺っておりますので、引き続き駒城橋架け替え工事推進委員会と連携し、県の事業推進に協働してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは2項目め、子どもの貧困の調査について再度お伺いをいたします。

今、子どもさん方の貧困というのは目に見えにくい状況だと言われていています。例えば生活保護の世帯であっても携帯を持っている、スマホを持っているだとかという状況があったり、今、逆に携帯だとかスマホを持っていないと、例えば部活の中止の報告だとか、そういった連絡がほとんど、そういった携帯やスマホで行われているということで、仮に持っていなければ、そういった仲間同士の情報交換ができなくて取り残されたり、そういった状況が生まれて、いじめの状況ではないですけども、そういったことにつながりかねないというふうなことが言われています。

子どもの貧困対策法が施行されていますので、ここでは国だとか自治体でやはりきちっと調査をするべきだというふうに述べられております。やはり子どもさんの状況ですので、最低でも2年に1回ぐらいは、繰り返しやっぱりこうした調査が必要だというふうな、求められていますので、やはり県が行ったからということではなくて、やはり独自にこうした調査を行っていくことが必要ではないか。中央市では計画をつくったわけなんですけれども、やはり貧困世帯では学習支援をを求める声が多いだとか、やっぱりそういった、寄り添った支援につながるという思いがありますので、やはりきちっとした調査をすべきではないかと考えますが、その点について、まずお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

15番、清水進議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容は独自に調査を行う、2年に1回ぐらい調査をしたほうがいいのかというご質問でございます。

市では昨年度、県と共同で7月に調査を実施しております。やはり調査ということになると、学校等の先生方のご協力をいただくという状況になりますので、学校の先生方や、また児童生

徒、保護者のことを考えると、またということになると負担をお掛けすることとなりますので、今回の調査につきましては、この3月に調査結果が出ているという状況でございますので、結果から見えるニーズ等を分析して、支援に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

再々質問ですか。

清水進君の再々質問を許します。

○15番議員（清水進君）

ちょうど今、子どもさん方の例えば虫歯の検査ですとか、そういった、夏休みですね、やっぱり治療が必要だということで、学校の校医さんから虫歯を治しなさいだとかというのが各児童生徒さんに渡されると思うんですけども、調べてみるとやっぱり多くの人たちは治療ができなくて、夏休みが終わってもその治療証明、完治書が学校に出せないという状況が全国どこでも生まれているんですね。やはりそういう状況だと、先ほども歯科の、大人の歯を抜かなければいけないだとかという状況が生まれたり、やっぱり必要な調査をもとにして子どもさん方へのフォローをしていくということが必要なもので、やはりそういった治療を促進するということなんかも含めても、いろんな連携が必要だというふうに考えているんですけども、そういった点からもやはりきちとした調査の意義があると思うんですけども、その点について、もう一度お伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

再々質問の答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

15番、清水進議員の再々質問にお答えいたします。

調査をもう少し、したほうがいいんじゃないかという質問でございます。

先ほども答弁で申し上げたとおり、学校等に負担がかかるということ、あと虫歯等の治療ということのお話がありましたけれども、保育園とか乳幼児健診の中で、一応、治療をする方については、通知等を保育園とか、あと保健師から受診してくださいということのお願いはしているというような状況でございます。

そのような中で、なかなか治療に結びつかないということになりますと、貧困が疑われるのではないかというようなことですので、保健師等が実際に必要に応じて家庭訪問等を行うなど、情報を収集する中で対応しているという状況でございますので、改めて調査等は、当面の間、予定はしていないということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問、再々質問にお答えします。

学校において健康診断等が行われて現在、通知がされているということで、それに対する支

援についてお話をいただいたかと思っておりますが、これにつきましては、市では過去においては、要保護及び準要保護児童支援費支給要綱に基づいて、国が定めるところの学校保健法に基づく疾病等に対して支援をしてきた経過がございます。

こういった部分につきましては、現在、中学生までの医療費の無料化がされている中で十分支援がされていることから、この要綱の医療費に対しての助成を求めるような部分はないというふうに捉えております。

学校が通知をする中で保護者のご協力もいただきながら、ぜひ治療のほうをしていただければと考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

清水進君の再質問を許します。

○15番議員（清水進君）

それでは、最後に学校給食の無料化についてお伺いをいたします。

まともな食事は給食だけという子どもさんが全国的には増えてきています。やはり子どもさんが育つためには必要な栄養バランスのよい、おいしい食事を提供すること、このことは貧困対策の一番目に位置すべきだと考えております。

その点で、先ほど就学援助の方と言われましたが、やはり全校生徒、県内の自治体でも少しずつ増えていきますので、学校給食の無料化、市としてやっぱり重要な施策であります。先ほど第1番目に質問しました、子どもの出生が減ってきていますので、市としてそうした学校給食の無料化は大きな事業だと考えますが、その点について再度、最後にお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

再質問の答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

清水進議員の代表質問にかかります再質問にお答えします。

学校給食費の無料化の考えについて、再度ご質問をいただきました。

これにつきましては、先ほど教育長答弁のとおりでございます。現状といたしましては、無料化については考えてございません。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質問はありますか。

○15番議員（清水進君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本静君。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

明政クラブを代表して、大きく5項目、質問をいたします。

今、世界では米朝の首脳会談によるトランプ大統領と金正恩北朝鮮労働党委員長との間で朝鮮半島の非核化の実現に向けての共同声明、そして歴史的な和解がされ、その会談の中でトランプ大統領が日本人拉致問題についても言及したとのことは、その解決に向けて一步前進することを期待いたします。

また、久々の明るい話題としては、ロシアで開催されているサッカーワールドカップロシア大会において、日本が強豪の南米コロンビアを破る歴史的な快挙に日本中が湧き上がり、第2戦でもアフリカの覇者セネガル戦を引き分けとしたことは、チーム力の勝利と善戦であり、残り1戦を勝ち取り、決勝トーナメントへの進出に大いに期待をしているところであります。

一方、国内では森友・加計学園問題や財務省の公文書改ざん問題、また働き方改革関連法案の成立等に向けて、国会を延長して審議されることになりました。安倍政権の対応を注視したいと思います。

市内では少子高齢化が進み、高齢化率が高くなる中で老人福祉施策、介護問題が課題になっている、そうした中、市民が身近に感じている問題などについて、いくつか質問をさせていただきます。

はじめに、超高齢化社会における介護問題についてお伺いいたします。

団塊の世代が後期高齢者になる平成、2025年以降、これは介護ニーズが高まってまいる時期であります。介護問題が大変心配されるが、国は介護保険給付費を抑制するために施設介護から地域包括ケアを推進し、在宅介護への方向転換を促しています。最終的には、地域の包括的な支援、サービスの提供体制、これは地域包括ケアシステムの充実を構築することである。地域包括支援センターの介護予防や総合相談窓口などとして果たす役割が重要になるが、本市の介護問題の現状について、いくつか伺いたいと思います。

- ①市内にある特別養護老人ホームの入所者数と待機状況は。
- ②老人保健施設の入所者数と待機状況は、いかがでしょうか。
- ③地域包括ケアシステムの確立に向けての課題を伺います。
- ④介護予防をするための日常生活支援総合事業の実施状況を伺います。
- ⑤訪問型サービス、通所型サービスの受け皿は万全でしょうか。
- ⑥地域包括支援センターの役割が重要になるが、どのような取り組みを行っていくのでしょうか。
- ⑦介護認定者数の現状とサービスの内容で多いものは、どんなものがありますか。

次に、障害者福祉の充実についてお伺いをいたします。

障害のある人もない人も、ともに元気に暮らせる社会をつくるため、障害者が働きやすい環境の整備（これは施設整備も含みます）や就労支援をしていくことは、自治体の責務であると思うが、市の取り組み状況について以下、伺います。

- ①市内にある障害者の通所施設数は。また市民の通所施設の利用者数は、どのようになっていますか。
- ②本市の障害者への就労支援の取り組みと就労への相談体制は、いかがでしょうか。
- ③本市の民間企業などの雇用の実態と民間企業に対する障害者就労への啓発活動の具体的な内容は、いかがでしょうか。

④精神障害者の就労の定着に向け、生活を支援していく体制づくりは整っておりますか。

⑤市内に老朽化した障害者施設の建て替えを計画しているNPO法人があると聞かすが、どんな補助制度があるのか。また、市として独自に支援をしていく考えはあるのか伺います。

次に、中山間地域の課題解決に向けてお伺いをいたします。

全国的に少子高齢化が進み、山林や農地などの荒廃化が深刻になっているが、その要因は後継者不足にある。そうした中で国は大規模な農業経営を目指し、農地の集約化を進めている。一方で荒廃地が増え続け、鳥獣害による被害も深刻になっております。こうした中で、中山間地域を守っていく取り組みについて、お伺いをいたします。

①鳥獣害による被害が増加傾向にあり、駆除へのさまざまな取り組みをしているが、効果がなかなか表にあらわれません。抜本的な新たな対策は、どのように考えているのか。特にシカ・サル・イノシシへの対応はいかがでしょうか。

②山林、原野、耕作放棄地などの荒廃化がシカやイノシシの住まいになっているが、この解消に向けての対策はいかがでしょうか。

③市内の農業を今後どう守っていくのか。また、担い手の育成策はいかがでしょうか。

④農地中間管理機構の農地集積の現状と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

⑤米の直接交付金制度について、平成29年度をもって減反施策がなくなり、30年から米の直接交付金制度が廃止されましたが、今後の本市の農業への影響が心配される。このことは、小規模農家の所得に大きな影響が考えられますが、市として国、県に対し、それに代わる事業要望はしたのでしょうか。また、米どころの市として独自の施策は考えておりますか。次に、北杜市の公共工事の入札状況についてお伺いをいたします。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、各発注者が努力すべき事項を定めた国の指針を踏まえて、北杜市建設工事における最低制限価格制度実施要領が平成24年11月1日から施行され、予定価格が3千万円以上の建設工事について一般競争入札・指名競争入札が導入されました。最低制限価格は公共工事の品質の確保、著しい低価格受注による公正な取り引きの阻害、下請け業者のしわ寄せ等を未然に防止するために導入されました。一方、予定価格は発注者が事前に設定する落札上限価格で、これよりも高い入札は無効になるとしているが、本市の公共工事の入札状況について以下、伺います。

①予定価格、最低制限価格公表について。

②最低制限価格の適切な設定根拠は何でしょうか。

③平成28年、29年度市内の業者への発注状況はいかがでしょうか。

④平成28年、29年度の落札率の動向について伺います。

⑤市内業者への支援について、お伺いをいたします。

⑥総合評価落札方式の導入の考えはございますか、お伺いをいたします。

最後になりますが、身近なスーパーの撤退に伴う新たな出店についてお伺いをいたします。

昨年12月6日、スーパーやまとの突然の廃業は市内の利用者に大きなショックを与えた。特に足のない高齢者にとっては、地域から身近なスーパーがなくなることは多くの買い物難民を生じるなど、大きな影響が出てきている。

幸いにして須玉地区においてはスーパービッグの出店が決定し、近日中に開店することは大変歓迎することではありますが、その他の個人商店等で今後も採算が取れないので廃業・撤退するケースがますます増えてくると思われます。

こうした事態に備えて、普段から早い時期に情報を得るなど、市が先頭に立って商工会や関係機関等と連携を強化し、新たに事業者が出店しやすい環境づくりに向け、斡旋・支援できるような体制づくりの構築をする必要があると思っておりますが、市のお考えを伺います。

以上で明政クラブ、代表の質問を終了いたします。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

障害者福祉の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の障害者への就労支援の取り組みと就労への相談体制についてであります。

障害者総合支援センターかざぐるまは、障害者の相談拠点として保健師・社会福祉士・精神保健福祉士を配置し、障害者自身の適正と能力に応じた就労サービスが利用できるよう支援しております。

また、農業生産や食品加工などの技術の習得支援を行う就労事業所においては、接客・販売を通じ、障害者への知識および能力向上のための支援をいただいているところであります。

一般企業への就労に対する相談支援体制は、本庁舎内に設置しているほくとハッピーワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と情報交換を行いながら障害者がそれぞれの特性に応じて、就労ができるよう支援を行っております。

次に、民間企業などの雇用の実態と障害者就労への啓発活動についてであります。

市町村別の雇用障害者数等は公表されていないため、数値や実態は把握しておりませんが、市内でも製造業や農業系の企業を中心に、障害者求人がハローワークに出されております。

また市では市内企業に対し、障害者雇用に関するパンフレットを配布するなど啓発活動に努めております。

次に、精神障害者の就労定着に向けた体制づくりについてであります。

精神障害者の就労については、本年4月1日からの障害福祉サービスの改定に伴い、就労定着支援サービスが創設されました。市では事業所、関係機関と連携し、適切に新しいサービスが提供できるよう支援してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市の公共工事の入札状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予定価格と最低制限価格の公表についてであります。

予定価格については、競争入札の透明性を高めること、また入札の不調による事業執行の停滞を避けることから、事前公表を行っております。

一方、最低制限価格につきましては、公表した場合、事業者が積算する労力や経費を省き、落札することのみを目的に入札に参加することが懸念されておりました。このことから、事業

者の積算努力を促すため非公表としておりましたが、平成27年度から入札後に閲覧による事後公表としております。

次に、最低制限価格の適切な設定根拠についてであります。

最低制限価格につきましては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる国交省モデルを参考に策定した、北杜市建設工事における最低制限価格制度実施要領をもとに算出し設定しております。

次に平成28年、29年度の市内業者への発注状況についてであります。

入札実績における平成28年度の発注状況は全体で169件、うち市内業者が151件、89.3%。平成29年度は全体で158件、うち市内業者が145件、91.8%となっております。

次に平成28年、29年度の落札率の動向についてであります。

平成28年度の公共工事の平均落札率は96.4%となっております。また、平成29年度は97.9%と前年度を1.5ポイント上回る結果となっております。落札率は対象工事の種類や規模、入札に参加した業者数など、さまざまな要因が影響していると考えております。

次に、市内業者への支援についてであります。

指名競争入札において、市内業者で受注可能な案件については、市内業者の育成と地域における雇用確保の観点から市内業者の指名を優先し、地域性を尊重するなどの指名選定を行っております。さらに工事受注者には下請発注や資材等の購入にあたり、可能な限り市内業者を活用するようお願いしております。引き続き、市内業者を優先とした支援に努めてまいります。

次に、総合評価落札方式導入の考えについてであります。

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素、例えば品質の確保、施工時の安全性や環境への影響、地域への貢献度等を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価するものであります。

なお、本落札方式においては、入札契約手続きの事務の煩雑化や手続きに多くの時間を要することなど、導入に当たっての負担もあることから事業の特性や地域の実情を勘案する中で慎重に検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

超高齢化社会における介護問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の特別養護老人ホームの入所者数と待機状況についてであります。

市内4施設に聞き取りを行ったところ、今日1日現在の入所者数は344人で、待機者数はおおよそ1,800人でありました。

次に、老人保健施設の入所者数と待機状況についてであります。

市内3施設に聞き取りを行ったところ、今日1日現在の入所者数は233人で、待機者数は48人でありました。

次に、地域包括ケアシステムの確立に向けての課題についてであります。

本市では、全国に先駆けて平成24年度から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、平成27年度には新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した介護予防事業や高齢者の生活支援に取り組むなど、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりました。

今後さらに高齢化が進む中、それぞれの地域によって高齢者を取り巻く状況はさまざまにありますので、医療や介護、介護予防・生活支援など地域における実情や特性に合った、より細やかな地域包括ケアシステムを構築していくことが課題であります。

次に、日常生活支援総合事業の実施状況についてであります。

昨年度の実施状況は通所介護が15カ所で延べ1,772人、訪問介護が6カ所で延べ703人、ふれあい広場事業が8カ所で5,221人の利用がありました。また、住民ボランティアなどによる通いの場事業は3カ所で延べ555人、介護予防サポートリーダーが中心となり開催している高齢者通いの場交流事業の公民館カフェは29カ所で、延べ2,974人の利用がありました。

そのほかにも多様な主体による取り組みを推進する中、さまざまな事業を実施し介護予防などに取り組んでおります。

これらの事業は、高齢者の生きがいの場となっているとともに地域の連帯感の醸成にも役立っております。

次に訪問型サービス、通所型サービスの受け皿についてであります。

昨年度の実績では、ホームヘルパーなどによる訪問介護は3千件で、デイサービスなどの通所介護は5,492件となっております。

今後の推計においても、これらのサービスの受け皿は、おおむね充足しているものと考えております。

一方、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには市民、ボランティア団体、NPO法人などの多様な主体による訪問型サービスや通所型サービスを実施しているところではありますが、さらに多くの地域で実施し、地域に根ざした介護予防を推進してまいります。

次に、地域包括支援センターの今後の取り組みについてであります。

高齢者の増加、相談支援などが複雑化・多様化してきていることから、地域の特性を考慮した支援体制を充実させることが必要であります。

そのため、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、8地域において区長・班長、民生委員・児童委員などの地域の代表者や社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関などが集まり、地域の課題や地域に存在する社会資源等について共有し、必要な取り組みなどについて考える場である小地域ケア会議を開催するなどしてまいりました。さらに、地域の特性を生かしたネットワークの構築に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、介護認定者数の現状とサービスの内容についてであります。

本年5月末における1号被保険者の介護認定者数は2,121人です。昨年度におけるサービスの利用実績によりますと、件数では居宅で生活するために必要な車イスや介護用ベッドなどを貸与するサービスである福祉用具貸与の利用が最も多く、次いでデイサービスに通って、食事や入浴などのサービスを受ける通所介護の利用でありました。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

障害者福祉の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の障害者通所施設数と利用者数についてあります。

市内には農作業やクッキー、パン作り等を行う障害者の通所施設は18施設あり、障害児の通所施設は2施設あります。また、通所施設利用者は障害者357名、障害児74名であります。

次に、市内に老朽化した障害施設への補助制度と支援についてであります。

補助制度については、県の山梨県障害児・者施設整備費補助金があることから、市では施設の建て替えに対する支援は考えておりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

中山間地域の課題解決に向けて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、鳥獣害の新たな対策についてであります。

現在、増えすぎた野生鳥獣の個体数を適正な数に調整するため、特定鳥獣適正管理事業、いわゆる管理捕獲を実施するとともに、農作物等に被害が発生した場合には、鳥獣害対策実施隊等により有害鳥獣駆除を行っております。

新たな対策としては、昨年度から市の管理捕獲とは別に、八ヶ岳鳥獣保護区において県で直接ニホンジカの捕獲を行う、共生ゾーンにおけるワナ捕獲促進強化事業がスタートしたところでもあります。

また、ニホンザルについては、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンにおいて、平成27年度から毎年、大型捕獲檻の設置を進めており、昨年度までに4カ所に整備したほか、鳥獣害に強い地域づくり支援事業では、本年度から支援内容を拡充し、地域ぐるみでの追払い活動を支援しております。

次に、荒廃化に伴うシカ等の住みか解消対策についてであります。

原野や耕作放棄地については、鳥獣害に強い地域づくり支援事業を活用し、地域が一丸となって草刈りによる緩衝帯の確保や追払いにより、有害獣の住みかの解消に努めております。

また、農地においては、中山間地域等直接支払制度などを活用して維持管理を行い、遊休農地の発生防止により有害獣の住みかとなることを防いでおります。一方、山林においては、多くの企業や個人の方からのご寄附による北杜市環境保全基金を活用した北杜市里山整備事業により、除間伐を中心に森林の荒廃防止や自然環境の保全に努めております。

今後もこれら事業の啓発活動に努め、地域や市民へ周知してまいりたいと考えております。

次に、市内の農業を守ることもおよび担い手育成の取り組みについてであります。

本市の今後の農業を守っていくためには、担い手組織や集落営農組織の規模拡大が必要であることから、国・県の補助制度により事業を導入して組織を強化するとともに、新規就農者の農地確保のため、集積協力金を活用して賃貸借を促進しているところであります。

農地維持に関しては、地域が自ら行う活動を支援するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用拡大を図り、遊休農地等の発生防止に努めております。

また、新たな担い手の確保や育成については、市に新規就農者指導員を配置し、新規就農者や認定農業者、地域おこし協力隊の相談窓口として支援を行いながら、地域への定住・定着を図っております。

次に、農地中間管理機構の農地集積の現状と今後の取り組みについてであります。

市では山梨県農地中間管理機構、北杜市農業振興公社と連携し、耕作者の確保、農地の整備を進めてきた結果、平成28年度においては県全体の農地集積面積が144ヘクタールで、そのうち北杜市が61ヘクタールと、県全体の約42%を占めております。

農業者の高齢化が進む中、耕作者や担い手の確保は急務であり、今後も関係機関と調整を図る中で、中間管理事業の周知を強化するとともに、国・県の補助事業を活用した農地の整備を計画的に進め、耕作放棄地の再生に努めてまいりたいと考えております。

次に、米の直接交付金制度廃止に伴う独自施策等の考えについてであります。

平成22年度から導入された経営所得安定対策、米の直接支払交付金が諸外国との生産条件格差から生じる不利がなくなり、本年度から廃止となることを受け、昨年6月に全国市長会を通じて、農林水産業の継続と長期的な安定を図るため、経営所得安定対策の充実・強化にかかわる要望書を国に提出したところであります。

市では、平成30年産米から生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産を行っていくため、北杜市地域農業再生協議会とともに水田フル活用ビジョンを策定し、米の販売需要動向を勘案した主食用米の生産を進めるとともに、大豆やそばなどの戦略作物への転換を推進し、水田を活用した戦略作物の栽培には、国の産地交付金のほか市独自の産地づくり対策促進事業での上乗せ助成により作付けへの支援を行っておりますので、新たな市独自の施策は現時点では考えておりません。

次に、身近なスーパー撤退に伴う、新たな出店への支援についてであります。

市では、北杜市商工会・市内金融機関・やまなし産業支援機構などと連携して北杜市創業支援ネットワークを構築し、平成28年度から新たに創業する事業者を支援する創業促進支援事業に取り組んでいることから、相談件数・創業者数も増加している状況にあります。

今後も商工会等と連携し、空き店舗などの情報収集に努め、新たに創業する事業者を支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5時20分いたします。

休憩 午後 5時08分

再開 午後 5時20分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

坂本静君の再質問を許します・・・。

○17番議員（坂本静君）

再質問でなくて、先ほどの質問で1カ所、発言を間違えましたので修正、訂正をお願いしたいです。

1項目めの超高齢化社会における介護問題について、一番最初の1行目でございます。そこで西暦2025年のところを平成と申し上げてしまいました。この平成の削除を求めます。

○議長（中嶋新君）

了解しました。

答弁が終わりました。

ここで坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

第1項目めの超高齢化社会における介護問題について、2点ほど再質問をさせていただきます。

1点目でございますが、先ほどの答弁で特別養護老人ホームへの入所者に関するのですが、6月1日現在の入所者数は344人で待機者数が約1,800人との答弁でありましたが、数字を見ますと待機者が非常に多いなという感じがいたします。そこで、その待機者の多いわけと、そして待機している方々への対応は、どのようなことになっているか、お聞きをしたいと思っております。

それから同じ項目で2点目でございますが、訪問サービスと通所サービスに関する質問に対し、答弁では通所サービスの昨年の利用件数は5,492件とのことでしたが、すると単純に割りますと約1カ月、利用者数が450名程度となりますが、この受け皿となるサービス提供事業者数と、その定員ですね、定員は何名くらいでしょうか。また、同等のサービスを提供している地域密着型の通所介護事業所があると思っておりますが、昨年度の利用者数と事業所数の定員を教えてくださいたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁を求めます。

ここで、まず発言者はマイクになるべく近づいて発言をしてください。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

17番、坂本静議員の再質問にお答えいたします。

2点、ご質問をいただきました。

まず1点目でございますが、特養の待機者数ということで、先ほど1,800人なんていう数字を答弁させていただきましたが、特別養護老人ホームの申し込みにつきましては、制度上、直接施設へ申し込むという制度になっております。入所要件は制度改正によりまして要介護3以上が今、入所できるということになっておりますが、要支援1、2、また要介護1、2の方でも前もって申し込みを受け付けている場合があるということや、1人の方が複数の施設に

申し込んでいるというようなことがございます。また、その中には市外からの申し込みの方も含まれているというようなことで、1,800人というような数字になっていると認識しております。

古い調査をもとに実数を推計しますと、市民として実際に待機をしている状態だと思われる方は約300数十人ぐらいではないのかなというふうに見込んでおります。ただ、その中には市民の方で県外の施設等への申し込みをされている方と、これはお子さん等の都合で県外の施設へ申し込んでいるという方等は、まったくその古い調査にも対象になっていませんので、実際の数字の把握というのはなかなか難しいという状況だというふうに認識をしております。

また待機者への対応でございますけれども、要介護者にはそれぞれケアマネさんが付いていらっしゃるしまして、その家族や利用者と一緒に話し合いながら最適なプランを作成していただいているという状況でございますが、待機の間は在宅の介護で訪問介護でありますとか通所介護、さまざまなサービスを効果的に利用していただくというような方法や、老人保健施設へ入所するなどをしているという状況ではないのかなというふうに認識をしております。

2つ目でございます。受け皿のサービスの事業所の定員でございますが、通所介護サービスを提供しております事業所は市内に12事業所ございまして、1日当たりの定員は324名ということでございます。また、地域密着型の通所介護の昨年の延べ利用件数は1,856件、1カ月の利用者はおよそ150人程度でございますが、サービス提供事業所は6事業所で1日当たりの定員は108人というふうになっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

次、質問はありますか。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

それでは、次の再質問をさせていただきます。

2項目め、障害者福祉の充実について、3点ほどお伺いをいたします。

はじめに障害者の通所施設数、利用者数は分かりましたが、ここもやはり通えずに待機している障害者はいるでしょうか。また、いるとすれば分かれば何人ほどおられるのか、お聞きをしたいと思えます。

そして次に北杜市は農業が基幹産業であり、米作りや野菜作りが盛んですが、個人農家や農業法人への障害者の就労状況、これはどんなふうなことになっているのでしょうか、お伺いをしたいと思えます。

そして3点目として、市内の老朽化した障害者福祉施設への建て替え等には、市の独自の助成はないという答弁が先ほどございました。その理由がもし、お話できればお聞きしたいと思います。

3点、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

17番、坂本静議員の再質問にお答えいたします。

質問を3点いただきました。

まず1点目が通所事業所等で待機をしている障害者がいるかというご質問でございます。

障害者の就労については、就労にあたるにあたって、相談事業所等が障害者の適性に応じた就労先を確認しながら決定をしているということですので、待機はないものと考えております。

また、障害者のほうからも通うことができないという相談等はございませんということで、承知していただきたいと思っております。

引き続きまして、質問の2点目でございますけれども、障害者の農業ができないかという質問だったと思っております。

今、農業では高齢化による農業の担い手や労働不足とか耕作放棄地の拡大などの課題があります。また一方、福祉分野では障害者の働く場の確保や自立するための収入等が少ないというような課題等もございます。これらお互いの課題を解決するために、農業と福祉の持つ良い面を有効に活用するというので、農福連携と言っておるんですけれども、このようなことを本年4月から県が推進室を設けました。そちらのほうで農業者とのニーズと障害者のコーディネートをするというような状況になっております。

農福連携することによって、障害者が得られる工賃等がより高額になるということと、あとはこの事業を利用することによって、一般就労へつながるのではないかとということで期待しているところでございます。

この一般就労への農業に就労している方のニーズ等については、状況は把握しておりませんが、市としましては農福連携することによって障害者が就労につながるということで期待しているところでございます。

それから質問の3点目でございますけれども、市が独自助成をしない理由等ということで質問をいただいております。

先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたが、県の整備事業の補助金についてですけれども、補助率が大変良い補助率となっております。これ、国の補助が2分の1、県の補助が4分の1ということで、合計すると4分の3の助成の内容となっております。また残りの施設側というか、福祉法人等が自己負担する部分については、要件により無利子、または低金利で融資を受けるといった制度もあるという状況ということで、福祉施設の建設には優遇措置がとられているということから判断して、市は独自助成を行わないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

再質問の答弁が終わりました。

ほかに。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

それでは、3項目めの再質問をさせていただきます。

北杜市の公共事業の入札状況についてでございますが、予定価格の事前公表は競争入札の透明性を高めることや入札の不調による事業執行の停滞を避けるためとの答弁でございましたが、

この事前公表をすることによって、さまざまなメリット、それからデメリットが考えられると思いますけども、実際にあると思います。そのへんでそのメリットおよびデメリットについての考えと内容を教えてもらいたい。

また、最近の落札率ですね、非常に市の発注工事につきましては、高止まり傾向にあるとみてございます。このことにつきまして、その高止まりについての考え方。そしてもしあれば今後、何か対策があるのか、修正が必要なのか。あったら、お話をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

2点ですね。

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。2点いただきました。

まず1点目ですけども、予定価格の事前公表におけるメリット、デメリットということで、どんな内容かということであります。

この入札の事前公表におきまして、メリットとして考えられますのは、透明性を高めるということで答弁をさせていただいておりますけども、内容としましては担当職員に対して予定価格を探る行為などの不正行為が払しょくされるといったようなメリットであります。

もう1点も、答弁の中でありまして、入札の不調不落による事務執行の停滞がなくなるといった、このような2点と考えております。

次のデメリットでありますけれども、何点かあります。

公表することによりまして、競争が制限されて落札価格が高止まりになると。また建設業者の見積もり努力を損なわせる可能性もあると。

もう1点、入札談合が容易に行われる可能性があるといったような点が挙げられるかと思えます。

次の落札の高止まり傾向ということで、どんな考え方をしているかということと対策についてであります。

今回、質問をいただきまして、ちょっと落札率ということで県内の状況を調べてみました。13市の状況ですけども、事前公表、あと事後公表、併用というような形の3パターンがあります。事前公表が本市を含めて5市が取り扱っております。その平均が95.7%となっております。あと事後公表、4市が行っておりまして平均が96.5%、事前公表と事後公表を併用しているのが4市ありまして、平均が94.2%といった状況であります。

本市は、28年度は96.4%でありましたので、この平均の中からはそんなに突出した状況ではないといったところがうかがえると思います。

また、この結果を見る限りでは、一概にこの事前公表が高止まりの影響かということも疑問であると、そのように考えております。

今後の対策でありますけども、国の通達があるわけなんですけども、通達の内容では地方公共団体の予定価格公表のあり方について、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施するようにと通達をいただいておりますので、市としましてもこの通達をしっかり受け止める中で、他市の状況、県内の状況等も参考に、また研究してまいり

たいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

再質問の答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

（ な し ）

坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君の関連質問を許します。

○14番議員（相吉正一君）

関連質問を2項目させていただきます。

最初に、超高齢化社会における介護問題について。

先ほど部長答弁では、現状は今のところ順調に進んでいると、介護問題については。ただ、団塊の世代、75歳以上が2025年、平成37年ですか、500人ぐらい増えると思うんですよね。今の本年5月末現在が2,121人でしたか、先ほどの答弁で介護認定者数の現状は2,121人という答弁でしたが、7年後には約500人ぐらい増えるのではないかということで、北杜市は8町あって、地域が散在して、なかなか大変だと思うんですよね。介護サービス事業者等もなかなか、例えば甲府に比べて面積が広いということでなかなか参入できない。私、7年後をどうしていくか、今、地域包括支援センター、大変相談業務とかすごく頑張っていると思いますが、そのへんについて、国は施設介護から在宅福祉へ方向転換しているんですよ。これはもう介護保険料、給付費が高くなりすぎてしまって、もう困ってしまって、市のほうへ投げかけて、そういうことをしている。ですから、今後消費税も10%になるわけですが、とても足りないと思います。そうした意味で、今の団塊の世代が高齢者になるときに、介護はかなり増えてくると思うんです。それに対して、どのように対処していくか。計画では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり事業の実現に向けて、支援体制づくりを強化していくということですが、7年後に向けてぜひ頑張っていたいただきたい。その考え方について、お聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

7年後の2025年に向けて、どういう体制を取っていくかというご質問だと思いますが、介護保険のサービスの見込みにつきましては、3年に一度の介護保険事業計画によりまして、向こう3年間のサービス料を見込む中で不足すると思われるサービスに対する対策でございますとか、介護保険料を決定していくというシステムでございますので、今現在で7年後をなかなか見据えるというのは大変だとは思いますが、それぞれの計画期間によりまして、しっかり推計を行って対応をしていくということだろうと思っております。

ただ、先ほどの議員のご指摘のとおり、なかなか事業者によるサービスについては、また人口といえますか、2025年を過ぎますと介護対象者が減っていくということですから、やは

り事業者をマックスまで整備してしまうと、それ以降、事業者さんは苦しい状況になってくるということで、地域で支えてくださいというのが国の施策でございます。そういうことになりますと、地域で支えるということで市も一生懸命取り組んでいるわけですが、なかなかそういうことになりますと、地域のボランティアさん等のお力を借りていかなければならないと。そういうものが今現在、万全かといいますと、いろんな形で住民にご協力をいただいて、介護予防等を実施しているわけですが、なかなかすべての地区にそれを網羅していくのは大変なことだということで、それは大きな課題というふうに市も捉えておりますので、今後、細かい単位でそういうサービスを受けることができるように市民のご協力をいただきながら、市としても一生懸命対策を取っていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君の再々質問ですか。

関連質問ですので端的に質問をお願いいたします。

○14番議員（相吉正一君）

7年後は高齢者がすごく増えるんですが、現体制で例えば介護人材不足とかありますよね。そのへんも、これから計画の中でぜひ整備して対応できるようにしていただきたい。その点について、伺います。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

先ほど答弁いたしましたとおり、それぞれ3年に一度の計画をしっかりと立てる中で、その対応を取っていききたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連質問はありますか。

相吉正一君の関連質問を許します。

○14番議員（相吉正一君）

最後に障害者福祉の充実について。

先ほど、老朽化した施設の建て替えについて、国・県の補助金で4分の3の良い補助金があるということでございましたが、今、この施設で困っているのは、枠があってもなかなかその補助金が取れないということを聞いているんですよ。そうした意味で、ぜひ福祉課のほうで現場を見て、この施設は老朽化していて、37年ぐらい経っているのかな、耐震性が欠けているということで、計画的に本館を建て替えをしたいということで、ある程度のお話はしているようですが、なかなか補助金が採択にならないようなことを聞いています。ぜひ現場を見て、意見を聞いた中で、やっぱり県のほうに補助金が取れるように市のほうのバックアップ、指導をぜひお願いしたいと思うんですが、そのへんの考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

相吉君の関連の再質問の答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

補助金について、バックアップを市でしていただけないかというご質問です。

先ほど答弁で申し上げたとおりに補助率が4分の3、利子については優遇されているということもございますけども、市内には障害者福祉施設も含め多くの児童施設、高齢者施設等も多数ございます。そちらの施設についても、たぶん同じような状況で、古いという状況もございますので、なかなか障害者施設についてのみ独自助成ということは、なかなか難しいという状況でご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連質問はありますか。

相吉正一君の関連質問の再々質問を許します。

○14番議員（相吉正一君）

すみません、私のあれは、今、国・県の4分の3の事業があるということで、それを施設が申請するわけですよ。県に、たぶん。ですから市のほうでもバックアップをしていただきたい。補助金が獲得できるように。そういう質問ですので。そのへん、すみませんがもう1回、答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

再々質問の答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

相吉議員の関連質問、再々質問にお答えいたします。

答弁が若干、違ってしまう申し訳ございませんでした。

市としましても、施設等からご相談等があれば相談に乗る中で、県等へも働きかけをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時48分

平成 3 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 7 日

平成30年第2回北杜市議会定例会（3日目）

平成30年6月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ほくと未来 福井俊克君

日程第2 一般質問

19番 保坂多枝子君

6番 清水敏行君

2番 池田恭務君

22番 秋山俊和君

7番 井出一司君

9番 齊藤功文君

1番 栗谷真吾君

13番 岡野 淳君

4番 進藤正文君

8番 志村 清君

14番 相吉正一君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（44人）

市 長	渡辺英子	副 市 長	菊原 忍
政策調整参事	櫻井順一	企 画 部 長	小松武彦
市 民 部 長	篠原直樹	福 祉 部 長	浅川辰江
生活環境部長	仲嶋敏光	産 業 観 光 部 長	丸茂和彦
建 設 部 長	土屋 裕	教 育 長	堀内正基
教 育 部 長	井出良司	会 計 管 理 者	中田二照
監査委員事務局長	上村法広	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小尾民司
明野総合支所長	清水博樹	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋 智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	小澤隆二	小淵沢総合支所長	中山晃彦
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
政策秘書課長	小澤章夫	総 務 課 長	宮川勇人
企 画 課 長	加藤 寿	財 政 課 長	清水市三
総務課人事室長	水石正幸	地 域 課 長	大芝 一
防 災 調 整 監	坂本賢吾	収 納 課 長	渡辺美津穂
管 財 課 長	進藤 聡	介 護 支 援 課 長	伴野法子
健康増進課長	堀内典子	福 祉 課 長	八巻弥生
子育て応援課長	中田治仁	観 光 課 長	加藤郷志
まちづくり推進課長	植松宏夫	道 路 河 川 課 長	小澤 茂
教育総務課長	三井喜巳	生 涯 学 習 課 長	小尾正人
学校給食課長	河手 貴	学 術 課 長	遠藤俊司
中央図書館長	坂本あけみ	増富出張所課長補佐	津金胤寛

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山内一寿
 議 会 書 記 平井伸一
 “ 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部、織田総務部長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ほくと未来を代表しまして、質問をさせていただきます。

5項目にわたりまして行います。よろしくお願いをいたします。

まず第1点目ですが、市税の徴収率の実態とその対応について、お伺いをいたします。

4月26日の山日新聞に掲載された「市町村税徴収率全国44位」の見出し、県内の2016年度の個人市町村民税や固定資産税など、国民健康保険税を除く市町村税全体の徴収率をまとめたもので、93.7%で前年度から1つ順位を下げた44番目となり、中でも固定資産税の徴収率は91.4%で45番目に留まり、40位台からの脱却ができず低迷が続いているとの報道がありました。

つきましては、北杜市の実態とその対応策について以下、お伺いをいたします。

まず、本市の税ごとの徴収率はどうか。

2番目として、徴収率の実態をどのように分析をしているか。

3番目として、2017年度の徴収率と滞納額および不納欠損の見込みはどうか。

また4番目として、徴収率向上への取り組みについて、現年度分、過年度分ごとにどのように考えているか、またその状況についてお聞きをいたします。

続きまして2番目の項目ですが、誘致企業に対する道路環境の整備についてお伺いをいたします。

平成30年度の本市の主な施策に対する重要課題の1つに雇用と産業を位置付け、企業の誘致・農業への企業参入などを通じて雇用の創設を図っているところであります。その取り組みがここ数年顕著に表れており、多数の雇用が創出されてきております。

しかしながら、企業の中には通勤の安全性の確保と材料や製品の運送車両の大型化から安全で利便性の高い道路の整備を望む企業が見受けられますが、本市ではこれらの状況とその対策

を具体的にどのように考えているか、お伺いをいたします。

1 番目として、市が把握しているこのような状況下の路線について、お伺いをいたします。

2 番目として、具体的な整備計画についていかがでしょうか、お聞きいたします。

3 番目の項目であります。市立中学校の統合についてであります。

合併以降、少子化の中で生徒数の減少が進み、小中学校の適正配置について議論を重ねてきたと理解しております。これまでに小学校においては増富小学校が須玉小学校へ、長坂地区の4校が統合し新長坂小学校が開校しました。また、高根地区の3校が統合して新高根東小学校が開設するための準備が現在、進められております。

こうした中、中学校の統合については4校（案）が示されたものの、教育委員会では進めることが難しいとして、白紙に戻した経過があります。その後、市長ならびに教育委員会では中学校の統合は避けて通れない課題であるとしております。

こうした上で、昨年、地域委員会連絡協議会を通じて、各地域委員会から中学校の統合に対する意見を紹介し、先ごろ開かれた地域委員会連絡協議会で報告を受けたと聞いております。このような中で、以下お伺いをいたします。

1 点目として中学校の統合に向けて、どのような経緯と経過の中で今の現状があるのか、お尋ねします。

2 番目として4校（案）を白紙に戻す過程で、推進することが難しいとした理由は何だったのでしょうか。

3 番目として、地域委員会連絡協議会で報告を受け、寄せられた意見について紹介内容で伺いたいと思います。

まず1 点目として、少子化に伴う生徒減少を踏まえ、学校のあり方（統合）をどのように考えるか。

2 番目として、生徒にとって中学校の教育環境をどのように考えるか。

3 番目として、市の中学校統合はどのような姿が望ましいのかであります。

4 番目として、避けては通れないとする中学校統合について、今後どのような手法により検討を進めていくつもりか、その考えはということでお尋ねをいたします。

4 項目めであります。会計年度任用職員制度の導入についてお伺いをします。

国は、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律を平成32年4月1日から施行するにあたり、地方公共団体における行政需要の態様に対応し、公務の能率的かつ適正運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職任用および臨時的任用の適正を確保し、ならびに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するとしております。

つきましては、北杜市職員の会計年度任用職員制度の導入について以下お伺いをいたします。

1 番目として、本制度に対象となる職員の実態の把握はされておりますか。また、その実態はどうなんでしょうか。

2 番目として、臨時・非常勤職員全体の任用の根拠の明確化・適正化の考えは、どうでしょうか。

3 番目として、本制度への整備にあたって任用・勤務条件の設計、条例・規則等の整備、職員団体との協議などの考え方につきまして、お伺いをいたします。

4 番目として、スケジュールならびに取り組みの状況および対象職員への周知はどのように

考えているか、お伺いをいたします。

最後の項目であります。これは南アルプスユネスコエコパークの関係であります。東日本唯一の名瀑 精進ヶ滝滝見台の整備について、お伺いをしたいと思います。

南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス国立公園の標高1,400メートルに東日本唯一とされる日本の滝百選の1つ、高さ121メートルの名瀑 精進ヶ滝は、本流の石空川溪谷とともに、春の新緑から夏はマイナスイオンで癒される避暑スポットとして、また秋の紅葉にかけ、多くの家族連れや写真愛好家などが気軽にその雄大で美しい景観を求めて、県内外から訪れ大自然を魅了しております。

本市では南アルプスユネスコエコパークの指定を受け、遊歩道の整備と登山客の安全の確保に努めてきたところであります。しかしながら自然の力は人間が想像するより大きく、風雪からの遊歩道施設等の被害が見受けられ、さらに安全の確保が求められています。

特に最終の目的地 滝見台は狭くて、岩山で足場が悪く不安定な場所にあります。目的をもって、この滝見台に来る登山客に対して安全に大自然の雄姿を満喫していただける場所の整備が必要と感じております。ついては、以下お伺いいたします。

遊歩道ならびに滝見台の安全確保と整備について、当局はどのようにお考えかお聞きいたします。

以上、5項目につきまして代表質問とさせていただきます。よろしくご答弁、お願いを申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市立中学校の統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域委員会連絡協議会での中学校統合に関する意見の内容についてであります。

昨年11月の地域委員会連絡協議会において、各地区における中学校統合に向けた3つの項目に対する意見の取りまとめを依頼し、本年5月11日の同連絡協議会で各地域委員会からご報告をいただいたところであります。

ご報告をいただいたご意見の項目ごとの概要については、1つ目の少子化に伴う生徒の現状を踏まえた学校のあり方をどのように考えるかについては、「少子化に伴う中学校の統合もやむを得ない」というご意見が多い反面、小規模学校のメリットや通学への不安を危惧するご意見もありました。

2つ目の生徒にとっての中学校の教育環境をどのように考えるかについては、「教育効果を高める工夫、通学の利便性や安全性、地域の結びつきを失わない工夫などを検討してほしい」といったご意見が多く寄せられました。

3つ目の中学校統合の望ましい姿については、「将来を見据えて2校、または3校が適当ではないか」「市の子育てや、まちづくりなどのビジョンの上に検討を進めるべきだ」、また「答申から時間も経過していることから見直しも含めて検討していくことが必要だ」など、慎重な対応を求めるご意見があったところであります。

次に、今後の中学校統合についての進め方についてであります。

地域委員会連絡協議会でのご報告からは、各地域におけるさまざまな考えがあることを実感したところであります。

進め方や手法については、これまでの経過や意見を踏まえて慎重を期してまいりたいと考えておりますが、さらに保護者をはじめ多くの方から意見を伺うべきかと思っておりますので、学校単位にワークショップなどを設けて、意見を交わしていただくとともに検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域委員会連絡協議会においてご報告をいただきましたご意見を踏まえ、総合教育会議において教育委員の方々と議論を重ね、今後の進め方や手法を検討してまいります。

その他については、教育長、副市長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市立中学校の統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学校の統合に向けての経緯と経過と現状についてであります。

市教育委員会では、少子化により学校の小規模化が進み、学校運営や教育活動に課題が生じていることから、平成21年に設置した北杜市小中学校適正規模等審議会からの答申を受け、平成22年に北杜市立小中学校適正配置実施計画を策定いたしました。

実施計画では、組み合わせと位置について案を作成し、関係者に提示するよう定めていることから、平成26年に北杜市立中学校統合計画案を取りまとめ、町ごとに説明会や意見聴取会を行った結果、公表した中学校統合計画（案）である4校（案）を推進することは難しいとしたところであります。

このような状況ではありますが、今後ますます人口減少、少子化が進むことが考えられることや学校教育活動への影響、教職員の多忙化改善、学校教育環境の整備などが求められている現状において学校の適正規模、適正配置について検討を進めることは必要であることから、総合教育会議において議論する中で、地域委員会を通じて地域のご意見を伺ったところであります。

次に、4校（案）を推進することが難しいとした理由についてであります。

市教育委員会では統合計画案を公表し、町ごとに小中学校保護者、学校関係者、区長会、地域委員会、一般市民を対象に説明会や意見聴取会を開催したところ、学校の組み合わせについては、地域性を考慮する必要性、通学の不安などさまざまな意見が寄せられたことから、教育委員会で慎重審議を重ねた結果、4校（案）についての合意が必ずしも得られていないことが認められることなどの理由により、推進は難しいとしたところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市税の徴収率の実態とその対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の税目ごとの徴収率についてであります。

平成28年度の市税の徴収率は94.6%となり、前年度を1.1ポイント上回りました。税目ごとでは個人市民税96.6%、法人市民税98.9%、固定資産税92.6%、軽自動車税93.6%、入湯税99.2%であります。

なお、本市の徴収率は県平均を0.9ポイント上回っており、県内13市では上位から4番目、また県内27市町村では上位から12番目であります。

次に、徴収率の分析についてであります。

個人市民税の徴収率については全国平均を上回っており、この理由としては、特別徴収事業者が増加したことにより、滞納者の減少につながったものと考えております。

法人市民税および軽自動車税については、全国平均とほぼ同じでありました。

固定資産税については全国平均より3.7ポイント下回っており、この主な理由としては、本市は別荘所有者など県外の納税者が多いため、口座振替による納税が少ないことや納税義務者の死亡等により、相続人や相続人代表者の特定が困難な土地、建物が多数あることと考えております。

次に、2017年度の徴収率と滞納額および不納欠損の見込みについてであります。

出納閉鎖時点では徴収率は94.7%で、前年度を0.1ポイント上回っております。滞納額は3億9千万円ほど、不納欠損額は2,800万円ほどであります。

次に、徴収率向上への取り組みについてであります。

現年度分に対しては、早期催告や滞納処分強化などの対策を講じております。また、過年度分に対しては、特に長期にわたる滞納者の負担軽減を図るために納税相談を促し、個々の状況により対応しているところでありますが、必要な場合は財産の差し押さえや公売などを実施しているところであります。

昨年度において差し押さえを実施した件数は、565件でありました。その内容は、預貯金を中心に生命保険の解約返戻金、給与等の差し押さえを実施したものであります。

また、納税相談により約80名の滞納者と分納誓約を締結し、計画的な納付をいただいております。

県外の滞納者に対しては年4回、滞納者の住所地を訪問し、所在確認と併せ、滞納整理を行っているところであります。

今後も納税者が納税しやすい方法を検討するとともに、新たな滞納者を増やさないよう徴収確保に取り組んでまいります。

次に、会計年度任用職員制度の導入について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、対象となる職員の把握と実態についてであります。

今回の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律については、地方公共団体の臨時・非常勤職員が増加する中で、各自治体において任用等の取り扱いがさまざまであることから、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律などの整備を行うとともに特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図り、本制度へ移行するものであります。

本市においては、今月1日現在、臨時・嘱託職員は478名で各所管課にわたっていることから、各所管課担当者との情報を共有する中で、任用根拠、勤務実態等の統一的な実態把握を行

い、制度導入に向け取り組んでまいります。

次に、任用根拠の明確化・適正化についてであります。

本制度の導入に当たり、臨時・非常勤職員の職については、地方公務員法で定めた会計年度任用職員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員の各区分を例規で明確に定めることにより、その職務内容や勤務形態等に応じた任用根拠に基づく運用が可能となります。

現在の臨時職員取扱要綱等で行っている任用と比較検討する中で例規整備を行い、移行することにより明確化、適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、制度整備および職員団体との協議についてであります。

制度の導入に向けた任用、服務、懲戒、勤務条件、再任用等の制度設計および例規整備に際しては、地方公務員法、労働基準法等の関係法令に基づき、適正な制度となるよう整備を進めてまいります。

なお、制度整備に当たっては、職員組合等とも十分協議等を行う中で情報を共有してまいりたいと考えております。

次に、スケジュールならびに取り組み状況および職員への周知についてであります。

平成32年4月の制度導入に当たり、すでに専門的見識を必要とする業務を委託しており、来月には専門講師による人事・給与・例規担当者および臨時・非常勤職員が配置されている各所管課の担当者に対して、研修会を予定しております。

また任用、勤務条件等の検討とともに対象となる臨時・非常勤職員へのリーフレットの配布および各所管課の担当者による制度の概要説明等を考えております。

なお、制度導入に向けたスケジュールとして、臨時職員取扱要綱等の例規現状調査、例規影響調査などを行い、関係する例規の制定および改廃については、来年度に予定しているところであります。

引き続き法令に基づく適正な導入とスムーズな移行に向け、遺漏のないよう準備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

精進ヶ滝見台の整備における遊歩道、ならびに滝見台の安全確保と整備についてであります。

精進ヶ滝は滝周辺の雑木を伐採したことにより、雄大な眺望が滝見台から楽しめ、そこに至るまでの吊り橋などからの石空川渓谷沿いの眺望と合わせ、気軽にハイキングできる人気のスポットとなっております。しかし、遊歩道に設置されている階段や橋などは厳しい環境下であり、損傷の激しい部分もあることから、昨年度と本年度の2カ年にわたり施設の整備改修を行い、安全の確保に努めているところであります。

今後、滝見台についても来訪者の安全性や快適性を確保するため、県有林の借地であることから県と連携を図り、安全柵の設置や休憩スペースなどについて検討をしてまいりたいと考えております。

また、遊歩道のより一層の安全確保のため案内看板などの整備も検討してまいります。
以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。
土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

誘致企業に対する道路環境の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市が把握している企業が整備を望む路線についてであります。

市内には、製造業を中心とする北杜市企業交流会に所属する53社をはじめ、新規参入された製造業および農業法人のほか多くの企業が操業しており、市内の雇用拡大・地域産業の活性化に協力をいただいているところであります。

これらの企業や地元行政区からは、集落内での操業もあることから国道1路線、県道5路線、市道5路線について、一定区間の拡幅や交差点改良等、地域住民の安全確保、物流の向上を図るための道路整備の要望を伺っております。

次に、具体的な整備計画についてであります。

国道については、現在、須玉町内の交差点改良を実施しているところであり、県道については須玉町内で1カ所、部分的な拡幅整備が完了したところであります。

市道については、大泉町内の1路線の拡幅改良が完了し、現在、武川町内で1路線、高根町内で1路線の整備を進めており、武川町の路線については、来年度の完了を予定しているところであります。

また、武川町内では新規の要望路線があり、国道との交差点改良が必要となるため、事業化に向けて関係機関と協議を進めているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

以上で当局の答弁が終わりました。
福井俊克君の再質問を許します。
福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

5項目とも前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

再質問でございますけれども、1点だけお聞きしたいと思います。

まず、市税の徴収率の実態とその対応につきまして、ご答弁をいただいたわけでありませうけれども、内容については、北杜市については職員の皆さん、非常に努力していただいて徴収率についても、ほかの市町村よりはより多い成果を挙げているということが分かりました。

ただ、この中で2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、先ほど17年度の不納欠損について答弁があったんですが、不納欠損については2、800万円ほど見込んであるということでもあります。この不納欠損については、その内容はどのようなものであるのかということについて、お聞きをしたいと思います。

また、もう1点は滞納処分の強化について、いろいろ取り組んでいただいております。財産の差し押さえとか、あるいは公売など取り組んでいるわけでありませうけれども、その成果が出て

いるということですが、実際その金額に換算するとどのくらいの額が実績として出ているのか、お伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございます。不納欠損の内容についてというご質問でございます。

これにつきましては、不納欠損の内容につきましては、まず滞納処分の執行停止の認定基準といたしまして、滞納処分をすることができる財産がない場合など、この状況が3年間継続した場合がまず1項目。次に即時執行停止の認定基準といたしましては、法人、個人がありまして法人につきましては解散等の場合、個人につきましては65歳以上の高齢者で生活保護適用か、それに近い生活状態などの場合でございます。第3項目といたしましては、5年の消滅時効の完成による内容でございます。

続きまして、滞納処分の差し押さえ等の徴収額の実績でございます。

これにつきましては、総額で5,183万円ほどとなっております。内訳といたしましては、差し押さえが5,060万円ほど、そのほかは公売・交付要求等で、合計といたしましては5,183万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

他の項目につきましては、前向きなご答弁をいただきましたので再質問はありません。

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

その場でお待ちください。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、11人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無会派 保坂多枝子君、15分。次に無会派 清水敏行君、15分。次に無会派 池田恭務君、15分。次に北杜クラブ、52分。次にともにあゆむ会、30分。次に公明党、9分。次に日本共産党、16分。最後に明政クラブ、8分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしく願います。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に無会派、19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

婦人科医療の充実について、質問いたします。

少子化が大きな課題となっている現状で、子どもを産み育てやすい環境をつくることは大切なことでもあります。市では子育てに対する支援策をさまざま打ち出し、産前産後のケアや子どもたちの健やかな成長を手助けする施策も行われていますが、北杜市には安心して出産できる場所が確立されていません。

平成22年9月、市に対し産婦人科医を誘致してほしいという要望書が5千筆を超える署名とともに提出されました。そののち、お産の場づくり検討委員会が発足し、出産や子育て支援に関する検討が始まりました。

こうした中、平成24年に出産支援委員会として検討委員会が再編されて、さらなる検討が重ねられた経緯があり、同年4月から産婦人科、小児科を開設する場合、開業から5年間補助する制度が始まっています。さらに平成24年9月には、婦人科医を誘致してほしいという市民の声が強くなり、再度署名、要望書が提出されています。

こうした経過を経て、ようやく平成27年4月1日に甲陽病院に週1回、月曜日の午前中、婦人科が開設されました。翌年の28年5月1日には、婦人科外来が週2回、月曜日と金曜日に増え、患者数も増えているところです。

婦人科が開設された当時は、総合健診の際の子宮頸がん検診は検診車の車で診察してもらうか、あるいは指定された病院での診察であり、市内に指定病院がなかった北杜市では施設検診を望む人は、市外の病院で診察せざるを得ない状況でした。

こうした状況を受け、市民より市内各所で集めた署名とともに市内での検診ができるよう要望書が提出され、昨年4月から甲陽病院の婦人科で診察ができるようになりました。

このように婦人科、産婦人科の開設、充実には市民の強い要望があり、市でも努力していただいているところであります。

また、婦人科の検診では子宮頸がんと子宮体がんが考えられます。子宮体がんについては、他の市町村では検診時の補助があるようですが、北杜市では子宮頸がんのみの補助となっています。

市の人口の半分以上は女性であり、婦人科は年齢に関係なく女性にとって大切な医療機関であります。早期発見・早期治療は完治につながるばかりでなく、医療費の削減も図れるものであり、医療体制の充実は重要なことだと考えます。現在の利用状況と子宮体がんの検診につい

て伺います。

開設以来の婦人科の利用状況について。

検診時の子宮頸がん検査の費用と補助は、どのようになっていますか。

検診時の子宮体がん検査の費用は、どのくらいですか。また、市としての補助は考えられますか。

以上3点について、質問いたしました。よろしくご答弁、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

19番、保坂多枝子議員の婦人科医療の充実における、婦人科の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

甲陽病院の婦人科の受診者数は平成27年度が215人、平成28年度が391人、平成29年度が452人でありました。

婦人科が開設されたことから市内で検診や治療が受けられるため、年々受診者数が増加しております。また、市民から「身近な病院で受診できるようになり便利になった」との声も寄せられております。

甲陽病院における婦人科の設置は本市の医療政策の一環であり、さらに多くの皆さまに利用していただけるよう周知に努めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

婦人科医療の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子宮頸がん検診の経費と補助についてであります。

子宮頸がん検診については、山梨県産婦人科医会と委託契約を結んでおり、1件当たりの委託料は7,440円で、このうち公費で6,410円を負担しており、個人負担は1,030円となっております。

次に、子宮体がん検診の経費と補助の考えについてであります。

甲陽病院における子宮体がんの検診料は、診療行為である保険診療で、自己負担3割の場合5,190円ですが、症状がなく本人の希望による保険診療外の検査で、子宮頸がん検診と同時に行う場合が5,616円、子宮体がん検診を単独で行う場合は1万7,301円あります。

子宮体がん検診については、平成16年4月の国の新指針において、ハイリスク者と考えられる者に対しては、専門医療機関を受診するよう指導すること、子宮体がんの疑いのある者は医療機関の受診を勧奨することとされており、健康増進法に基づく健康増進事業に当たらないことから、子宮体がん検診の補助は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○19番議員（保坂多枝子君）

再質問をさせていただきます。

3点目の子宮体がんについてですが、もろもろ、金額についても教えていただきました。この平成16年、国の指針等により、この廃止になったというふうなお話でございましたが、現在、この北杜市、そして中央市以外の自治体では、この子宮体がんの検査に対する補助がございます。国の指針とはおっしゃってはいますが、ほかの自治体でこの補助があって、北杜市にないというところの経緯、その考え方について、もう一度伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

県内で2市ですか、補助していないというようなご質問であったかと思いますが、子宮体がんの検診につきまして、従来の国の指針では子宮頸がん検診において、問診の結果、医師が必要と認める場合、引き続き子宮体部の細胞診を行うというような扱いでございましたが、平成16年4月に出されました国の新しい指針においては、問診の結果、一定の条件に当てはまるがん発症のハイリスク者と考えられる方および子宮体がんの初期症状があり、発症の疑いがある方に対しては、十分な安全管理の基で多様な検査を実施できる医療機関の受診を勧奨することで、検診的な意味合いが誠に薄いがん検査だというふうな位置づけになっております。ということでございますと、一般的に誰でもが予防のための検診を行うというような位置づけでございませぬので、市といたしましては子宮体がんの検診については、平成19年度をもって終了させていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再々質問を許します。

○19番議員（保坂多枝子君）

再々質問をいたします。

今の子宮体がんの補助なんです、経緯とか考え方を伺いましたけれども、一般市民の考えですと、ほかの自治体がそれに対する補助があって、北杜市はそういう判断をしたということなんでしょうけれども、ちょっと不公平感というか、理解ができないんじゃないかなというふうに感じます。

今の説明では、市民の方に理解していただければいいんですが、やはりほかの市ではできるんだよということは、ちょっとどうかなというふうに感じているところです。その見解について、1つ伺います。

それから婦人科で、例えば妊娠して、どこでお産したらいいかなというふうな場合に、甲陽

病院の婦人科で受診をして、どこかでこういう医療機関があるよ、こういう出産する場があるよ、こういう産婦人科があるよというふうな紹介とかをしていただけるようなことも考えられるのでしょうか。自分で、陽性反応が出ているんだけど、どこに行ってもいいのかなど迷う方もいらして、相談に見えた方もいらしたんですね。それでせっかく婦人科があって、産婦人科ではないからということもありますが、婦人科でそういった診察をしていただけるのか、そしてまた紹介等をしていただけるのかということについて、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

2点ですね。答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの検査の補助の考え方ということで、改めてご質問をされたかと思いますが、本市のがん検診につきましては、国のがん予防重点教育およびがん検診実施のための指針というものがございまして、それに基づき実施してまいりました。

この指針は、これまでに何度か改正をされておりますけれども、平成28年2月に一部改正されました最新の指針におきましても、子宮体がん検診はがん検診の対象とはされておられません。過去に行われた厚生労働省のがん検診に対する中間報告や公益社団法人 日本産科婦人科学会、また公益社団法人 日本産婦人科医会がまとめた産婦人科診療のガイドラインにおいて、子宮体がん検診は死亡率減少効果の有無について、判断する適切な根拠がないという評価に留まっていることや、一般的に子宮体がんの検査はハイリスク者や一定の症状がある女性を対象に行われてきており、本来の予防検診とは趣を異にしております。こうしたことから年齢を考慮せずに、症状のない方に広く検診を行うことは有効性が確認できないこと、および費用対効果の面からも容認できないというような報告があり、まとめがされておまして、それらが指針に反映されているものでございます。

子宮体がん検診につきましては、市が補助を終了いたしました平成19年度以降、取り巻く環境も国の方針も変わっておりませんので、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、検診の性格が、比較的症状が出た段階で検診をするということと、まったく症状がない人に検診をするということの差があまり見受けられないということで、検診の効果というものが疑問視されていることもありますということから、そういうことになりますと、ほかの病気のがん検診は症状が出て自分で診察に行くというものの公平性とか、そういう観点がございますので、その考え方、国の考え方に基づいて、本市では検診としての扱いをやめているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう1点でございます。甲陽病院、妊娠の場合ですね、検査ができるかというか、妊娠が判明した場合にどういったふうな対応をしているかというご質問だったかと思いますが、甲陽病院でも妊娠の検査は行えます、当然。妊娠が判明した場合につきましては、産科のほうを受診していただくように促しておりますが、特別、特定の病院に対して紹介状を書くというようなことはいたしておりません。問い合わせがあった場合には、最寄りと言いますか、その方にとって比較的利便性の高い産科医を紹介するというようなことに留まっているというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に無党派、6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

早いもので、今年も半年が過ぎました。光陰矢のごとし、一日一日を大切にしなければとの思いを深くするものであります。

今月18日発生の大阪府北部地震、この地震で亡くなられた方々と、そのご家族の皆さまには心よりお悔やみ申し上げます。また被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

あの日の朝、小学校の校門を目前にして突然、9歳の女子児童の尊い命が絶たれました。ご家族の張り裂けるような胸中を思いますと言葉が見つかりません。

人は喜びと悲しみの中に日々暮らしています。明日の自分がどっちに振れるのか分かりません。だからこそ一日一日が尊いのだとも思いますし、同時に不慮の事故の要因となるものは排除しなければなりません。そして、それは子どもにはできません。大人が大人の責任として子どもたちの安全を確保しなければなりません。将来、大人となる子どもたちへ説明責任の果たし方が問われる昨今ではありますが、説明できるよう責任を果たしていくことが大切と考えます。

その一つひとつが子どもたちの安心・安全につながり、ひいては本市のまちづくりに寄与することと思うものであります。

本市の安心・安全は子どもたちとともにある、そんな思いの一端を述べ、以下6月一般質問をいたします。3項目ございます。

まず最初ですが、地方創生推進交付金事業についてお伺いします。

3月議会で大きな議題となりました、増富地域での地方創生推進交付金事業。本市の地域新聞「八ヶ岳ジャーナル」3月16日版には「地方創生事業を断念 中止理由不明のまま採決に」と載ります。本事業は国からの交付金事業であり、中止という事実が対外的に本市の印象を大きく損ねたことは否めない事実であると考えます。信頼をつくるには、多大な時間と労力が必要ではありますが、失うことは一瞬であります。そこで、ご質問します。

1. 本市の本件における対応の現状は、いかがでしょうか。
2. 本市の関わりの中での反省点も含め、対応についての見解を市民に分かりやすくお願いいたします。
3. 将来、こうした交付金事業を考えると、次代の行政を担う人たちのためにも本市はどのような方策を考えていくべきか、お伺いいたします。

次に大きな項目の2番目ですが、高根地区小学校統合についてお伺いいたします。

平成27年3月、高根地区新しい学校づくり会議が高根地区小学校統合計画案に対する意見集約をし、本市教育委員会へ報告しました。統合し開校が平成31年4月と迫る中、その中の要望事項などについて、ご質問します。

1. 学校統合にあたっては、お互いの学校の優れた点などを引き継ぎながら、活力ある新しい学校づくりを進めることとありますが、具体的にどのような引き継ぎ事項がありますか、お示してください。
2. 児童の通学の安全を確保するため、通学路の見直しを行い、遠距離通学においてはスクールバス等による通学支援を行うこと。また、スクールバス乗降場所の確保と保護者による送迎等もあることから、高根東小学校周辺の通学路整備を全庁体制で計画的に実施することとありますが、この取り組みの現状、今後についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。
3. 閉校となる学校施設の後の利用については、地域の中核施設としての役割に配慮しながら有効活用を検討することについて、どのように考えていますか、お伺いします。定例教育委員会で話も出たと聞きますが、高根北小学校、高根清里小学校の有効活用についてお伺いいたします。
4. 清里小学校の児童については、放課後児童クラブを清里地内（既存施設の活用を含む）に設け、子育て支援に配慮することとありますが、この取り組みの現状、今後についてはいかがでしょうか、お伺いします。
5. 4月定例市政報告会で市長は今後3小学校の交流を進めながら、来年4月の学校統合がスムーズに行われるよう万全を期すと話されましたが、具体的にどのような交流でしょうか、お尋ねいたします。

最後に3つ目の項目としまして、地域づくりについてご質問します。

これからの地域づくりを考えますと、地域の魅力を発信する地域力こそ重要なのだと思います。そのための最上の方法は、人づくりだといわれます。次代を担う若者の力を育てていくことが大切であります。本市のもり上げ隊、若い公務員が地域づくりに出ていく。そして現場を知り、よりよい市づくり、まちづくりのために努力されています。一人でも多く無理なく、自主的に参加者が増えれば、本市のかけがえのない、まさしく人財としての市の財産になります。

そこでご質問します。

1. 本市にあります、もり上げ隊の数は。それぞれの人数は何人でしょうか、それぞれお示してください。
2. 各隊の主な活動内容は、どのようなものがありますか。
3. 本市の評価は、いかがでしょうか。また、本市としてできる支援はどのようなものがございませうか。
4. 「お宝いっぱい健幸北杜 一生涯健康で幸せに暮らせるふるさと北杜を目指して」の関連事業の中の一般財団法人 地域活性化センターとの連携事業の進捗状況は、いかがでしょうか。また、本市への今後の生かし方については、いかがでしょうか。

以上、ご質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員の地域づくりにおける、地域活性化センターとの連携事業についてのご質問にお答えいたします。

一般財団法人 地域活性化センターとは、本年2月13日に地方創生に向けた中核人材の育成に関する連携協定の締結を行ったところであります。

魅力ある地域づくりはひとつづくりからの理念のもと、「お宝いっぱい健幸北杜」の実現に向け、地方創生を実現できる地域づくりの中核人材を育成することを目的とし、市職員を実務研修生として派遣するとともに、同センターによる人材育成事業等への参加、講師を招聘しての研修会等の企画・調整などを連携協力事項に掲げた、協定内容となっております。

本年度は在職10年から15年の職員を対象に、北杜市人材育成基本方針に掲げる全職員に求められる能力に関する研修、地域経済循環分析システム（RESAS）を活用した人口推計・分析等の研修のほか、人材育成にかかる幹部職員研修、さらに本年4月から同センターへ派遣している職員との情報共有や人材育成への意識醸成のため、派遣職員による報告会を開催することとしております。

今後も地域活性化センターとの連携事業を推進することにより、将来の北杜市を担う中核人材の育成と北杜もり上げ隊の養成につなげてまいりたいと考えております。

その他については、教育長、副市長、担当部長、担当総合支所長および担当課長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を許します。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

高根地区小学校統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各学校から引き継がれる事項についてであります。

新たに開校する高根東小学校に引き継がれていく事項については、学校教育目標、グランドデザイン、特色ある学校づくりに向けて取り組む事業など、学校の運営にかかる方針を現在、3校の教職員で組織する校長部会等において、各学校の優れた取り組みを引き継いでいけるよう、検討を進めているところであります。

次に、児童の通学の安全を確保するための通学路の整備等についてであります。

高根北小学校、高根清里小学校学区の児童は遠距離通学となることから、スクールバスによる送迎が安全に行えるよう、運行計画について保護者の方々と協議を進めてまいりました。

運行ルートを含む運行計画はおおむね了解が得られており、両校の学区内を5台のスクールバスで対応することとしており、現在、スクールバスの購入を進める一方、乗降場所の確認作業を進めております。

また、スクールバスの進入路や転回場所となる駐車場、一般送迎用駐車場の整備など、小学校周辺の整備についても工事を進めているところであります。

次に、閉校に伴う学校跡地の有効活用についてであります。

廃校となる2つの小学校の跡地利用については、高根北小学校施設を学術課から資料館収蔵

庫として使用したい旨の提案があったことから、本年3月の定例教育委員会へ諮り、ご意見を伺ったところであります。

廃校となる2つの小学校施設の有効活用については、庁内で組織する北杜市公共施設有効活用庁内検討会で検討が進められることから、5月に開催された同庁内検討会へ、施設の概要資料等を添えて閉校後の有効活用へ向け、検討を依頼したところであります。

次に、学校統合に向けた3小学校の具体的な交流についてであります。

事前に子どもたちが交流し、ふれあう機会を持つことは、円滑な学校統合へ向けて重要であると捉えております。これまでに、六ヶ村堰の校外学習や陸上記録会、市が実施する芸術鑑賞などにおいて交流を図ってきたほか、本年度は社会科見学の合同実施や新しい校歌の練習会、統合へ向けての新児童会による児童集会など、機会あるごとに交流の機会を持ちたいと考えており、3小学校において調整しながら取り組みを進めているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

地方創生推進交付金事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の関わりの中で、反省点も含めた対応についてであります。

事業が計画途上で中止となったことについては、計画段階から地元と協力して進めてきたことを考えると大変、遺憾であります。また、地方創生関連事業の取り組みに当たっては、地域の自主性を重視する中、さまざまな角度からサポートに努めてきたところでありますが、十分ではなかった点もあったと考えております。

次に、将来的に交付金事業を考えるとどのような方策を考えるかについてであります。

今回の取り組みにより若者世代の社会減少数が改善するなど、一定の成果が達成されており、交付金事業の活用は、将来における地域振興施策を展開する上で有効であり、今後も国・県から情報収集を積極的に行い、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

6番、清水敏行議員の高根地区小学校統合における、清里小学校区の放課後児童クラブの現状と今後についてのご質問にお答えいたします。

清里小学校区の放課後児童クラブについては、高根地区新しい学校づくり会議からの報告を踏まえ、平成27年5月に策定した高根小学校統合計画の中で、清里地内へ設置を検討することとしております。

この計画に基づき、検討をした結果、統合後も引き続き既存施設を活用した放課後児童クラブの運営を行ってまいりたいと考えております。

現在、関係部局と放課後児童クラブへの送迎も含め、調整を行っているところでありますの

で今後、調整が整い次第、保護者説明会を開催し、スムーズに受け入れができるよう対応してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

6番、清水敏行議員の地方創生推進交付金事業における、本市の対応の現状についてのご質問にお答えいたします。

市では、平成28年度の交付金事業執行に係る交付金返納額の確定および会計検査院による会計検査を受検するに当たり、関係諸帳簿の整備および提出を増富地域再生協議会に再三依頼をしております。

本年4月に協議会より諸帳簿が整った旨の連絡があり、6月に協議会および市職員立会いの下、関係諸帳簿等の整備状況の確認を行いました。これらを確認した中で、備品台帳などの整備がされていないことを確認しました。

今後、7月中を目途に内容を精査するとともに、協議会に対し関係諸帳簿の提出要求を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

小澤政策秘書課長。

○政策秘書課長（小澤章夫君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

地域づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、もり上げ隊の数と各隊の人数についてであります。

北杜もり上げ隊は、地域力創造アドバイザーから助言をいただき、平成27年度から取り組んでおります。これまでに、テーマごとに4隊を設置いたしました。

「南アルプス ユネスコエコパークを活かした地域の活性化」をテーマに7名、「中部横断道を活用したまちづくり」をテーマに3名、「増富地域の活性化」をテーマに8名、「市民生活の足の確保による地域づくり」をテーマに9名、合計で副主幹以下の若手職員27名が関わっております。

次に、各隊の主な活動内容についてであります。

これまでに「南アルプス ユネスコエコパークを活かした地域の活性化」の隊は、白州・武川小学校の児童を対象に地域団体と連携して、地域資源の歴史文化を学ぶ講座を地域に出向いて行っているところであります。

「中部横断道を活用したまちづくり」の隊は現在、市道等、道路の法面に植栽する桜の栽培方法の講習会と試験栽培に取り組んでおります。

「増富地域の活性化」の隊は、世界屈指のラジウム含有量の温泉など、地域の資源を再発掘する取り組みを行いました。

「市民生活の足の確保による地域づくり」の隊は、市民バスに乘車して利用者から生の声を

聞き取る活動を実施し、今後の取り組みを計画しているところであります。

次に、本市の評価と支援についてであります。

もり上げ隊の設置目的は、ふるさと北杜の将来を見据えた新たな施策の創出において、職員の柔軟で斬新な発想を生かした立案と将来の北杜市を担う職員の育成であります。

もり上げ隊の活動を通し地域との交流が図られるとともに、立案力、発言力、行動力の向上など人材育成にもつながっているところであります。

これまでの取り組みにおいて、「南アルプス ユネスコエコパークを活かした地域の活性化」では、立案から事業展開へと活動を移しており、活動を通して地域とつながり、多くの人とふれあい、また部局を超えたネットワークの構築を行うなど、積極性が生まれてきている状況にあります。

今後も職員の人材育成を図るため、もり上げ隊の制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。

なお、活動に対する支援については、計画、実施段階において地域力創造アドバイザーの助言など、取り組みにおける指導體制を整えるとともに、もり上げ隊は日常の業務に加え、休日や時間外で活動することから、上司や職場内での理解を得るため、活動内容を広く周知するなど、取り組みやすい環境を整えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君、質問はありますか。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

それでは、まず最初の項目ですね、1点だけ再質問と申しますか、この地方創生推進交付金事業の、2番ですね、反省点も含め市民に分かりやすくお願いしますと。それで今、お話をいただきました。再度、この市のほうに指導不足というようなことで、反省点があるのでありましたら、再度分かりやすく、もう少し一言いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもございますけれども、この事業が計画の途中で中止になったということは、私たちも地元と協力して進めてきた中で大変、遺憾であります。また今後は、そういった地域の意向といたしまして、交付金を活用しなくても自立してやっていきたいという意向もありましたことから、そういったところを尊重いたしまして、サポートしてきたところではありますが、そういったところもその経過に至るまで、さまざまな、十分でなかったという点もありますので、そういったところは反省しているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はございますか。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

今の答弁ありがとうございました。今後情報収集をして、また積極的にしていくというようなお話がありました。今後、十分、留意をしていただいて、私もまた議員という立場で注視をしていきたいと思えます。

続きまして、高根地区小学校統合についての項目で3点ほど質問します。

まず1なのですが、具体的にどのような引き継ぎ事項がありますかという点で、今、ご答弁をいただきましたが、これは私の見解、私見なんですけれども、各学校それぞれ特色がございます。例えば北小ですと、これは細かなことになってくるかもしれませんが、これがそのまま統合の、それこそ直接にはならないかもしれませんが、とりあえず、私の考える各学校の特色ということでお話をさせていただきますが、北小においては、児童会による交通安全宣言、不審者対策宣言、思いやり宣言などを一斉下校時にしているということです。清里小学校においては、全校児童に着衣水泳、これはすごく重要なんですが、着たまま、このままプールに入って自分の命を守るという指導なんです、これをプール閉まいの前に実施していると。あとは防災の備え、防災頭巾を携行している。東小におきましては自転車クラブ、交通安全子ども自転車全国大会、連続21回出場と。こういったものを、東小のこれは継承されるのかなと思うんですが、北小、また清里小のそうした取り組みもできれば考慮していただきたいというのが1点です。

それから2点目ですが、この高根東小学校周辺の通学路整備についてご質問しますけれども、東小学校の西側の道路ですね、そこにスクールゾーンが一部あるんですけども、今後交通量が増えると見込まれます。私の、この答申の中にも載っているわけですけども、保護者による送迎等もあることから、その東側、西側道路が狭く、交通量も増えるでしょうと。このへんのことについての対応、すぐに拡幅とか、それは難しいと思いますが、その取り組みについてのご見解。それから南へ行きますと、放課後児童クラブに通じる通学路がありますが、そのへんの歩道整備についてはどのようになっていますか、お伺いします。

それから3点目ですけども、学校施設の跡地利用ということで、北小学校については昨日も説明がありまして、北小の意見も聞いたということで、資料館の収蔵庫として利用を考えているというふうな話がありました。清里小については、どのように考えていくのか。この報告書の中で、清里小についてはその他という項目をあえて設けて、一文を載せております。私自身も小学校の、自分の母校がなくなったという経験がありますけれども、実際にそういう思いの中で、これは北も、清里小学校も、またこれまでの市内の統合小学校は同じ思いだと思いますが、その清里小学校のそういう利用を進めるときに地域に、当然、地域の声を吸い上げることは当然だと思うんですけども、ぜひ、市と二人三脚でいていただきたいと。このへんをお願いしたいと思うんですが、以上3点を質問します。

○議長（中嶋新君）

3点ですね。

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

高根地区小学校統合について、3点の再質問をいただいております。

まず1点目でございます。具体的な引き継ぎ事項ということで、各学校ごとに例を挙げられて、どのようにというようなご質問かと思えますけれども、先ほど教育長の答弁のとおり現在、学校において検討を進めているところでございます。それぞれの良い点を引き継いでいければというふうに思っておりますけれども、学校の負担にならないということもあるでしょうから、そういったことを学校で検討しているというような状況でございます。

次に2点目でございます。学校の西側に当たります市道の整備、歩道の整備も含めてというようなご質問だったかと思えます。

これにつきましては、西側の市道について送迎のために一般車両が増えるということを教育委員会でも想定しており、庁内においていろいろ協議をさせていただいた経過がございます。歩道設置ということになりますと拡幅というようなことも必要になるということで、検討をしたところではございますが、現状においては用地の課題もあって、なかなか拡幅に至らないというようなこともございまして、子どもたちの通学に対する安全対策といたしましては、駐車場内の南側からグラウンドを結ぶ歩行者ゾーンを設けて、安全に通学ができるように整備を進めているところでございます。

最後に3点目になりますけれども、跡地利用についてで、これにつきましては、先ほど教育長が答弁させていただいたとおりでございますが、閉校後の施設利用につきましては、庁内に設けます北杜市公共施設有効活用庁内会議において検討が進められることになっております。学校施設につきましては、地域の中核施設として役割を担ってきている部分も多々あるかと思っております。地域のご意見も伺いながら、検討は進められていくものというふうに理解しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

清水敏行議員の再質問、東小学校南側の道路の整備状況について、お答えをさせていただきます。

南側道路、村山北割1号線でございますけれども、昨年度から詳細設計を行いまして、延長約370メートル区間におきまして、歩道設置をすべく現在、事業のほうを進めているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

発言を許します。

○6番議員（清水敏行君）

次にいきますけれども、今の清里小学校、特に清里、北と2校あるわけですが、ぜひそうした地域と、ぜひ声を汲んでいただきながらということをお願いしたいと思います。

3点目の地域づくりについて再質問をいたします。

この活性化センターの研修内容については、詳しく説明をいただきましたので分かりました。ほかの質問ですが、連携協定を結んでいる市は何市くらいあるのでしょうか。3市、もしくは4市くらいはあるのかなと思うんですけども、それを1点、ご質問します。

それから現在、地域活性化センターとの連携協定を結ばれた市同士ですね、市同士が交流しているという事例もあるようですけれども、実際に北杜市としてそういったことは今後、検討されませんか。横のつながりも重要だと思うんですけども、その2点をご質問いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございますけれども、地域活性化センターとの連携事業を締結している市の状況でございますけれども、これにつきましては2市ございます。千葉県のいすみ市、それと秋田県の由利本荘市、そして本市が3番目ということになっております。

2点目の質問でございますけれども、そういったほかの市との交流の考えについてということでございますけれども、私どもといたしましては、まず地域活性化センターを介しましてそれぞれの市の人材育成事業の取り組み状況等、情報交換も行いながら中核人材の育成、また北杜もり上げ隊の養成等にもつながるといふふうに考えておりますので、実現の可能性も含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかにいいですか。

○6番議員（清水敏行君）

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に無会派、2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

今回は3項目にわたり質問をさせていただきます。

まず1点目、公共交通についてということで伺います。

前回の一般質問にて、Uberについての考え方を伺いました。例えば公共交通バスではなく、タクシーやUber利用者に直接補助を行うといった案も検討に値しないでしょうか。

例えばではありますが、市内75歳以上の人口が約9千人だと仮定し、世帯数が約6千、月に4回の利用、そして1回の利用で500円補助とした場合、年、1世帯2万4千円の補助となります。全世帯が利用した場合、年間1億4,400万円。もし利用世帯数が半分の場合は7,200万円です。世帯数がそもそも4,500であると仮定すると、全世帯が利用した場合は1億800万円。利用世帯数が半分の場合は5,400万円となります。

公共交通関連予算と比較しても遜色なく、75歳以上の方全員が交通弱者というわけではな

いので、この額はさらに下がるとも想定できます。

Uberの導入は、報道によりますとタクシー業界からの抵抗があるというような、そういった報道もある一方で、世界の多くの場所で使われているプラットフォームですので、特にインバウンド観光には有効との報道もあります。さらに言えば、このような先進的な取り組みをする田舎町ということで、移住定住への好影響も期待できるのではないのでしょうか。

質問ですが、現在、公共交通について議論がされていると理解していますが、路線等についての検討も当然のこと重要なわけですが、こういった根本的に異なる発想の案も並行して検討し、議論の幅を広げるべきと考えますがいかがでしょうか。

次に2項目めになります。教師の不適切な指導が疑われる事案が発生した場合の市の対応についてということで、質問いたします。

こちらは解決に向けた動きが滞っているということでした、ご相談をもとにしております。

詳細は伏せつつではありますが、市内某学校の先生がサンダルを足を振り上げて飛ばし児童生徒に当てたと。さらにサンダルを取りに来たときに怒鳴ったと児童生徒が主張している事案です。

これは当たっていた場合には、体罰事案ということにもなりかねない話だろうと理解しています。関係した児童生徒は大変なショックを受け、翌日学校を休まれたそうです。

保護者からの連絡を受けた校長がまず調査をしたそうですが、調査対象は先生方だけであり、見ていた児童生徒には聞き取りをせず、児童生徒の主張とは異なる内容であったため、文書での提示を求められたそうです。

保護者にたまたま人脈があり、県教育委員会へも報告したことで市教育委員会の知るところとなり、保護者の再調査依頼もあったことから市教育委員会が調査したところ、当該教諭はサンダルを飛ばしたこと、怒鳴ったことを認めたとのことでありました。

しかし、児童生徒たちからの聞き取った内容と先生たちのそれとでは細部がまだ異なる状態であって、事実がはっきりしていません。児童生徒たちは、サンダルが当たったと話しており、先生たちは当たっていないと話されているようです。曖昧に終わらせることはできないと考えます。

学校からは書面で不適切な指導と、その後の学校対応の失態ということで謝罪はあったものの、今後も同様のことが他の児童生徒の身に起きないか心配ということで、事実関係を含めた今回の経緯、そして再発防止策の提示などを保護者は求めておられたそうです。

学校からの謝罪文書を受け取ったのが3月末で、それから5月末まで途中経過を含め、連絡がなく目に見える動きもなかったためにご相談をいただいたということです。

6月に入り、保護者と一緒に進捗状況を確認したところ、3月末から2カ月の間の進捗が見られなかったため、先日改めて書面で確認点を提出されました。

以上、保護者の方から伺った内容です。

質問に入りますが、まず1点目ですが、教育委員会は現状をどのように、この件ですね、捉えていらっしゃるか、伺いたしたいと思います。

2点目です。新年度に教育委員会を含め、多くの関係者が異動となることを当該保護者は心配されていました。新年度に入り動きがないということで状況を聞かせていただきたく新校長へご連絡したところ、詳細は分からなくて市教育委員会が窓口になりますといったようなお答

えでした。なぜ、教育委員会は3月末から2カ月もの間、このような重大な事案にもかかわらず保護者への連絡ができなかったのか、伺います。

3点目です。保護者が提出された確認点、改めての確認点を私も拝見しておりますが、どのようにお考えでしょうか、伺います。

大きく3つ目の項目になります。いじめが発生した際の対応についてということで伺います。

残念ながら、いじめに関するニュースがなくなることがなく、心を痛めている市民も多いことと思います。そこで万が一、いじめ重大事態が発生してしまった場合、市はどのように対応するのか、一般論として伺います。

まず1点目です。いじめ重大事態とは、どういった内容と市は捉えていますでしょうか。

2点目です。いじめ重大事態が発生した場合、第三者委員会の立ち上げは必須であると国のガイドラインからは読めるというふうに思うわけですが、そういった知識がない保護者に提案しないなど、立ち上げないケースというのはいり得るのでしょうか。

3点目です。第三者委員会の委員は教育委員会が名指しで指名するのではなく、中立・公平性が担保されるよう弁護士、精神科医、学識経験者、心理福祉の専門家などの職能団体などや大学、学会などに推薦してもらうという理解でよろしいでしょうか。また保護者が希望する場合は推薦状を見ることができ、また意見することもできるとの理解でよろしいでしょうか。

以上、質問をいたします。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

不適切な指導の防止と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教育委員会は状況をどのように捉えているかについてであります。

学校現場においては日々、多くのトラブルや課題に直面しながらも教職員や児童生徒、保護者や地域、教育委員会や関係者などが相互理解の下、連携・協力してその対応や信頼関係の構築に努めているところであります。

市教育委員会ではこうした事案に対し、学校とともに真摯に向き合いながら引き続き、信頼される学校の実現へ向け、取り組む必要があると考えております。

次に、保護者への対応の経過についてであります。

市教育委員会といたしましては、県教育委員会から連絡があったことから、状況を確認、整理した中で、当該保護者への対応を当該校とともに行ってきたところであります。

これを受け、当該保護者から児童生徒が書いたとされる教育委員会へのお礼の手紙を届けて

いただいたこともあり、一定の理解がされ、この事案については、歩み寄りのできたものと捉えておりました。

次に、保護者から提出された確認点に対する見解についてであります。

確認書は当該保護者から提出されたもので、この内容に対する考えなどについては、当該保護者へお答えさせていただくべきものと考えております。

次に、いじめが発生した際の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、重大事態の内容についてであります。

市では、いじめ防止対策推進法において定義している、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、これらはいじめの重大事態として捉えております。

次に、第三者委員会を立ち上げないケースについてであります。

国が示すガイドラインでは、第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合として、学校いじめ対策組織がいじめの事実関係について調査を実施している場合、調査資料に基づく調査にかかる再分析を弁護士等の第三者に依頼したり、必要に応じた新たな調査を行うことで重大事態の調査を行う場合、学校いじめ対策組織の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得しているときなどとしております。

次に、第三者委員会の組織構成や組織にかかる保護者の希望の受け入れ等についてであります。

国が示すガイドラインでは、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう、職能団体や大学、学会から推薦などにより参加を図るよう努めるものとしております。

また被害児童生徒、保護者に対しては、調査組織の構成について説明し、必要と認められる場合は、調整を行うことなども示されているところであります。このため、推薦理由などの説明を行う際に、要望についても伺うことになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

2番、池田恭務議員の公共交通についてのご質問にお答えいたします。

地域公共交通についての議論に当たり、利用者への直接補助等の根本的に異なる発想の案を並行して検討することについては、昨年度策定した北杜市地域公共交通網形成計画に位置付けた支線の検討において、本年度、各エリアに設置する運営委員会が必要に応じて行うこととしております。

運営委員会では、このエリア内の運行形態や方法等についてそれぞれの地域の実情に応じ、自主的で、かつ責任を持った中で幅広い議論をしていただくものと捉えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

以上で当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

○2番議員（池田恭務君）

まず、不適切な指導の防止と対策についてというところから再質問をさせていただきます。

この3月から5月までの間の進捗がなかったことに対して、一定程度理解できるご説明というか理由だったかなと思うところもあるんですが、一方で問題が解決していない状態なので、そこについては、もしそうだったのであれば、保護者に対して意向をきちんと確認するということが必要だったかなというふうに思います。

再質問ですけども、文部科学省では指導が不適切な教員に対する人事管理システムというものを整理しています。これは文字通り不適切な指導に対して、しっかりと対応していく制度というふうに理解できるわけなんですけど、不適切な指導とはそもそもどういった内容なのか。多くの保護者さんもケーブルテレビを見ていらっしゃると思いますので、ぜひご紹介をいただきたいというのが1点目です。これは何かと言うと、今回の事案ですね、この事案が不適切な指導に当たるのではないかというような話も出ていますので、そこをどう認識をされているかということの確認をしたいということですね。

再質問2点目です。保護者さんが出された確認点は、保護者さんに対してお答えするものであるということですが、ここは確認ですけども、答えられないかもしれませんが、保護者さんが求めているものは、とても当たり前のことばかりであって、大まかに言うと事実の確認ですね。まず1点目が、2点目が隠ぺい疑われるような調査にならない仕組みの構築。そして構築された仕組みの市内への周知と、私は大まかにですけども捉えています。これはどんな、今回に限らずどんな問題であっても当たり前の話ばかりですので、こういったポイントについては、できる、できないでいうと当然できるということだと思っておりますが、そこについて確認をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

確認ですね。2点。答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。文科省の人事管理システム、それから不適切な指導とはどのような質問かと思えます。

まず、人事管理システムというシステムがあることを理解しているところでございます。ただ、この件につきましては、教員の皆さんは県の教育委員会が任命権者になってございますので、そういったことについては、県教育委員会に委ねるものと捉えてございます。

それから不適切な指導ということで、お話しをいただいたかと思えます。

不適切な指導ということにつきましては、今回の事案を含め学校教育の中で、教員は子どもたちとの信頼関係の中で、しっかり指導していくことが必要だというふうに捉えております。

こうした中で、子どもたちに対しては当然注意であったり、指導であったり、いろいろあるかと思いますが、その中で今回のような事例がなされることは決して適当ではないというふうに捉えているところでございます。

それから、2点目につきましては、保護者の方から出された確認点についてのお話でございます。

学校において隠ぺいであったり、そうした行為が行われないようにするためのシステムの構築というようなことであったかと思えます。

これらにつきましては、当然、現状にしてもそういった対応がしっかりなされるよういろいろな部分で示されておりますし、教育委員会のほうでも指導に当たっているところでございます。

今後、こういったことが起きないように、再発防止という部分では学校ともしっかり教育委員会は、向き合ってお話をしていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再々質問を許します。

○2番議員（池田恭務君）

では、再々質問をいたします。

まず1点目のほうですが、指導が不適切であるということの具体例として、文科省のホームページにもありまして、見ていらっしゃると思うんですが、その1つとして、ちょっといろいろ書いてあるので前後省略しますけども、生徒指導を適切に行うことができない場合といったような書かれ方がしています。ちょっと一般論として伺いますけども、教師の不適切な指導が疑われる訴えを児童生徒がしたときに、その調査に対して教師が事実とは異なることを言った場合、それは間接的に、その訴えをした児童生徒が言ってみれば嘘をついているというようなことを言っているようなものになりますね。そのような教師がいたとしたら、それは生徒指導を適切に行うことができていると果たして言えるんでしょうか。一般論で結構です。お答えいただきたいと思えます。

2点目のほうの再々質問ですけども、現状でも教育委員会を含め県も含めだと思えますが、指導に当たって、運用に当たっている、そういう仕組みがあるんだということだったと思えますけども、今回の例でいくと最初の調査では事実が明らかにならなかったという事実があるんですね。現実があります。そこに対して、保護者が強く改善というか調査を求めた、そういう動きをしたということから事実解明に私はつながったように、私には見えています。実際どうなのかというのはまた、教育委員会の皆さんの見解もあると思うんですけども、もしそうだとすれば、やっぱりこの制度として十分ではないというふうに見えてしまうんですね。それであるならば、今の制度から何を改善しなければいけないのかというのを今回の事例から、事象から明らかにして、それを仕組みとして作り上げて、市内に周知すると。そういった取り組みが当然、反省から必要であろうというふうには思いますけども、教育委員会はいかがでしょう。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

不適切な指導、それにかかります事実と異なるような報告がされたということに対しての所見というようなお話かというふうにお伺いしたところでございます。

今回の事例をもってすれば、当該教諭から報告がされた部分に、当該児童生徒の申し出を受けて保護者からお話をいただいた部分と食い違いがあったということで、これは深く反省をしなければならぬと思いますし、当然、市教育委員会では、先ほど教育長答弁のとおり県教育委員会からの連絡は受けた中で、しっかり対応をさせていただいたというふうに捉えております。

これに対する市教委としての考えでございますが、当然、あってはならない話だと思います。当該教諭もしっかり話をしたつもりなんでしょうけれども、その内容に食い違いがあったということだというふうに思っております。

それから2点目でございます。保護者から今回の事例を受けて、仕組みづくりをとのご質問かと思っております。

現在、市教委、それから県教委をはじめ学校現場にあるいろいろな仕組みの中で、国の示しているガイドライン等々もございます。そうした中で、十分対応できるような内容になっているわけなんですけれども、当然、学校現場において起きるケースについてはケース・バイ・ケース、いろいろな事例があるかというふうに思っております。そうした中で、本事案をケースとして、何かしらのシステムをつくるというような状況にはないと思っておりますけれども、しっかりその内容を、現場であり教育委員会でありが熟知した中で、対応に努めていくということが必要だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかの項目で再質問ですね。

池田恭務君の発言を許します。

○2番議員（池田恭務君）

次の、いじめが発生した際の対応についてということで再質問いたします。

すみません、ちょっと1個前のもので誤解のないようにといたしますか、教育委員会に話がいった以降は、物事が動き始めているということは事実だと思っておりますので、ぜひこの方向でスピード感が出ればよいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

すみません、3点目です。いじめが発生した際の対応についてということで、再質問いたします。

重大事態の定義につきましては、文科省から出ているガイドラインにも載っているものと同等であったというふうに思います。

ガイドラインのほうには具体的な事例も載ってまして、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが発生した段階で調査を開始しなければならないというふうにあります。さらに決して安易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならないとされています。そしてさらにですが、学校がいじめの結果ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査に当たること。調査をしないまま、いじめ重大事態ではないとは断言できないことに留意すると書かれています。もし重大事態が発生したら、当然事実確認をするということで、これに例外はないということでもよろしいですよというものが、まず1点目です。

再質問の2つ目は、第三者委員会のことですが、ガイドラインによりますと2パターンある

ようで、学校や設置者、教育委員会ですね、その職員を中心とした組織に第三者を加える体制というのと第三者のみで構築する調査組織というのがあるようです。仮に初動が適切ではなかったなどで、学校とか教育委員会と保護者の間で信頼関係がもし崩れているような場合は、第三者のみで構成する調査組織とするのが適切なんだろうなというふうに、私には読み取れるわけなんですけど、ここについての見解をお願いします。

○議長（中嶋新君）

池田議員、残り30秒です。

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。いじめの問題に関してでございます。

まず1点目でございますが、ガイドラインで謳われている調査という部分で重大事案が発生した場合には、必ず調査をするというような部分についてのご質問かと思っております。重大事案であれ、それからいじめという部分で捉えさせていただいたにしろ、調査をして改善をしていくということは、学校の現場に求められていると考えてございます。

そうした中で、初動としましては当然、学校のほうで、学校の組織による調査が行われると捉えております。先ほど教育長答弁にもあったとおり、第三者委員会を設けて調査をしない場合の事例の中にも学校のほうで調査がされ、双方が理解をされるような場合にはというような事例もございます。教育委員会も学校も然りですけども、初動という部分にしっかり意識を持った中で対応していく必要があるというふうに考えてございます。

それから2つ目としまして、第三者委員会を開くような場合、信頼という部分も損なわれているケースもあるということで、そうした場合に、その委員会に職員等が入らずに第三者だけで行っていただくという、ご質問かと思います。

第三者委員会につきましては、ガイドラインで示している学識のある方、それから専門の知識を持たれる方を加えた中で、調査にあたるということが示されております。

教育委員会としましては、こういった事例が発生した場合にはガイドラインに沿った中で公平性、中立性が保たれるような組織づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

再々質問を許します。

○2番議員（池田恭務君）

再々質問をいたします。

第三者委員会のところが少し、念のため確認なんですけど、事実関係の全貌が十分に明らかにされていて、関係者が納得しているときは第三者委員会の立ち上げは必要ないというふうに、私はガイドラインから読めるんですけども、そういうことでよろしいですよ。保護者が納得していなければ、第三者委員会は立ち上げるんだということでもよろしいか、それだけ最後お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。いじめの問題の関係でございます。

1点、第三者委員会を立ち上げない場合ということでございます。

先ほど、ご説明させていただいたとおりでございます。いじめの問題、重大事態が発生して、まずは学校現場においてしっかり調査をした中で、相互が理解をいただけるような場合には立ち上げないこともあるというふうに理解しております。

いずれにしても学校現場におきましては、いじめ等が発生した場合には、いじめを受けた児童生徒に寄り添った対応をしていくことが、当然求められると考えてございます。そうした中で、他の児童生徒もおりますので、こういった子どもたちの将来を見据えた中で学校や教育委員会、それから保護者や地域の皆さん、関係者の方々にもぜひお互いに理解をし合いながら、協力し合って改善、対応をしていくようなことが重要であると考えてございますので、ぜひそういったご協力、理解もいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

一般質問を2つさせていただきます。

まず最初に、史跡梅之木遺跡公園の今後の運営について。

史跡梅之木遺跡公園の開園、まずは誠におめでとうございます。

梅之木遺跡は平成15年に畑地の圃場整備に伴う発掘調査で、環状集落の全体が現存されていたことが分かり、さらにその後の調査で湯沢川沿いの敷石住居や集積土坑、縄文時代の道路跡が発見されて遺跡の文化財的な価値が認められ、平成26年3月18日に国の史跡に指定されました。私も当時、旧明野村の議員をしており、有志3人でそのころ文部科学省の大臣政務官をしていた保坂武現甲斐市長にお願いをして、文化庁の遺跡を担当している課長に会わせていただき、史跡の認定をなんとか早期に実現していただきたくお願いした経過がありました。懐かしく思い出されるところであります。

さらに史跡の公有地化、整備事業と続き、発見から今日まで実に15年もの歳月が流れました。この偉業は旧明野村大柴村長の時代から遺跡の保護を受け継いだ北杜市の前白倉市長、そして現渡辺市長が強いリーダーシップで牽引された成果だと思います。ここに衷心より敬意を表し、お祝い申し上げます。

さて、整備された史跡公園には縄文時代の素材と技術にこだわった、県内初めての土屋根の竪穴住居が復元され、今後は市民参加で史跡公園をさらに充実していくと伺っております。

小中学校の学習、市民の生涯学習の場として、さらなる活用を期待しておりますが、せっか

く多くの労力をかけた史跡であり、また先般、史跡梅之木遺跡を含む八ヶ岳周辺の縄文文化が日本遺産に認定されましたので、地域住民の一人として地域振興にも活かしていきたいと感じるところでもあります。

そこで伺います。1として、観光課に伺います。

史跡梅之木遺跡公園を観光振興につなげるためには、観光事業者の自主的な創意工夫と努力がまず求められるのはもちろんのことですが、市内の観光事業者は小規模事業者が多いという現状を踏まえ、自助努力にはおのずと限界があります。そこで観光商品の開発、事業者をつなぐ観光アドバイザーなど、観光事業者への支援策を充実させていただきたいところです。こうした支援策を計画、実施するお考えはありますか。

2として、教育委員会に伺います。

史跡公園を教育、生涯学習のみならず地域振興、観光資源に活かすために観光事業者に対しても積極的な協力をお願いしたいところですが、今後そうした協力体制の充実をお考えでしょうか。

3として、さらに史跡公園を地域振興に活かすためには、発想豊かで機動力に富む民間事業者に史跡の管理運営を委ねるのが得策であると、かねてより考えておりますが、指定管理を導入するお考えはありますか。

以上を伺います。

続きまして、交通弱者に愛の手を。

団塊の世代全員が75歳以上になる2025年に備え、山梨県は本年度地域のボランティアの運転で高齢者を病院や介護施設、スーパーなどへ送迎する交通サービスの実施を市町村に促す。サービスと既存路線バスの連携などで公共交通網を補完し、超高齢社会に対応する。6月にも有識者らによる検討会議を設けてニーズや課題を整理してガイドラインを策定、市町村や関係団体に周知する。県交通政策課によると同様の交通サービスは、北杜市や丹波山など複数の市町村で社会福祉協議会、NPO法人などが運行、または検討している。北杜市がモデル事業として、市内のボランティア団体に委託している支え合い外出支援サービス「でかけ〜る」は介護保険法の要支援1、2の認定者、市職員が認定した80歳以上（要介護認定者と障がい者は除く）を対象に送迎している。最近では、運転免許証を自主返還する高齢者も増加している。以上のことから以下、質問します。

1. 介護支援課に伺います。

①として北杜市が昨年度、モデル事業として始めた支え合い外出支援サービス「でかけ〜る」の利用状況はいかがですか。

②未実施地域への事業展開の予定はありますか。以下、伺います。

2. 企画課に伺います。

①県のガイドライン策定に当たって、市との連携はどのようになっていますかお伺いします。

②として、交通手段のない高齢者の把握はしておられますか、伺います。

③として、市では高齢者の足の確保も含め、昨年度より地域公共交通網形成計画を策定し、事業を推進しているが、本計画における「でかけ〜る」の位置づけはいかがですか、お伺いします。

④として、地域公共交通網形成計画に基づき、本年度取り組まれる内容は。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

22番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

史跡梅之木遺跡公園の今後の運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、観光振興についてであります。

今回、長野県・山梨県の八ヶ岳を中心とした遺跡が日本遺産に認定されたことから、八ヶ岳観光圏事業とも連携し、インバウンドを意識した中で復元体験のほか、縄文イベントの開催や生活体験などのプログラム企画、説明板や誘導サインの多言語表記も教育委員会と連携し、検討してまいりたいと考えております。

また、北杜市雇用創造協議会では、事業者と観光客をつなぐ観光コーディネーター養成講座を開催するほか、縄文・ひまわり・収穫体験を組み合わせた実践メニューとしてのツアーも企画しておりますので、市としても情報発信に努め、支援してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の導入についてであります。

史跡梅之木遺跡公園は「みんなでつくる縄文ムラ」をコンセプトにしていることから、今後、市民の皆さまと共に、遺跡公園の充実を図っていく必要があります。

こうした取り組みを進める上で、国からの助成なども予定していることから、当面は市が直接管理していくことが最適であると判断したところであります。

こうしたことから、公園としての整備や活用策を一定期間、検証しながら、指定管理者制度の導入についても検討を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

22番、秋山俊和議員の史跡梅之木遺跡公園の今後の運営における、観光事業者との協力体制の充実についてのご質問にお答えいたします。

史跡梅之木遺跡公園は、史跡の保存と有効活用を図るために整備が施されたもので、「みんなでつくる縄文ムラ」をコンセプトに、活用しながら公園としての充実を図っていく施設としていところであります。

こうしたことから、教育委員会では市民の生涯学習等の場として積極的に体験学習など、多くの方々に公園を訪れていただく機会の創出に努めてまいります。

そのためには、観光事業者との連携は重要不可欠であることから、庁内におきましても観光部局との横断的な連携を図り、観光事業者との協力体制の構築に取り組み、施設の有効活用と地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

22番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者に愛の手をについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県のガイドライン策定に当たっての市との連携についてであります。

県では、県内の公共交通に付加価値を持たせるとともに公共交通を補完するための新たな交通サービスの導入を目的に有識者や交通事業者、福祉団体関係者らによる多分野連携・次世代型交通サービス検討会議を設置したところであります。

会議では高齢化の進展や交通事故に占める高齢者の割合と運転免許証自主返納件数の増加、さらにはバス交通の輸送人員・系統の減といった山梨県を取り巻く状況を踏まえ、新たな交通サービスについて検討を行い、導入に向けたガイドラインを取りまとめることとしております。

市としては、この会議の検討過程を注視するとともに、ガイドラインが本市にとって有効なものとなるよう、情報提供を積極的に行うなど連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、交通手段のない高齢者の把握についてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画の策定に当たり、市民の移動実態や公共交通に対する意識等を把握するために昨年度実施したアンケート調査では、いつでも自由に利用できる移動手段として自家用車、原付・バイク、家族送迎のいずれも持っていない、いわゆる交通不便者の割合は70歳以上の方で13%でありました。

次に、地域公共交通網形成計画における「でかけ〜る」の位置付けについてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画では、福祉バスやスクールバス、福祉有償運送等の特定の人々が利用する移動手段については、公共交通としての位置付けはしておりませんが、市民の足の確保という観点から、連携を図っていく必要があると捉えております。

このことから、福祉分野の移動支援サービスとして取り組んでおります支え合い外出支援サービス「でかけ〜る」についても、市内を網羅する移動手段としては重要な手段の1つであると考えております。

次に、地域公共交通網形成計画に基づく本年度の取り組み内容についてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画では、生活に必要な地域公共交通ネットワークの確保と路線を維持するために市民と行政、事業者が誇りと責任を持ちながら、考え、行動することを目標として掲げております。

これら目標実現のため、本年度は幹線、支線の再編を検討することとし、特に生活圏エリア内の支線については、エリア単位での地域公共交通運営委員会を設置し、それぞれの実情に合った交通体系の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

22番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者に愛の手をについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、支え合い外出支援サービス「でかけ〜る」の利用状況についてであります。

昨年11月下旬、公募により選出された大泉町なでしこの会と、長坂町くらしのパートナー

ハナミズキの2団体が、支え合い外出支援サービスの提供を開始しております。

昨年の利用状況については、4カ月余りで2団体合わせての会員数が53名、活動日数が62日、延べ利用人数は153人でありました。

また、付き添いや介助を行うボランティアの数は21名であり、いずれも月を重ねるごとに増加している状況であります。

利用者の方々からは「外出するのが楽しみ」「ボランティアの方々、元気で明るく接してくれるので、元気になる」などの声をいただいております。

次に、未実施地域への事業展開の予定についてであります。

本年3月末、未実施の地域について、モデル事業の担い手を育成するためのワークショップを開催いたしました。

5月には、実施に向けた組織化の必要性などを共有するために、すでに実施している2団体にご協力をいただき、応募のきっかけや活動状況などについての情報交換を交えた、ワークショップを行いました。さらに今月下旬に勉強会を開催し、来月には新規実施団体の公募をしてみたいと考えております。

新たな実施団体が加わる中で、支え合い外出支援サービスの実証を行い、持続可能な仕組みづくりについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

○22番議員（秋山俊和君）

まず、梅之木遺跡の関係で再質問をさせていただきます。ご答弁を伺って、市当局の積極的な姿勢がうかがい知ることができると考えております。

それでは、まず1番、日本遺産に認定されたことから八ヶ岳観光圏事業とも連携して、インバウンドを意識した中で復元体験、縄文イベントの開催、生活体験などのプログラム企画とありますが、それらを具体的に説明してください。また明野町には、遺跡公園の近くに観光農業を営んでいる方が多くいらっしゃいます。その方々との連携、また商品を使用するイベントなどのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

2として、北杜市雇用創造協議会で事業者と観光客をつなぐ観光コーディネーター養成講座の開催とありますが、具体的にご説明をお願いしたいと思います。

以上、まずこの件について再質問をします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

プログラムの具体的な内容、それから観光コーディネーターの養成講座、周辺の観光農業の人たちとの連携という、大きく3つのご質問かと思っております。

壑穴住居づくりというのは、外国人に非常に人気があります。当時の道具だけで再現するというふうなことから、非常にインパクトもあるというふうなことで、インバウンドを意識した

プログラムの内容ですとか、多言語での案内、あるいはパンフレットというものの検討が必要になってくると思います。それから例えば復元した土屋根竪穴住居の中で、火を囲んで地元産のジビエ肉ですとか、枝豆だとか、こういったもので当時の縄文を体験する、いわゆる歴史的空間の魅力を体験できるコンテンツづくり、これは大事なことだと思っております。こういったことのプログラムをつくっていくためには、八ヶ岳観光圏、特にツーリズムでやっております戦略会議、こういったところに出て、一緒に話をする必要があるのかなということで、今現在、学術課と観光課のほうで直接行きまして、検討を始めたところであります。

それから雇用創生協議会の関係なんですけれども、観光コーディネーター養成講座を9月から10月に延べ5日間、30時間を予定しております。インバウンドや、もてなしをということをテーマにしてやっていく予定になっております。

それからもう1つ、実践メニューとして太陽と縄文文化と食、こういったものをテーマにしてツアーを考えております。これには旅行エージェントを招いて、一緒にそれに参画してもらって、将来的にそれがツアー商品としてならないかどうか、そんなところまでやっていこうというふうな考えであります。

こういった体験プログラムですとか、ツアーだということになりますと、当然、地元の農産物、あるいは収穫体験、あるいはジビエ肉やワインと、こういった要素は欠かせないものになってきます。

それからもう1つ、観光コーディネーターが地域の観光農家と旅行者をつなぐ、その旅行者の意見を反映するということが可能になってきます。こんなことから、地元の観光農家の方々とはこれからもしっかり連携して、こういった事業を展開していこうと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

22番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

体験学習として具体的な内容はというご質問かと思えます。

今年度予定されています体験学習といたしましては、竪穴式住居づくりの体験教室、それからすでに実施をしておりますけれども、竪穴式住居の土おろし、また秋には土あげというようなことも出てくるかと思っております。それから施設を維持管理していく上で、いろいろなボランティアもお願いしていく形になるかと思っております。例えば草刈り等もすでに広報等でお知らせをして募集しているところでありますが、こういった折に講座等を開くなど市民の皆さんに理解をしていただき、また学習の機会になるような取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

当局の積極的なお考えを伺いまして、非常に期待の持てるところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、交通弱者に愛の手をとるところで再質問をさせていただきます。

まず、企画部にお伺いします。

1番として北杜市地域公共交通網形成計画の策定にあたり、市民の移動実態と公共交通に対する市民の意識等を把握するために昨年度実施したアンケート調査では、いわゆる交通不便者は回答者3千人のうち70歳以上の方で13%、390人いることが分かったわけで、その人々を救う何らかの交通手段を考えていかないと、すぐにも到来する超高齢化社会における交通不便者対応が危惧されると思いますが、いかがお考えでしょうか、お答えください。

2として市民バス、市と提携している山交タウンコーチなどの運行実態に遭遇する機会があるわけですが、特に昼の時間帯に乗客のいないバスの運行が目立つ路線があります。この時間帯の運行方法は現行の方法しかないのでしょうか。何か工夫できないのでしょうか。国交省等の問題等、法律的な問題等、難しい問題があるんですが、何か工夫があったら教えていただきたいと思います。

3番として、最近の情報によると自治体と運行体系のあるNPO法人と提携している例もあるようですが、本市のお考えはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

それから、介護支援課に伺います。

ご答弁をいただく中で、初めての試みを実施していく努力の中に不安や、また希望があることがよく分かります。私もこの事業はなんとしても成功していただきたいと期待するところですが、そこで伺います。昨年度モデル事業を実施した中での課題はありますでしょうか。

以上、質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

公共交通について、3点ご質問をいただきました。

まず最初の1点目でありますけども、高齢化社会到来を見据えた交通不便者の対策というような内容であります。

現在、高齢者の外出ということでは自らの運転とか、また家族送迎、また市民バス等に頼っている現状だと考えております。今後、ますます高齢化が進むというような状況において自らの運転、家族送迎を維持していくということは年々厳しくなっていくのかなと、そんなように捉えているところであります。

現在、市では北杜市公共交通網形成計画を昨年策定しまして、その推進を行っている状況であります。この計画の中では、広範囲な地域を公共交通でカバーするために幹線と支線を組み合わせて、新たな交通体系を構築することとしているところであります。特に支線についてでありますけども、これにつきましては、各地域の住民自らの暮らしと移動に直結した交通体系を目指すこととしておりますので、これらの計画を推進することによって対応してまいりたいと、そのように考えております。

2点目であります。乗客のいない時間帯での運行方法の改善ということで、特に昼間の時間ですか、空席が目立つというご質問であります。

市民バスや民間事業者による路線バスの運行時間の設定につきましては、利用状況やJR等、他の公共交通との接続等を考慮して、それぞれ時間等の設定を現在行っています。特に昼間の

時間につきましては、高齢者が利用する時間帯ということで、これにつきましては、買い物や病院に費やす時間等も配慮した中でダイヤを組んでいる状況があります。

ただ、たしかに議員ご指摘のように現状を見ますと、昼間の時間帯に空席が目立つ状況がありますので、先ほど説明しましたけども、地域公共交通網形成計画に基づきまして、幹線、支線等の路線を再編することになっておりますので、こういった課題も踏まえた中で、この計画の路線の再編には加えていきたいと、そんなように考えております。

また民間事業者の路線バスということで、これについても同じような質問でありましたけども、これにつきましては、運行経費の一部を市が負担しているというような状況もありますので、状況をしっかり把握する中で効率的な運行について要望をしまいたいと、そんなように考えております。

次に最後、3点目の質問になりますけども、NPOとの連携についての考えということであります。

これにつきましては、公共交通として料金を取って運送するという観点からちょっと説明をさせていただきます。

最近、地域の住民がNPOを組織しまして、すでに保有する自家用車を有効活用して地域の公共交通を担っているという事例が紹介されているといった状況があります。これらの地域は特別な地域という捉え方があります。まず、バスやタクシーといった公共交通がない地域のみを対象としておりまして、これは法的な定めの中で道路運送法施行規則に基づきます公共交通空白地域有償運送の制度を活用しているといったところであります。

本市にあって、こういったエリアが存在するかということですが、実態とすればなかなか、バスもタクシーもまったく来ないというような地域はなかなか、エリアとして見た場合、難しいのではないかと考えております。

そういった制度上の問題もありますので、現段階でNPOとの連携というのはちょっと難しいのかなと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

22番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

1点、モデル事業を実施した中で課題はあるのかというご質問であったかと思いますが、初めての試みでございます、この外出支援サービスでございますけれども、実施団体では何もかも手さぐり状態ということで、それぞれご苦労いただきまして、運営会議を毎月開催していただきまして、情報の交換とか共有に努めていただき、それぞれ運行される皆さんの認識を共通させると、共通した認識のもとに事業を実施していただいております、また保険などの勉強会ですとか運転の講習会、先進地の視察なども実施していただいております。

こうした中で現状での課題といいますか、実施団体の感じていることということで、3点ほど挙げていただいております。

1つ目でございますけれども、利用申し込みを受けるオペレーターさんというのがいらっしゃるんですが、この方の負担が大変大きいということが言われております。

2番目といたしまして、利用者の伸びですとか、スタッフの確保がやはり課題となっているということでございまして、特にスタッフが不足気味で、特に農繁期などは運行に大変苦慮したというような報告があがってきております。

次に3番目でございますけども、利用対象者を要支援1、または2程度と限定をしているということでございますので、ご夫婦や友人と一緒に利用することができない場合があるというようなことが挙げられております。

これらの3点につきましては、改善できるものにつきましては、実施団体と協議をする中で早急に改善をしていきたいとは考えておりますが、まだ実施団体が2団体ということと期間が短いということで、これからいくつか課題が出てくるんだろうというふうには認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

今、ご答弁をいただいてありがとうございます。非常に悩むでしょう、そしてまた工夫も、企画部、それから介護支援課のほうでもしていると思います。手さぐり状態の部分がたくさんあって、これからいろいろ研究していかなければならない部分もあると思います。積極的に交通弱者の高齢者の方、特に高齢者の方なんですけど、愛の手を差し上げていただきたいということをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで22番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

本日は大きく3項目につき、質問をいたします。

まず最初に1番として、住みよいまち・住みたいまちづくりについて。

2014年発表の地方消滅論では、半数以上の869市町村に消滅の可能性があると予想し、激震が走った。この発表と同時に、内閣府が農山村へ移住意向を都市住民に聞いた世論調査を発表され、移住の願望があるという数値を性別、年齢別で見たとき男性20代の高い値、47.9%と男女を問わず壮年層、30代、40代でこの世代の多くはファミリー層と推測され、

2005年に比較し2014年は高い伸びを示している。そして70歳以上を除き、各世代の移住願望はフラット化傾向がみられ、移住意向を持つものの割合は高まりつつあり、現在も続いていると認識している。また総務省の調査研究の田園回帰に関する調査研究会では、国勢調査を使い過疎地域に移住するが、都市部に住んでいた人を移住者と捉え、その人たちの地域分布などを調べている。それによれば移住者を増やす区域の数は、2010年から2015年にかけて3.7倍に増加している。これは過疎地域全区域の26%に相当するとしている。

本市としても種々の手段を駆使し、住みよいまち・住みたいまちづくりを行い一定の成果を挙げていると認識しているが、移住定住推進については疑問も出ているところでもあります。

そこで以下、伺います。

①農山村には仕事などが無いから持続的移住は無理と言われているが、ただ移住のうち特に若者は仕事をもち込む、新たに仕事を起こす、古くからの仕事を新しい形で継ぐ、いろいろな仕事を合わせるという対応をしているとも言われているが、本市において移住者が仕事をもち込んだり、起こしたり、継いだり、合わせたりしている移住者はどのくらいおり、どんな仕事か。移住者の年齢別構成は。また、仕事をする場合の支援内容について伺います。

②今後の人口減少に対し、いろいろしても無駄ではないかといわれているが、移住者は地域に対して、何らかの共感を持って選択しているので、移住者が持つ発信力はSNSなどの手段により、従来以上のレベルとなる発信により移住者を呼び込むという現象も生じているとも言われているが、本市においては移住者の本市の選択基準調査を実施しているのか。移住者との連携事業などを行っているか。移住後の移住者の意向調査を行っているか伺います。

③農山村への関わりを持つ人のプロセスは、一例として地域の特産品の購入、地域への寄附、頻繁な訪問、地域でのボランティア活動、二地域居住、移住という流れがあると言われている。田園回帰は関係人口の厚みと広がり、結果、生じるであろうともいわれている。若者をはじめとする多彩な農山村への関わりが存在し、その1つの形として移住者が生まれていると言われている。

本市として農山村に関心を持つ人たちで、定住人口と観光人口の間にある関係人口に対する関わりと対応について伺います。また都市から田舎に移住し、その地で生計を立てて住む人たちは、数的には少ないかもしれないが、移住定住施策を継続し、人口減少に対応していかなければならないと考えるが、疑問などを考慮し、本市の移住定住施策についての今後の考えについて伺います。

次に2番目といたしまして、学校給食における食物アレルギー対応についてであります。

近年、食物アレルギーをはじめ喘息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患を持つ子どもが年々増加している中で、教育現場における食物アレルギー反応やアナフィラキシーの予防や対応についての知識や理解が重要となっています。

平成20年公益財団法人 日本学校保健会により学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインが平成23年、厚生労働省より保育所におけるアレルギー対応ガイドラインがまとめられました。

これらのガイドラインに基づき、各地方自治体教育委員会や各教育機関が給食や各種活動において、食物アレルギー対応を具体的に定め、さまざまな取り組みを行っている認識しています。

そこで文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応に基づき、以下伺います。

- ①本市の食物アレルギー者の状況は、どのようになっているのか。
- ②食物アレルギー対応においては、ガイドラインや学校生活管理表に基づく対応が重要であると言われているが、具体的にどのように対応しているのか。
- ③ガイドラインの内容に関する周知徹底や緊急時対応を行う教職員に対する研修の充実が必要としていますが、どのような対応を行っているのか。
- ④給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的改善に取り組む必要があるとしているが機能強化、改善の取り組みは。
- ⑤緊急時対応の充実を図るため、アドレナリン自己注射の使用を促すための措置を講じるとともに学校ごとに応じた緊急管理マニュアルの整備が不可決としていますが、整備の状況および学校間の違いは。
- ⑥教育関係者だけでなく医療関係者、消防関係者など幅広い関係者が共通認識を持って食物アレルギー対応に当たるべきとしていますが、どのように対応しているのか。
- ⑦学校給食に対し、安全・安心な学校給食提供に心血を注いでいると認識していますが、安全面などはどのような対応をしているのか、伺います。

最後になりますが、3つ目といたしまして改正農地法についてであります。

農業は食料の安定供給、環境保全、地方活性化など多面的な役割を果たす重要な産業であります。近年わが国において農業の産業としての地位は低下しています。農業を支える人的基盤を見ても農業人口の高齢化と後継者不足が進んでいます。世界レベルで見ると食料自給は逼迫し、食料の輸入が困難になる可能性もあるといわれていることなど、農業の再興が喫緊の課題であります。

このような背景の中で平成21年12月15日改正農地法が施行され、8年が経過しました。この農地法改正は平成の農地改革とも呼ばれており、農地制度の基本を所有から利用に転換し、農地の所有者や借主に農地を適正で効率よく利用する責任を明確にすることにより、農地が最大限利用されることを目的としていると認識しています。

この改正の中で、農地の権利取得における下限面積要件（農地法第3条第2項第5号）で農地取得下限面積を地域の実情を見る中で、農業委員会が独自に設定できる特例を活用し、新規就農者および移住者の受け入れに積極的な自治体が多くなっていると聞いています。

言うまでもなく農地法は経営や生産性を考慮し、取得は原則、都府県で50アール以上とされていますが、改正農地法で農地の効率的利用に支障がない場合、農業委員会が下限面積を緩和できる特例ができたところでもあります。この特例を活用し、空き家と一緒に農地を取得する場合に下限面積を設定し、移住定住を促進するため小規模に設定する農業委員会も出てると聞いています。本市においても特例を利用し、下限面積を40アール以上としていると聞いております。

そこで以下、伺います。

- ①北杜市農業委員会が下限面積40アール以上とした根拠および近隣市町村の下限面積の数値はどのように設定されているのか。
 - ②下限面積を40アール以上としてからの農地取得状況は従前と比較して、どのような状況ですか。
 - ③農地が付帯する空き家の提供状況および取得希望者の状況は。
- 以上で質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員の住みよいまち・住みたいまちづくりにおける関係人口に対する関わり方と移住定住施策の今後の考え方についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附者、市民農園を活用されている方、お試し住宅を活用されている方および空き家バンクへの登録者などには、本市の魅力をさらに知っていただくことにより、関係人口を増加させ、最終的には移住定住へと結びつけていくことが一番よいことであると考えております。

関係人口を増加させるということは、移住定住施策においても重要であります。こうしたことから議員の皆さまや市民の皆さま、また昨年度委嘱したふるさと親善大使の皆さまには、情報発信を積極的に行っていただき、移住定住施策にもご協力をいただいているところでございます。

本年度は、新たに歌手の藤あや子様を親善大使をお願いし、このたび、ご快諾をいただいたところであり、8月5日の北杜ふるさと祭りにおいて委嘱式を行う予定であります。

引き続き、親善大使の皆さまのご協力をいただく中で、また市民の皆さまに本市の魅力を広く発信していただき、関係人口の増加に努めるとともに移住定住施策につながる施策、事業については、ふるさと創生会議のご意見も伺いながら、その効果を検証する中で必要に応じた制度等の見直しも含め、今後の取り組みや次期総合戦略のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

その他については、教育長、副市長および担当事務局長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

学校給食における食物アレルギー対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、食物アレルギー者の状況についてであります。

昨年12月に実施した食物アレルギー対応の必要な児童生徒実態調査では、食物アレルギーの症状がある児童生徒数は249人にのぼっている状況にあります。

学校給食においては、本年度、102人の児童生徒の保護者から除去申請書の提出があり、6品目のアレルギー除去食の対応が32人、牛乳の停止が64人となっております。

なお、その他のアレルギーを持ち合わせるなど、除去食の対応が困難な児童生徒62人が、お弁当を持参しているところであります。

次に、食物アレルギーへの具体的な対応についてであります。

本市では、北杜南学校給食センターおよび北杜北学校給食センターにアレルギー対応室、対応コーナーが整備されており、乳、卵、落花生、エビ・イカ、そばの6品目のアレルギー除去食への対応を行っております。

なお、他の給食センター・調理場においては、設備の面から牛乳停止のみで、除去食の対応は行っておりません。

児童生徒の食物アレルギーの状況については、就学時、進級時等に調査し、保護者が提出する除去申請書により学校関係者、学校給食課および給食センターの栄養士、調理員などが保護者と協議し、一人ひとりへの対応を決定しております。

次に、教職員への研修の充実についてであります。

市では学校給食に携わる教職員等に対し、県が開催する研修会等への積極的な参加を促すなど、ガイドラインの周知徹底をはじめ、アレルギーに対する知識や対処方法などについて見識を深めるよう取り組んでいるところであります。

次に、学校給食における機能強化や改善への取り組みについてであります。

食物アレルギーへの適切な対応を図るため、養護教諭や栄養士などで組織する食物アレルギー対応マニュアル検討会を開催し、調理現場や学校現場での課題を把握し、チェック機能の強化や継続的な改善への取り組みに努めているところであります。

次に、緊急管理マニュアルの整備の状況と学校間の違いについてであります。

本市においては、市教育委員会が示す食物アレルギー対応マニュアルに基づき、統一した緊急時の対応に努めております。併せて各学校においては、児童生徒一人ひとりの情報や緊急連絡先、体制や役割など緊急時に迅速に対応できるよう、個別対応マニュアルも備えながら、危機管理を行っているところであります。

なお、アドレナリン自己注射、通称エピペンを携帯する児童生徒については、必要に応じ校内においては担任教諭等が管理するなど、不測の事態にも備えているところであります。

次に、幅広い関係者の共通認識についてであります。

食物アレルギーによる事故防止や緊急時の対応のため、医療関係者には学校生活管理指導表の作成をお願いしているほか、消防関係者には緊急時の対応のため、必要に応じ児童生徒に関する情報を保護者の同意を得て事前に提供し、協力をお願いしているところであります。

次に、アレルギーに対する安全面などの対応についてであります。

アレルギー除去食は、一人ひとり異なることから容器に名札を付けて学校に配送し、担任教諭の確認のもと、対象児童生徒に配膳するなど、食物アレルギーによる事故の未然防止に努めております。

また、誤食などを防ぐため、児童生徒や保護者へ個々のアレルギーに対する認識を深めていただけるよう指導しているほか、すべての児童生徒へ食育教育の中で食物アレルギーに関する学習を取り入れております。

市教育委員会としては、食物アレルギーを持ち合わせる児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、ガイドライン等をしっかりと理解し、安全・安心な学校給食への対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

住みよいまち・住みたいまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、移住者の仕事内容と仕事に対する支援等についてであります。

移住者の中で、移住後に農業に従事する認定新規就農者が昨年度は2人おりました。また、

移住後に市内で起業した方は、昨年度は8人いる状況にあります。

起業した職種の内訳は製造業2人、宿泊・サービス業、建設業、美容業、情報通信業、不動産業、小売業が各1人となっております。

移住後の職種で一番多いのは、移住者に実施している移住者アンケートから会社員であり、移住前と同じ職種に就く方が多いという結果であります。

また、昨年度の移住者全体の854人の年齢別構成では19歳以下149人、20歳代107人、30歳代161人、40歳代102人、50歳代90人、60歳代160人、70歳以上85人となっており、20歳代から50歳代までの割合が約54％となっております。

なお、仕事に対する支援内容については、新規就農者や起業家への支援、就活女子会の開催など就業支援、情報提供等、移住者の希望内容から関係する制度や関係機関を案内しているところであります。

次に、移住者の本市選択基準の調査の実施等についてであります。

移住者に実施している移住者アンケートの中に、本市を選んだ理由について伺ったところ、その回答結果は、暮らしやすい気候や山岳景観など豊かな自然環境と回答した方が一番多く、次に安全・安心な農作物や、おいしい水という回答が多くありました。

移住者との連携事業等については、移住施策のPRや田舎体験ツアー等にご協力をいただいております。

また、移住者の移住後の意向調査は、現在行っておりません。

次に、改正農地法における農地が付帯する空き家の提供状況等についてであります。

空き家バンクの制度においては、建物のみを対象としておりますが、移住定住の希望者の中には、農地を希望する方もおられます。そのような場合には別途、北杜市農業振興公社などを紹介している状況にあります。

また、北杜市空き家バンク協力会会員の不動産事業者からは、空き家を売りに出したいと検討している方の中には、農地も合わせて売りたいというお話も多くあると伺っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

小尾農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小尾民司君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

改正農地法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農地取得における下限面積要件の根拠と近隣市町村の状況についてであります。

下限面積の設定基準は、農地法施行規則第17条の規定により設定区域内において定めようとする面積未満の農業者の数が、当該設定区域内の農業者の総数のおおむね40％を下らないよう算定されるものであることと定められております。

本市における直近の農林業センサスの数値で算定すると、下限面積は30アールから40アールの範囲となり、市内の農業経営状況や農地の取得および利用集積計画や想定される就農に対する将来性といった条件等を考慮した上で、40アールに設定したところであります。

また、近隣市町村の下限面積の数値であります。が、韮崎市と一部地域を除く南アルプス市が40アールに、甲斐市と一部地域を除く甲府市が30アールに設定しております。

なお、農業委員会の業務として、年に一度、総会において下限面積が適切かどうかの確認を行っております。

次に、下限面積設定前後における農地の取得状況についてであります。

本市農業委員会では、平成22年度から農地法第3条の農地取得における下限面積要件を40アールとしたところであります。

農地法第3条の申請件数は設定前の平成20年度が107件、平成21年度が96件で、設定後の平成22年度は120件、平成23年度は115件でありました。また、設定から8年経過した昨年度は106件であり、従前と比較してみても農地取得状況に大きな変化はないものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君、再質問はありますか。

井出一司君の再質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず最初に住みよいまち・住みたいまちについて、2点の再質問を行います。

移住者アンケートから移住後の職種で一番多いのは会社員との答弁がありましたが、働く場所があると解釈してよいのか。それは北杜市内か、他市町村か伺います。

移住者の年齢構成で20歳から50歳が全体の54%になっているということは、生産年齢人口が増加しているということで、将来的に見たとき、いろいろな面で北杜市にとって影響があると考えますが、この見解を伺います。そして、このことが北杜市の移住定住施策に与える影響についても併せて伺います。

次に2つ目といたしまして、移住者の移住後の意向調査は行っておらないという答弁がありましたが、移住後の感想などを聞くことは、北杜市の移住定住施策の参考になると私は思いますが、今後調査を行う考えがあるか、お伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

井出一司議員の再質問にお答えいたします。2点いただいております。

アンケートの結果から働く場所があると解釈してよいか、それは市内か、他市町村か。また生産年齢人口の増加による影響、見解、また移住定住施策に与える影響ということについて、お答えいたします。

ほくとハッピーワークで確認いたしましたところ、北杜市においても、韮崎を含む峡北地域においても求人数が昨年よりも増えているというふうに伺っております。

峡北地区全体の数値でございますけれども、平成29年度の求人数は2万2,037人で対前年比13.3%の増でございます。また生産年齢人口の増加につきましては、移住定住施策につながることでありまして、それはまさに市が目指しているところでもあります。

今後は全国的な課題であります少子高齢化の解決に向けて、生産年齢人口が増加していくと

いうことを期待するものであります。

次に2点目でございます。移住後の意向調査を行う考えについてというご質問でございます。

これにつきましては、移住後の思いを伺うということは、その後、施策を進めていく上で今後の立案等に重要な情報であります。ふるさと創生会議の委員の中にも移住者がおりますので、そういった方のご意見、また北杜市空き家バンク協力会の会員であります不動産の事業者等による移住者のネットワークもありますので、そういった方々からも幅広くご意見等を伺ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは次に2つ目の項目であります、学校給食における食物アレルギー対応についてお聞きをいたします。

アレルギーを持つ子どもたちが多くいるのは理解できましたが、摂取できない食物が本市が行っている6品目以外にあり、多くの子どもたちがお弁当を持参している現状も理解できたところであります。そこで3点ほど再質問をさせていただきます。

まず1番としてアレルギー除去食への対応は、北杜南、北給食センターの2カ所での対応が可能とのことですが、本市ではこの2つのセンターへ学校給食センターを統合していく方針となっておりますが、これまでの取り組み状況と進捗状況について伺います。

次に2つ目でございますが、各学校へは市の教育委員会が食物アレルギー対応マニュアルを示して対応に当たっているということですが、不測の事態が生じた場合は危機管理として学校や教育委員会は、どのような連携を図って対応することとしているか、伺います。

3番目といたしまして、最後に安全・安心な学校給食への対応に努めているとの答弁がありました。このたび保育園で食中毒が発生をいたしました。この保育園の調理場はウェット式だと伺ったところですが、学校給食センターはどのような状況にあるか、安全対策は行われているのかをお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。3点、ご質問をいただいております。

まず1点目でございますが、本市の給食センターの統合に対する取り組み、状況と進捗についてであります。

本市では平成21年度に北杜市南給食センターを建設し、須玉中学校調理場、高根学校給食センターを統合しました。また平成24年度には、明野学校給食センターを北杜南給食センターに、それから白州小学校および白州中学校調理場を北給食センターに統合し、平成25年度には泉小学校調理場を北給食センターに統合したところであります。

現在、北杜南および北杜北給食センターの2施設と泉中学校調理場、小淵沢給食センター、武川給食センターの5つの施設で学校給食を提供しているところであります。

なお昨年、武川小学校、中学校の保護者の方々へ説明会、試食会、受け入れ施設の見学会などを行いまして、平成32年4月より北杜南給食センターから給食を提供させていただくことで、ご理解をお願いしたところであります。武川給食センターは北杜南給食センターへ統合することで、アレルギー除去食への対応も可能になってくるものと考えてございます。

それから2点目でございます。アレルギー食物に対する危機管理について、ご質問をいただいております。

まず、危機管理としまして不測の事態が生じた場合につきましては、緊急時連絡体制表に基づきまして学校から報告を受け、市の職員が現場へ向かうなど、いち早く現状の把握に努め、関係部署、市教育委員会も含めまして関係機関へ連絡をすることとしております。

また不測の事態が発生したケースにつきましては、その原因を検証するなどマニュアルへの反映、再発防止等にも努めていくこととしているところでございます。

なお、不測の事態の発生につきましては、これまでに報告はされていないところでございます。

それから3つ目のご質問ですが、学校給食センターにおける施設の状況、食中毒に関してということで、ご質問をいただきました。

学校給食衛生管理の基準では、ドライシステムの導入に努めることとされているところでございます。また導入していない施設については、ドライ運用に努めることが定められているところでございます。

本市の状況でございますが、5施設のうち北杜南給食センターおよび北杜北給食センターの2施設はドライシステムによるドライ方式になっているところでございますが、他の3施設につきましては、ウェット方式ということでドライ運用に努めているところでございます。

ドライシステムでございますけれども、安易に床に水が落ちないというようなことではなく、当然、床に水が落ちづらい施設にするとということを含めまして、前処理、洗浄、それから調理、配膳という工程がありますが、こういったものがしっかり区画割、もしくはレーンで行えて、食中毒の原因となるようなことが避けられる施設というように捉えてございますので、そうした施設が北杜市の場合は北杜南、それから北給食センターだというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは最後に3番目の改正農地法について、2点ほど再質問を行います。

まず市内の農業経営状況や農地の取得および企業集積計画、また想定される就農などを考慮して40アール以上に設定したとの答弁があったわけですが、設定理由は分かりましたが、今回の農地法の改正は、農業の所有者や株主に農地を適正で効率よく利用する責任を明確にすることにより、農地が最大限利用されることを目的としていると認識していますが、本市の農地の利用状況をどのように考えているか、また今後の利用計画はどのようなものか、まず伺います。

次に、北杜市は移住定住の促進を重点施策としているが、移住者や新規就農者の農地取得要望に対し、下限面積の数値を柔軟に対応して移住定住施策と相まった農業振興の推進を目指す

考えにつき、どのように考えるか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小尾農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小尾民司君）

井出議員の再質問にお答えいたします。

2点ほど質問をいただいております。

まず1点目でございますが、本市の農地の利用状況と今後の利用計画はどのようなものかという質問と捉えさせていただきました。

はじめに農地利用状況であります。昨年度、農業委員会で実施した農地利用状況調査によりますと市内の農地面積約7,600ヘクタールのうち、耕作がされていない荒廃農地は約1,300ヘクタールであります。これは全体の17%となりますが、この比率は近年の企業参入による農地整備などにより減少傾向にあると考えられます。しかしながら、荒廃農地のうち通常の農地への再生が可能と見込まれる農地ははまだ470ヘクタールほど存在しますので、さらなる農地利用の促進を図るべきだと考えております。

次に今後の利用計画であります。改正農地法では議員ご指摘のとおり農地が地域における貴重な資源であることと、農地の適正かつ効率的な利用を明確化することで耕作者による農地取得と農地の利用環境を調整することが目的となっております。

今後、農業者の高齢化が進むことが想定される中で担い手の確保が急務ということであり、国の計画では平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう集積することを目標としております。本市といたしましても、今後もこの計画を見据えた中で県農地中間管理機構や市の農業公社等、関係機関と一層の連携を図り就農や農地利用の促進を図ることと荒廃農地の再生に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2点目でございますが、移住定住施策と相まった農地法第3条申請における下限面積の柔軟な対応はどうかというような質問だと捉えました。

先ほども答弁させていただきました。本市では40アール以上の農地を耕作していることが農地法第3条の農地取得要件としております。この下限面積は50アールを40アールとしたことで、担い手不足の解消や新規就農の促進を目指したものでもあります。しかしながら、移住を希望する方たちが農地取得を希望した場合、この40アールという数値がまだ多く、農地の取得を諦め、それが原因で移住定住につながらないことも想定できるところであります。

議員ご指摘のとおり、本市では移住定住の促進を重要施策としております。手持ちの資料によりますと、昨年4月1日現在で全国では33の市と町が空き家とセットで農地を取得する場合に下限面積の特例を定めております。このような実例から、本市においても新規就農者等の受け入れ促進の一例として、移住定住施策である空き家バンク制度の利用者が農地を取得する場合に限り、特例として下限面積を引き下げることが可能だと考えられます。

現時点では、そういう方々の農地の取得要望は多くはありませんが、今後の状況を注視する中で農業委員会はもちろんのこと関係機関との調整や、先ほど言った先進事例なども調査した中で下限面積セットの特例設置など、移住定住施策と相まった農業振興策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。
ありますか。

○7番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。
これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。
次にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。
齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

平成30年第2回北杜市議会定例会にあたり、北杜市における国際交流事業について一般質問をいたします。

本市においては、北杜市国際交流検討委員会設置要綱（平成28年4月1日告示第52号）が定められております。その第1条に設置目的として、北杜市が実施する国際交流事業等について検討するため、北杜市国際交流検討委員会、検討委員会とありますが、を設置するとあります。

第2条には、所掌事務としまして、検討委員会は次に掲げる事項について検討し、北杜市長に助言すると、こういうふう書いてあります。1つとして、北杜市の国際交流のあり方に関すること。2として北杜市が実施する国際交流事業に関すること。3としてその他、北杜市国際交流の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3条には検討委員会の委員構成としまして、第4条には検討委員会の委員の任期について、第5条には検討委員会の委員長および副委員長について、第6条には検討委員会の会議について、第7条には検討委員会への関係者の出席について、第8条には検討委員会の庶務は市役所総務部地域課において処理するなど定められております。

こうしたことを踏まえまして、以下の項目について質問させていただきます。

1として、北杜市国際交流事業の概要について。

2つ目として、今後の国際交流事業のあり方について。

3つ目としまして、今後の北杜市国際交流基金、平成29年12月26日条例第24号で設定された基金の活用策について、質問させていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。
菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。
国際交流事業について、いくつかご質問をいただいております。
はじめに、国際交流事業の概要についてであります。

本市は、先人たちの縁によりアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡と姉妹地域提携を、大韓民国京畿道抱川市と姉妹結縁をそれぞれ締結し、代表団による相互交流、文化交流などを

実施しております。

次に、今後の国際交流事業のあり方についてであります。

マディソン郡との交流については30年、抱川市との交流は15年を超え、交流に当たっては、事前にこれまでの歴史、目的、交流内容等を十分に理解していただく中で、これまで延べ1,900人を超える方々の参加を得る中で有意義な相互交流を続けている状況にあります。

今後についても、本市の国際交流事業の架け橋となりました清里開拓の父であるポール・ラッシュ博士や韓国の山と民芸を愛し、韓国の人々の心の中に生きた浅川伯教・巧兄弟の偉業を後世につなげるべく相互交流、文化交流を続けていくべきであると考えております。

次に、今後の北杜市国際交流基金の活用策についてであります。

本基金は、八ヶ岳南麓旧4カ町村が将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、始めた事業がもととなり、市ではこれを継承し、マディソン郡との国際交流事業に取り組むための資金の管理等を行うことを目的として設置いたしました。

代表団の相互訪問事業、中学生ホームステイ事業、日米子ども絵画交流事業など、大変好評を得ていることから、先人の縁や思いを引き継ぎ末永く発展できるよう活用してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再質問をさせていただきます。

北杜市における国際交流事業についてでございます。

今議会で市長は所信表明の中で、国際交流事業への取り組みについて、今年5月に実施したアメリカケンタッキー州マディソン郡への訪問事業について、成果を述べておられます。また今後先ほどの答弁の中でも、副市長が答弁したんですけれども、市長は所信の中で今後もマディソン郡との実りある交流をさらに深めてまいりたいとも述べておるわけでありますから、私も先月、5月、北杜市の代表団の団長として14名の皆さまと訪問してまいりました。今年で29回を重ねるというようなことで、市町村合併の前から続いている交流事業でありますけれども、そこで今までに今後の国際交流事業について、先ほど申しました設置要綱に基づいた検討委員会があるわけなんですけれども、この検討委員会でメンバーもいろいろ、職種等が連ねておりますけれども、市長に今までに、今後のあり方等についての助言などがありましたか。あれば、具体的な内容について伺いたい。これが1点であります。

次に、中学生の海外交流事業というのもあると思うんですけれども、その中で引率の教師の先生方の海外出張についての対応は、どのようになっておるのかということ。

3つ目としまして、海外での事故等も考えられますけれども、参加者、中学生を含め一般の団員もそうですけれども、この事故等への対応はどのようになっているか、そのへんについてもこうした事業を進める上でとても大切なことだと思いますので、お聞きしたいと思います。そして今までにこうした事例などもあったのかどうか、含めて伺います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず、検討委員会の開催結果の市長への助言があったかどうかということでございますけれども、検討委員会が平成29年の3月に開催されておりまして、そのときの内容につきましては、組織を解散して事業を北杜市に承継するということと国際交流委員会の開催に伴いまして、その資金は北杜市の基金会計に積み立て、マディソン郡交流事業に活用するということが結果を市長のほうにいただきました。

次に事故等への対応でございますけれども、これにつきましては、それぞれ渡航する際にはそれぞれ保険等加入しておりまして、それに伴って対応ができるかと思っておりますし、過去にそういった事例があったかどうかということでございますけれども、これについてはございません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

教師等が滞同した場合のという、うんぬんです。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

引率する教職員への対応というようなご質問だったかと思えます。

北杜市が実施している交流事業としましては、ケンタッキー州マディソン郡への交流事業、それからもう1つ、カナダへの交流事業、2事業あるところでございまして、所管します地域課、それから教育委員会の教育総務課のほうで協議がされておりまして、事業も1年交代というようなこともございます。こうした中で当番制と言うんでしょうか、行っていただける学校を事前にお知らせする中で、準備を進めていただくようにしております。

それから当然、教職員については、業務、お仕事として行っていただいておりますので、しっかりした対応をさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

齊藤功文君の再々質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

今、内容につきましては、いろいろの面でいくつかあれですけれども、海外での事故等も参加の人たちが、そういう事故等への対応は保険の範囲内で、承知の上で参加しているというような趣旨の答弁で捉えてよろしいでしょうかということが1点。

そしてあとは中学生の、海外交流事業の引率教師の海外出張があるわけですね。夏休みを利用したりとか、いろいろ、ケンタッキーとカナダ、あるわけですけども、それなりの対応をしているというようなことでございますけれども、例えば具体的にどのような対応をしているのかということがお分かりですね、当然、例えばカナダはこうだと。そしてケンタッキーの

場合はこうだというようなこと、もし分かれば教えていただきたいと。

そして、あと1点、再々質問ですから、これで終わりになりますから、中学生にとって私は、こういう体験を通して海外を知るということは、とても素晴らしいことだと思います。これからも交流事業を通して、先ほど言った課題などもあれば解決し、なければいいんですけども、あれば解決し、安心して、参加する人たちが安全に交流事業に参加できるよう、今後も他の事業を含めて、交流事業の継続を願います。

市長の、もしこれからの描いている、そうした国際交流事業に対する構想などがあれば併せて伺いたいと思いますけども、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

再々質問の答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、事故等の対応の保険についての考えでございますけれども、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけども、当然、海外渡航にはそれなりの保険をかけて、万が一に備えたいというふうに思っております。

また渡航するにあたりましては、当然、事前に旅行業者等から事前の説明もありますし、その安全とか事故に対する説明もあるかと思えます。また現地に行っても、添乗員等からも説明があると思えますので、常々そういった事故等には注意をしているということでございます。

続きまして2点目でございますけれども、海外交流事業の重要性とか必要性についてでございますけれども、これにつきましては、議員も経験がおありでございますので、こういった相互交流、また文化交流につきましても今後も積極的に継続はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

引率職員の旅費等の処遇についてということでご質問をいただきました。

まず、引率していただく教職員につきましては出張扱いになりますので、市の旅費規程に基づいて係る経費を負担させていただいております。

以上でございます。

○9番議員（齊藤功文君）

議長、答弁漏れではないですか。

私が聞いたのは、カナダの事業の引率とケンタッキーの引率の事業があるわけですよね。それが具体的にもし分かれば、どういうことですかと。今はカナダのことだけでしょう。ケンタッキーのことを言っていないではないですか。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長、答弁を願います。

○教育部長（井出良司君）

すみません、答弁漏れというようなことですが、私のほうで回答させていただいたのはカナダに対する交流事業の取り扱いでございます。ケンタッキーについては、教育委員会での旅費規程、取り扱いとはまた異なる部分があるかと思っておりますので、担当部署のほうからご説明をいただくようお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

答弁漏れがありまして、申し訳ございませんでした。

先ほどの教師の公費負担ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、個人からの一部負担がございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時55分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にともにあゆむ会、1議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

皆さん、疲れているとは思いますが答弁のほうをよろしくお願ひします。

通告に従って、2点にわたり一般質問をさせていただきます。

1点目は、空き家対策についてです。

空き家対策特別措置法の施行など、空き家問題に対して国が積極的に動き始めています。5年後10年後はさらに空き家が増加することが見込まれ、地域の機能が成り立たなくなることも予想されます。今のうちに利用が可能な空き家をどうにかしていかないと、確実に未来へツケをまわすこととなります。空き家への対策をさらに充実していく必要性を感じることから以下、質問します。

1. 空き家バンクの登録者人数と現在、募集している空き家物件数、こちらは売り物件と貸し物件それぞれを伺います。

2. 空き家バンクの成約数、平成27年度、28年度、29年度、そして今年度現在の売り物件、貸し物件それぞれを伺います。

3. 空き家バンクに登録している人の多くが貸し物件を望んでいますが、なかなか貸し物件の情報が出てきません。そのミスマッチの要因は、どのように考えていますか。また、要因に対して何か対策を検討していますか。
4. 行政区長へ移住受け入れについてのアンケート調査を行ったようですが、その質問内容を伺います。また、そのアンケート結果はどのようなものでしたか。具体的な内容を伺います。
5. 不動産業者との連携は、どのように取っていますか。
6. 空き家を使った移住お試し住宅やシェアハウス、地域活性化施設、農村集落体験施設などへの活用を市として検討するつもりはありますか。また、そのような活用をしたいと検討している団体などへの支援を行う考えがありますか。

2点目は、移住促進に向けた取り組みについてです。

北杜市が2018年度版、第6回日本住みたい田舎ベストランキングの小さなまち総合部門で第1位となりました。有楽町にある認定NPO法人ふるさと回帰支援センターに問い合わせをしてみたところ、山梨県のブースでは圧倒的に北杜市への問い合わせが多いとのことでした。今後も北杜の人气が続いていくのではないかと感じています。また、北杜市の担当職員の方々が移住促進に向けて奮闘している様子も耳にしています。

トップランナーとして名実ともに他の自治体に先駆けて、大胆な取り組みを数多く打ち出していく必要性を感じることから、以下質問します。

1. ふるさと回帰支援センターとの連携は、どのように行っていますか。
2. 移住定住臨時相談所開設事業について、ふるさと回帰支援センターに担当職員が出向いた回数、こちら過去の実績と今年度の予定回数を伺います。
3. 県内の自治体と移住促進に向けた連携を積極的に取っていくつもりはありますか。また、どのような連携が考えられると思いますか。
4. 総合ランキング第1位となったことにより、これからさらに移住促進に向けた体制の構築が必要だと感じますが、なぜか今年度、担当職員が1名減っています。今こそ移住促進に最大限の力点を置くべきと考えますが、人員を増員するなどの考えはありますか。
5. 移住促進をしている地域課にこそ、地域おこし協力隊を導入すべきと考えますが、今後の中で採用をしていくつもりはありますか。もしくは、そうした予定がないのであれば現在、活動している協力隊員と連携を取るつもりはありますか。

質問は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

1番、栗谷真吾議員の空き家への対策における登録と貸し物件情報のミスマッチの要因と、その対策についてのご質問にお答えいたします。

貸し物件、売り物件ともに登録数が増えない背景として、多くの所有者は市外、県外に住まわれており、古くからの隣近所のお付き合いがあるほか仏壇なども家にあるため、人に貸す、売るというところまで気持ちの整理ができないことや、貸し出す際に新たな投資をすることができないなどの事情があります。

増加策として、各地域で行われております区長会で空き家バンク制度の説明を行うとともに、市ホームページのほか固定資産税納税通知書の送付の機会を利用して、空き家バンク制度のお知らせも同封しております。

また、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱の改正を行い、空き家の所有者の経済的負担の軽減を図るため、空き家の改修費用を新たに補助対象に加えたところであり、今後も、引き続き空き家バンク登録の促進に努めてまいります。

その他については、副市長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

1番、栗谷真吾議員のご質問にお答えいたします。

空き家への対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家バンクの利用登録者人数と物件数についてであります。

本年5月31日現在、空き家バンクの利用登録者人数は424人であり、また空き家の登録物件数は売り物件23件、貸し物件8件で合計31件となっております。

次に、空き家バンクの成約数についてであります。

平成27年度は20件で売り物件が11件、貸し物件が9件、平成28年度は23件で売り物件が11件、貸し物件が12件、平成29年度は25件で売り物件が15件、貸し物件が10件でありました。

なお、本年5月31日現在で売り物件が1件、貸し物件が4件で合計5件あります。

次に、区長への移住受け入れのアンケート調査についてであります。

質問内容については、区費等の有無、移住者の受け入れに対する意向等であります。

調査の結果については、年間の区費に対する回答は0円から3万6千円で、平均で1万円程度であり、移住者の受け入れについては、積極的に取り組む意向があるとの回答が約62%でありました。

このほか移住施策等について、「行政区に加入するよう促進してほしい」「地域になじんで積極的に地区行事に参加してほしい」などの意見がありました。

次に、不動産業者との連携についてであります。

市では、円滑な空き家バンク事業推進のため公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会と協定を結んでおります。その趣旨に賛同いただいた市内の会員に北杜市空き家バンク協力会を立ち上げていただき、建物調査等の実施など専門家のノウハウの提供や事業推進に対してのアドバイスをいただいているところであります。

次に、空き家を使った移住お試し住宅やシェアハウス等への活用についてであります。

市が空き家を活用した建物の貸し出し事業に取り組むことについては、検討しておりません。また、同様の事業実施を検討している団体などがある場合については一般財団法人 地域活性化センターで行っている助成事業等について情報提供することとしており、本年度も1件事業採択をいただいたところであります。

次に、移住促進に向けた取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふるさと回帰支援センターとの連携についてであります。

山梨県がふるさと回帰支援センター内にやまなし暮らし支援センターを設置しており、県の協力を得る中で、毎月上旬の週末に「北杜ウィーク」と題した相談会を開催しています。

次に、ふるさと回帰支援センターに出向いた回数についてであります。

本市ではふるさと回帰支援センターにおいて、北杜ウィークと北杜市暮らしセミナーを開催しているところであります。

北杜ウィークについては平成28年度が9回、延べ25日、昨年度が11回、延べ28日、本年度は11回、延べ22日を予定しております。

北杜市暮らしセミナーについては平成28年度が3回、昨年度が3回、本年度も3回開催する予定であります。

次に、県内の自治体と移住促進に向けた連携についてであります。

県や中北管内の市とふるさと回帰支援センター等において、合同の移住相談セミナーや近県との合同相談会等を行っております。

なお、相談会で各自治体が所有する施設の相互紹介など、相乗効果につなげているところでもあります。

次に、移住促進に向けた体制の構築についてであります。

現在、本市への移住の需要が高まっているところでありますので、職員数にかかわらず現状の体制の中において、商工・食農課、農政課、子育て応援課など、庁内の横断的な連携を図りながら、十分な成果を挙げているところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、地域課への地域おこし協力隊の導入についてであります。

地域おこし協力隊を市の地域課に導入する予定は当面ありません。また、地域おこし協力隊との連携についても従来どおりであり、新しい取り組みは予定しておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君、質問はありますか。

栗谷真吾君の再質問を許します。

○1番議員（栗谷真吾君）

ご答弁いただき、ありがとうございます。

空き家対策について、2点質問をさせていただきます。

答弁を伺うと、少しずつではありますが成果として挙がってきているなという印象はあります。ただ、まだまだ伸びしろもあるのではないかなというふうには思っています。そうした中で2点、質問させてください。

1点目になりますが、ミスマッチの件になりますけども、僕自身も移住者です。実際に北杜に移住するときに家探しを当然したわけなんですけど、市内をぐるぐるとまわって、僕は空き家がないかということで探し歩いたんですよ。そうした中で空き家らしい家というのは、たくさんあったわけなんですけど、実際にそこに、では人が住んでいるかどうかというのは分からないし、所有者が誰かも分からない。あとはまた、仮に所有者が分かって、その所有者の方に話に行ったとしても、初対面になりますので、なんかどんなやつか分からないということで、すごく怪しい目で見られてしまって、結局、空き家を借りられないというようなことで、なかなか家が見つからずに大変苦労したという経験があります。

なので、そういった交渉事を行政の方が間に入って担うというのが1つの方法としてはありなのかなというふうに思っています。移住希望者が興味のある空き家等を見つけたら、その空き家が借りられないかということで、相談できる窓口みたいなものを例えば開設して、これはすでに開設されている移住相談窓口とかでもいいと思うんですけども、それでその空き家が借りられる状況なのかということや行政が主導して交渉に当たるという方法は、ひとつおもしろいかなというふうに思っています。

あと行政であればある程度、信頼してもらっているという強みがあると思います。加えて行政が間に入るということで、安易に移住を検討している人のふるいもかけることになって、結果として移住後の地域との交流がうまくいかないといったトラブルを避けることも可能になるのではないかなというふうに思っています。

また、もしこうした取り組みが行政として難しいということであれば、例えば行政区長さんなんかにお願ひするのもおもしろいかなと思っています。

1つの事例になりますけども、すでにご存じだと思いますが、お隣の蕪崎市では行政区と連携をして空き家対策に取り組んでいます。空き家コーディネーターという人を置いて、月々の活動費1万円と市内の空き家を空き家バンクに登録した際は5万円、契約が成立したらさらに5万円を謝礼金として支給しています。また、地区内の空き家を移住希望者とつなげて成約した際には、その自治会へ5万円の奨励金を渡して、なおかつ空き家の所有者には成約後に10万円を渡しています。昨年の11月から実施したものですので、まだあまり実績としてはないようなんですが、一定の効果を挙げているということは聞いています。

あくまでも事例なので、蕪崎と同じものをやれと言っているわけではないんですが、何かしらの仕掛けが今後必要になってくるのかなと感じますので、こちらのご見解を伺います。

あと、長くなって申し訳ないですけども、2点目になります。北杜市空き家等対策計画を見ると空き家の利活用は主に空き家バンク制度などを活用して、空き家に住んでもらうことを目的の1つとしているものだという理解でいます。

ですが、そこからさらにもう一步踏み込んで、空き家活用を地域にとっても喜ばれる拠点として利用するという方法もあるのではないかと考えます。

総務省、国土交通省が定めた空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の一番最後には、このような記載があります。一部要約しながら読み上げます。

移住希望者等が空き家等を利活用し、ほかの用途の施設、これは地域活性化施設、地域間交流施設、社会福祉施設、店舗などへの活用。空き家等の有効活用策の選択肢を少しでも広げて住民等に提示することが必要であるといった記載があります。

こうした指針に則ると、単に空き家に住んでもらうことから、さらに一步進んだ取り組みも求められてくると考えます。

先日、長野県の安曇野市、大町市、シェアハウスの取り組みについて勉強に行ってきました。そこではウェブデザイナーの方が暮らしていたり、農業研修をしながら就農を目指している人がいたり、本当に多種多様な人が住んで、そこから有機的なつながりが生まれて、本当にさまざまなおもしろい取り組みが行われ、地域活性の1つの起爆剤となっていました。またシェアハウスをいったんの拠点として身を置いて、そこから地域に根を張るための拠点探しとして利用している人もいました。

あと、もう1つ、おもしろかったのが高齢のおばあさんを見守るために、そのおばあさんの

家をシェアハウスに開放して、若者と共同生活をしているという事例もありました。

北杜市内にも数は少ないんですが、シェアハウスの取り組みをしている事例もあります。このようなおもしろい取り組みを数多く行うことこそが北杜市の魅力向上につながって、さらなる移住促進の原動力になるのではないかと考えます。また、総合戦略に掲げるK P Iの目標値への達成にもつながってくるのではないかと感じます。このような取り組みをぜひ実施するつもりがないのか、市としての見解を改めて伺います。

長くなりましたが、2点よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君の再質問の答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

栗谷真吾議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目でございますけれども、行政が交渉に入ると。行政が間に入って交渉に入るという考えでございますけれども、これにつきましては、現在、移住相談窓口において空き家物件等の照会もすでにしております。また、行政区については行政区長を通して、こういった空き家バンク制度の周知も図っております。また、市の広報紙、ホームページ等でも周知を図っておりますので、現在は当面どおりということで進んでいきたいと思っております。

次に2点目でございますけれども、空き家以外の他の施設を活用して移住定住につなげるための進んだ施策の考えということでございますけれども、これは先ほど答弁でお答えさせていただいたとおり、現在のところはそういったことは検討しておりませんが、いずれ移住定住につなげるということで、別の方法等もあるかと思っておりますので、そういった方法も含めて今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君の再々質問を許します。

○1番議員（栗谷真吾君）

再々質問はいいので、次の質問に移ります。時間の兼ね合いもありますので。

次は、移住促進に向けた取り組みについてです。

ちょっと時間の兼ね合いで1点だけ、質問させてください。

せっかく移住したいということで、ランキング1位になったんですから、ぜひこの結果に満足するのではなくて、この注目度を生かしてさらに移住促進につなげていく必要があると強く感じています。あくまでもランキング1位というのは入口にすぎないと思っていて、ゴールではないと思います。

ふるさと回帰支援センターの相談員の方に連絡をしたんですけども、とにかく北杜市に移住したいという相談が多いということを知っています。にもかかわらず担当職員の人員を減らし、今は横断的に対応はしているということでしたが、人員を減らして移住定住臨時相談所開設事業についても減額をするなど、市が掲げる移住促進の思いとはちょっと残念ながら逆行しているように思っています。極端な例ですけども、例えば職員の人員を10人ぐら大幅に増やして対応するとか、本当にほかの自治体とは違うような思い切った取り組みをすることが成果を挙げるチャンスであり、それが今のタイミングなんだと強く感じています。ぜひ、そういった

取り組みを少しでもやっていくお考えがあるのかということのを最後、改めてお伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

栗谷真吾議員の再質問にお答えいたします。

職員数が減になったということでございますけれども、これについて、その後、体制を充実する考えがあるかということでございますけれども、これにつきましては、1名の減員は減員でございますけれども、職員数にかかわらず今までどおり関係する課と連携を取りながら、これまで以上に積極的に移住定住対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、栗谷真吾君の一般質問を終わります。

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

次にともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

現在、進められている新しい公共交通について、一般質問を行います。

はじめに、市は北杜市地域公共交通網形成計画（以下、網計画と省略します）、この計画を策定したとされていますが、その計画はいつ、どのような場で、どのようなメンバーで策定したのかをまず伺います。

次に網計画の概要版では、同計画の基本である幹線と支線の考え方や市民参画について明確かつ分かりやすい説明がありませんが、網計画に盛り込まれた内容を市民に十分説明したのでしょうか。

3点目、市は多くの市民の公共交通に対する認識がどのようなものなのか、把握しているかどうかを伺います。

4点目、各エリアに設置される地域公共交通運営委員会（これは以下、運営委員会と省略します）は北杜市地域公共交通活性化協議会（これは活性化協議会と省略します）、これの下部組織として位置づけられます。その役割は各エリア内の公共交通、つまり支線について検討、合意形成、決定、改善することとされています。運営委員会での決定事項が活性化協議会で覆ることがないのか。それはどのように担保されるのか伺います。

5点目、各運営委員会で行う支線の検討、合意形成、決定の具体的内容として、どのようなことが挙げられるのでしょうか。また、運営委員会の目的を達成するために必要なことは、具体的にどのようなことがあるのか、現時点で考えられることだけでも結構ですので教えてくださいたいと思います。

6点目、運営委員会の規約案第3条には、運営委員会が行う事業として3項目が挙げられています。そのための予算措置があるのかどうか伺います。

7点目、運営委員会の規約案では、構成メンバーの中に総合支所が入っていません。地元に着した行政機関として必要だと思いますが、お考えを伺います。

最後に高根、長坂、大泉エリアは北杜市全人口のほぼ50%を占める大きなエリアです。にもかかわらず、1つの運営組織で支線の運行をさせようとしています。しかもそれぞれの地域における公共交通に対する住民の意識の違いが大きく、運営委員会の運営が困難を極めることは明確です。各地域の下に部会を置くという考え方もあるようですが、市はこのエリアの運営委員会の運営をどのように考えているのか、伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

新しい公共交通計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市地域公共交通網形成計画の策定経過等についてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画は、昨年6月から現況把握調査、庁内検討会、住民意見交換会、パブリックコメント等を行い、行政関係者や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、住民代表により組織された北杜市地域公共交通活性化協議会の審議を経て、本年3月に策定されたところであります。

次に、計画内容の市民への説明についてであります。

策定された公共交通網計画については、市ホームページに掲載をしております。また、希望者への計画書の配布を市広報紙でお知らせするなど、市民への周知に努めているところであります。

次に、市民の公共交通に対する認識の把握についてであります。

公共交通網計画策定に当たり、市内3千世帯に対しての郵送アンケートや市民バス利用者への対面アンケート、民生児童委員への簡易アンケート調査を実施するとともに、住民意見交換会を活用しての意見聴取を行うなど、市民ニーズの把握に努めたところであります。

これによりますと多くの市民は、自家用車の利用を続けたいとの意向を持っているものの、地域公共交通の充実が必要と考えていることや通学や高齢者の買い物等に対して、公共交通の需要の高いことなどが伺えます。

次に、運営委員会の決定事項の担保についてであります。

公共交通網計画で位置付けた支線エリア内の移動手段等は、それぞれのエリアに設置する地域公共交通運営委員会で検討することとしております。この運営委員会は、北杜市地域公共交通活性化協議会における審議を経て設置されたものであり、この活性化協議会の下部組織と位置付けられているところであります。

このことから、最終的な決定は上部組織である活性化協議会が運営委員会の検討内容等を踏まえ、行うこととなります。

次に、各運営委員会での支線の検討など具体的な内容についてであります。

運営委員会では、それぞれのエリア内における住民の最適な移動手段を確保するためのバス等の運行と利用促進および広報活動等を検討することとし、自らがつくり・守り・育てる地域公共交通実現のため、自主的で責任を持ちながら、それぞれの実情に合った公共交通の実現に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、運営委員会が行う事業に対する予算措置についてであります。

公共交通網計画の着実な推進を図るため、これら推進にかかる費用を必要に応じて予算措置してまいりたいと考えております。

次に、運営委員会のメンバーについてであります。

運営委員会は、エリア内の最適な移動手段を確保するため、自らがつくり・守り・育てることをコンセプトとして、支線エリア内の行政区長や地域委員、民生委員、老人クラブの代表者と地域住民、交通事業者による市民を中心とした検討組織であります。

なお、総合支所については、行政の立場から公共交通に関する事項を検討するための庁内検討組織に加わっており、地域の状況等を施策に反映できるものと考えております。

次に、運営委員会の運営についてであります。

運営委員会は、自主的な運営を基本としており、市は事務局として運営委員会に携わっていきたいと考えております。

また、必要に応じて部会を設置できるものとし、高根・長坂・大泉地区のような広範囲なエリアにおいても、地域の実情に応じた柔軟な運営を可能としたところであります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

再質問をいくつか、させていただきます。

まず、昨年10月から3回にわたって行われたワークショップがありました。かなりの人が参加したわけなんですけれども、そのワークショップの中で市民の中からいろいろな声があったわけなんですけれども、その中でも例えば運行経費の一定割合を運賃収入や地域で確保するという文言が入っているんです。これはルールというふうに紹介されているんですが、これは決定ではないというふうに、そのときに説明がありましたが、同じようにこれは売上とか収入のことだと思うんですけども、一定割合に達しない場合は町内会費等で補てんするというような文言が、そこに書かれていたんですね。これがいきなり出てくるというのは何なんだという声が市民の皆さんから非常に多く出された。結局、そのページは一部の地域の資料からは削除されているんですけども、非常にそこは大きな違和感として残ったんですね。

それからもう一つというか、ほかの場面では一部の住民グループが企画課と意見交換して、住民の説明等を徹底的にやらないと駄目なんではないかというような話があったんですね。そのときに企画課からは、人手がないからできないというようなお返事があったと聞いています。

それから7月11日には初めての運営委員会が予定されていますけれども、これは高齢者が参加者の中に多いということが分かっているながら、夜やるというわけですよ。なぜ夜やるんだ、昼間やってほしいという声があがったのに、昼間出席できない人がいるから駄目だと、こういうお返事だと。しかし、市のいろんな会議、協議会を見るとほとんど昼間やっていますよね。だから、運営委員会に限って夜、昼間出られない人がいるからやれないというのは理由にならないと思います。

なぜ、こんなことを言い出すかという、こういうことがいくつかあって、これは本当に市民との間にコミュニケーションが取れるのかなというふうに私は思ったわけですよ。網計画の

目標値というところには、先ほど北杜クラブの秋山議員のところでも、企画部長おっしゃっていましたが、行政、市民、事業者が誇りと責任を持って取り組む事業なんだということを書かれているわけですね。それから同じところに行政、市民、事業者が地域公共交通について考え、改善するというふうにも書いてある。つまり行政と市民が非常にコミュニケーションを細かに取って信頼関係を構築してやらなかったらできない事業なんですよ、これ。

なぜなら、先ほど来、話が出ているようにこの事業というのは、市民にある程度の権限と責任を持たせて公共交通を育てていけと、自分たちでつくっていけという事業でしょう。初めての試みですよ。それを行政がバックアップするわけですから、これは相当のコミュニケーションと信頼関係がなかったらできないというふうに僕は思います。そこらへん、ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから広報に関することですが、これは運営委員会の規約案というのがあるんです。バス等の運行、これは支線の運行のことです。利用促進および広報活動も運営委員会で行うことになっている。このことを運営委員会がやれるのかなと思うわけですよ。つまり前のデマンドバスの実証運行のときに、うまくいかなかった原因の1つに広報不足というのがあった。例えば、当時の北杜市のデマンド交通と同じシステムを使っている甲州市のデマンドバスが今年7年目です。そのデマンドバスを立ち上げたときに、当時の担当者は70回以上も説明会を開いている。それも行政区長とか班長さんとかというのではなくて、この人たちは直接、バスに乗る人だといった人たちのところに行って、それだけの説明会を開いているんです。なおかつパンフレットも、北杜市もやるとなれば、それはパンフレットの一つも作るかもしれないし、CATVだとか広報だとかホームページにそれは載せるでしょうけれども、当時、甲州市の方はA4で10ページのカラー刷りのパンフレットを作っています。これは市民のみならず市外の方にも説明できるような内容になっています。そういうことをやって、やっと7年目に突入している。それをいきなり、素人集団という言葉が悪いですけども、市民の運営委員会で広報までやれというのは酷ではないかなと思います。そこらへんのお考え方もぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから先ほど必要な経費については、その都度措置するというお話がありましたが、活性化協議会規約の改定版というのが、今度紹介されています。その16条には協議会に運営に必要な経費は、国からの補助金および北杜市の負担金をもって充てるというふうに明記されている。ところが運営委員会の規約案には、経費に関することは明記されていないんですね。そこをどういうふうに担保されているのかということを知りたいと思います。

それから実際の運営に当たって、特に長坂、高根、大泉という大きいエリア、これを1つの運営委員会でやれと。部会が下につくにしてもですよ。下につくにしても、これは非常に困難だと思いますよ。3つのエリアで、それぞれ考え方とかニーズが違います。それを運営していくのが市民グループですから、これはこれがやれるというふうに企画の方は、何らかのシミュレーションがあって、何らかの根拠があるから、こういうふうにやったんだろうというふうに考えますが、そこらへんも併せてお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

岡野君の再質問の答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

いくつかのご質問をいただきました。

最初の段階で、まずワークショップ等において、行政と市民とのちょっと齟齬があるんじゃないかといったような、全体的なお話をいただいたところであります。

特に項目とすれば住民の説明が十分でないとか、あと会議の夜の時間帯、これらも住民のちょっと考え方と違うんじゃないかと。また行政、市民等がこういった新しい事業については、しっかり連携してやっていかないと、達成できないんじゃないかといったようなお話をいただいているところであります。

全体としまして、ワークショップ等でこれまで行われてきた行政と市民との対応といった点があるかと思えますけれども、それらについては今後新たに運営組織を立ち上げていきます。会議の時間等につきましても、最初の会議の中で市民の意見は十分伺う中で、このへんは対応していきたいと、そんなように思っております。

また住民の説明というようなところで、まだ十分でないところも、たしかに私たちもちょっと承知はしております。これにつきましては、市の広報紙を使ってしっかり指摘された内容も踏まえて周知はしていきたいと、そのように考えております。

あと運営委員会のほうに行う事項として、バス等の運行ダイヤを住民に周知していくというようなお願い、お願いというか、仕事として位置付けをしているところであります。他の自治体の例なんかを見ても、なかなかここまでできる段階に行くには非常に時間等も要して、なかなかそこまで本当に住民が主体でできるかというようなお話でありますけれども、今回の事業につきましても、あくまでも新たな取り組みということで私たちも考えております。なかなかこの形になるまでには時間がかかるのかなど。いろんなことを決めましても、そのことに対して必ず振り返りをして、その振り返った結果に基づいて、また改正をしていくと。何度も何度もそういったことを試みながら、最終的な形をつくっていくというような形で考えておりますので、運行ダイヤの広報等につきましても当然、行政もしっかりそこには携わる中で行っていきたいと、そのように考えております。

また、運営委員会の規約に運営費が明記されていないということでもありますけれども、当然、今回の事業についての運営については、費用、経費等は行政がしっかり状況を把握した中で予算は獲得していくと。ただ、市の財政状況、これまでもいろいろ説明はしておりますように、非常に今後厳しいことは想定されております。そういった中で当然、市民バスでありますので、恒久的な財源がそこには必要と考えておりますので、基本的には今ある予算を有効に使う中で今回の新しい運営形態を形成していきたいというのが現在の考え方です。

最後になりますけれども、今回、エリアを4エリアに分けたという中で、高根、長坂、大泉のエリアだけ非常に広いエリアになっております。今回は運営組織の下に部会というような形で、町ごとに部会を設けさせていただいております。非常にこのエリアが広くて厳しいということは、重々私たちも承知しているところであります。ただ、交通の利用状態等を見たところでは、この3エリアはまったく同じ方向に利用状況が向いているということと、効率的な運行を考えたときに町を割って考えるよりも町をまたいだ中で交通体系を考えるのが非常に効率的であると、そのように考えておりますので、このエリアにつきましては、非常に厳しい状況は承知しておりますけれども、部会でしっかり検討していただいたものをその上の運営組織にあげて、しっ

かりした体制づくりをしていきたいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君の再々質問を許します。

○13番議員（岡野淳君）

非常に厳しいことは承知といっても、厳しい目にあうのは住民なのでかなわないなという気もするんですけども、それはやらざるを得ないだから頑張ってやるしかないなと思います。

ただ、部会なり運営組織なりというものの作業のイメージがいまいち、つかめないんですね。そうはいつても市がやらなくてはいけないことと、住民がやらなくてはいけないことがあって、例えばオペレーティングはどうなるのかとか、長坂、高根、大泉がそれぞれ予約が入ったときの配車は誰がやるのかとか、そういう細かいことが全然イメージできないんです。そういうところをどういうふうにシミュレーションしたかということは、ぜひ聞かせてもらいたいんですけども、前のデマンドの経験があるから何をやらなくてはいけないかということは、大体分かっているわけです。ですから、そこらへのシミュレーションがどうなっているのかということをお聞きしたので、ぜひもう一度お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

再度、答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

現状の中において、イメージはどんな形で考えているかということであります。

これにつきましては昨年度、各エリアごとにワークショップを開催しております。その中で、すでに運行形態、またダイヤ等については検討をいただいているという状況があります。基本的には検討いただいた内容をもとに、これをさらに現実的なものにしていくというのが現在の考えているところであります。

詳細の運営の方法につきましては、今後運営組織、部会等を開いた中でしっかり皆さんの意見を伺いながら進めていくといった形で考えています。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで13番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

まずはじめに、学校教育の環境整備等について質問をいたします。

本年度予算説明では、小中学校情報化推進事業の中に小学校のICT整備を促進するため、電子黒板等のICT機器を整備することが決定いたしました。文科省では第2期教育振興基本

計画、教育分野でICTを積極的に活用していくことにより、子どもたちの主体的な学びを推進し、一人ひとりの個性や能力を発揮できる、21世紀にふさわしい学びを実現できると考えております。

また、学校指導要領では知識・技能の学習に加えて、思考力・判断力・表現力等の育成も重要だとされ、特に学習への興味・関心を高めること、教員と子どもたちが相互に情報伝達を図ったり、子どもたち同士が教え合い、学び合うなどの協働学習を行う場合も有効であります。また、併せて施設整備等も必要になります。小学校施設整備費は、エアコン設置以外にも支出できる項目であり、差金の流用により必要な施設整備が行えます。

そこで以下、質問をいたします。

1. 電子黒板の活用と課題はどうでしょうか。
2. ICT支援員の状況と課題はどうでしょうか。
3. トイレの改修による快適性・衛生面等の安心できる環境はどうでしょうか。
4. 遊具等の安全点検と課題はどうでしょうか。
5. 小学校施設整備における今後の対応については、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

次に、スケート振興推進事業について質問をいたします。

本市内の県立八ヶ岳スケートセンターが2022年度まで存続することが決定いたしました。運営方針の中では、2022年度の利用者数の目標を16年度の目標の1.2倍となる2万1,735人に設定されました。同センターの存続の経緯として、16年度の年間利用者数が12年度に設定した目標の1万8,080人を上回っていることなどから、存続することで意見集約されたことは、地域住民や各関係者の強い要望とご尽力によるものであります。

また、2月に韓国平昌で開催された冬季オリンピックでは、日本選手の活躍に日本中が感動し、中でも未来を担う子どもたちに夢と希望と大きな感動を与えてくれました。

この地域では冬になるとスケートを楽しみ、冬のスポーツとして長く親しまれてきた歴史と伝統があります。同センターでは市内外の小中学校生や高校生の活躍する施設として、重要な役割を担っていることから、子どもから大人までの体力向上、スポーツ振興、観光地として地域の活性化につながることであり、夏場の有効活用も模索しながら2023年度以降の存続につなげていかなければならないと鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 利用者の拡大に向けた取り組みと課題はどうでしょうか。
2. 学校現場におけるスケート教室等の課題はどうでしょうか。
3. 宿泊施設などとの連携の考えはどうでしょうか。
4. 山梨県ならびに指定管理者と連携しての夏場の有効利用については、どのようなお考えなのかお伺いし、質問を終わります。

ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

スケート振興推進事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県立八ヶ岳スケートセンターの利用者の拡大に向けた取り組みと課題についてであります。

八ヶ岳スケートセンターは、平成34年度末までの存続が山梨県から示されたところであり、存続へ向けては、一般利用者の拡大や観光施設としての有効活用など、さらなる取り組みを求められております。

冬のスポーツが多様化する中で、スケート離れが課題となっていることから、親子スケート教室や一流選手を招いてのスケート教室の開催、市内小中学校の授業や部活動など、従来の取り組みのほか一般利用者が団体利用料金で施設を利用できるよう、市独自の割引制度を導入し、市民をはじめ本市を訪れる方々が、気軽にスケートに親しむことができる支援策を講じるとともに、観光事業者ほか関係団体とも連携しながらスケート人口と施設の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、夏の有効利用についてであります。

施設の夏場における有効活用については、これまでに県へ要請するなど検討してまいりましたが、施設が老朽化しており、施設管理への影響もあることなどから難しい状況であります。

その他については、教育長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

学校教育の環境整備等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、電子黒板の活用と課題についてであります。

電子黒板については本年度、すべての小学校の普通教室への整備を進めているところであります。

電子黒板は、大型ディスプレイやスクリーン等へパソコンなどから教育コンテンツを映し出し、専用ペンや指などで操作や手書きができる機器であり、タブレット端末などと合わせて活用することにより、主体的・対話的で深い学びや分かりやすい授業・学習の実現に役立つ学びのツールとされていますので、学校では積極的な活用を図るべく、取り組みを進めているところであります。

有効活用を図る上で、教材のコンテンツとなるデジタル教科書の充実を図る必要があるほか、教職員のICT活用指導力を高めていくことが課題となっております。

次に、ICT支援員の状況と課題についてであります。

現在、ICT支援員については配置ができておらず、機器納入事業者や教育委員会職員等がサポートできる範囲内で、支援に当たっている状況であります。

ICTを活用した教育の充実を図る上では、教職員のICT活用指導力を高めることが課題であることから、包括的な指導・支援の体制を整えるため、業務委託を含め必要なサポートの充実を検討してまいりたいと考えております。

次に、トイレの改修による快適性・衛生面等についてであります。

個人住宅や公共施設等のトイレの洋式化が進み、和式トイレが残っていた学校施設のトイレ改修については、長年の課題となっております。

市教育委員会では、平成28年度に策定した北杜市小学校施設等中長期保全化計画に基づいた学校施設の整備に取り組んでいるところであり、本年度、すべての小学校において教室棟にあるトイレの洋式化を行うほか、老朽化したトイレのブースの改修、床や洗面器具の乾式化、必要に応じて壁や天井の改修を行うなど、トイレ改修工事を進めているところであります。

なお、中学校においては、現在、小学校と同様に学校施設の中長期保全化計画の策定を進めております。

次に、遊具等の安全点検と課題についてであります。

児童生徒等の安全の確保を図るため、学校施設等の安全点検を行ってきているところであり、遊具については、北杜市小学校施設等中長期保全化計画に伴う点検を委託業務により実施し、劣化判定等により状況を確認したところであります。

今後は判定結果等に基づいた優先順位などに沿って、改修または更新に取り組んでいくこととなりますが、各学校には複数の遊具が設置されており、学校において月1回程度の日常的な点検を行うなど安全管理に努めているところであり、早期の改善を求められている遊具もあることから、計画的な整備が課題となっております。

次に、小学校施設整備における今後の対応についてであります。

小学校施設については北杜市小学校施設等中長期保全化計画により、長寿命化への対応や施設の更新時期など、財政面にも配慮した整備スケジュールが示されていることから、適正な事業管理に努めてまいります。

なお、エアコン整備にかかる事業費の残予算を活用し、学校施設の環境整備を図るため、学校関係者から要望も伺いながら、保健室へのシャワー付きトイレユニット等の整備や遊具の更新などを進めているところであります。

また、整備されるエアコンについても、年間を通して活用できるよう、学校施設の維持管理経費の適正化にも努めてまいりたいと考えております。

次にスケート振興推進事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校現場におけるスケート教室等の課題についてであります。

市内小中学校のスケート教室においては、初心者である低学年は屋内リンク施設を利用するケースが数多く見受けられ、山梨県立八ヶ岳スケートセンターを利用するスケート教室は中学年以上の状況が見受けられます。

学校が八ヶ岳スケートセンターを利用する上で課題となっていることは、同施設がスピードスケート施設として整備されており、手すりやリンク脇のベンチなど、補助施設が整備されていないことから初心者の練習場所として適していない。また、トラックであることから指導が行いづらいなど、やむを得ず、ほかの施設を利用するケースがあると聞いております。これはレジャー施設として利用される方々にも共通することで、これまでも県に対し、手すりなど施設の充実を要請しているところでありますが、引き続き実現へ向け要望をしてみたいと考えております。

次に、宿泊施設などとの連携の考えについてであります。

八ヶ岳スケートセンターは、冬季のスポーツレジャー施設として利用されていることから施設利用を一層PRしていくとともに、引き続き観光協会や市内宿泊事業者、隣接する商業施設などとも連携し、新たに導入する割引制度なども活用しながら、冬の観光振興や施設の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

進藤正文君の再質問を許します。

○4番議員（進藤正文君）

学校教育の環境整備等について再質問いたします。2点、お伺いいたします。

1点目は、文部科学省は今年度から電子黒板やタブレット端末などICTを活用した教育環境の整備をさらに進める5カ年計画をスタートさせています。

本市でも電子黒板のICT機器を整備する機種を選定については、実際使用する現場の教職員の先生と協議し、意見を取り入れて決定したのか。また、機種としてプロジェクタータイプの固定式と移動可能な大型映像テレビの2種類のタイプがありますが、どちらのタイプの電子黒板を選択したのか、状況をお伺いいたします。

2点目ですけれども、私は須玉小学校等を見学し、実際使用している授業を見学させていただきました。同校は各教室に固定式のプロジェクタータイプの電子黒板が各教室に整備されており、児童の学習意欲を高めるICT活用と感じました。

現場の先生から、いろいろとお話を聞かせていただきました。その1つとして西日が教室に入り、見づらくなることや黒板の使用面積が電子黒板の設置により狭くなること等など課題もあり、ICT環境の充実を図る必要があることから、どのような対応をお考えなのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

再質問の答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

4番、進藤正文議員の再質問にお答えします。

まず1点目でございます。電子黒板を整備するにあたって、学校の意見を聞いたかということ、それから大型ディスプレイ、プロジェクターを含めてどちらを選定したかというご質問かと思っております。

まず、電子黒板の整備を進める上では学校長および事務担当者のほうに意見を照会し、意見を集約した中で、すでに整備を進めておりました須玉小学校の事例のメリットやデメリットなども説明した上で、統一したプロジェクタータイプの機種ということで選定をして整備を進めることとしております。

理由としましては、教職員の方々は市内において配置替え等がありますので、統一した機器を導入していることによって、配置替えがあっても円滑にそうした機器を使うことができるというようなこと、それから機器が統一されていることによって教職員相互の情報交換によって有効活用につながることができるのではないかとということ、それから少子化等も騒がれている中で、仕様を統一しておくことによって汎用性も高まっていくということで、機器の流用ですとか、機器に不具合があった場合の流用なんかもできるということで、統一した機器でプロジェクタータイプ、スクリーンを使用するタイプを選定しているところでございます。

それから2点目でございますが、須玉小学校の例を挙げていただいた中で、見づらさへの対

応について、ご質問をいただきました。

須玉小学校のICTの整備につきましても、学校の意見や要望を伺いながら進めてきたところでございます。結果としまして、スクリーンが見づらいことなどが挙げられております。また黒板が少し狭くなったというようなお話もあったところでございます。

改善策としましては、スクリーンが見えづらいことへの対応としましては、まずはカーテンを引いていただくような対応をしていただいた中で状況を確認し、反射を低減したスクリーンを導入していくということも1つあるかなど。それから遮光性の高いカーテンなども対応策としては、改善策の1つとして挙げられるかと考えてございます。

また、黒板が狭くなったことへの対応でございますが、電子黒板の活用が進むことによって一定の改善ができてくるというふうに考えております。当面の間は黒板を併用してというような授業も数多くあるかと思っておりますので、ホワイトボードなどの導入も検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、対応策を含めまして学校の意見も伺いながら改善策が進めていければと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤議員、残り時間2分4秒です。

質問はありますか。

○4番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は5時15分といたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

一般質問を行います。

はじめに、地上型太陽光発電設備への市の対策についてです。

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会は、私も委員の一人ですが、過日の全協で報告されたとおり、これまで6回の委員会と1回の現地調査が行われました。市長は、これまでの協議の内容をどう評価しているのか。私たち複数の会派が太陽光の条例案を提出して1年が経ってしまっています。委員会の結論、提言を急ぐよう市長から求める

べきだと私は考えますが、答弁を求めます。

改正FIT法による、みなし認定や猶予期間を経た最新の情報による市内の認定件数と未稼働案件はいくつになっているんですか。稼働している多数の施設をチェックするには、まちづくり推進課などの体制強化が必要と考えます。併せて答弁を求めます。

また、太陽光パネルが集中していることによる浸水被害が頻発、日常化している高根町下黒沢地内の対策は、その後、進捗しているのか聞きます。

梅雨や台風の時期です。昨年6月議会で私は、私たちの会派だけでも4回目だとして浸水対策を求めた際、排水路設置工事などを検討していくと答弁がありました。あれからもう1年です。住んでいる方は1軒だけになってしまいました。対策はその後、検討したのか。排水路設置など工事实施の見通しはどうか、明確な答弁を求めます。

大きな2つ目の質問として市の諸施策、諸方針について、市民の皆さんから寄せられた意見など6点、質問、また提案します。

1点目、議員活動報告の市内図書館への掲示を不許可とした教育委員会の判断についてです。

今月はじめのことですが、私たち2人共産党会派の活動や主張を市民に知らせる議会報告最新号の市内図書館への提示が中央図書館でいったん申請書が認められたあと、ファックスで一般市民の方から公共図書館への提示には好ましくないとの意見をいただいたとして掲示をいったん止められ、直後にはすたま森の図書館で掲示されてきた県会議員2名、ともにあゆむ会の報告やレポートや会報が撤去されました。私たち会派と並行して、池田恭務議員に対しても同じような対応が取られました。

教育委員会の判断とのことですが、この間の対応には納得いきません。市民からの意見で、こうした対応に至った経過と判断の根拠は何か。議員の活動報告は、市内の図書館に掲示すべきと思うが、教育長の見解を求めます。

次に、市内公共施設における市民団体等の宣伝活動の自由について聞きます。

1月7日に開催された北杜市の成人式で、市民団体 北杜9条連絡会の宣伝・署名活動の事前の申し出に対して、教育長の名で回答があり不許可とされました。その理由は、新成人の中には不快に思う人もいるとしていますが、過去に不快だなどの申し出などあったのでしょうか。また、市の条例など何か根拠として不許可の判断をする規定があるのでしょうか。県下、各地の成人式などを仕事で取材した経験上、私は会場外での宣伝・署名などを禁止している市町村を知りません。妨害とか商売などの目的でない限り、公共施設会場前などの活動は自由とすべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、土砂災害警戒区域への土砂災害防止対策・防災訓練等の実施について質問します。

4月25日の夜、須玉町江草地内で県道の法面が崩れて道路下の民家に土砂が流れ込む事故がありました。幸いケガ人はなく、8日の全員協議会では原因を究明中で復旧工事が近日中に行われるとの報告がありましたが、24時間の雨量が32ミリに過ぎなかっただけに市内各所で不安が広がっています。その直前の11日には、大分県中津市で雨も降らないのに突然、崖が崩れて、6人が犠牲となっています。土砂災害防止法に基づく危険箇所指定されている市内の箇所は424カ所、そのうち住民に著しい危害が生じる恐れのある区域、特別警戒区域が374カ所もあります。山梨県全体では約7千カ所。山梨県中、また北杜市中が危険箇所という状況です。

市ではハザードマップなどで危険箇所を住民に知らせて、崩落防止工事なども県が計画的に

進めていると思いますが、対策の進捗状況、今後の計画等を答弁願います。

4点目は、生活保護行政の改善について、1つ提案します。

3月議会で私は、生活保護受給者への市の対応をただして、スティグマ、生活保護受給は恥だという思いとか考え、風評ですが、このスティグマを解消するために制度の名を生活支援法に変えるように国会でも提案していることを紹介しました。市長からは国民の権利という言葉こそありませんでしたが、すべての国民は法律の要件を満たす限り保護を無差別平等に受けることができるという答弁がありました。

そこで今回、提案するのは市民が制度を利用しやすくするために、市が受給者の皆さんに渡している「生活保護のしおり」というのがありますが、神奈川県小田原市の例のように「生活保護を受けている皆さんへ」という表現でなく、「利用している皆さんへ」と変更して、「制度の利用は国民の権利です」と明記すると。また「自動車は持ってません」というふうを書くのではなくて「自動車も事情によっては持てるので、相談してください」などと改善すべきと思いますが、どうでしょうか。

次に、昨年度からスタートした地域課題早期対応事業について質問します。

この事業は大変好評と思われ、各支所同額の1,250万円、総額1億円の昨年度予算はほぼ全額が活用されました。2年目の今年度ですが、支所ごとの予算に高根が1,510万円、最も低い武川が1,100万円とばらつきがあります。その理由は何でしょうか。また工事の申請から決定に至る手順や基準、工事決定の判断はどうされているのか。地域住民に分かりやすく、使いやすい事業にすべきと考えますがどうでしょうか。

最後ですが、各支所が印刷する印刷機の市民の利用について聞きます。

1枚1円という安価な使用料で印刷でき、市民団体などから重宝されてきましたが、最近、故障しているなどの理由で使用できない支所が増えていると聞きます。旧町村内の人しか使えないとか、地元の支所で印刷してくださいなどの対応もあったようです。統一した使用規定はあるのでしょうか。市民団体や各種サークル活動への支援の趣旨からも全支所で使用可能とすべきと思いますが、答弁を求めて質問とします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

8番、志村清議員の市政の諸事業・施策、判断についての提案など6点における地域課題早期対応事業の運用、周知についてのご質問にお答えいたします。

軽微な道路修繕など、地域が抱えるさまざまな課題・要望に対して、迅速に対応を行うことを目的とした地域課題早期対応事業費の本年度の予算については、昨年度の要望や実施状況等を考慮し、各町に均等に1千万円を配分し、維持管理する道路の延長が各町により異なることから、2千万円を道路延長により案分して加算することとし、本市の特徴ある取り組みとして、総額1億円を確保しました。

事業実施の手順や基準については、各地域から出された要望について、その緊急度や事業規模などを勘案し、軽微で迅速に対応できる事業のうち、各総合支所で執行が可能と判断したもののから、予算の範囲内において実施しているところであります。

また、周知については、毎年開催されます代表区長会において説明し、各町の区長会を通じ

て地域の皆さまにお知らせをしているところであります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

8番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

市政の諸事業・施策、判断についての提案などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、議員活動報告の市内図書館への掲示についてであります。

政治活動資料については、日本図書館協会が示す公立図書館の任務と目標を参考に、新聞折り込みや申請手続きによる政治活動資料に限り図書館利用者が閲覧し、さまざまな情報を入手できるよう館内への設置を行ってまいりました。

しかしながら、市民の方から館内に置かれている政治活動資料には、北杜市図書館の館内に掲示できないものとして掲げている8項目に該当し、設置は不適當ではないかとの意見が寄せられました。

これは、当該8項目と日本図書館協会が示す公立図書館の任務と目標との整合性が取れていないことが原因で誤解を招いていると思われることから、いったん館内掲示を控えさせていただいたところであります。

今後、速やかに北杜市図書館協議会からご意見を伺いながら、教育委員会において内容を審議したのちに、北杜市図書館内掲示物取扱基準を見直してまいります。

次に、市内公共施設における市民団体の宣伝活動の自由についてであります。

成人式が行われる高根ふれあい交流ホールについては、条例および条例施行規則に基づいて利用許可を判断しております。

こうした中、成人式における会場敷地内でのチラシ配布や署名活動などの行為については、過去に「成人式にふさわしくない」「会場で署名活動などしていいのか」など、新成人のご家族等から意見が寄せられた経過があります。

このことから、成人式の主催者として、その目的や混雑する駐車場内における安全の確保などにも配慮して条例、規則に基づき会場敷地内である駐車場での宣伝活動等をご遠慮いただいたところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

8番、志村清議員の市政の諸事業・施策、判断についての提案など6点における、各支所所有の印刷機の市民利用についてのご質問にお答えいたします。

各総合支所の印刷機は、業務に支障のない範囲でサービスの1つとしてご利用いただいておりますが、統一した規定は定めておりません。

総合支所の印刷機は行政事務としての使用頻度が低いことから、すでに設置されていないところもあり、また現在ある印刷機の中でも経年劣化により支障がある際には、対応が可能な総

合支所にご案内することもあります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

8番、志村清議員の市政の諸事業・施策、判断についての提案など6点における生活保護行政の改善についてのご質問にお答えいたします。

市では法律の定義を十分尊重していることから、「生活保護のしおり」等の表記については、改善する必要はないと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

8番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

地上型太陽光発電設備への市の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会についてであります。

本検討委員会では、太陽光を中心に地球温暖化対策、エネルギー問題として再生可能エネルギーの重要性、有効性、またその課題などを踏まえ、再生可能エネルギー発電設備の条例化も踏まえ、検討していただいていると考えております。

今後も引き続き、さまざまな課題についてご検討・ご議論を踏まえ、方策等を導き出していきたいと、提言に向けて引き続き慎重審議をしていただきたいと考えているところであります。

次に、最新の認定・未稼働件数、施設のチェック体制についてであります。

FIT法に基づき、現在公表されている昨年9月末現在の件数は、認定を受けた設備が2,813件のうち稼働した設備1,567件、未稼働件数1,246件となっております。

また、現在の体制は担当職員2名と臨時職員2名の計4名で確認する中で、指導・パトロールを行っているところでありますので、当面体制を強化する予定はありません。

次に、高根町下黒澤地内の浸水被害箇所の対策の進捗状況についてであります。

昨年10月の浸水被害発生から、自然流下で処理する方法について、現地周辺の地形や排水先等の調査を行ったところ、隣接する土地を利用する方法が効果的と判断し、所有者に用地の協力を依頼してきましたが、了解を得ることができない状況であります。

引き続き、効果的な排水方法について検討してまいります。

次に、市政の諸事業・施策、判断についての提案など6点における土砂災害警戒区域への土砂災害防止対策・防災訓練等の実施についてであります。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は山梨県で指定しており、対策工事については市が工事費の一部を負担し、急傾斜地崩壊対策事業および砂防事業が進められており、今後も県と連携し、継続して実施してまいります。

また、本年度から県単小規模治山事業が復活し、白州町地内において山腹工事が実施されることになりました。今後もこの事業を継続して要望し、市民の安全確保に努めてまいります。

一方、市民への周知については、土砂災害ハザードマップの活用をすべく、広報で周知しながら、窓口での再配布を行うとともに土砂災害等により孤立した地区の訓練や水防訓練等を継続的に実施する中で、日ごろの防災意識向上に努めているところであります。

今後も、土砂崩落を想定した訓練やハザードマップの改訂を行うなど、地域への周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

○8番議員（志村清君）

再質問です。

1項目めの太陽光パネル、残念ですが市長の答弁をとということで文書にもはっきり書いて通告して、部長の答弁になったことは残念です。

1点だけ聞きます。

下黒沢の箇所についての工事は、いろんなことを検討されて、土地の利用が避けられないとあって、まだ了解が得られないということですが、私、そこにこだわるのは、1カ所工事すると業者の責任でなくて、1回、工事すると次々に続いてしまうというような心配もあると思うんですが、あそこは何回も議会で取り上げられて、言ってみれば太陽光パネルの被害の象徴みたいところで、私、県外や市外から来る人にはあそこに必ず連れていって、残念な例として紹介しているところなんですね。ですからぜひ前に、この工事を進めてもらうように、もう一度、決意を含めてお伺いします。

○議長（中嶋新君）

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

志村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたところですけども、今後も効果的な排水方法について検討するとともに、また用地につきましても粘り強くお願いをしてみたいというふうに、道路管理者として考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

では2項目めの再質問をいたします。2項目の中だけでも、時間の関係でいわゆる議会の報告が掲示されなかった問題に絞ることになると思いますが、お願いします。

教育長から答弁があり、政治的な資料うんぬんということの判断の中で掲示できない8項目の2番目にそれがあるんですが、特定の政治団体のうんぬんという、それに当てはまるものだというような答弁だったと思います。

1点目の質問は、一般市民の方から意見をいただいたと、さっき紹介した私へのファックスにありましたけども、申し出た市民の方というのは1人ですか。あるいは2人、3人でしょう

か。私に駄目だという連絡があったのは、OKのハンコをいただいた2日後なんですね。すた
ま森の図書館には置かれない。中央図書館にだけ置かれたくらいの日程のところ、そういう
市民から意見があったようです。1人か複数なのか、聞きます。

一般市民の意見を直ちに取り入れて、掲示を検討する。こういう判断そのものは、僕はおか
しいと思います。少なくとも図書館協議会の皆さんを招集して議論するだとかということで、
おかしいと思います。そこを、1人か複数か、含めて教えてください。

それから先ほど説明がありました、いったん保留する際の連絡にも政治活動に関するものにか
かわるという部分だという説明が1つありました。私たち、会派の議員の報告書は政治活動
ではないんです。作成には議会事務局の判断で政務活動費が正式に充てられています。政治活
動ではなくて議員活動の一環だと、議会事務局が認めたから公費が充てられているんです。教
育委員会と議会事務局の判断が真っ向から対立しています。どちらか決着をつけてほしいと思
います。

3点目は、特定の政治団体うんぬんということを理由にしたと言っていますが、政党にも会
派にも、ましては党派にも属していない、先ほど紹介した池田議員への対応はなぜなのか、説
明してください。

4点目は、すたま森の図書館だけかもしれませんが、これも紹介しました。2人の県議とか、
ともにあゆむ会の皆さんの会報は、ずっと今回に限らず置かれています。なぜ、そこだけ置か
れているのか、これも答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

8番、志村清議員の再質問にお答えいたします。

4点ほど質問をいただいたかと思います。

まず、1点目でございます。一般市民の声は何人であったかという質問と、今回の判断はど
うした判断かというご質問かと思います。

まず、市民の声というのは1人でございます。1人ではございましたが、今回、寄せられた
声、議員の皆さんに許可を出す際に申請していただく申請書の裏面に、その8項目が表示され
ておりますけども、この裏面の8項目に該当するのではないかという内容でございました。

これに対して、先ほど教育長答弁の内容で市の教育委員会、図書館のほうで適正な説明がで
きないような状況にありましたので、不許可ということではなくて、いったん控えさせていた
だいて、しっかりとした対応ができるような状態にしていきたいという考えのもとに、掲示を
控えさせていただいたというふうに私どもは理解しているところでございます。

次に2点目の議会活動報告については、政務活動費が充てられていることの中で、それを評
価するのはいかがかという内容だったかと思います。

これにつきましても、決して質問をいただいている志村清議員をはじめとする日本共産党さ
んのものを評価したものではありません。あくまで8項目が、裏に掲示できないものとして表
記されている中で、それに対して明確な説明ができなかったということで、整理をさせていただ
くお時間をいただいたというふうに考えてございます。

それから3つ目の池田議員へのというような内容でございますけども、このへんがちょっと理解できていないんですけども、同様のということによろしいでしょうか。同様の不許可という。

これにつきましても、今、ご説明をさせていただいたとおりでございます。たまたま日本共産党さん、それから池田議員、お二人から許可申請書に基づいて設置をとということで置かせていただいていた経過がございます。

その他の県議会議員の方の政治活動の報告書等につきましては、図書館が新聞折り込みでされたものを資料として置かせていただいたという経過でございます。許可行為ではなくて資料としての収集という部分で行っていたということで、同様に整理をつける期間、お時間をいただいて控えさせていただいているということでもあります。

すたま森の図書館にはということでございますけども、私もこの件、市民からご意見をいただきながらという部分で、市内8つの図書館に問い合わせをして調べました。その結果、先ほど申し上げた1会派、お一人の議員の方については、許可申請書のもとに置かれている。他の図書館においては、先ほど説明したとおり折り込みという部分で県議、その他の議員の会報誌も新聞折り込みにあったということで、資料として収集しておいたという経過がございます。ということが確認できました。このことから、同様な対応をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

再々質問です。

政治活動と政務活動費を充てられた議員活動、この矛盾した当局の対応についての答弁がちょっとはっきりなかったと思いますが、改めて政務活動費が議会事務局の正式な判断で充てられて作成された私たちの議会報告について、政治活動だという判断をした教育委員会と、そういう疑いがあるという判断をされた教育委員会と、公費を充てることを了解した議会事務局の判断が対立していることについて、もう一度答弁をお願いします。

それから県議らの発行物がすたま森の図書館に置かれてきたことは、新聞の折り込みにあったから、言ってみればこれは正しい判断だと私は思います。図書館法では、地域の情報を収集して市民に広く公開するという役目があるわけです。そういう趣旨でやっているんだという、中央図書館長さんの説明があって、それはなるほどと思いました。ところが私たちの議会だよりも、議会報告も新聞に折り込んでいるんですね。見落としてしまったのか知らないけども、どうも私は、申請書をしたのは、館長さんが留守だった日でハンコを押されたのは次の日で、そういうことは一般市民の人は知らないわけですね。そういう申請をしたということは。そのあと、一般市民の1人の方がどこかで掲示されたのを見て、だから私たちの議会報告しか考えられないんですね。

そこでもう1つ、新しく再々質問で聞きますが、図書館協議会で今後、協議を経て委員会として判断するということですが、この問題はもうすでに過去、決着がついているんですよ。28年9月議会で掲示資料の扱いについて議論されて、図書館協議会の意見を伺い統一的な方

針を定めると。さっき紹介があった1から8まで、掲示できない。そういつて、そういうふう
に教育長が答弁して、それを受けて平成29年2月23日の北杜市図書館協議会で議事録を私、
見ました。会長さんが政権を転覆する運動でもない限り、いいんではないかと。掲示できない
ものの8項目のうち「特定の」と、宗教団体と政治団体、「特定の」という文字を抜くことでい
いのですかと、こういうふうにもとめて委員の皆さんも了承した。こういうふうな議事録になっ
ています。だからおかしいのは1から8までの、その掲示できない項目の「特定の」が削られ
ないまま、1年以上経ってしまっていると。そのことのほうが問題ではないかと思ひます。ぜ
ひ議事録を見てもらえば、そういうふうになっています。だから、このことに決着が図書館協
議会で、もうすでについている。ついてるのに、それを直さないまま、私が申し込んだもの
の裏面に書いてあります。1から8がそのままになっている。「特定の」が付いたまま。委員長
さんがこれでいいですか、了解しましたと委員さん全員が言っている議事録が残っているのに
そのままになって、だからこんなゴタゴタした、一市民から、たった1人からきた、そういう
ことについて早速動いてしまう、こういうことはおかしいと思ひますが、先ほどちょっと対立
の、2つの意見が対立している矛盾した問題も含めて、今、分かれば見解を示してもらおうと
併せて答弁を願ひます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

8番、志村清議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。政治活動、政務活動費が使われているということの中で、それを
教育委員会が評価したのかという内容でございます。

基本、教育委員会としましては、先ほど志村議員も触れていたとおり図書館法、それから日
本図書館協会が示す任務と目標に沿って、基本的には図書館の運営に関する考えとしましては、
住民に適切な判断材料を提供するため、政治的・社会的に対立する意見のある問題については、
それぞれの立場の資料を収集するように努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主
張を持っていようとも、それを図書館が支持することを意味するものではない。これが日本図
書館協会が示している内容でございます。

こうした中で、先ほど志村議員から政治活動報告を教育委員会が、その8項目の部分で評価
したのかと、評価を行っていないというふうに理解していただきたいと思ひます。あくまで、
先ほども再質問の中で答弁をさせていただきましたけども、図書館の掲示物を申請する申請書
の裏に館内に掲示できないもの、8項目が挙がっております。宗教団体の宗教活動に関するも
の、それから先ほど議員おっしゃるとおり「特定」が付いたままでございますけども、特定の
政治団体の政治活動に関するもの、商業活動に関するもの、公序秩序に反するもの、誹謗中傷、
反社会的なもの、それから6つ目としまして掲示目的および内容が不明確なもの、7つ目とし
まして掲示依頼者、または責任者が特定できないもの、それから8つ目としまして個人の宣伝、
主義主張に関するもの、この8項目が表示されておりました。

この表示がされている中で、一市民の方であれ疑問を持ったということで、意見が寄せられ
たというふうに理解しているところでございます。

繰り返しになりますけども、決して許可した内容のものを評価したということではありません。

それから2つ目の質問になりますけども、図書館協議会においては平成28年に協議をした経過があるということで、その折の内容に触れてのご質問かと思えます。

当時の図書館協議会の会議録を見ますと、同じように、先ほどお話をさせていただいた日本図書館協会が示す図書館としての資料の収集のあり方について、まずはそれを基本にということで議論がされた経過があるというふうに理解しております。その中で8項目の、今回の図書館に掲示できないものが決まってきた経過がございます。

図書館協会の示す、この内容を捉えれば図書館としては資料の内容を評価するのではなく収集して置く、置いた中でその評価は市民に、利用者にしていただくというのが図書館協会が示す公立図書館のあり方だというふうに私ども理解はしているところですけども、8項目が現時点で申請書に記されていたということで、それに対して整理をするためのお時間をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、志村清君の一般質問を終わります。

最後に明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

最後になりましたが、よろしくお願いたします。

6月定例会にあたり、身近な問題について2項目を質問させていただきます。

最初に、長坂駅の無人化など解消と整備に向けた取り組みについてであります。

長坂駅の無人化、特急の停車廃止により大人の休日による切符や特急券・定期券などの購入ができないなど、また電車が遅れた場合、なんら案内をしないときがあることなど、駅を利用する市民は大変不便を感じています。

市においても解消に向けて努力を重ねていると思いますが、去年の無人化などから1年余りが経過しました。そうした中で、長坂駅のバリアフリー整備事業に多くの市民が期待をしています。また、今年には長坂駅開駅100年の記念すべき節目の年でもあります。地域関係区が主体となり、記念事業を計画しています。この機会を契機に改めて無人化の解消、特急の停車についてJR東日本に申し入れるべきだと思います。

また、バリアフリー整備事業については、駅を利用する多くの市民の方から整備はいつごろになるのかと問い合わせがあります。JR東日本との協議状況、ならびに昨年発注の詳細測量の結果について以下、伺います。

1点目として、長坂駅の無人化など解消に向けた取り組み状況についてどのようになっているのでしょうか。

2点目として、長坂駅のバリアフリー化に向けての詳細測量調査結果と今後の整備計画について。

また併せて平成31年、32年度、北杜市総合計画の実施計画の中に計画事業費として2億

6, 666万7千円が計上されていますが、その内容について伺います。

次に、事故の再発防止に向けて職員間の情報の共有についてであります。

一般の全員協議会において、多岐にわたる事故の発生が報告され、そのことに対して多くの謝罪の発言がありました。今までの全員協議会において、これほど多くの事故の報告はありませんでしたので、あえて質問をさせていただきます。

1千人を超える大勢の職員がいる中で、公用車等による小さな事故など避けて通ることはできませんが、大きな事故につながらないよう職員間で情報共有をする、共通の認識をするなど、できる限り緊張感を持って職務にあたることで事故を少なくする方法だと考えます。

昨今、難しい事例や1人当たりの事務量が多くなる中で、職員間での意思の疎通を図るとともに、お互いにフォローし助け合い、前日の疲れが残らないよう健康管理には十二分に気を付けて、市民サービスの向上に頑張っていたいただきたいと特に感じています。このことについて、市長の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

14番、相吉正一議員の事故の再発防止に向けて、職員間の情報共有についてのご質問にお答えいたします。

職員による事故の再発防止に向けた市の取り組みについては、日ごろから公務員としての自覚を持った交通法規の遵守と十分な体調管理を行う中での業務の遂行について、定期的に部長会議等を通じて、職員へ周知しているところであります。

また、職員の体調管理については、北杜イクボス宣言を踏まえ、休暇取得の促進、定時退庁日の励行等、仕事と生活の調和といったワークライフバランスに向けた職場内の意識改革や職員がともに支えあう風土づくりへの取り組みにより、職員の心と体のバランスが取れた状態を保つこととしております。

なお、先月、職員駐車場において、職員による朝のあいさつ運動が行われました。職員同士の意思疎通を図り、心にゆとりを築く取り組みとして、職員組合が自主的に行ったものであります。このような取り組みにより、事故防止とさらなる市民サービスの向上を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

14番、相吉正一議員の長坂駅の無人化等解消と整備に向けた取り組みにおける、無人化解消の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

これまでJR東日本に無人化解消を要望してまいりましたが、引き続き山梨県、長野県と中央線沿線自治体で組織する中央東線高速化促進期成同盟会が毎年行う要望活動での要望事項に盛り込まれるよう、働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

14番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

長坂駅の無人化等解消と整備に向けた取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、バリアフリー化に向けての詳細測量調査結果と今後の整備計画についてであります。

長坂駅バリアフリー化整備事業については、昨年度、JR東日本に調査設計業務委託を行ったところであります。その結果、エレベーターの位置・構造・施工計画・概算事業費が示されました。現在、庁内で課題の整理を行い、検討しているところであります。

次に、市総合計画の実施計画における計画事業費についてであります。

内容につきましては、長坂駅の2基のエレベーター設置費用の市の負担の概算見込みを計上したものであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

それでは最初に長坂駅の無人化など解消と整備に向けた取り組みについて、再質問をさせていただきます。

この件については、昨年3月の定例会でも質問をさせていただきました。先ほどの答弁で同じように県の関係部署や市長自らが即刻中止を申し入れた。国やJRへの要望は引き続いて行っていく。先ほどの答弁も同じでしたけども、長坂駅は私が申し上げるまでもなく北部4カ町村の中心的な駅であります。また長坂町をはじめ大泉町、高根町、また小淵沢町、白州町の一部の住民の方も利用しています。今、駅西も開発されてすごく住宅ゾーンも多くなっています。ぜひ、100周年の記念する年で、また式典でJRの社長さんなり、役員さんが来ると思うので、ぜひ要望をしていただきたいと思います。そしてできないとすれば、今後ですが、エレベーターの管理なども含めて民間委託を検討していく考えがあるかどうか。

2点目、バリアフリーの整備事業について、利用する多くの市民の方が早い時期にエレベーター化が実現することを望んでいます。JR東日本との折衝、費用負担、協議等、工事日程等、大変だと思いますが、力強い推進をお願いしたい。私が質問するのは、いつごろまでに計画が、整備がされるか、そのへんについて、JRとの協議、大変だと思いますが、現時点で何年ごろを目途に完成を予定しているか、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

相吉正一議員の、長坂駅の無人化についてということで再質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げておりますけども、これまでも要望活動を行っております。しかしJR東日本、非常にガードが固くてなかなかいい感触が得られないというのが現在の状況であります。今後、いろいろな機会等もあろうかと思っておりますので、そういった機会を通じて要望活動を行っていきますけども、非常に厳しい状況にあると、そのように理解しております。

また、民間の委託の考え方ということでありますけども、現在のところは考えておりません。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

整備の目途ということでございますけども、現在、JR東日本につきましては、1日の平均利用者数が3千人以上の駅について、国の方針もございまして、原則、平成32年度末までに整備を行うということで進めて、対象駅を優先的に整備を進めている状況でございます。

ご承知のとおり長坂駅につきましては、3千人まで達していないという状況もございまして、現在のところ市におきまして、庁内検討で課題の整理、また1日の利用者数を増やすような方策も検討しているところでございます。また、それらの検討によってJRと協議していく中で、時期については、またお示しもできるようになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

最後に事故の再発防止に向けて、職員間の情報の共有について再質問をさせていただきます。

職員はすごく仕事を頑張っていると思います。そうした中で、有給休暇を有効活用するなど日ごろから職員の健康管理には、十分留意することが事故の再発防止につながると思いますが、また今度、4月に人事室ができましたけども、そういった意味で、疲れている職員、たくさんいると思うので、ぜひ連休を消化したりして仕事に頑張ってくれるように私はお願いしたいと思っております。このへんについての見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、有給休暇の取得率、これが今、約50%くらいでございます。祝日の連休等と合わせて、なるべくその有休の取得率を向上させていきたいと思っておりますし、また現在、水曜日と金曜日が定時退庁日になっておりますけれども、その中で月の最終の水曜日を完全定時退庁日というふうに定めてありますので、今後は体に疲れ

を残さなくて、心にゆとりを持つように、そういった職員を育てていくように心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで14番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月28日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時07分

平成 3 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 8 日

平成30年第2回北杜市議会定例会（4日目）

平成30年6月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第4 議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第58号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第62号 字の区域の変更（大泉町寺所）について
- 日程第9 議案第63号 字の区域の変更（高根町箕輪）について
- 日程第10 議案第64号 字の区域の変更（白州町鳥原）について
- 日程第11 議案第66号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議案第56号 北杜市営就業者向け定住促進住宅条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 藤原尚君の議員の資格決定の件について
- 日程第15 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
政策調整参事	櫻井順一	企画部長	小松武彦
市民部長	篠原直樹	福祉部長	浅川辰江
生活環境部長	仲嶋敏光	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	土屋裕	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	小尾民司
明野総合支所長	清水博樹	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	小澤隆二	小淵沢総合支所長	中山晃彦
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
政策秘書課長	小澤章夫	総務課長	宮川勇人
企画課長	加藤寿	財政課長	清水市三
地域課長	大芝一	住宅課長	清水能行

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山内一寿
議会書記 平井伸一
" 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、織田総務部長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第11 議案第66号 市道路線の認定及び廃止についてまでの11件を一括議題といたします。

本件につきましては各委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から承認第1号および議案第57号について報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

総務常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成30年6月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、6月12日の本会議において付託されました事件を6月20日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について

請願第1号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願

請願第2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

以上4件であります。

出席委員

委員長 齊藤功文 副委員長 藤原尚

委員 加藤紀雄、原堅志、相吉正一、清水進、中嶋新、内田俊彦

北杜市議会会議規則第132条の規定により出席した者

志村清、清水進

審査結果ですが、議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「改正内容は、税を抑制することにより景気回復、今後展開されることなど市民に関係するものは」との質疑に対し、「国ではより多くの皆様が対象となるよう給与所得および公的年金控除が10万円引き下げられる。基礎控除額が10万円引き上げられることが個人所得課税に、また宅地等に課する固定資産税の特例措置が平成32年度まで延長されることなどです」との答弁がありました。

また、「宅地等の固定資産税の特例措置が延長されることにより国の財政措置に対する考え方は」との質疑に対し、「今回の特例措置の延長に対しては国の財政措置はありません」との答弁がありました。「土地の価格の下落修正ができる特例措置の継続について」との質疑に対し、「評価替えの年度間の年度についても時点修正を行うことができるもので、本市においても行っている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

「市民税非課税限度額が135万円に引き上げられると何人に影響が出るか」との質疑に対し、「新たに71名が対象となる」との答弁がありました。

「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、対象となるものは」との質疑に対し、「太陽光設備について固定価格買取制度認定されたものは対象外、対象となるのは認定されていないもので再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたもの。風力・水力・地熱・バイオマス発電設備については、固定価格買取制度認定をされたものが対象となる」との答弁がありました。

「中小企業生産性向上特別措置法に係る課税標準額の特例措置の対象者は何社か。また税収に影響する額は」との質疑に対し、「対象者は市内12社あり、100万から300万ほどの影響がある」との答弁がありました。

「中小企業生産性向上特別措置法に係る課税標準額の特例措置について中小企業の経済的基盤を強くし成長分野となり北杜市の底上げとなると思うが」との質疑に対し、「中小企業の労働力や生産性を上げるため、老朽化した設備を一新するために補助制度などの支援が必要と考え課税標準額を新たに課せられる年度から3年間ゼロとした。今後、導入促進基本計画に基づき企業を支援していきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、「2018年度の地方税法改正案は3月28日に成立した、安倍内閣のもと進められ消費税10%への増税を前提とした税制上の措置を拡充・延長し地域経済の牽引をうたって一部企業のみ支援を特化する経済政策に伴う固定資産税の減免や働き方改革を応援する名目での個人所得課税の見直しなどを行うものです。2018年度の土地評価替えに伴う固定資産税の負担調整措置・不動産取得税等の特例の延長・バリアフリー改修のなされた劇場音楽堂に係る固定資産税都市計画税の税額特例措置など、必要な施策も含まれるものの大部分は政府の主要な制度改悪を反映した改正となっているため反対する」。一方、「地方税法の改正に伴い

提出されている。その多くのものが税の負担を軽減するもの。市民税の均等割や非課税範囲について71名の方が対象で市民生活に根ざした部分もある。中小企業の経営の安定と新たな産業分野への進出を狙い、日本全体の底上げ雇用を生み経済をいい方向にしていきたい施策である。多くの自治体が計画を立て補助金交付金を受けやすいようにしなければならない。国民生活向上を目指したものであり、貧困世帯にも配慮していることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 憲法「改正」国会審議での慎重審議を求める意見書提出請願であります。

「慎重審議といいながら改正論議を否定するものではない。改正には反対ではないが十分な論議を尽くしてもらいたい。しかし補足説明では、改正反対と解釈でき請願の趣旨と請願者が思っている大事な部分が違ってきているが」との質疑に対し、「請願の趣旨は憲法論議を否定しない。安倍内閣が進めている方向には心配の声がある。国会で審議することに危惧しているため提出したい」との答弁がありました。

質疑の中で、「慎重審議と改正反対との説明があった。改正となると9条のことばかりではなく多くのことに及ぶ。多方面での運動や動きもあり9条の改正は簡単ではない。今後数カ月間で判断すべき。請願と説明には違いがある。紹介議員も提出者との協議が必要であり委員会でも調査・研究する必要があるし、非常にハードルが高いことで慎重な審議が必要とのことから継続審議とすべき」との意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により継続審議とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号です。「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

「全国の400近くの市町村で意見書が採択されたと聞いている。現在の全国の状況と県内の状況は」との質疑に対し、「今年の3月末現在では全国の406区市町村議会で採択、合併前の山梨市・塩山市・鯉沢町・石和町で採択提出されている」との答弁がありました。

また、「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の目的や団体構成メンバーは」との質疑に対して、「政党ではなく戦前の治安維持法によって共産党をはじめ、さまざまな学者・文化人が検挙され、犠牲者となった方に賠償をしてほしいとの目的。東京都を中心とする全体組織と地方を中心とする組織で賠償を求める個人参加の組織である」との答弁がありました。

また、「ドイツなどを例に挙げているが、各国の成り立ちや社会体制・法律の内容・賠償の内容は違うと思うが各国の状況は」との質疑に対して、「ドイツは1956年から開始し財産返還や年金支給を行っている」との答弁がありました。

「治安維持法には、暴力や思想的なものなど各種罪があり捕らえられた罪・罪状などケースバイケースである。北杜市の方の捕えられた罪は」との質疑に対し、「把握はしていない」との答弁がありました。

「治安維持法で捕えられた人の中では、暴力・思想など一概にすべてを治安維持法の被害者とするのは難しい。各国の捕えられた人の扱いは」との質疑に対し、「国連の人権規約に基づき各国それぞれ賠償している。各国の個別の状況は把握していない」との答弁がありました。

質疑の中で、「個別なこと補償など各国の状況は調査していない。誰を補償すべきか、また各国の補償のあり方がどうかを軽々に判断するには難しい。北杜市についても状況が不明であるなどのため継続審査とすべき」との意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により継続審議とすることに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から承認第2号および承認第3号、議案第58号、議案第59号および議案第60号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

文教厚生常任委員会の審査経過および結果を報告書の朗読をもって行います。

平成30年6月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月12日の本会議において付託されました事件を、6月21日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第3号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第58号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第59号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議案第60号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上5件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「課税限度額を93万円に引き上げると77世帯が対象となると見込んでいるが、この世帯の収入はどれくらい以上となるか」との質疑に対し、「医療保険分の比較では収入が1,200万円、所得では980万円以上の世帯」との答弁がありました。

「国では課税限度額を超える世帯の目安を全体の2.4%以内としているが、北杜市では何%

か」との質疑に対して、「4月1日の加入世帯を基準とすると0.85%」との答弁がありました。

質疑終結後、「条例の改正は地方税法施行令の一部改正に伴うもので、第23条の改正は国保税の5割と2割軽減の基準を引き上げて軽減を拡大するものですが、第2条の改正は高所得者の課税限度額を引き上げるもので、平成25年度との比較では7万円の引き上げとなり負担増には反対です。課税限度額は市町村が独自に設定できるものであり、一時的に所得が増えたときに国保税が青天井に跳ね上がらないよう導入されたものです。安定的に年収で1千万円を超える高額所得者の多い大都市と北杜市では条件が違い、対応も変えるべきです。課税限度額が93万円となると所得の1割が国保税負担となります。国保加入者間で負担を分け合うのではなく国庫負担率を大幅に引き上げさせるか、溜まった基金を活用して引き下げるべきである。改正後に限度額を超える世帯は77世帯、国の示す加入世帯に占める限度額超過世帯割合は2.4%までとなっていますが、本市は0.85%であるため目安を達成しています。国の方針から言っても限度額を引き上げる理由はないことから反対する」一方、「改正内容は根拠法令である地方税法改正によるもので、市条例を根拠法令にあわせ改正するのは当然である。現状の国保加入者の所得が伸び悩んでいる状態で、高齢化は進み医療給付は増加傾向にある限度額の引き上げを行わないと高所得者の負担に比べ中間層負担がより多くなる。高所得者は負担増となるが、公平で安定的な持続可能な国保制度の構築のため必要な改正である。5割・2割軽減の世帯が拡大することにより、より多くの低所得世帯の負担が軽減される。低所得の世帯に安心して国保制度を利用してもらうためにも率先して取り入れるべきである。また、急に仕事を失ったときに雇用保険受給資格証明書がなくても、マイナンバーの情報連携を利用することで国民健康保険に加入することが可能となり、迅速な処理と利便性が向上するため賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第3号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「指定地域と地域についての解釈は」との質疑に対し、「指定地域密着型サービス事業については市町村がサービスの種類を事業所ごとに行うものであるが、従業員についてはないため改正により地域とした」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者について特に教科は」との質疑に対し、「幼稚園・小学校・中学校・高校の免許を資格している者であれば該当し、教科は関係ない」との答弁がありました。

「5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めるものについて従事した頻度回数の取り決めは」との質疑に対し、「通常の勤務を5年以上従事したもの」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第59号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定

める条例の一部を改正する条例についての2件は質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第62号、議案第63号、議案第64号および議案第66号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

それでは、経済環境常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成30年6月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、6月12日の本会議において付託されました事件を、6月22日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第62号 字の区域の変更（大泉町寺所）について

議案第63号 字の区域の変更（高根町箕輪）について

議案第64号 字の区域の変更（白州町鳥原）について

議案第66号 市道路線の認定及び廃止について

以上4件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第62号 字の区域の変更（大泉町寺所）について、議案第63号 字の区域の変更（高根町箕輪）について、議案第64号 字の区域の変更（白州町鳥原）について、議案第66号 市道路線の認定及び廃止についての4件については質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第1号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

志村清君。反対討論ですね。

○8番議員(志村清君)

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対討論を行います。

討論の前に触れなければならないことがあります。市の広報7月号が一昨日、26日、わが家に配布されて驚きました。今、議論をしているこの案件が決まったものとして、この広報です。「国保に加入している皆さんへ」として、「限度額54万円が58万円に引き上げられました」など、すべてが紹介されています。専決処分とはいっても、承認を議会に求めている案件です。私たちのこの議会の審議は一体何なんでしょうか。どうせ専決処分のとおり決まるだろうという当局の姿勢なんでしょうか。あまりに議会軽視ではないかと思います。

先ほど委員長報告がありましたが、あの文教厚生常任委員会の審議は何の意味があったんでしょう。委員長報告を受けた、今、私がやっているこの討論や議決は何のためにやっているんですか。今まで、こんなことはありましたか。反対や賛成は脇においても議員全員で怒らなければならないことではないかと思います。

答弁を求める機会ではないですが、あまりの議会の軽視であり、議長にはぜひ議長として適切な対応を求めたいと思います。

それでは、そういう意味で力が入りませんが、反対討論を行います。

条例の改正は地方税法施行令の一部改正に伴うもので、第23条の改正については5割軽減・2割軽減など所得基準を引き上げて軽減を拡大するというもので評価できるものですが、第2条の改正は高所得者の課税限度額、これを4万円引き上げて58万円とするもので、平成25年次と比べて7万円もの引き上げになります。負担増には反対です。

そもそも改正後に限度額を超える世帯数は、北杜市内で77世帯ということです。厚生労働省は加入世帯に占める限度額を超過する世帯割合の目安を示していて、委員会の答弁では2.4%ということです。北杜市の77世帯を計算すれば0.85%ですから、もうすでに2.4%どころが、その目安を達成しているわけです。政府の方針からいっても本市で限度額を引き上

げるといふ必要はないと思ひます。

そもそも国保税の課税限度額といふのは、市町村が独自に設定できるものであり、その趣旨といふのは当初、借金を返済するために資産を売却するとかして、一時的に所得が増えたときに国保税が青天井に跳ね上がらないといふために導入されたものです。安定的に年収で1千万円を超えるなどの高額所得者が多い大都市圏と本市では条件が違ひますから、対応を変えるべきだと思ひます。

試算では市内対象者の国保税額は、実際払う高額所得者の保険料が年間約93万円という答弁がありました。所得の約1割が国保税の負担となります。国保税が高くて納めるのが大変といふのは、たくさん一時的な収入があつた人についても共通の思ひだと思ひます。国保税額は、国保の加入者間で負担を分け合うのではなくて、国庫負担率を大幅に引き下げるように国に求めるとか、貯まっている基金を活用して引き下げるべきだと主張して反対討論とします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

先ほどの広報の件に対しては今後の対応、審議等がありますが、今はこの改正について討論いたします。

まず、付託された文教厚生常任委員会の採決は可決です。私も委員の一人ですが、この採決は正しいと考へ、賛同いたします。

この改正は根拠法令である地方税法施行令の改正によるものであるため、市の条例を根拠法令の改正に合わせ、改正することは当然の措置であると思へます。

改正の内容ですが、まず第2条の改正については高所得層に対しての改正です。現状、被保険者の所得が伸び悩んでいる状況で、高齢化が進み医療給付費は増額傾向にあります。基礎課税限度額の引き上げをせずに必要な保険料を確保するため、保険料率を設定した場合、高所得層の負担に比べ中間所得層の負担がより重くなつてしまひます。

高所得層の方は負担増となつてしまひますが、公平な負担割合、安定的で持続可能な国民健康保険制度の構築のため、必要な改正と思へます。

次に第23条の改正については、5割軽減・2割軽減の対象が拡大することにより、より多くの低所得層世帯は軽減措置を受けられ、負担が縮小されることにより生活の安定につながります。

今後とも低所得層の方に安心して国民健康保険制度を利用していただくためにも、このような軽減措置は率先して取り入れるべきと思へます。

最後に第24条の2の改正については、急に仕事を失つてしまったときに雇用保険受給証明書がなくてもマイナンバー制度を利用することにより、雇用保険受給が可能になります。

情報連携による迅速な処理と利便性向上のための内容ですので、改正することは正しいと思へます。

以上の理由により承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、承認第2号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第2号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第3号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君の、反対討論ですね。

○15番議員（清水進君）

議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

2018年度の地方税法等の一部を改正する法律が3月28日に成立しております。この法律は、安倍内閣のもとで進めてきた消費税10%への増税を前提とした税制上の措置を拡充延長し、地域経済の牽引をうたって一部企業のみ支援を特化する経済政策に伴う固定資産税の減免や働き方改革を応援する名目での個人所得税の見直しなど行うものであります。

2018年度の土地評価替えに伴う固定資産税の負担調整措置、不動産取得税の特例の延長、バリアフリー改修のなされた劇場、音楽堂にかかる固定資産税、都市計画税の税額特例措置など必要な施策も含まれるものの、大部分は政府の主要な税制改悪を反映した改正であります。

給与所得控除から基礎控除への10万円の振り替えは働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しすることを理由に2つの控除の違いを無視して、労働力維持の費用でもある給与所得控除を引き下げ、基礎控除に振り替えたものであります。問題があります。さらに給与所得控除の上限の引き下げ、給与所得で1千万円から850万円は勤労世帯、中間層への増税となります。給与所得控除等の縮小は、国民健康保険税をはじめ社会保障制度にも大きな影響を与え、低所得者や中間層の負担増につながる危険があります。給与所得控除等を削減した場合、基準額を変更しなければ住民税非課税世帯が収入も増えないのに課税世帯となってしまう、保育料や給付制奨学金、高額療養費などへの影響が大きくなります。低所得者中間層への負担増につながります。

以上の理由により議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例について反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第57号 北杜市税条例等の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって所管の総務常任委員会につきましては、可決でございます。付託した委員会の結果を尊重すべきと考えるところでございます。

この改正は地方税法の改正に伴いまして、改正を何点かするものでございます。それらをざっくりと鑑みますと、基本的には税金が個人でも法人でも、また固定でも下がっていくという流れになっております。そしてこれをなぜ政府がやっていくかということについては、日本経済の底上げをすべきという判断の中で、これからそれに基づきながら施策を推し進めていくところだと思っております。

北杜市といたしましては、ほかの多くの自治体と同じように、この改正を参酌いたしまして、これらに臨み、今後の中小零細企業の底上げに頑張るといふことの姿勢の表れというふうに思っております。

そして、これらのもとに今後予想されるものにつきましては、ものづくり・商業・サービス補助金の拡充、サービスと生産向上IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金の継続、また小規模企業共済と、いろいろな中小零細企業に対しまして、特に北杜市は一人親方が多いわけございまして、その方たちにこれからどのように火をともし、また事業継承していこうというのがこの国の考えであり、それに北杜市も同調しているというふうに思っているところでございます。

また非課税世帯につきましては、さらに非課税世帯が増えるような、要するに課税額のアップもこの中には入っているわけございまして、収入の少ない方にはやさしい税制になっております。また、これから伸びゆくであろう産業、企業につきましてもたしかに手厚いことは分かりますが、それらの企業が地域の経済を今後支えていくというのは紛れもない、今後の実証になっていくというふうに私は確信するところでございます。

以上の理由によりまして、本案に賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第57号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第57号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第58号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第58号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第59号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第59号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第60号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第60号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号 字の区域の変更(大泉町寺所)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第62号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第63号 字の区域の変更(高根町箕輪)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第63号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第64号 字の区域の変更(白州町鳥原)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第66号 市道路線の認定及び廃止について、討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第66号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第56号 北杜市営就業者向け定住促進住宅条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

議案第56号 北杜市営就業者向け定住促進住宅条例の制定について、ご説明申し上げます。
概要書を願ひいたします。

はじめに条例の趣旨であります。市内外の就業者を対象とした住まいを提供することにより市内定住を推進するため、北杜市営就業者向け定住促進住宅の設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものであります。

制定内容につきましては、条例本文により説明させていただきます。

それでは、条例本文2ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は第1条から第14条、ならびに附則により構成されております。

まず第1条で趣旨を、第2条で定義を、第3条で名称を就業者向け定住促進住宅白州甲斐駒団地とし、位置を白州町白須1002番地1と定めております。

第4条では入居者の資格を、3ページ、第5条では入居の申込みを、第6条で入居者の決定、第7条で入居者の選定、第8条で入居の手続き、第9条で入居期限、第10条で入居の承継を定めております。

3ページから4ページにかけてとなりますが、第11条では家賃及び家賃の変更を定め、月額家賃をそれぞれ3LDK4万8千円、2LDK3万9千円、1LDK3万3千円と定めております。

第12条の修繕費用の負担、第13条の明渡し請求を受けた者の損害賠償金で入居者の責務等をそれぞれ定めるものであります。第14条では、市営住宅条例の準用規定を設けるものであります。

5ページの附則であります。施行期日 平成31年1月1日および準備行為を定めてございます。

このような構成となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第56号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第13 議案第61号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

議案第61号 平成30年度北杜市一般会計補正予算書（第1号）をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億4,434万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を289億4,131万6千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

上段の表になりますが、追加といたしまして、公共事業等債を2億1,030万円増額するものであります。

下段の表になりますが、変更といたしまして合併特例事業債を2億2,350万円減額し、限度額を11億6,510万円とし、発行限度額の計を28億7,710万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

10款1項地方交付税4,869万2千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものであります。

14款2項国庫補助金2,489万4千円の増額は、市営住宅等改修事業に充当する社会資本整備総合交付金等でございます。

15款2項県補助金10億7,696万2千円の増額は、強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業費補助金および畜産・酪農収益力強化事業費補助金であります。

20款5項雑入700万円の増額は、コミュニティ助成事業に関する一般財団法人 自治総合センターからの助成金および移住定住交流の推進事業を支援する一般財団法人 地域活性化センターからの補助金であります。

21款1項市債1,320万円の減額は、合併特例事業債の発行期限延長に伴い、当初予定していた合併特例債を公共事業等債に振り替えを行うことにより、合併特例事業債を2億2,350万円減額し、新たに公共事業等債を2億1,030万円増額することによるものであります。

次に、4ページ、5ページの歳出について説明をいたします。

2款1項総務管理費700万円の増額は空き家の改修、農業体験および宿泊体験の提供等を実施するNPO法人に対し補助金を交付する定住促進対策推進事業および一般財団法人 自治総合センターの助成金を活用し、良好な地域社会を維持形成するため地域で組織する団体に対し助成するコミュニティ助成事業であります。

3款3項生活保護費162万円の増額は、生活保護法による保護の基準の一部改正に伴いシステム改修を行う生活保護適正化等事業であります。

6款1項農業費10億7,696万2千円の増額は、強い農業づくり交付金や施設整備へ助成する産地パワーアップ事業費補助金、生産コストの削減、規模拡大、管理技術および生産向上を地域一体となって行う取り組みに対して助成する畜産・酪農収益力強化事業であります。

8款4項住宅費5,392万7千円の増額は、社会資本整備総合交付金事業により行う市営住宅等改修事業であります。

同款5項都市計画費483万9千円の増額は、特定空き家等を略式代執行により解体撤去する空き家等対策事業であります。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第61号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時15分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

冒頭、議長から申し上げます。

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについての討論において、志村清議員から指摘がありました。

今定例議会の議決前に広報ほくと7月号に北杜市国民健康保険税の改正内容が掲載され、市民に配布されたことにつきましては、まさに議会軽視であり、議長としましても大変遺憾であります。重大なことと捉えております。

このため休憩時間を長くいただき、この間、市長、副市長、担当部長および課長に厳重な抗議をするとともに謝罪と説明を求めたところであります。

ここで執行より謝罪と説明について発言の許可の申し出がありましたので、許可いたします。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

広報7月号の記事に関しましては、本当に申し訳ございませんでした。議長をはじめ議員の皆さまにお詫びを申し上げます。

以後、このようなことがないように、しっかりと指導をまいります。

議長にお願い申し上げますけれども、この詳細につきまして、改めて時間を取っていただいて説明させていただけたらと思っておりますが、よろしく願いいたします。本当に申し訳ありません。

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第14 藤原尚君の議員の資格決定の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、藤原尚君の退場を求めます。

（退場）

本件につきましては、閉会中の継続審査案件として資格審査特別委員会に付託しておりますので、ここで資格審査特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

資格審査特別委員長、齊藤功文君。

○資格審査特別委員長（齊藤功文君）

資格審査特別委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成30年6月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

資格審査特別委員会委員長 齊藤功文

資格審査特別委員会委員長報告書

資格審査特別委員会（以下「委員会」という）は、3月16日の本会議において付託されました事件を、3月16日から6月15日まで議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

藤原尚君の議員の資格決定の件

出席委員

委員長 齊藤功文、副委員長 内田俊彦

委員 加藤紀雄、原堅志、相吉正一、清水進、千野秀一、秋山俊和

北杜市議会委員会条例第29条の規定により出席した者

岡野淳議員、藤原尚議員

北杜市議会委員会条例第21条の規定により出席した者

北杜市選挙管理委員会書記長 織田光一、北杜市選挙管理委員会書記次長 宮川勇人

審査結果でございます。

本件は、平成30年3月16日、要求議員である岡野淳議員から被要求議員の藤原尚議員の被選挙権の有無について、地方自治法第127条第1項の規定により決定されるよう議員名簿、議員名簿に記載されている住所の写真、インターネットで検索した「藤原尚」の住所と電話番号、インターネットで検索した韮崎市「藤原尚」の住所の写真、藤原尚議員のフェイスブック

ページといった証拠書類を添えて、北杜市議会会議規則第138条の規定により「資格決定要求書」が議長に提出され、平成30年北杜市議会第1回定例会の最終日の3月16日に「藤原尚君の議員の資格決定の件」として資格決定要求書が提案され、審議の結果、北杜市議会委員会条例第7条第1項に基づく当委員会に付託となったものであります。

当委員会に付託されました「藤原尚君の議員の資格決定の件」の審査については、平成30年3月16日に開催された第1回資格審査特別委員会から6月15日に開催されました第5回資格審査特別委員会の延べ5回に渡り慎重に審査をしております。その審査過程での委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。

本件は、被要求議員の住民票があるだけでなく、生活の実態が北杜市にあるか、韮崎市にあるかを審査するものです。

なお、5月8日に北杜市選挙管理委員会書記次長に委員会に出席を願い、公職選挙法上の住所要件の詳細について説明を受けました。内容としましては、公職選挙法では、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3カ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するとされ、その選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは市町村の議会の議員の被選挙権を有するとのことです。

次に、要求議員である岡野淳議員への質疑事項についてであります。

要求議員である岡野淳議員に4月19日、委員会に出席を求め、資格決定要求に係る理由の説明を求めました。

市議会議員の場合、被選挙権を持つにはその市に住所があることが必要であり、住所があるとは単に住民票があるだけでなく生活の実態がなければならないと記載されているが、地方自治法第127条の中で生活実態とはどこに記載されているか、および根拠はどこにあるかとの質問に対して、地方自治法には記載はなく、民法22条によって規定されていると判断しているとの答弁がありました。

民法22条に生活の実態がなければならないと記載されている定義づけられた根拠の質問に対して、各人の生活の本拠をその者の住所とするという考え方の表現となっている。法律の文章ではないが住所の本拠地は2つはない。5大公共料金の支払いや水道使用量の変動等さまざまな物証を積み上げることで判断することが審査の方法との答弁がありました。

住所がある増富に住んでいる日が何日あるかの立証方法についての質問に対して、さまざまな料金の支払いや寝食、特に寝起きなど藤原議員から資料を提出してもらい判断してもらいたいとの答弁がありました。

北杜市議会委員会条例第7条第1項に定められているように、特別委員会の設置が義務付けられていること、議員の名誉や信用の失墜、家族や親族の心労など計り知れないものがあるにもかかわらず提出した根拠についての質問に対して、家族・親族の気持ちは承知している。居住実態について市民が疑問に思っている。選挙管理委員会の調査期間が過ぎている以上は議会が判断すべきと思われ要求書を提出したとの答弁がありました。

インターネット検索の藤原議員の住所と電話番号について2007年と古く、2016年4月に北杜市に住所を異動して住所があるにもかかわらず証拠として提出した根拠についての質問に対して、亡くなった父の相続がまだである。また、過去から藤原議員が韮崎市に住んでいたことが分かるため提出したとの答弁がありました。

藤原議員の置かれている立場がどのような被害をこうむるかを想定して要求書を提出したか

の質問に対して、藤原議員の心情については不愉快であるし辛いであろうと理解しているとの答弁がありました。

4枚の提出された写真だけで生活実態がないとの証明になると判断したか。また他の証拠書類はないのか、何カ月も前から証拠の積み上げをしなかったのかの質問に対して、写真だけではなく、公共料金の支払いや水道使用量等の物証の積み上げ調査を要求したいとの答弁がありました。

藤原議員が北杜市民となった平成28年4月21日から要求書の提出があった平成30年3月16日まで690日間あったにもかかわらず、4、5回と非常に少ない回数の訪問、家族が怯えて外出もできなくなるような状況が想定できた、特別な証拠がなく少ない証拠で提出し、不足していれば委員会に調査を依頼する考えで、本会議で動議を出す危険性を考えたかとの質問に対して、当選後資格に対して考えたことはなかった。市民からの指摘に対して議員の身分の重さ・立場を考え要求書を提出したとの答弁がありました。

要求書を提出しようと思った時期についての質問に対して、2週間程度前に市民から伝わり始め2、3日前に書類を整えたとの答弁がありました。

被要求議員である藤原尚議員に答弁書の提出と、5月29日と6月15日の両日にわたり委員会に出席を求め質疑を行いました。

また、生活実態が須玉にある一番客観的に納得するのは5大公共料金であるため書類の提出を求めました。

所有している車の車庫証明について、住所を北杜市にした場合には変更しなければならないとの質問に対して、使用している車の名義は家族のものとの答弁がありました。

提出された住民票には藤原議員だけであるが、電気料の宛て先には本人以外の名前がある。増富で暮らしているのは本人だけか、家族も含めて生活しているかとの質問に対して本人1人との答弁がありました。

電気の推移や水道はそこで生活しているのかどうかを判断する一番の資料である。寝泊りして風呂に入ったり夕食等を作ったり、普通使う水道量について1人で使用している状況を伺いたいとの質問に対して、裕福ではなく節約を考えている。家族が葦崎に住んでいるため葦崎や市役所に来た日の夕方、家族と食事をしてお風呂も使用し夜遅く帰ることがある。食事についてコンビニやスーパーで弁当を買うこともあるとの答弁がありました。

冬場の凍結防止対策、またストーブなどの暖房は電気であるか、ガスであるかとの質問に対して、暖をとる方法は厚着をして石油ストーブを使用しているとの答弁がありました。

日常的な焼却しなければならないものや不燃物のゴミの処理・指定日について、食事の自炊についての質問に対しては、食事はスーパーやコンビニで購入し、家の隣にあるゴミステーションに捨てている。鍵は精米所にあり指定日は設けていないとの答弁がありました。

固定電話を廃止して会議通知などの受け取り方法についての質問に対して、葦崎にFAXしてもらい家族からの電話で確認。急を要する文書であれば取りに行っているとの答弁がありました。

市役所からの通知・郵便物についての質問に対して、文書・市役所からの資料等はすべて須玉町小尾7231番地に届くとの答弁がありました。

FAXについて5月中旬にメールに変更した理由はとの質問に対して、議員をしているためよく思わない方もいるため処理をしたとの答弁がありました。

1週間に葦崎で食事を食べる回数・日を決めているかの質問に対して、回数や曜日は決めていないとの答弁がありました。

葦崎の家を利用した際、お孫さんの保育園の送迎を手伝っているとの声があるが事実かとの質問に対して、家庭の事情で送迎をしたこともあるとの答弁がありました。

FAXが葦崎へ送付されていたことが生活の本拠が葦崎にあるという解釈となるがとの質問に対して、違う。電話等をもらい確認しているとの答弁がありました。

議員名簿が5月中旬に変わったのはどうしてかとの質問に対して、28年12月に固定電話をやめ、その後、葦崎のFAXに送るよう依頼したとの答弁がありました。

固定電話を廃止してから5月までなぜ放置したのかとの質問に対して、議会事務局に電話番号がないことを言わなかったためとの答弁がありました。

電気、ガス等少量しか使っていないがとの質問に対して、増富再生協議会会長として対応をしたという事情があったためとの答弁がありました。

寝ることだけはしているが、葦崎が主ではないかの質問に対して、29年度、地域関係、行事に77回、議員関係等が112回、延べ189回北杜市内で活動したとの答弁がありました。

電気料金の名義の方との関係とガス代の6千円は、この1年数カ月の金額かとの質問に対して、母の名義。ガス料金は平成28年11月からの料金との答弁がありました。

電気料金はお母さんが支払っていたかの質問に対して、平成28年10月26日に母は亡くなり、私が支払っているとの答弁がありました。

議員への通知についてFAX通知がされているが、具体的に藤原議員については電話番号何番にしたのか、またゆうメールとして郵便物が届いているがこの封筒に記載してある「お宝いっぱい 健幸北杜」という宣言がされたのは今年の1月であり、最近のものであるが29年度に増富にいたという証明にならないと思うがとの質問に対して、具体的な番号は把握していないが葦崎の家の方にFAXしてきた。この封筒は30年2月1日か2日、手元にある封筒は提出したのしかないとの答弁がありました。

FAXの送信を生活の実態で一番ポイントになる。葦崎に送っていたFAX送信を28年度11月当選以来30年5月まで送っていることは本人も答弁しているし、議員22人も承知している。証明できる資料を、また議員名簿の増富の固定電話から携帯電話に5月、急きょ変更したのは本人の申し出かとの質問に対して、FAX通信履歴の証明について事務局で提出できるものは提出したものしかない。携帯電話への変更は藤原議員からの申し出との答弁がありました。

葦崎の自宅の電話番号へ送付していると発言したが、本人から証明として書類を出していただきたいとの質問に対して、28年12月に名簿に記載してあるFAXおよび電話番号を節約のため止めたため、葦崎の家にある電話FAXに送っていただいているとの答弁がありました。

FAXを1年半近く葦崎の自宅へ送ったことは、生活の実態が葦崎にあることを示していると思う。寝泊りだけのような発言があったため、生活の実態がないと思うがとの質問に対して、FAXを送ってもらっているがずっと葦崎に居るわけでもない。家族から電話をいただき重要なものは取りに行く。そうでないものは電話をもらうとしているとの答弁がありました。

FAXがあった場合、距離的には市役所が近い。遠い葦崎まで取りに行くのかとの質問に対して、朝早く市役所が開いていないときもある。緊急であれば市役所に取りに行くとの答弁がありました。

NHKの受信料の28年11月から30年3月までは5月に一括支払ったのか、増富に住んでいれば催促が来るはず。それを放置した理由、住んでいれば早めに納入できたと思うがとの質問に対して、今まで母親の口座から引き落としされていたのではっきり見ていない部分があるとの答弁がありました。

頻繁に増富の自宅に来ていれば分かったはず、電話やNHKの集金員が来ると思う。1年半放置されたことは生活の実態があるとは思えないがとの質問に対して、放置したわけではないが対応しようと思っていたが払っていなかったのは事実との答弁がありました。

5大公共料金というのは生活実態がある証拠となるがとの質問に対して、受信料を支払わなかったから生活実態がある・ないことに関しては心外との答弁がありました。

正確な返事を求め住所を移した日・当選した日・議員の任期は・お母様が亡くなられた日・電話を止めた日・須玉の電話番号・電話番号が変更になった日、普通郵便で発送、議会事務局経由の分については確認が取れるが、各部局からの発送について宛先は、環境課からの通知の内容はとの質問に対して、28年4月21日・28年11月14日・28年11月28日・28年10月26日・28年12月上旬・0551-45-8018・30年5月中旬・各部局によって発送の方法が違う（事務局の名簿を参考・住民票をもとに・事務局に直接持ち込む）・増富再生協議会会長のため名水の関係の協議会出席依頼との答弁がありました。

3月までの生活実態がどこにあるかを審査している。それ以前の資料がほしいがとの質問に対して、整理して破棄しているためない。手元にあったものは提出したとの答弁がありました。

NHK受信料領収の日付けはとの質問に対し、30年5月30日との答弁がありました。

5月30日に支払ったときに藤原貴美子さん、お母さんは亡くなっているが、本人が支払った証明は。28年11月から30年3月、テレビを見ていたかとの質問に対して、藤原貴美子の名前ですが自分が支払った。相続人ということで責任を持ってNHK甲府へ行って支払った。見ているとの答弁がありました。

電気料金について名義を変えていない理由はとの質問に対して、父が11年前に亡くなり長男という責任で母の生活を見たり介護関係も見ている。名義を変えていなかったのは事実だが6月上旬に名義を変更したとの答弁がありました。

28年12月で支払いの方法について口座振り込みをやめた理由はとの質問に対して、いい生活していないため現金で請求書がきてから振り込みをしているとの答弁がありました。

通帳は一般的には亡くなると使えなくなるため請求書で払うことになるが、NHKはそれに気づかなかったのかとの質問に対して、注意が足りなかったとの答弁がありました。

電気料を30アンペアから15アンペアに下げた理由はとの質問に対して、料金が高いし節約するためとの答弁がありました。

増富にある電化製品はとの質問に対して、電気製品はある。冷蔵庫・電子レンジとの答弁がありました。

市議選が行われた11月時点では10キロワットだがその前後は少ない、10月の直前については3キロワットで実際にいたのか疑わしい使用量である。合理的に住んでいた説明をとの質問に対して、節約のため石油ストーブを使用し重ね着をし、防寒に対して対応してきたとの答弁がありました。

29年1月から30年3月までに延滞金を4回払っているが、空き家となっていて、あとで慌てて支払った。そのへんの遅れに関して合理的な説明をとの質問に対して、生活も豊かでは

ないが人間として支払いしなければならないので真摯に払ってきた。15アンペアにした理由もそこにあるとの答弁がありました。

30アンペアのときより15アンペアのときのほうが電気料が上がっているが節約している自覚はどの質問に対して、冬パンクしないよう不凍線を入れているとの答弁がありました。

水道料金について0立方メートルがあるがトイレは水洗か。朝起きて顔を洗ったり歯を磨いたりするが、近隣の市民で住所がなく増富に通いで来ている方に水道料金を聞いたがこれだけ使っている。0が4カ月続く、電気料の滞納が出る、NHKに気づかない、生活の実態がなかったと思うがどの質問に対して、節約のため水を使用しない状況を行ってきた。葦崎で風呂やシャワーを浴び、ご飯を食べて帰る状況との答弁がありました。

基本的な生理現象の中でトイレに行く、顔を洗う、歯ブラシをすることをしないまま4カ月間続けてきたと思うがどの質問に対して・・・。

○議長（中嶋新君）

傍聴人は、静粛に願います。

○資格審査特別委員長（齊藤功文君）

・・・家庭の事情があり長男夫婦を守ることをしなければならなかったことがあるが、増富で生活をしているとの答弁がありました。

水洗のトイレ使用状況について説明をどの質問に対して、敷地内に畑があり済ますこともあるとの答弁がありました。

電気料金について延滞金を払っているということは、気付かなかったとなる。毎月帰ってこないという証明になるとの質問に対して、改善しなければならない。今後考え自分の口座から引き落とすことを考えていますとの答弁がありました。

電気については、29年12月に30アンペアから15アンペアに変更したが、6月から11月は1,700円程度だが12月からは4千円から6千円程度と上がっているが、節約と矛盾しているがどの質問に対して、単純に15アンペアに変更したほうが安くなると思って変更したが資料を提出してはじめて気づいたとの答弁がありました。

電気料については認識が低く、15アンペアに変更すれば安くなると思ったと思う。水道については整数の1以上で料金が発生することを聞いたことがある。1立方メートルとはドラム缶5本の量であるため朝顔を洗う、水を飲むなどを1カ月使用しても1立方メートルいかない。自宅で生活していない証とならないのでは。また増富再生協議会会長として忙しく動いていて自宅は中継することが多く、少なかったと思うがどの質問に対して、増富再生協議会会長として頻繁に増富出張所や市役所に出向き対応していた。また節約を前提に生活しているため水道料は少なかったと思うとの答弁がありました。

事務局より水道使用量について、メーター検針器は小数点まで表示されるが料金に反映する量については小数点は反映されず、1立方メートルからとの説明がありました。

ドラム缶5本であると朝顔を洗ったり、歯を磨いたり、場合によってはシャワーを浴びたりは可能となる。28年11月分が2立方メートル、29年1月が1.1立方メートル、29年3月が1.2立方メートル、0のときもあり小数点以下分が次の検針で反映してくる。生活実態がないというのは無理がある。増富地域で議員として活動し、住民としての義務を果たしているように思うがどの質問に対して、議員としてしっかり活動し仕事をさせていただいているとの答弁がありました。

電気料について15アンペアに変更した経過を聞いたが、実際支払っている金額は基本料金以外で4千円から6千円である。生活していなければこういう金額にならないと思うし、住んでいる証拠となると思うがとの質問に対して、しっかり生活しているとの答弁がありました。

水道量29年1月と3月が11.12立方メートル、これは年未年始や正月もかけて使用していると思うが、トイレとか水道量が0に近いことは生活の実態がなく葦崎のほうで生活していたのではないかと思うがとの質問に対して、須玉町小尾で生活をしているとの答弁がありました。

ガスについて使用期間が28年11月15日から30年4月23日まで、使用量が11立方メートルで6,340円。月々の使用量についてはどの質問に対して、JAで証明してもらったもので答えられませんとの答弁がありました。

ガス代が1年以上に渡った期間で証明書1枚あるが住所が書かれていない。自宅なのか、選挙用で使ったのかとの質問に対し、須玉町小尾の自宅でガスを使用した期間と使用量の金額との答弁がありました。

28年11月から30年4月ということで、1年半近く請求されているものが1枚ということで選挙期間だけの使用ではなかったのかとの質問に対して、自宅を選挙事務所にしてはいない。別の場所を借りていたとの答弁がありました。

水道を6カ月で2立方メートル。29年3月くらいから去年1年は4立方メートルしか使っていないが、各月基本料で20立方メートルまでは料金が変わらないが、本当に節約だったのかとの質問に対して、家族が葦崎にいて、そちらに会いに行ったり、弁当をコンビニやスーパーで購入したり、地域を良くしたいということもあり選挙に立った。家にずっといることもなかったためとの答弁がありました。

3月まで住んでいないのではないかという方が書面で実名で名乗り出ているが、この方がこの3月までの期間はほとんど車も停まらず、洗濯物もなかったから、実際にここでは生活していないのではと訴えているが、民法22条の本拠はどこにあるのかとの質問に対して、車がないから、洗濯物がないからでは、私がないということではない。洗濯物は、葦崎の家を持って行って洗ってもらっているとの答弁がありました。

市民からの手紙に、家の前を毎日通っているが今年の3月までは人が住んでいる気配がまったくしなかった。3月末から黒のベルファイアが駐車されるようになり、姿を見かけるようになったとあるがとの質問に対し、時間帯もあるかもしれないし、洗濯物は干さなかったのは事実だが、住んでいるとの答弁がありました。

寝起きだけしている。水道もほとんど使っていない。電気料も節約。増富に生活の本拠があるとは言えないのではないかとの質問に対し、寝泊りはしていたが家庭の事情があり、朝早く葦崎に行き孫を小学校と保育園に送りに行き、4時半になれば迎えに行っていた。夜遅く帰るときもあるので車を駐車していないといわれても仕方がないとの答弁がありました。

3月以前は身近な人が家を通っても住んでいる形跡がない。朝晩行ったなど寝泊りだけをするような答弁を聞くと生活実態が葦崎であったように認識するがとの質問に対して、議員として活動しているし、増富再生協議会についても増富にいて出張所に申請等努力していた。また昼間も近いため行っている。帰らなかったこともあるとの答弁がありました。

葦崎のほうの生活も家族があるから行っているが、葦崎には月のうちどのくらい行っているか、夜どの程度増富にいたかとの質問に対して、はっきり言えないが1カ月間全部いることは

ない。家族がいるので会いたいと思うし、孫の成長や家庭の事情を把握するため行っている。1週間のうち2日は葦崎に居るがウェイトは須玉町小尾においているとの答弁がありました。

議員活動、仕事のために単身赴任を増富でしている。家族は大変な状況にあるため葦崎は近いため行く。食事もする。風呂も入る。増富を本拠として議会活動や地域活動には支障のないようにと理解してよろしいかとの質問に対して、増富をよくしたい。限界集落になるのが耐えられないため、増富のために働きたい、支援していただいた方へ応えるべきと思っているとの答弁がありました。

この委員会が立ち上がったのち、市民の方が葦崎の家に訪問して藤原議員と話をされたことについて葦崎に住んでいるかと単刀直入に聞いた際、近所の人に聞けばと言われ近所の何軒か聞いたところ住んでいると思う。葦崎の選挙に出るといふ話もあったと聞いた。葦崎の近所付き合いについてとの質問に対して、聞いてくださいと言いました。再度私の家に来て葦崎に居ると言われたが近所の方が365日しっかりと見ているかは疑問。近所付き合いは妻と長男がしているとの答弁がありました。

お孫さんの送迎をしているが往復50キロメートル。ガソリン代すごい負担となるが節約と矛盾しているとの質問に対して、子ども・孫の面倒をみなければならないことは節約ではないとの答弁がありました。

増富の家や田畑についての状況についての質問に対して、プライベートなこととの答弁がありました。

増富協議会の会議で夜遅くなる。その後、増富の自宅に戻らず葦崎に行っている。だから次の朝からお孫さんのこともあるとなると、明日の朝、送迎があるから増富に行かず葦崎に帰ることがあるとなる。会議があった日の状況についての質問に対して、会議は2週間に1回程度で頻繁にしていないので葦崎に帰ることは事実との答弁がありました。

車のことで家族のものだと言われたが、使用者と保有者がある。またどのような車・車種に乗っているか、増富に行く場合の車はとの質問に対して、所有者・使用者とも妻である。トヨタベルファイア。増富に行く場合にはその車で行くとの答弁がありました。

28年4月に住所を移動した際、引っ越し際の荷物はどうされたか。電化製品については、衣類等について増富に保管してあるかとの質問に対して、母親が住んでいる。生活するための必要な電気製品、布団等全部ある。冷蔵庫・電子レンジ・テレビ・掃除機。葦崎に行った際、洗濯をする下着等、衣類は置いてあるとの答弁がありました。

質疑終結後、藤原議員より次のような弁明がありました。

弁明

北杜市の水道を利用し、水道料金をはじめ公共料金ならびに納税の義務を果たし、住民基本台帳に記載され、公職選挙法による北杜市議会議員選挙により選出されたことは紛れもない事実である。

地域においても地域活動に参加し、地域住民としての責務を果たし、平成28年当選以降はさらに地域での関わりも増えて、責務と役務を多く拝することとなり現在に至っている。答弁書ならびに追加説明資料による説明を客観的に判断すると住所要件を満たしている理解が得られると鑑みます。

平成28年4月21日に葦崎市から北杜市須玉町小尾7231に移り住んだ。わが家は母の1人暮らしでありましたが、介護老人施設に入所したため近所付き合いや家を守るため生活を

始めた。近所付き合いをはじめ、地域活動に参加する中で生まれ育った増富を少しでも過疎からの脱却や諸課題を解決するため、北杜市議会議員に立候補することを決意し現在に至っている。地域をくまなく歩き、地域の実情を一軒一軒聞きながら諸課題の解決に向けた活動を始めた。平成28年度は議員1年目であり無我夢中、平成29年4月2日、増富和田班新旧引き継ぎから始まり和田班協議員、保健福祉推進員、大平開発管理組合検討委員、増富地域再生協議会会長、増富地域委員会顧問、いずれも増富地域住民から選出されている。平成30年度はさらに増富地区安全協会委員、源太原堰委員、東京須玉会須玉支部会員に選出された。これらも増富ならびに須玉町在住者により構成されている。以上の役員、会員を兼務しながら平成29年度、30年度の活動や住民としての責務や議員としての活動および実情は客観的に住民であることを証明するには十分である。以上の理由から地方自治法127条第1項の普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者に該当しない。よって私は被選挙権を有し当選を失わず北杜市議会議員としての資格を有する者とする。

なお、妻は長男家族を手助けするため長男家族と葦崎で暮らしている。長男の妻は重い病気にかかり、長期入院および通院の繰り返しにより家事や子育てを行うことに非常に困難を極めている。私も時には葦崎の長男のところに行き、妻や長男家族にかかる負担が少しでも緩和できるようにと分担し補助している。2人の孫を学校や保育園の送迎、ならびに世話等を行うことにより家族が共倒れにならないように、また子どもと孫たちの精神的な不安を緩和できるように親として家族を守り助けなければならない事情がある。平成30年3月16日、私に対しての議員資格決定要求書の提出以降、葦崎の住居周辺に不審な車が停車することが頻繁になりました。家族がこの不審者については恐怖を感じ、葦崎警察署に相談した結果、パトロールをいただいている状況。

さらに葦崎の家に直接、北杜市民住民を名乗る男性が名前を名乗らず訪ねてきた。その時、私が葦崎の家に居ましたので対応しましたが、孫は家に1人で居ることが多く、その後も孫が1人のときにインターフォンのモニター越しに、ひさしがある黒帽子をかぶった男性ともう1人の男性の2人組が葦崎の家に訪ねてきている。下校時にも知らない男性に声をかけられ、それ以降、孫は家のチャイムが鳴ると怖くて泣き出す状態。このようなことから愛する家族が精神的に不安を感じ、日常生活に支障をきたしていることは紛れもない事実であり、多くの市民の声という特定できない不十分な調査根拠により、安易に議員の資格を剥奪および人権侵害を目的とすることは許しがたい行為であることを申し上げ弁明とする。

弁明終了後、討論を行いました。

討論（秋山俊和委員）

議員の資格があるという立場で反対討論を行う。

今般、岡野議員から提出された資格決定要求書を拝見したが、議員の権威に関わり、なお場合によれば議員の身分を剥奪することにもなり得る極めて重要な事案であり、慎重に対処しなければならない案件である。しかし中身の証拠類を見ても実に不十分であることは否めないと思う。提出者の岡野議員に質問した折、2、3日で準備して提出したと言われた。そして証拠として添付した写真は増富の自宅写真2枚、葦崎の自宅写真2枚、いずれも市民提供の4枚の写真であるが、これのどこが藤原議員の資格がないという証拠になるのか意味不明である。なぜなら、藤原議員は北杜市で議員活動しながら市民として生活する家が増富にあるわけである。葦崎の家は長男の家族が住んでいる家であり、家庭の事情になるが長男の妻が病気のため入退

院を繰り返しているといった事実があり、その家族を助けるために藤原議員の妻が同居しているわけである。藤原議員もそれを補助するため孫の学校や保育園の送迎を手伝うなど、可能な限り葦崎の長男家族が住む家に行くということ。そのほか提出したインターネットで検索した藤原尚の住所と電話番号、それも2007年度版であるため、当然藤原議員はまだ葦崎市の住民。藤原議員は平成28年4月21日に葦崎市から現在の北杜市須玉町小尾7231番地に移り住んだ。ここから北杜市の住民となるわけで、現在はここに住民票があるわけである。であるため2007年度版の検索資料では証拠となり得ない。藤原議員が北杜市に移り住んだその理由は1人暮らしの母親が介護老人施設に入所したことにより、近所付き合いや家を守るためにふるさと増富に住所を置き生活をはじめたわけである。地域での付き合いは増富和田班になるが、その中であって平成29年4月には和田班の協議員に任命された。これは班の会議において選挙で選ばれると聞いている。班の住民が集まって会議をするわけであるから、これこそ住民であるという証である。ほかにも保健福祉推進員、大平開発管理組合検討委員、増富地域委員会顧問、増富地域再生協議会会長など、いずれも増富地域住民から選出されている。そのほか藤原議員が提出した、平成29年から30年の今日に至るまでの活動記録を見ると地域に密着した立派な住民であると言える。そうでなければ、できないこと。岡野議員から提出された資格決定要求書によると住民であることの証明に今回、藤原議員より提出された資料の中にある公共料金の支払いの1つの水道料金の支払いがある。岡野議員に関しましては、意図的に水道料金を払わない時期が2年3カ月あり、その上、不払い運動を誘発しており、なおかつ当選時にも未払いであった。実際に平成25年6月議会で岡野議員より水道料金の支払いを平成23年3月より、今日、平成25年6月に至るまでストップしてしまい市議会議員となってその責任の重さを十分感じているとする謝罪の言葉があった。岡野議員に関しては当選時に水道料金の不払いがあったことは隠しようのない事実であり、また当選後も半年間の不払い期間があったことも事実である。謝罪をすれば済む問題か、善良な市民が当然支払うべき水道料金、また自分で使用しておきながら意図的に不払いをして市民の代表となる選挙に臨む、このようなことこそが資格の有無を問うべき事案ではないか。果たしてそのような方が藤原議員に対して資格決定要求書の提出をする資格があるか。藤原議員は地域において地域活動へ参加し地域住民としての責務を果たしている。このことこそ事実上の北杜市民であり、被選挙権を有する者の立派な証となるものである。

以上の理由により議員の資格があるとする。

討論（清水進委員）

議員の資格を有しないとする立場で賛成討論を行う。

今回の住民票上の所在地に単に北杜市にあるか否かではなく、その居住実態がどこにあるかを審査されることになっている。住民票がどこにあるかではなく生活の本拠、すなわち拠点がどこにあるかが問われている。住居実態という住所とは、民法第22条によれば各人の生活の本拠、言葉では本拠でこれは拠点であるが、それを指すのであってその生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべきものとされている。つまり住所とは生活の本拠すなわち拠点と定義されていること、これが民法22条である。したがって、公職選挙法第9条および第10条を照らし合わせれば、議員の被選挙権は生活の本拠となる住所、つまり拠点となる住所が北杜市内にあると認定されなければ公職選挙法に違反していることになる。この特別委員会ではこの審査を行うこと、この1点に尽きるというものではないか。今

日、本人の説明、弁明もあったが拠点たる証明を行う上で一昨年の立候補以降、現在まで居住地での水道光熱費の支払い、公共料金の実態はおよそ一般家庭に比べて極めて少なく節約しているという実態とはかけ離れているものである。その上、近隣住民より私どもに寄せられている3月まではこの家において到底人が住んでいない。こうした状況が続いた。3月の資格決定の要求がされてから、たまに黒いベルファイアが駐車されるようになったということがある。やはりこうした点を考えると、とても増富に本拠があったと考えることはできない。

以上のことから議員の資格を有しないという立場で賛成する。

討論（千野秀一委員）

議員の資格を有するとして反対討論を行う。

藤原議員は25歳で隣の集落の女性と結婚した。ご夫婦とも真の増富の旧家名家の生まれ、そして増富育ちである。31歳で奥様の実家にそろって養子縁組をされ藤原姓になった。だからこそふるさと増富の人、自然を愛しその人なりは地元の人に信頼され続けている。その後、自分の仕事の都合で葦崎に居を構えたものの、今日まで増富の自分の父親、そして奥様のご両親を看取りました。今でも須玉の施設に暮らす実の母を見舞っている。葦崎の家には長男が住み奥様も手助けのためにそちらに行っていると聞いている。もとより家を守り、ふるさとのためにと一心不乱に取り組んでいる藤原議員に対しまして奥様、息子夫婦、そしてお孫さんは最大の敬意と誇りを持ち生活の支援を心から応援をし続けてくれている。奥様とはいつも一緒ではないが、当然増富の家での生活は何不自由なく議員生活、地域活動の本拠地としてだけではなくご家族も喜んで訪れている。藤原議員の人柄とその活動は地域の期待と評価となり、次々と数多くの諸役を仰せつかっている。答弁書の資料の中にも回覧板の写真の提出にあたり、組の皆さんに名前を隠すと申し入れたが、そんなことを気にするな、仲間だぞと逆に励まされたとのこと。強い絆と確固たる信頼関係が伺え真に生活実態の証明、証言とも思えるもの。2つの家を考えてとき経費節減に努める中、市民としての義務である納税、水道料等の公共料金はなんら不払い、滞納、違反することなく真に善良な市民である。しかし藤原議員に対する仕打ちともいべき議員資格決定要求書は質疑を通し、あまりにもずさんな取り組みが明らかになっている。至極当然である公正、公平を期するための十分な準備、調査、そして広い知見のもと慎重にことを当たらなければいけない。このような件を提出者はよく覚えていないが3週間ほど前から声が出始め、たぶん書類を整え始めたのは2、3日前だったと思うとまったく明確ではない。議会最終日に間に合わせるように証拠写真を撮り提出をした。まったくの思いつきとしか言いようがない。北杜市へ住民票を移し690日間生活実態の調査、解明になんら努めず、藤原議員のご家族の心情は理解をしていると弁明した。誰がどのように心配りをしているのか、その上で物証の積み重ねで判断していくとまるで犯人扱いである。たった4枚の意味不明の写真、毎日葦崎と増富に行き確認できたら一番よかったけども残念ながらできなかったと確認せずの非を認め、私も訪れたという言葉にそんなに多くない4、5回だったと誠に曖昧であった。まったく他人事のような答弁。これほど重い立場の提出者となる議員が記憶にも残っていない状況で取り組んでいるため4、5回の信ぴょう性も疑うところである。前回の委員会では傍聴人が失笑し、不規則発言もあり審議が中断した。傍聴人の真摯な姿勢の欠如に啞然とした。人の人生をもてあそぶような議員資格決定要求書提出について怒りを禁じ得ない。

提出者の過去の事例を披歴し議員としての自覚が欠けているかを述べる。藤原議員の家族愛に包まれたつつまじやかな生活の中でも市民の義務である納税、水道料ほか公共料金の納付を

しっかり履行している事実を鑑みる中、提出者が当選してから7カ月後の平成25年6月27日、本会議上で次のように発言をした。議事録を読み上げます。この場をお借りして一言申し上げます。私は去る平成23年3月分から大泉の水道料金の不払いをしてまいりました。その件につきまして一言お詫びを申し上げます。北杜市の水道料金統一に伴う大泉の水道料金改定に関して説明に納得がいかなかったという理由で、平成23年3月分より今日に至るまで水道料金の支払いを止めてまいりました。その間、今日に至るまで支払いを止めていたわけですが、その後、昨年11月に市議会議員選挙があり私も市議会議員の末席を受ける1人として当選させていただきました。もとより条例を順守するというのは市民の務めであり、ましてや当選した時点で市議会議員という立場で、その責任はさらに重いということは十分承知していました。しかしここに至るまで私どもの仲間と一緒に支払いをストップしてしまったというわけですが、もはや市議会議員たるもの条例にきちんと従うべき立場であることは十分認識しており、改めましてこの場で市民の皆様、あるいは同僚議員の皆様、そして市長以下執行の皆様へ改めまして私の行動をお詫び申し上げます。という現職議員が不払いを認めたことがあった。このようなお詫びも、実は平成21年5月施行のより厳しいものにしろとの会派の意見も取り入れた、厳格な北杜市議会議員倫理規定の存在、このことは十分にご認識をしている会派に入られた。当然のこと会派からのご指導もあつたらうと思う。バッチをつけて7カ月間も市の法律とも言うべき条例を無視、守らない状況にあった。当時の北杜クラブを中心に多くの議員とわれわれは協議を重ねた結果、結論として北杜市議会の、そして市のイメージダウンに配慮し、温情をもって事前に通告したと認識している。

しかし、この発言内容、私どもの仲間と一緒にと、まるで他人事のような悪びれる様子も感じられず、私は議長の許可を得て当選後も支払いをせず議員活動を続けてきた議員としての自覚に欠けている。多くの市民の理解は得られないと意見を述べた。現議長である中嶋議員も議員として意図的な不払いに憤りを感じると苦言を呈した。また、3カ月前の3月定例会の一般質問の小淵沢駅舎に関する再々質問の中での発言です。議事録を読み上げます。駅長と話をしたんですけど駅長はおっしゃっていました。雨漏りがしたんだそうです。新築1年目の駅舎が雨漏りをしたということになると設計上のミスがないとも思えないので、これはJRのほうの問題になると思いますけれど、そこらへんしっかりと協議をして責任の所在を明らかにしていただきたいと思います。それからもう1つは本論とはちょっとずれますが、駅長室の真上が屋上につながる階段なんです。そこにのぼっていく人の足音が思いのほか響くということもおっしゃっていました。あれだけのお金をかけて建てた建物にしてはなんだかなという感じもしますので、やはり設計上の問題というのがあるんじゃないかという気がしました。そこらへんも念頭において協議にあたっていただきたいと思いますという発言をした。この質問は当然のことケーブルテレビで放映された。私の中央市の知人から指摘を受け、びっくりして私も駅長に伺った。返事は市へも伝えてあるが雨漏りは建設途中のこと。足音は大勢の利用者がいて、音もするが大変喜ばしいことだとの意味で話したと言っていた。事実とまったく違う。なぜそうなるのかとも言っていた。とすれば駅長のイメージ、駅のイメージ、市のイメージをおとしめることになり、正しくない発言であったことになる。

議員になっても料金を支払わず私どもの仲間と言い、雨漏り・足音の件は駅長がと言い、そして資格審査要求は市民がと、すべてが自分以外の人によるものと脈絡が見えてくる。確たる証拠もなく私人であるご家族、特に小さなお孫さんに大変な脅威がかかっている。今日以降、

決してこれ以上の被害が加わらないことを心から願い、藤原議員は断固議員の資格を有すると断言し反対討論とする。

討論（相吉正一委員）

議員の資格を有しないとする立場で賛成討論を行います。

本人に聞き取り調査を今日まで調査してきたが、生活の実態が葦崎にあって北杜市にあるとは解明、証明がされない中、私は議員資格があるとは思えない。理由として本人の話では増富に寝起きをしているだけ。食事・風呂は葦崎でしている。お孫さんの送迎もしている。とても寝起きだけの実態があるだけでは生活の実態が増富にあるとは言えない。まして電気料、水道料等の使用量が著しく少量であること。食事・入浴・洗濯などは葦崎の家で済まされているという生活の実態を総合的に判断すれば、藤原議員の生活の本拠が増富にあるとはとても思えない。また増富の固定電話については、平成28年11月に北杜市議会議員に当選して以来この30年5月まで正式に議員名簿に掲載されていたが、5月中旬に急きょ変更していること。これは議員としての資格を有しないことにもつながるのではないか。また今、住所、住民票がある増富の自宅の固定電話は議員に当選後まもなく平成28年12月に廃止していること。これは極めて地域を代表する議員としていろいろな意見、反論、弁明はあったがいたずら電話があるとかそうした理由でなく廃止したということは極めて不自然である。資料も要求したが今日の資料提出、増富の身近な方から増富にこの3月まで住んでいないという話もあった。この事実関係を調査・確認しなければ、藤原議員が増富に住所をもって生活しているとは私には思えない。よって、事実関係が明らかになるまで審査を継続すべきである。

以上の理由により藤原議員の議員としての資格を有しないことに対して賛成をする。

討論（原堅志委員）

議員の資格を有しないとする立場で賛成討論を行う。

今日、私のほうに北杜市議会議員の方へということでも市民の方から通知が来ているので読ませていただきます。私は藤原議員と同じ地区に住んでいる者です。市議会で藤原議員が家に住んでいるかどうか問題になっていることを知りました。私は藤原議員の家の前を毎日通っていますが、今年の3月までは人が住んでいる気配がまったくありませんでした。今年3月末から黒いベルファイアが駐車しているようになり、最近は藤原議員の姿も見かけるようになりました。私は市議会議員であるためには市に住んでいることが必要だという大事なことを知り、それなら近くの人が真実を話さなければならぬと強く思いました。藤原議員は今年3月以前は家には住んでいなかったと毎日家を見てきた者としてはっきり言えます。という文書が私の手元に届いている。もう1点、今回の資格審査の重要な点ですが生活実態がどこにあるのかという中で判例が出ているのでこの判例を賛成討論の一部としたいと思う。藤原議員の生活について、今まで質問してきたことは他の自治体での資格審査や過去の判例を調べて聞いている。例えば次のような判例がある。平成28年1月28日、東京高等裁判所は平成27年4月12日に行われた横浜市議会議員選挙において、同市青葉区から立候補し当選した議員について家族は都内に居住し当該議員はもっぱらそこで食事・入浴・洗濯等をしており、その生活実態を見る限り当該議員の生活の本拠、すなわち全生活の中心となっている場所が横浜市青葉区にあると認めることはできないという判断をした。この判決を不服として当該議員は最高裁に上告するも不受理となり、東京高裁の判決が確定し当該議員は失職した。この判決を見る限り寝起きの実態があるだけでは生活の実態があるとは言えず、まして電気・水道等の使用量も著しく少量で

あること、食事・入浴・洗濯等は葦崎の家で済ませているという生活実態を総合的に判断すれば、藤原議員の生活の本拠地が増富にあるとは判断できるものではないと考える。ゆえに私はこれに賛成する。

当委員会としては、藤原議員の議員の資格を有しないとすることについて、委員長を除く7名の無記名投票による採決を行うこととし、投票の結果、賛成3票、反対4票の反対多数により議員の資格を有すると決定しました。

以上、当委員会に付託された「藤原尚君の議員の資格決定の件」の審査についての経過と結果についてご報告申し上げ、委員長の報告といたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（中嶋新君）

再開前に申し上げます。

傍聴人にまず申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので念のために申し上げておきます。

また、発言者におきましては、しっかりとマイクに声が通るように、そういった配慮をよろしくをお願いいたします。

再開いたします。

資格審査特別委員長の報告が終わりました。

これから資格審査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって資格審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、藤原尚君から自己の資格について弁明したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

藤原尚君の入場を許可します。

（ 入 場 ）

藤原尚君に資格についての弁明を許します。

藤原尚君。

（「議長。」の声）

弁明です。

（「弁明は前で。」の声）

ここの前の。そうです。失礼いたしました。こちらで。

○5番議員（藤原尚君）

弁明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

地方自治法第127条第1項の規定による、私、藤原尚に対しての資格決定要求書に対する弁明を行います。

住民の意義および権利、地方自治法第10条によると法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うとある。

北杜市の水道を利用し、水道料金をはじめ公共料金ならびに納税の義務を果たし、住民基本台帳に記載され、公職選挙法による北杜市議会議員選挙により選出されたことは紛れもない事実であります。

地域においても地域活動に参加し、地域住民としての責務を果たし、平成28年当選以降はさらに地域での関わりも増えて、責務と役務を多く拝することとなり現在に至っております。

答弁書、ならびに追加資料提出による説明書を客観的に判断すると住所要件を満たしていることが多くの皆さまにご理解が得られることと鑑みます。

平成28年4月21日に、韮崎市から現在の須玉町小尾7231番地に移り住みました。わが家は母の一人暮らしでありましたが、介護老人施設に入所したため近所の付き合いや家を守るため、ふるさと増富に住所を置き生活を始めました。

近所付き合いをはじめ、地域活動に参加する中で生まれ育った増富を少しでも過疎からの脱却や諸課題を解決するため、北杜市議会議員に立候補することを決意し現在に至っています。

平成28年6月に立候補を決めて以来、地域をくまなく歩き、地域の実情を一軒一軒聞きながら諸課題の解決に向けた活動を始めました。

平成28年度は議員1年目であり、無我夢中の毎日でした。

平成29年度は4月2日、増富和田班、新旧役員引き継ぎから始まり、和田班協議員、保健福祉推進員、大平開発管理組合検討委員、増富地域再生協議会会長、増富地域委員会顧問、いずれも増富地域住民から選出されています。

平成30年度はさらに増富地区安全協会委員、源太原堰委員、東京須玉会須玉支部会員に選出されました。これらも増富ならびに須玉町在住者により構成されています。

以上の役員、会員を兼務しながら平成29年度、30年度の活動や住民としての責務や議員としての活動および実情は客観的に住民であることを証明するには、十分であります。

以上の理由から、地方自治法第127条第1項の普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者に該当しません。

よって公職選挙法第99条、当選人はその選挙期日後において被選挙権を有しなくなったときは当選を失うとあるが、私は被選挙権を有し当選を失わず北杜市議会議員としての資格を有する者と考えます。

なお、私の妻は長男家族を手助けするために長男の家族と韮崎で暮らしております。長男の妻は重病のため、長期入院および通院の繰り返しにより家事や子育てを行うことに非常に困難を極めております。私も時には韮崎の長男のところに行き、私の妻や長男家族にかかる負担が少しでも緩和できるように分担し補助しております。

————— 2人の孫を学校や保育園の送迎、ならびに世話等を行うことにより家族が共倒れにならないように、また子どもと孫たちの精神的な不安を緩和できるように親として家族を

守り助けなければならない事情があります。

また、平成30年3月16日、私に対しての議員資格決定要求書の提出以降、葦崎の住居周辺に不審な車が停車することが頻繁になりました。家族がこの不審者については恐怖を感じ、葦崎警察署に相談した結果、パトロールをしていただいている現状です。

さらに葦崎の家に直接、北杜市住民を名乗る男性が名前を名乗らず訪ねてきました。そのときは私が葦崎の家におりましたので対応しましたが、——の孫は家に1人であることが多く、その後も孫が1人のときにインターフォンのモニター越しに、ひさしがある黒帽子をかぶった男性と、もう1人の男性の2人組が葦崎の家に訪ねてきています。そして下校時にも知らない男性に声もかけられ、それ以降、孫は家のチャイムが鳴ると怖くて泣き出すといった状態です。

特別委員会の賛成討論の中で、今月6月15日の北杜市議会議員の方へという通知を市民の方からいただいたとのことで、全文を実名入りで紹介されました。当然、私は本人を知っています。通知した本人は——地域の住民に対して土地、建物の売買に関する訴訟を提起しましたが敗訴しており、地域の人はみな知っています。さらに本人は——に住居を構え、同居していた異性から平成29年9月——、午前11時半ごろ、——被害を受けて足を骨折しております。なお、この——被害の件につきましては、全治約3カ月のケガを負わせた疑いと平成29年10月——の山梨日日新聞に掲載されています。足を骨折し約1カ月入院、その後、——の実家で暮らしております。——私が今年3月以前は、和田の家に住んでいなかったという主張は、本人が入院していたため確認できるはずがありません。

また「家の前を通っています」については、——から和田集落の中の市道を通うということは、県道を使うことが位置関係から通常、妥当であり時間の短縮になりますので、一般的に考えられません。

私は、議員として地域活動をする中で先月、5月22日に本人の飼い犬から右ひざ裏を噛まれ、本人の父親に病院に連れて行っていただき、塩川病院の整形外科で治療を受け、診断書には受傷日より全治約2週間の見込みとされるケガを負いました。

5月24日に本人が謝罪に来ました。その折、本人は私以外の集落の方とも揉め事が多く、現在、私の家で所有している農地を貸していますが、来年は借用契約の更新はしない旨を伝えました。そんな経緯もあり、逆恨みとも捉えられる行為であると考えられます。

このような市民からの通知を根拠とすることはあまりにも思慮深くなく、その主張は信ぴょう性に欠けます。

このようなことから、愛する家族が精神的に不安を感じ日常生活に支障をきたしていることは紛れもない事実であり、多くに市民の声という特定できない不十分な調査根拠により安易に議員の資格をはく奪および人権侵害を目的とすることは、許しがたい行為であることを最後に申し上げ、私、藤原尚の弁明とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

藤原尚君の自己の資格についての弁明が終わりました。

ここで藤原尚君の退場を求めます。

（退場）

（「議長、動議を提出します。」の声）

これから藤原尚君の議員の資格の決定の・・・。

(「賛成。」の声)

動議の内容を聞きます。

2番議員、池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

2番議員、池田恭務でございます。

議長からのご指示をいただきましたので、動議について、タイトルでよろしいですかね、まずご説明しますが、藤原尚君の議員の資格決定の件について、資格審査特別委員会へ再付託を求める動議を提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

暫時休憩を求めます。

○議長(中嶋新君)

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時04分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

早急に議会運営委員会を招集することを求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(秋山俊和君)

議会運営委員の皆さんは早速、議会運営委員会室へ集まってください。

○議長(中嶋新君)

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 4時30分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

(「議長、動議。発言の取り消しを求める動議を求めます。」の声)

(「賛成。」の声)

どのような発言でしょうか。

発言ですよ。

(「そうです。」の声)

議場の、この本会議場の発言。

(「よろしいですか、ここで発言させていただいて。」の声)

はい。根拠があって。

○16番議員（野中真理子君）

はい。16番、野中真理子です。

先ほどの藤原尚議員の弁明の中には、個人情報に関わるもの、また人権侵害にあたるもの、またさらに地方自治法第132条にある私生活に関わることも弁明の中に含まれておりました。大変不穏当な発言だと思います。

議長は地方自治法第129条に基づき、取り消しを勧告されるようお願いしたいと思いません。

あと、もう1つ。これについては、私は人間として、また特に女性議員として許しがたいと思っていますので、ぜひ謝罪もお願いしたいと思いません。

（拍手）

○議長（中嶋新君）

傍聴の方に申し上げます。

（「分かっています。」の声）

意思の表示、分かっているならやらないでくださいね。

発言の確認をさせていただくために、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 6時09分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

先ほどの野中真理子議員の動議の件について、藤原尚議員から発言の許可の申し出がありましたので、ここで許可いたします。

藤原尚君の入場を許可します。

（ 入 場 ）

ここで藤原尚君の発言を許可いたします。

○5番議員（藤原尚君）

資格審査特別委員会の中では、原委員が個人を特定できる実名を発言した事実もあり、手紙を差し出した本人も実名をあげることを承知しているということですが、私は弁明の中で個人が特定できるような実名については、発言はしていません。

平成29年10月————の山梨日日新聞に掲載されてありますので、発言をさせていただきます。新聞を読み上げさせていただきます。

（「ちょっと。」などの声）

○議長（中嶋新君）

続けてください。発言中ですよ。

○5番議員（藤原尚君）

——ケガを負わせた疑い、

（「ちょっと二次被害。」などの声）

（「議長。」の声）

○議長（中嶋新君）

藤原尚君の発言中です。

○5番議員（藤原尚君）

北杜署は——、傷害の疑いで——、自称農業、——容疑者を逮捕した。
逮捕容疑は9月——、午前11時半ごろ同市内の——生活している40代—
—の右足や右腹を蹴るなどして、全治約3カ月のケガを負わせた疑い、
（「いいんですか。これはどうして続けているんですか。」などの声）
（「いい加減に。」などの声）
（「プライバシーじゃないか。」などの声）

○議長（中嶋新君）

傍聴者に申し上げます。

先ほど一度、警告をいたしました。

ここで傍聴者の、全傍聴者の退場を命じます。

（「なんで全員なんですか。」の声）

（「そうだよ。」の声）

議長の命に従わないときは、地方自治法第130条第2項の規定により退場を命じますので、
念のために。

（「議長、この発言はプライバシーだよ。」の声）

（「おかしいだろう。」の声）

プライバシー、説明の中で言っているんでしょう。

（「それを言っているの。」の声）

（「法律違反。」の声）

何を言っているの。混乱しているじゃないですか。

（「二重におかしいよ。二重に。」の声）

（「法律違反です。これ。」の声）

（「また、同じことを言おうとしている。」の声）

（「どうするの。」の声）

（「配偶者暴力防止法違反です。」の声）

まずは傍聴者の退場を命じます。

藤原尚君、着座で。

（「こんなこと、議会で行っていいの。」の声）

公正な審議ができないじゃないですか。

（「暫時休憩。」の声）

（「賛成。」の声）

（「暫時休憩。」の声）

（「賛成。動議に賛成です。休憩動議に賛成です。」の声）

（「議長、休憩の動議が出ていますが。賛成者もいます。」の声）

（「違うでしょう。議長が命令したんでしょう。」の声）

（「議長、休憩。」の声）

これじゃあ、できません。

（「議長。」の声）

はい、内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

内田でございます。地方自治法131条に基づきまして、議長に対しまして注意喚起を申し述べます。

今回、傍聴人が騒がしいため、議長は会議の傍聴につきまして、130条の適用をしたということでございますから、まずはその130条を適用した行動を取ってからのこととするのが先といたしますが、いかがですか。

（「俺たちがいたら都合が悪いのか。」の声）

（「傍聴人がいると都合が悪いことでもあるのか。」の声）

（「130条の自治法をしろ。」の声）

（「議長、休憩。」の声）

○議長（中嶋新君）

自治法上で退場を命じております。

（「これは、配偶者暴力防止法の違反です。違反ですよ。上位法の違反ですよ。配偶者暴力防止法の違反です。議員がこんなことをするなんて信じられません。」の声）

（「いてもらって都合が悪いことをする。言えないからでしょう。」の声）

発言の許可を藤原尚君にしました。その発言の途中で、なぜ傍聴の方の発言で、はっきりと藤原尚君の意思が伝わりません。審議中でございます。宣告いたしました。

（「許す自体がおかしいの。」の声）

おかしい、何を言っているだ。

（「法律違反。」の声）

命令している。出ないということ。

（「休憩の動議が出ていますけども。」の声）

（「動議が優先だろ。」の声）

ここは北杜市議会の議場。議長のルールに従ってやるという。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

地方自治法131条に基づいて、議長、議長の権限で行使していただかなければ議事が進まないではないですか。お願いしますよ。

○議長（中嶋新君）

繰り返します。

議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場を命じますので。退場を命じます。

（「誰に言っているの。」の声）

傍聴人です。

（「全員ですか。」の声）

全員です。

（「全員。」の声）

（「全員さ。異議があっても、異議なんか関係ねえんだよ。分からんね。」の声）

（「目の前の仕事を一生懸命しようという気持ちじゃないですか。」の声）

（「そんなことは関係ない。」の声）

（「関係がないって。」の声）

（「ないんだよ。」の声）

特定ができないだろう。

（「議長、暫時休憩。」の声）

（「暫時休憩も何もないんだ。」の声）

（「指示をしなさい。指示をしなれば駄目。」の声）

（「人権侵害の答弁を許すのかよ。」の声）

（「藤原尚は自分の身を守ることならなんでもありかよ。」の声）

（「議事の進行の妨げになっている。」の声）

（「俺は退場しますが、ほかの人は関係ないですよ。」の声）

（「暫時休憩。」の声）

（「出なくてもいいんじゃないですか。だって法律違反しているんですもの。」の声）

（「おかしいからおかしいって言っているのに何がいけないんですか。」の声）

（「まっとうな議会じゃないじゃない、これじゃあ。」の声）

（「そうよ。」の声）

（「市長。」の声）

（「市長はどう思うんだ。市長。」の声）

ここは北杜市議会、議会内のことでございます。

私は議長として、この議場のですね、整理をするべき人間でございます。先ほど申したとおりでございます。

意見と意思表示は、傍聴人にはできません。

（「できないからって、なんでも好き勝手やっていいのか。」の声）

先ほども申し上げたとおり、自治法に則って議長権限で命じております。

（「議長、暫時休憩。」の声）

（「賛成。」の声）

（「議長、ちょっとよろしいですか。」の声）

（「なんで内田議員は発言させて、岡野議員は発言させないんですか。」の声）

（「議長、発言を求めます。」の声）

岡野淳君の発言を許します。

（「130条。それに基づいて係員を使ってやるんでしょう。何をやっているの。」の声）

（「なんで秋山議員の言うことは聞くんですか。岡野議員に発言させてくださいよ。」の声）

先ほど申し上げましたように、第130条の規定により事務局をもって退室を命じます。

（「議長、いいですか。」の声）

岡野議員、発言を許可いたします。

○13番議員（岡野淳君）

まず藤原尚君の発言、これは私も、プライバシーの問題ということをおっしゃっていただきましたけれども、議長はそれは正当な、この議場における正当な発言だという判断で続けさせておられるんだろうと思います。まず、その1点を確認させてもらいたいんですが、そのことをもって傍聴の皆さんが声をあげたわけです。まず、その議長の判断、この先ほどの藤原尚議員の発言が、この議場において正当なものだというご判断なのかどうか伺います。

○議長（中嶋新君）

私の判断ですか。

藤原尚君の発言の中で、最終まで発言を許可いたしました。その内容について、しっかりと最後まで発言を聞かないとですね、先ほどの野中真理子議員の動議の内容について説明ができません。

途中で、傍聴人のお言葉が入りましたけども、私のほうで聞き取れません、藤原君のお言葉が。そのあとです。

（「お言葉が聞こえないって。」の声）

（「じゃあ、よろしいですか。すみませんが。」の声）

権限でしょう。まず。

（「議長の権限だ。」の声）

そうです。

（「だけど議長が発言を許可しているんだから。」の声）

（「議長、よろしいですか。」の声）

（「許可しろよ。」の声）

（「進まないじゃないですか。だって。」の声）

逆でしょう。退場を命じています。

（「休憩してください。」の声）

（「休憩なんかできるか。議場の統治権は議長の権限なの。」の声）

それはご存じですよ。

（「議長。」の声）

（「女性の人権を守らないの、副議長。」の声）

（「規定に基づいて行動しろ。」の声）

（「ちょっと議長、ちょっとお願いですよ、発言させてください。」の声）

退場してから。発言を最初から。

（「130条の。」の声）

130条は宣言しております。その上でですね。岡野議員は。

（「いいですか、発言。」の声）

その上で発言を求めているわけですね。

（「議長の権限というのはよく存じ上げているつもりですが、その前に藤原議員の発言、これが人権にかかわるような内容じゃないかという声があがったわけですよ。それは議員の中からあがったし、傍聴の方々だって。」の声）

静粛にしていなければいけないでしょうが。

（「もちろん、そんなこともご存じだと思いますよ。ご存じだけでも、黙っていられなかったという、強力な市民の抗議の声ですよ、これは。」の声）

そんな主張がありますか。

（「議長の権限は分かるし、傍聴が騒いだら出ていくというルールも分かります。分かりますけども、その前に、この藤原議員の発言があれていいのかということですよ。そこを整理しなかったら、前に進まないじゃないですか。」の声）

発言を許可していますよ。だから。内容について、私がここでコメントすることではないで

しょう。

（「議長、いいですか。議長、進行上の意見です。」の声）

（「議長、議場の整理をなさいます。」の声）

していますけど。

（「宣言で。」の声）

宣言をもう、しているでしょう。

（「志村議員だって発言させる。」の声）

傍聴席。

繰り返しになりますけども、傍聴の方の退場を命じましたので従っていただきたいと思いません。よろしく願いいたします。議事進行をしたいので。

（「議長、発言を。」の声）

発言っておかしいだろうが。まずは退場をしてからでしょうが。命じている。傍聴人の退場を命じました。

傍聴人の退場がなければ、このまま発言を、進めるわけにはいきません。

（「議長の進行上についての意見です。」の声）

（「議長の進行についての意見です。」の声）

先ほどの私の意見に同調して、その先の話ですか。どういう意見。

（「とりあえず聞いてください。それと局長と。いいですか。」の声）

議場の整理と傍聴人の退場等々、注意、退場の命令ができることはご存じですよ。繰り返しになりますけども。

（「そのことについて。」の声）

理屈じゃないんだよ。いい加減にしてくださいよ。

（「議長の権限を行使しなさい。」の声）

はい。

（「係の方をお願いして。」の声）

はい。係の。名前言っていい。事務局で、

（「なんで秋山議員の言うことしか聞かないんですか。」の声）

事務局をもって退場を誘導いたしますので、事務局に従っていただきたいと思いません。

報道のカメラの撮影は、今、停止を命じます。

（「なんでだよ。」の声）

議事進行上のですね。

（「きちんと報道して。報道してよ、きちんと。」の声）

（「これが北杜市議会の現状か。恥ずかしくないのか。」の声）

（「今の事態は、DV防止法の違反です。それは市のほうも分かっているはずですよ。配偶者暴力防止法に抵触するということです。内閣府に通報するべき事柄です。これはいくらなんでも看過できません。私たちとしたら。看過できませんよ。」の声）

（「全員ということ。」の声）

（「しょうがない。」の声）

（「おかしい。」の声）

おかしいってどういうこと。

（「私は何も言っていません。」の声）

私は何も言っていない。

（「ですから喋っている人は退場してください。」の声）

（「妨害している人は退場してください。」の声）

（「議長。議長。議長。判断しろ。」の声）

（「全員、退室してください。」の声）

（「そんなことでどうするだ、これ。」の声）

（「議長権限で、こんな指示があつていいのか。」の声）

（「議長。一時休憩。暫時休憩。」の声）

（「賛成。そうしないと混乱を起こしますよ。」の声）

（「何をやっているだ。議長。」の声）

（「これは大変なことになりますよ。」の声）

（「早く休憩しろ。」の声）

（「前代未聞じゃない。」の声）

（「明らかに、暫時休憩やればいいじゃん。」の声）

（「委員長、休憩してください。」の声）

できない。妨害もいいところだな。

（「議長が判断すれば委員長が判断するってよ。議長、判断してください。」の声）

先ほど議員の発言中に傍聴の方が、私は発言したという方もいらっしゃいます。その方の意思も聞いておりますので、ここで暫時休憩をしますが、ただ議運の委員長、議会の運営上ですね、議運に一言聞いて判断をしたいと思えます。よろしいですか。その上で退場等をですね。再開をしたいと思えますが。

（「全員の退場はおかしいでしょう。」の声）

ですから今、話をしました。

（「さっき全員って言ったじゃないですか。取り消すんですか。取り消すなら、そう言ってください。」の声）

命令に従わないから。取り消すという問題じゃないでしょう。

（「議長、休憩ですか。」の声）

暫時休憩といたします。

休憩 午後 6時33分

流 会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	山内 一 寿
議会書記	平井 伸 一

